

マンガン、スビール、シリコン、マンガン、フェロ・シリコンの全部を包含す

第二條 註文の蒐集は總て本會に於て行ひ之を第三條による比率により各會員に割當つるものとし本會單獨にて受註せざるものとす  
但官廳の指定其他特別の事情により本會の承認を得たる者は本條に據らざることを得

第三條 本會員の販賣比率は從來の實績並に生産設備其他を參照し委員會の決議により別に之を定むるものとす、但特殊品目につきては除外例を設ることを得  
前項の販賣比率は毎年二回(三月九月)之を再検討の上更改することあるべし

第四條 本會員は前條比率に依り割當られたる數量に對しては事情の如何を問はず之を辭退するを得ず且引受けたる註文は絶対に履行する義務あるものとす

報告義務  
第五條 本會員は毎月十日迄に前月中の生産、受渡、前月末在庫數量及翌月生産豫定數量を委員長宛に報告するものとす

新設、改良、其他  
第六條 本會員は設備の新設、増設、改造、廢棄、移轉等苟くも統制品目の生産に影響を與ふる施設を完了したる場合は即時本會に報告するものとす  
前項の報告は第三條第二項販賣比率の再検討をなす場合の參考資料とす、但毎二ヶ月前の報告により之を審議するものとす

販賣上の責任  
第七條 第二條により割當られたる受註は本會に於て決定したる販賣條件により各自單獨の計算と責任を以て之が履行を爲すものとす

指定商制の採用  
第八條 本會員は自己の製品を取扱ふべき指定販賣人を各自選定し本會の承認を受くるものとす  
指定販賣人  
第九條 指定販賣人は代表者一名を定め

本會に届出づるものとす  
前項代表者は本會の要求に應じ商況の報告其他意見の開陳を爲すものとす  
第十條 指定販賣人は販賣に付本會所定の口錢を本會員より受くるものとす  
第十一條 指定販賣人は本會に對し左の義務を負担するものとす  
一、本會の定むる販賣値段を遵守し且其他販賣に關する本會の指圖に従ふこと  
二、本會の承認を得るに非ざれば本會以外の同一乃至類似製品の取扱又は輸移出並に輸入を爲さざること  
三、賣越又は買持を爲さざること  
第十二條 指定販賣人は賣約報告、受渡報告、其他必要なる事項を其都度本會に報告するものとす  
第十三條 指定販賣人は配給の圓滑を期する爲必要に應じて問屋を利用することを得、但問屋は本會の承認したるものに限る

第十四條 指定販賣人を指定販賣人の義務に關する規定並に委員會の決議に違反し又は之を履行せざるときは委員會の決議により其資格を取消すことを得

るものとす

經費其他

第十五條 本會經費支辨の爲本會員は毎月定額及出荷數量一應に付定率金額を本會に繰出するものとす  
前項の定額及定率金額は委員會に於て之を定むるものとす

第十六條 本細則は全委員四分の三以上の承認を得るに非ざれば之を變更することを不得るものとす

フェロ・モリブデン

分科會

所屬メーカー 日本曹達、日本電興、日本電氣冶金、日本電工、關東電氣製鍊、栗村鐵業、三德工業以上七社  
モリブデンは合金鐵中グラヂウム・ダングステン、ニツケル、クロムと共に間接軍需資材として極めて重要なもので、従つて將來相當強力なる統制が行はれるものと見られるが、目下のところは  
(一)フェロ・モリブデンの配給の調整  
・主要原料の購入及びこれが配給の統制につき協議する  
(二)會員の販賣比率は過去の實績を主

眼として定める

(三)販賣標準値段を決定する

を行ふのみで、指定販賣人(指定商)を設置せず、従つて口錢も決定してゐないまた各需要者より毎月翌月分の申込みを取りこれを會員の生産可能量と照し合せて生産數量を決定、それぞれ會員の販賣比率に應じてこれが生産割當を行ひ、更に軍需を優先的とした一定の配給順位(關係各廠の定めたもの)に基き配給する仕組で、既に販賣クォーターは日本電氣冶金、栗村鐵業の二社で全體の四〇%残り六〇%を日本電工、日本曹達、三德工業、日本電興の四社に當てることとなつた。また販賣標準値段は現在の市價と同額で、日本鐵業を通じて外國から輸入した鐵石によつて生産したものは純分一庇につき十四圓二十二錢、朝鮮から移入した鐵石で生産したものは純分一庇につき十七圓二十七錢と決定、十二月一日より統制を實施した。なほ前者の輸入鐵石を原料としたフェロ・モリブデンは軍需向とし後者の移入鐵石を原料としたものは主として民需に振向ける方針である。分科會々則及び細則左の通り

フェロ・モリブデン 分科會々則

第一條 本會の名稱をフェロ・モリブデン分科會とす  
第二條 本會は日本フェロ・アロイ協會會當該分科會員を以て之を組織す  
第三條 本會は日本フェロ・アロイ協會の統轄の下にフェロモ・モリブデン製造業の健全なる發達を圖り其の生産配給の調整、主要原料の購入及配給の統制に關し協議することを以て目的とす  
第四條 第三條の協議を行ふため毎月一回打合會を開催す  
但し必要あるときは隨時打合會を開催することを得  
第五條 前記各條の事項を處理するため本分科會員中より三名の委員を選任す  
第六條 委員は互選により一名の幹事を置き其任期を一ヶ年とす。但し再任を妨げず  
幹事は打合會を招集し當分科會を代表して理事會との連絡に任じ、其他當分科會に關する事務を處理するものとす



第七條 本會は全會員一致の決議によるに非ざれば之を變更することを不得

フエロ・モリブデン  
分科會細則

- 第一條 會員は毎月打合會、例會に於て現品販賣標準値段其他會則第三條の目的に關する基本條件を協定す
- 但し軍機の秘密に涉る事項は特定の會員間に於て別に之を協議するものとす
- 第二條 現品の販賣は當分の内打合會所定の條件に基き會員各自之を行ふ
- 第三條 現品の販賣に當つては會員は互に從來の實績を尊重し互讓協調の精神を以て事に當るものとす
- 第四條 幹事は必要ありと認めたるときは現品の販賣に關し協調のため打合會を招集し又は事宜に應じ幹旋の勞をとるものとす
- 會員は幹事に對し前項の幹旋を求むることを得
- 第五條 各會員は毎月の生産高、出荷高在庫高及販賣明細表を幹事に報告するものとす
- 第六條 本細則につきては打合會に於て

當分科會に限り適用すべき別段の定めをなすことを得

タングステン分科會

- 所屬メーカー 日本曹達、日本製鐵業、日本電興、日本電工、關東電氣製鍊、大同製鋼、栗村製鍊、三德工業、三菱製鍊、福山合金、製造豫定のもの鐵興社以上十一社
- 同分科會の統制方法は
- 一、主要原料の購入及び輸入並びに輸出に關する事項
- 二、主要原料配給の調整
- 三、製品の生産、輸入、輸出の統制
- 四、製品の配給調整並びにその他販賣方法に關する事項
- 五、製品販賣價格の統制
- を行ふ目的の下に
- 一、會員の販賣比率を過去の實績現在の生産設備に基き決定
- 二、販賣標準値段決定
- 三、生産割當、配給方法はモリブデン分科會と同一
- を決定することとなつてゐる、一時大メーカーと中小メーカー間に一度決つた

販賣比率、販賣標準値段をめぐつて紛争が惹起し、再審議を行ふこととなつたもので、十四年一月一日から統制を實施した分科會々則左の通り

タングステン分科會々則

- 第一條 本會は日本フエロ・アロイ協會規約第十條に基き設くるものにしてタングステン分科會と稱す
- 第二條 本會の會員は本邦（朝鮮、臺灣を含む）に製造設備を有し現にフエロタングステン製造業者を以て組織す
- 第三條 會員の互選により幹事一名を置く、幹事は本會を代表し諸般の事務を處理す
- 第四條 本分科會は毎月一回開催する外隨時必要に應じ幹事之を招集す
- 第五條 本會の決議は出席會員の四分の三以上の同意を以て決定す
- 第六條 幹事の任期は一ケ年とす、但再選を妨げず
- 第七條 本會は左記の事業を行ふものとす其遂行に關する詳細は都度協議決定するものとす

- 一、主要原料の購入及輸入並に輸出の統制に關する事項
- 二、主要原料配給の調整に關する事項
- 三、製品の生産及輸入並に輸出の統制に關する事項
- 四、製品配給の調整並に販賣方法に關する事項
- 五、製品の販賣價格の統制に關する事項
- 六、其他本會の事業達成に必要な事項

ヴナチウム分科會

所屬メーカー 日本曹達、日本電氣冶金、關東電氣製鍊、三德工業の四社  
統制方法はモリブデン分科會と同一で十四年一月一日より統制を實施してゐる分科會々則、細則左の通り

フエロ・ヴナチウム  
分科會々則

製鐵業

- 第一條 本會の名稱をフエロ・ヴナチウム分科會とす
- 第二條 本會は日本フエロ・アロイ協會當該分科會員を以て之を組織す
- 第三條 本會は日本フエロ・アロイ協會の統轄の下にフエロ・ヴナチウム製造業の健全なる發達をはかり其の生産配給の調整、主要原料の購入及配給の統制に關し協議することを以て目的とす
- 第四條 第三條の協議を行ふため毎月一回打合會を開催す
- 第五條 前記各條の事項を處理するため本分科會員中より一名の幹事を選任しその任期を一ケ年とす但し再選を妨げず
- 第六條 幹事は打合會を招集し當分科會を代表して理事會との連絡に任じ其他當分科會に關する事務を處理するものとす
- 第七條 本會則は全會員一致の決議によるに非ざれば之を變更することを不得

フエロ・ヴナチウム  
分科會細則

- 第一條 會員は毎月打合會例會に於て現品販賣標準値段其他會則第三條の目的に關する基本條件を協定す
- 但し軍機の秘密に涉る事項は特定の會員間に於て別に之を協議するものとす
- 第二條 現品の販賣は當分の内打合會所定の條件に基き會員各自之を行ふ
- 第三條 現品の販賣に當つては會員は互に從來の實績を尊重し互讓協調の精神を以て事に當るものとす
- 第四條 幹事は必要ありと認めたるときは現品販賣に關し協調の爲打合會を招集し又は事宜に應じ幹旋の勞をとるものとす
- 第五條 各會員は毎月の生産高、出荷高在庫高及販賣明細表を幹事に報告するものとす
- 第六條 本細則につきては打合會に於て當分科會に限り適用すべき別段の定めをなすことを得

燐鐵分科會

所屬メーカー 日本曹達、日本製鍊、勝山電化、鐵興社、昭和製鍊、東洋電氣工業、金山電化工業、以上七社



統制方法は前記の分科會と同一である分科會々則、細則左の如し

燐鐵分科會會則

第一條 本會の名稱を燐鐵分科會と稱す
第二條 本會は日本フェロ・アロイ協議員にして燐鐵を製造する業者を以て之を組織す
第三條 本會は日本フェロ・アロイ協議員の統轄下に燐鐵製造業者の健全なる發達を圖りその生産配給の調節、主要原料の購入及び配給の統制に關し協議することを以て目的とす

第四條 本會は毎月一回打合會を開催す但し必要ある時は隨時之を開催することを得
第五條 會員の互選により幹事二名を置きその任期を一ケ年とす、幹事は打合會を招集し本會を代表して理事會との連絡に任じその他本會の事業を處理するものとす

第六條 本會の會費は別に之を定む
第七條 本會則は全會員の過半数の決議によるにあらざれば之を變更することを得ず

燐鐵分科會會細則

第一條 毎月打合會に於て製品販賣標準値段その他必要事項を協定す
第二條 製品の販賣は當分の間打合會所定の條件に基き會員各自之を行ふ
第三條 製品の販賣に當つては會員は互に從來の實績を尊重し、互讓協調の精神を以て事に當るものとす

フェロ・チタン分科會

所屬メーカー 日本鋼管、栗村鐵業、三德工業の三社
統制方法は他の分科會と同一であるが現在フェロ・チタンは殆んど需要がなく一方輸出も杜絶してをり従つて各メーカーとも生産を行つてゐない。今後需要が生じた場合統制する筈で何等の決定を見てもない分科會々則左の通り

フェロ・チタン分科會會則

第一條 本會はフェロ・チタン分科會と稱す
第二條 本會は日本フェロ・アロイ協議員

會々員によつてフェロ・チタンを製造する者を以て組織す

第三條 本會は日本フェロ・アロイ協議員の統轄の下にフェロ・チタン製造業の健全なる發達を圖り其の生産、配給並に之が主要原料の購入配給の統制に關し協調することを以て目的とす
第四條 本會運用に必要な事項を協議する爲毎月一回打合會を開催す、但し必要なる場合は隨時開催することを得
第五條 會員の互選により幹事一名を選任す

第六條 製品の販賣は當分の間打合會の決議にもとづき會員各自之を行ふ
第七條 本會則施行上必要な細則は別に之を定む
第八條 本會則は全會員の承認を得るにあらざれば之を變更することを得ず

フェロ・ニッケル

所屬メーカー 日本鐵業、日本曹達、關東電氣製鍊の三社で未だ分科會の設置を見てゐない。

フェロ・クローム分科會

所屬メーカー 日本曹達、日本鋼管、日本電興、日本電氣冶金、昭和電工、日本製鍊、勝山電化、關東電氣製鍊、大同製鍊、鐵興社、三菱鐵業以上十一社

フェロ・クローム分科會會則

第一條 本會はフェロ・クローム分科會と稱す
第二條 本會の會員は日本フェロ・アロイ協議員中のフェロ・クローム製造業者とす

第三條 本會は日本フェロ・アロイ協議員の統轄の下に左の事業を行ふことを以て目的とす
一、フェロ・クローム製造業の發達に關する事項
二、生産及配給の調整に關する事項
三、主要原料の購入及配給に關する事項

機關及業務
製鐵業

第四條 本會に第一部及第二部を置き各部は左記事項を協議處理す
第一部は高炭素フェロ・クロームに關する事項
第二部は低炭素フェロ・クロームに關する事項

第五條 前條所定の各部に委員會を置く委員は各會員より一名を推薦するものとす
委員は互選に依り各部に三名の幹事を選任し其合議に依り業務を處理せしむ幹事は互選に依り幹事長一名を選任し本會を代表せしむ
幹事長並に幹事の任期は一ケ年とす但し重任を妨げず

第六條 委員會を例會と臨時會の二種とす
例會は毎月一回臨時會は必要の都度これを開催す
委員會の決議は出席委員の一致を原則とす但意見の一致を見ざる場合は出席委員の四分の三以上を以てこれを決す
第七條 委員會は第三條の目的達成に關する基本事項を決議す
販賣及註文割當方法並に購入原料の配

給等本會運用に必要な細則は別にこれを定む

第八條 本會の收支決算は毎年三月末及九月末之を行ふ
幹事長は委員會に決算書を提出し其承認を認むることを要す
會員の義務
第九條 本會員は互讓協調の精神を以て本會々則及日本フェロ・アロイ協議員規約並に其の決議に依る權利義務を遵守するものとす

第十條 本會則は委員四分の三以上の同意を得るに非ざれば之を變更することを得ず

フェロ・クローム分科會細則

統制品目

第一條 本會に於て取扱ふ品目は高炭素フェロ・クローム並に低炭素フェロ・クロームとす
高炭素フェロ・クロームは炭素含有量二%以上のものとす
低炭素フェロ・クロームは炭素含有量



二%以下のものとす

販賣

第二條 毎月例會に於て販賣値段及其の條件を協議するものとす

第三條 註文の蒐集は總て本會に於て行ひ之を第五條による販賣比率により各會員に割當つるものとす

但軍の秘密に涉る事項は特定の會員間に於て別に協議するものとす

第四條 前條により割當られたる註文に對しては各自責任を以て契約履行をなすものとす

第五條 會員の販賣比率は從來の實績並に生産設備其他を參照し委員會の決議により之を定むるものとす

第六條 輸入鐵石の配給に關しては本會に於て斡旋するものとす

第七條 會員は毎月の生産高、出荷高、在庫高、販賣明細表其他必要なる報告書を翌月十日迄に本會へ提出するものとす

第八條 本會經費支辨の爲會員は毎月定

額及出荷數量一應に付定率金額を本會に醸出するものとす  
前項の定額及定率金額は委員に於て之を定むるものとす

第九條 本則は委員四分の三以上の同意ある場合は之を變更することを得

鐵鋼第二次工程品

鐵鋼の統制は軌道に乗り完璧に近いまでに強化されてゐるが、鐵鋼需要の約四十パーセントを占めるこれが第二次工程品の統制が充分に行はれてゐない時は折角の鐵鋼統制の効果を水泡に歸せしめることとなるわけで、これに鑑み商工省では一昨年以來これが統制に力を注ぎ既に空罐、鑄造品、磨帶鋼、鐵線、亞鉛引鐵線、丸釘、五ガロン罐、亞鉛鐵板についてはそれ〴〵實施して來たが、昨年に入り鐵線、亞鉛引鐵線、丸釘並びに亞鉛鐵板の統制を一段と強化すると共に新たに鐵山用ボールの統制を行ひ、またドラム罐の統制方針を明らかにした。

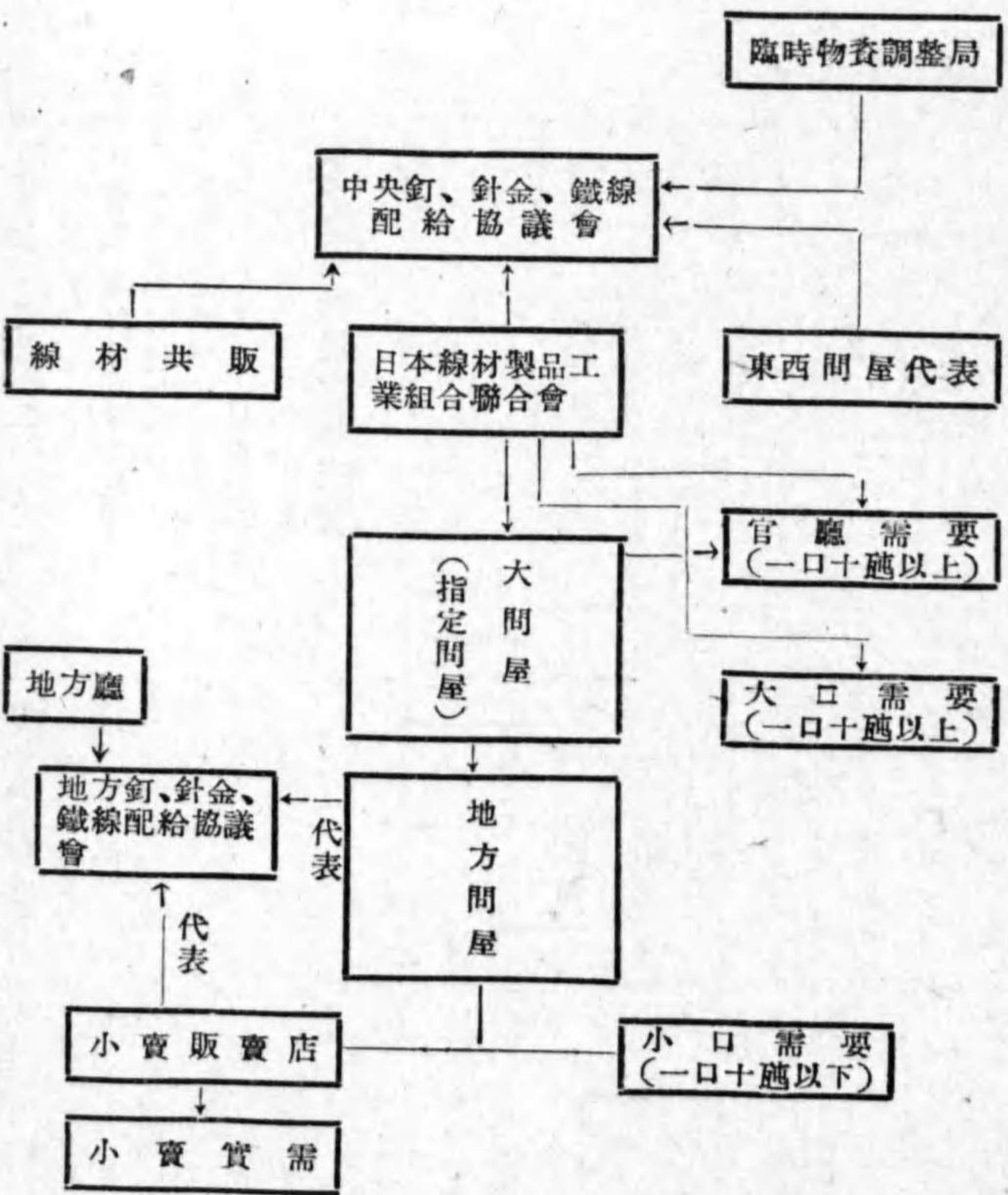
釘、針金、鐵線

從來のメーカー（日線工聯）需要家並びに商工省關係官を以て形成されてゐた需給調整協議會を解消し、新たに線材共販、日線工聯、問屋の三者により釘、針金、鐵線中央配給協議會を作り、一ヶ月毎に、

(イ)釘、針金、鐵線三品目の生産比率の決定  
(ロ)府縣別小口需要の査定及これに對する配給量の割當  
(ハ)大口需要（一ヶ月一品目十應以上）の査定及これに對する配給量の割當  
(ニ)官廳需要の査定及これに對する配給量の割當  
(ホ)地方問屋、大口需要及官廳需要に對する配給擔當者の決定  
(ヘ)其他統制に必要な事項の決定  
を行ひ、右各府縣の割當量は地方廳經濟部關係官、販賣業者代表（地方問屋、小賣商）實需家の三者によつて組織されてゐる地方釘、針金、鐵線配給協議會に於て

(イ)地方問屋が金物小賣商へ配給すべき數量の決定  
(ロ)小口需要中の主要なるものに對し

釘、針金、鐵線配給系統圖



配給票により優先的に配給すべき數量の決定  
(ハ)其他配給統制に必要な事項の決定即ち配給された數量内に於て優先配給すべき數量  
等に基づき配給することとなつてゐる。しかして値段は中央物價委員會の答申により公定價格の決定を見てゐる。即ち  
(1)工場から指定問屋に渡す値段  
(2)指定問屋から地方問屋に渡す値段  
(3)地方問屋より小口需要家又は小賣商へ渡す値段  
(4)工場及指定問屋から官廳並びに大口需要家に渡す値段  
の四つに分れてをり、一方地方は右公定價格に運賃、諸掛を加へたものを地方配給協議會で次の三つに分けて決めてゐる  
(イ)地方問屋が小口需要家並びに小賣商へ配給する賣値  
(ロ)小賣商の樽(又は丸)賣値段  
(ハ)小賣商の分賣値段  
なほ日線工聯は指定問屋五十六店(東京十九、大阪三十二、名古屋二、福岡三)を、また地方問屋千四百三十三店をそれぞれ選定、指定問屋は東西に商業組合を組



織し、原則として東部商組は東京鐵線工組の製品を取扱ひ、西部商組は大阪鐵線鋼線材製品工組、兵庫縣線材加工工組、愛知鐵鋼線材製品工組、福岡縣線材製品工組の製品を取扱つてゐる。

**亞鉛鐵板** 一昨年九月から實施してゐた亞鉛鐵板統制を商工省の方針に従ひ亞鉛鐵板配給協議會を設置して昨年一月から一段と強化した。即ち該協議會の組織及び事業左の通り

**亞鉛鐵板配給協議會**

亞鉛鐵板の配給の調整を圖る爲商工省の監督下に亞鉛鐵板配給協議會を設置す

(一)組織

薄板共販組合工業組合及特定問屋商業組合のメンバーを以て組織す

(二)事業

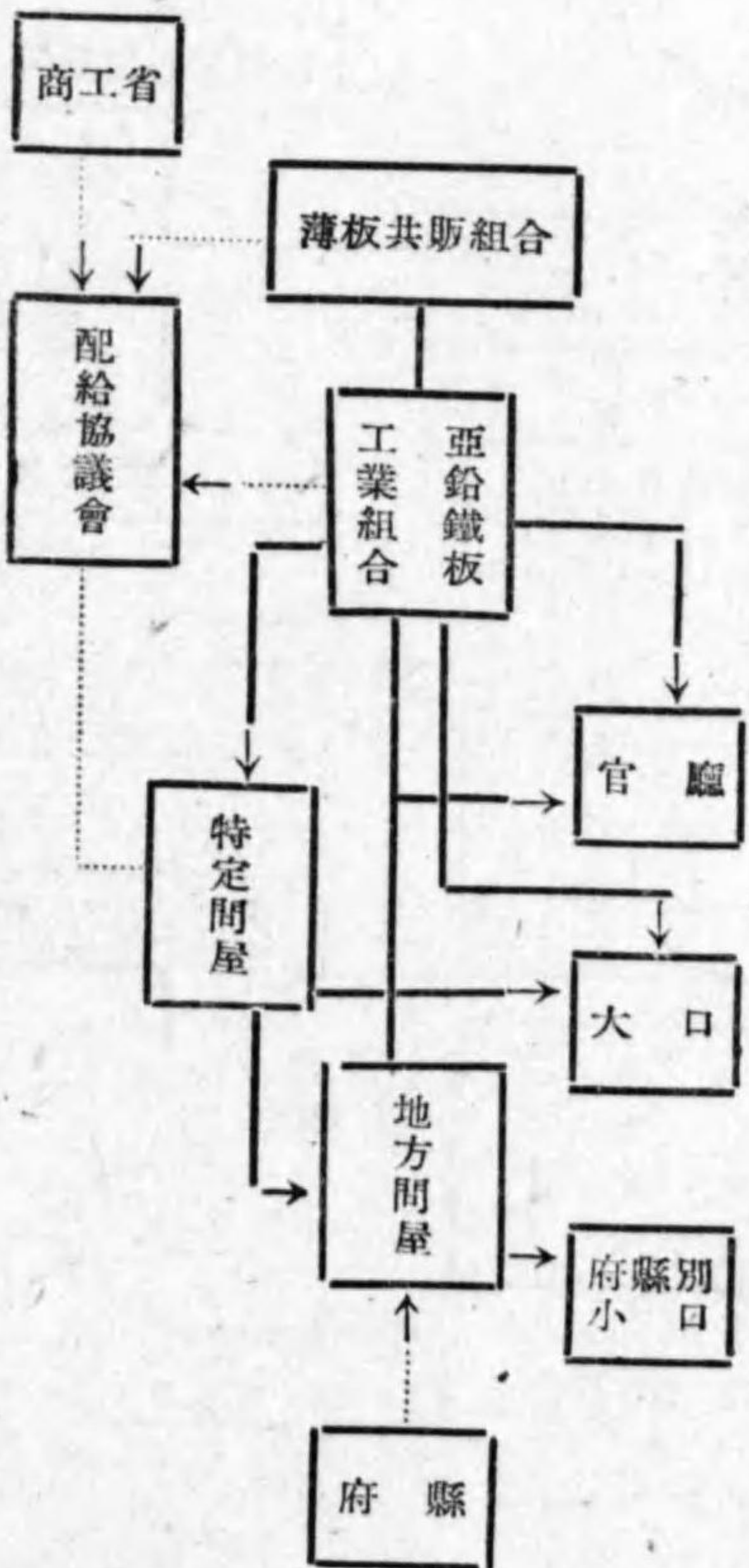
(イ)府縣別小口需要(一口十噸未満のもの)の査定及之に對する配給量の割當

(ロ)大口需要(一口十噸以上のもの)の査定及之に對する配給量の割當

(ハ)官廳需要(但し五噸未満は小口)

需要に準ずる)の査定及之に對する配給量の割當  
(ニ)地方問屋、大口需要及官廳需要に對する配給擔當者の決定  
(ホ)其他統制に必要な事項の決定

**亞鉛鐵板配給系統圖**



しかしして亞鉛鐵板工組では右に伴ひ從來一定の取扱ひ実績のあつたものうち

から三十三店(東京十五、大阪十七、下關一)の特定問屋を選定すると共に地方

問屋を決定、配給ルートの鮮明化をはかつた。

特定問屋は豫め定められた一定量の範圍内に於て製造業者と共に地方問屋向配給並びに大口需要官廳需要に對する配給にあたり、地方問屋は各府縣別に査定された小口需要に對し各地方廳の監督下に配給を行ふもので、一方中央物價委員會はこれが公定價格を答申實施された。

**鐵山用ボール**

金屬資源開發を促進するため、商工省はこれに不可欠な鐵山用ボールの需給調整を七一九(第二四半期)より實施した。右統制要綱は次の通り

一、左記供給者、需要者、關係業者、並びに官廳關係官を以つて需給調整協議會を結成する

- (一)商工省、拓務省(朝鮮總督府)、各關係官、日本鐵鋼製品工組、日滿鐵鋼販賣會社、日本鐵屑統制會社、日本鋼材販賣會社各代表
- (二)供給者、日本鐵山ボール工組代表
- (三)需要者、鐵山關係團體、セメント製造團體

二、需給調整協議會では左の事項を行

製鐵業

ふ

(一)鐵山用ボールの最高價格決定

(二)鐵山用ボールの需給調整

(三)其他必要な事項

三、需給調整方法

(一)各需要者團體は二、四半期毎に於けるその所屬員の所要五ガロン罐の數量を取纏め毎四半期始めの一ヶ月前に協議會に提出すること

(二)協議會に於て各團體に對する割當數量、これが供給量と睨み合せ

(三)需要者團體はその割當範圍内に於て各々その所屬員に對し一定比率により配給割當をなし、同時にこれを協議會に報告すると共に當該員に對し右割當數量に基き切符(割當證明書)を發行す

(四)日本鐵山ボール工組は割當證明書と引換にあらざればこれを販賣

(五)日本鐵山ボール工組で割當證明書と引換に販賣したる時はこれを取纏め次期協議會に提出すること

**ドラム罐**

現在(十四年末)ドラム罐

の統制は行はれてゐないが、それを實施する旨商工省から公開の席上言明あり、近く行ふものと見られる。しかししてその方法は左記要綱に基き商工省關係官、日本鐵工聯、薄板共販の各代表に、メーカー側としてドラム罐工組聯合會、消費者側として石油、鐵油、植物油、化學製品、魚油、アスファルト等の各統制團體代表を以て需給調整協議會を設け、四半期毎の需要者團體別割當數量を決定する管で、配給にあつては切符制を採用することとなつてゐる。要綱左の通り

**ドラム罐配給統制要綱**

一、要旨 鐵鋼統制の強化に伴ひドラム罐製造用鐵鋼供給も相當制限せらるゝの止むなき實狀にあるを以て之を適正且合理的に配給するの要ありと認めらる、仍てドラム罐製造業者及之が消費者團體を以て配給調整協議會を組織し左の方法に依り其の需給關係を調整せんとす

二、協議會 (一)ドラム罐の需給を調整する爲差當り左のものを以て組織する、ドラム罐需給調整協議會を設



置し原則として年四回之を開催すること

(イ)關係者 商工省關係官、日本鐵鋼製品工業組合聯合會代表者、薄板共販組合代表者  
(ロ)供給者 ドラム罐工業組合聯合會

(ハ)需要者

(ニ)協議會に於ては左の事項に付協議決定するものとす

(イ)年四半期に於けるドラム罐の需要者團體別割當數量

(ロ)前各號の外需給調整に關する事項

三、協議決定事項の實施方法

(一)各需要者團體は一四半期に於ける其の所屬員の所要ドラム罐の數量を取纏め毎四半期始期の一箇月前迄に需給調整協議會に提出すること

(二)協議會に於て各團體に對する割當數量を決定したるときは需要者團體は其の割當範圍内に於て其の所屬員に對し一定比率に依り配給割當を爲し同時に之を協議會に報

告すること

前項の場合需要者團體は當該所屬員に對し配給割當證明書を發行すること

(三)ドラム罐工業組合聯合會は配給割當證明書と引換に非ざれば販賣することを得ざること

(四)ドラム罐工業組合聯合會に於て割當證明書と引換販賣を爲したるときは之を取纏め次期協議會に提出すること

### 有價證券引受業

資本金 壹千萬圓 (全額拂込済)

積立金 五百四拾九萬圓也  
繰越金

本社電話 (66) 自三二四一 至三二五二  
茅場町

本社 東京市日本橋區兜町一丁目

京橋支店 同 京橋區第一相互館一階

# △山一證券株式會社

取締役社長 木下 茂

支店及出張所

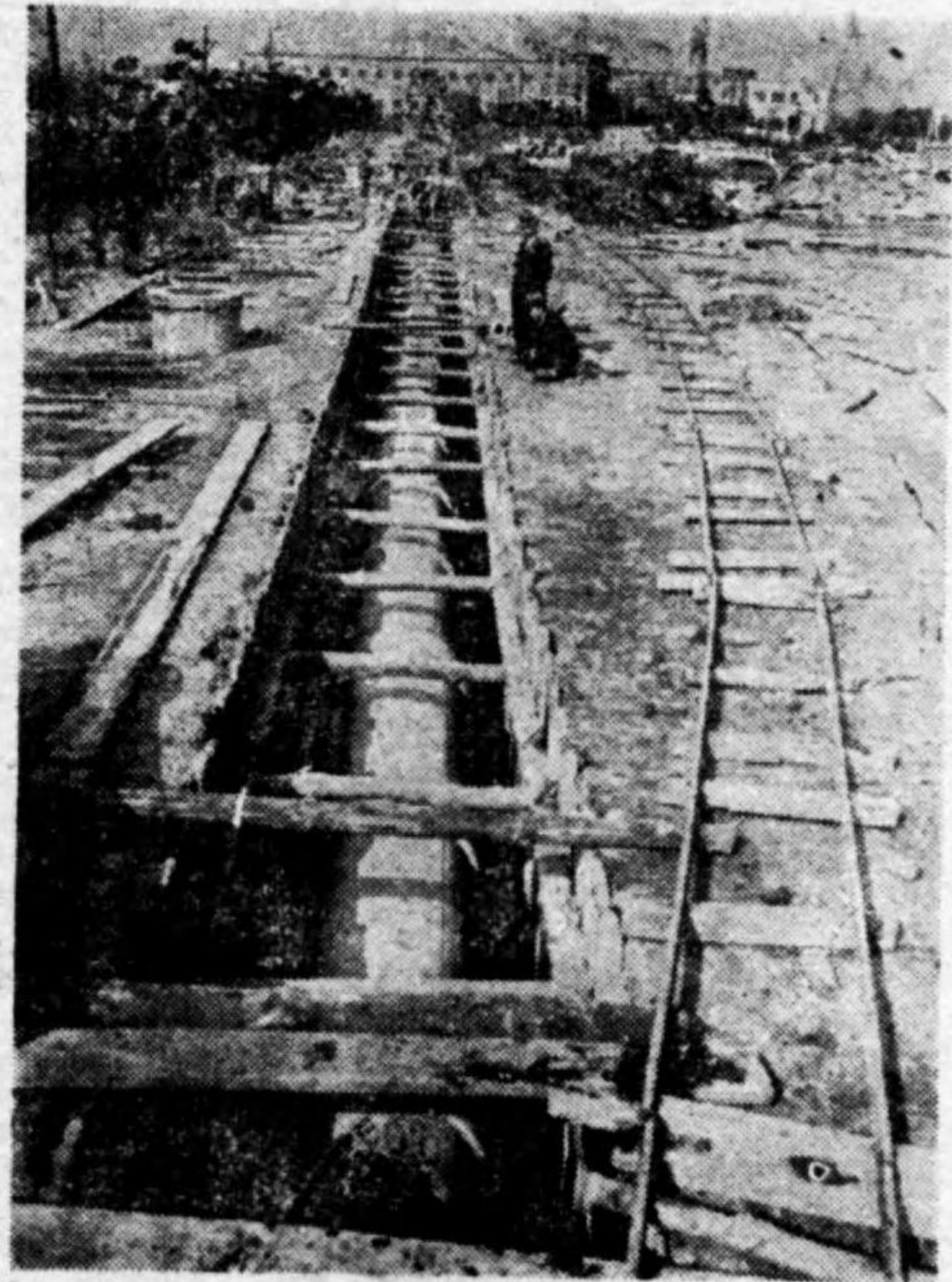
大阪・名古屋・岡山・新潟・濱松・京都・福岡  
京城・廣島・札幌・奉天・神戸・横濱



特許 ニュー・ヒューム管.

特許 ヒューム鋼管.

用途 上水道・排水管・溫泉管  
灌漑用水管・通風管・工業用管



(東京市水道局芝浦汚水處分場納入)  
内徑 300 ミリ ニューヒューム管



帝國ヒューム鋼管株式會社

東京市京橋區木挽町五の二(エタニツトビル)  
電話 銀座 (57) (代表) 7344 番

廣……二

主なる取扱品目

- 鐵骨建物及スチールサツシ、ドア、シャター其他建築諸材料
- 煖房、衛生、電氣、厨房、洗濯、其他建築設備
- 車輛、艦船、航空機、諸機械部材用各種プレス鋼材
- 鑛山及化學工業用諸機械裝置並各種荷役設備
- 工業用各種加熱爐並トリクレン使用各種機械裝置

三機工業株式會社

東京市麴町區有樂町(三信ビル)

電話 銀座 代表 五一四一・五九四一

支店及 大阪 廣島 名古屋 福岡 三池 札幌 臺北

出張所 京城 平壤 奉天 新京 大連 北京 張家口

青島

廣……三



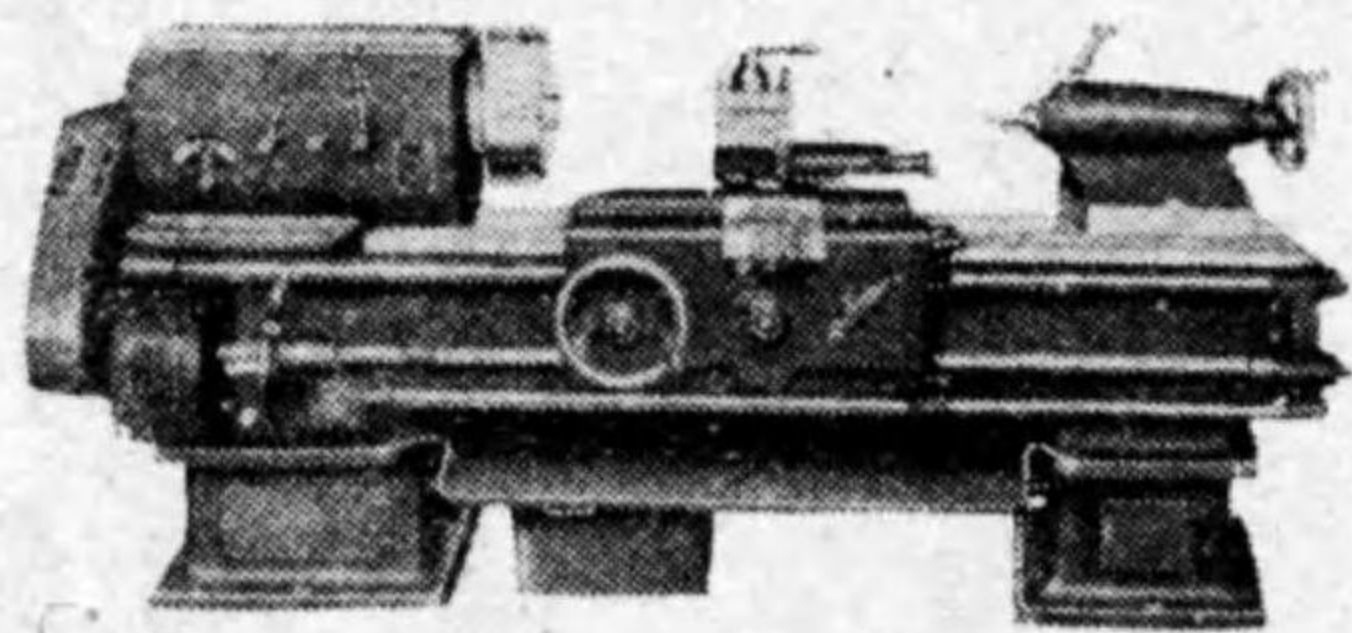
△機 △工 △繼 △鐵  
 械 具 手 管  
 類 類 類 類



ナチ印

切削工具とゲージ

各種工作機械



**宗 岡谷商店機械部**

名古屋市 中區 鐵砲町

支店 東京・大阪・上海

廣……五



**ワジノ製機商事株式會社**

本社 名古屋市中區岩井通五丁目三番地

名古屋工場 名古屋市昭和區江越町三丁目十二

今村工場 愛知縣碧海郡安城町今村

電氣製鋼部 同 右

名古屋鑄造部 名古屋市中區向田町

支店 〔大阪) 市西區立賣堀北通五ノ九番地  
 (東京) 市京橋區銀座八丁目三番地

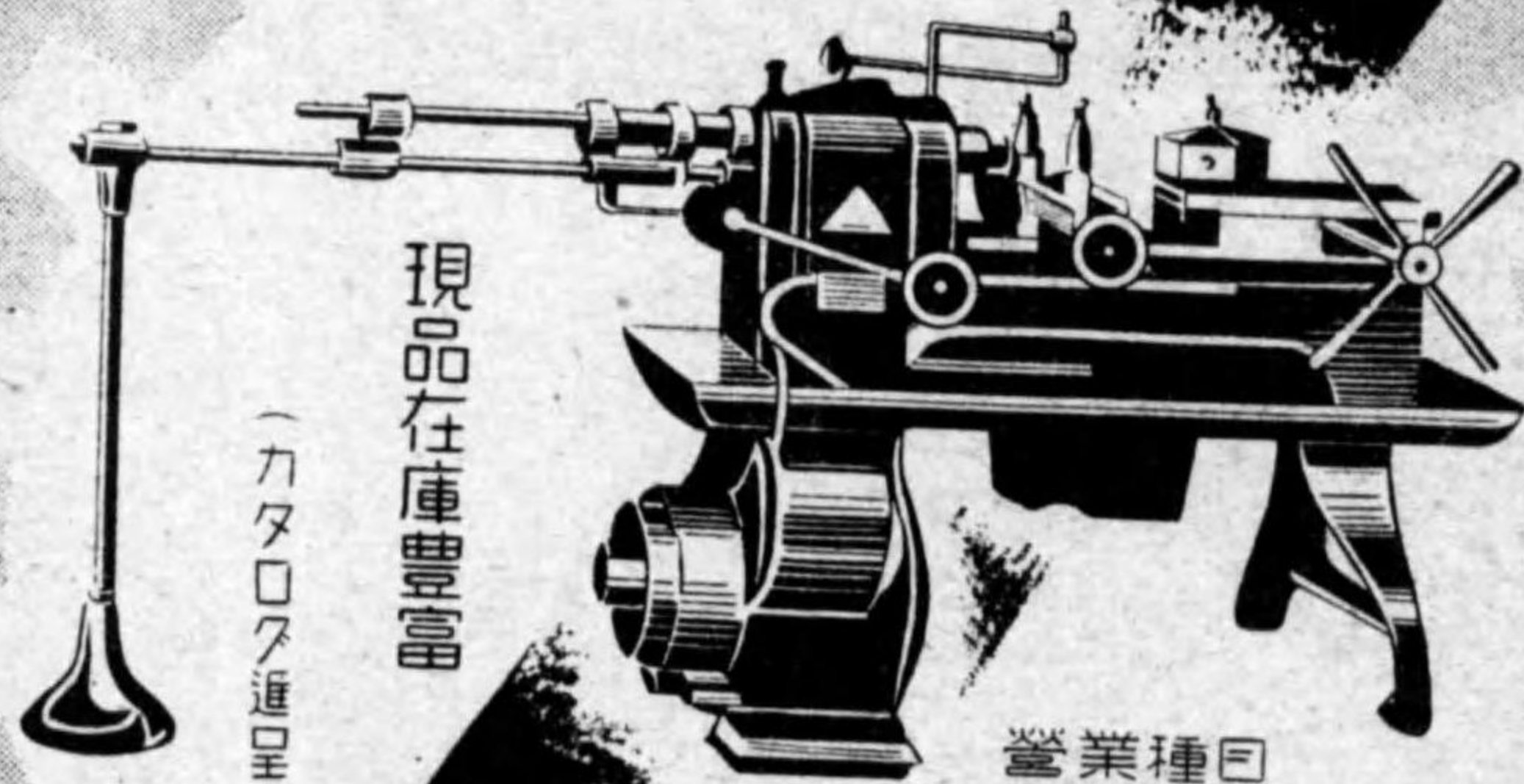
滿洲國 支店 **鷺野機械株式會社**

奉天 大和區 信濃町 五

廣……四



# 四呎 電動機直結 ターレットレース



現品在庫豊富  
(カタログ進呈)

営業種目

自動車  
飛行機部  
各種内燃機  
高級鑄造品  
高級工作機

高強力  
高級精密  
高級工作機

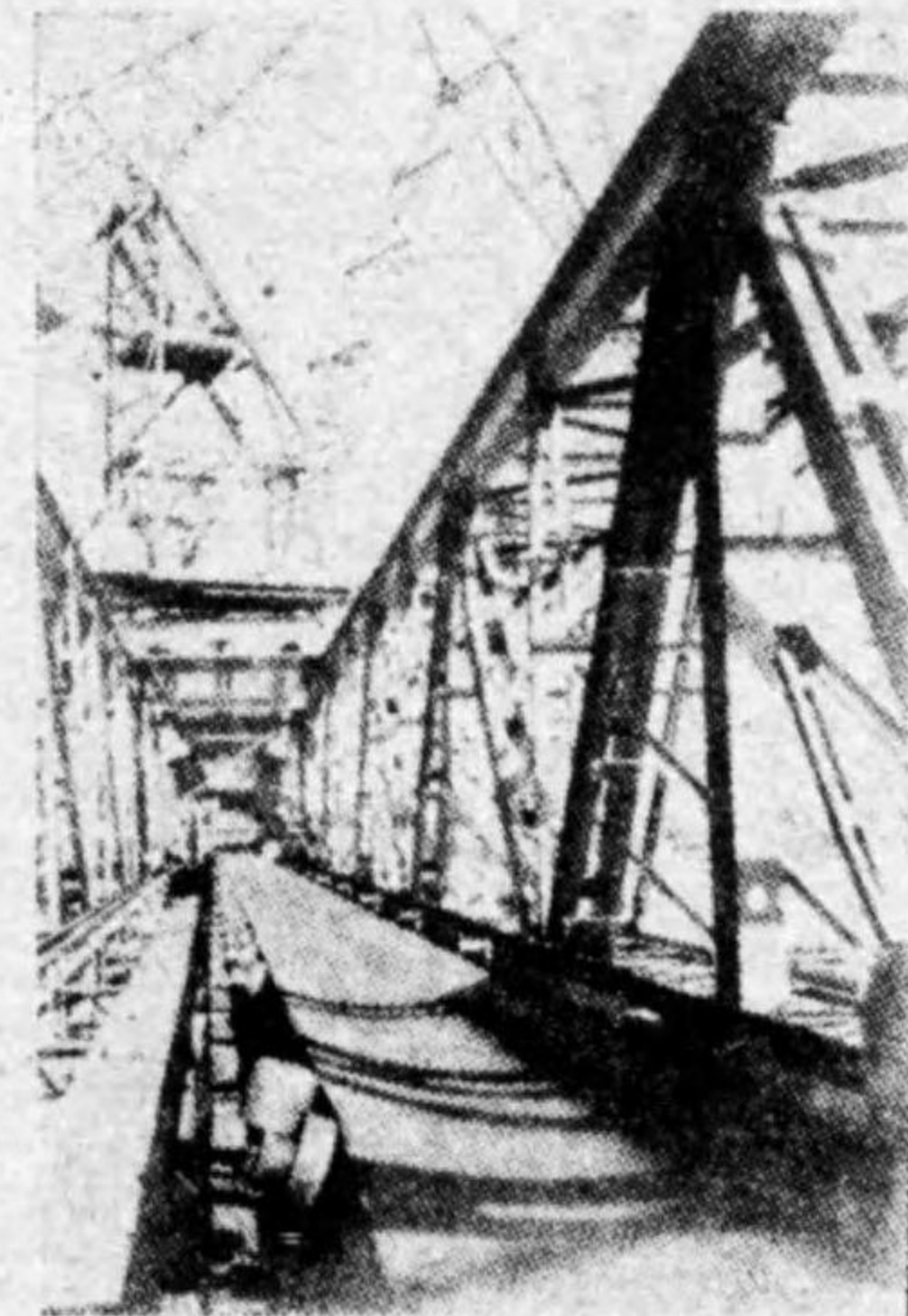


中野製機工業株式会社

本社営業所・名古屋市中央区大池町三ノ三  
電話南局(6) 2664・5439  
本工場・名古屋市港区玉川町三ノ一  
中川運河東側昭和橋南一丁  
電話南局(6) 4508

廣……七

# Belting



コイン印ベルト  
セーフ印  
コンベヤーベルト

## コインV型ベルト

東海護謨工業株式会社

本社 四日市市築港  
東京・大阪・名古屋・福岡・京城・札幌

廣……六



日滿英米獨印 六ヶ國  
專賣特許

# ハギノ Vベルト



ゴム製Vベルトに代替し得る

絶体(耐油)性

切り継ぎ自由自在

名古屋市  
港区玉船町三ノ一  
合資會社

## ハギベルト工業所

電話南 3249

廣……八

# 株式會社 細野商會

## 太平洋貿易株式會社

社長 細野三郎

本店 名古屋市 中區大池町二丁目

電話中(3)三三二一・四七九四番

出張所 名古屋市 昭和區東郊通八丁目

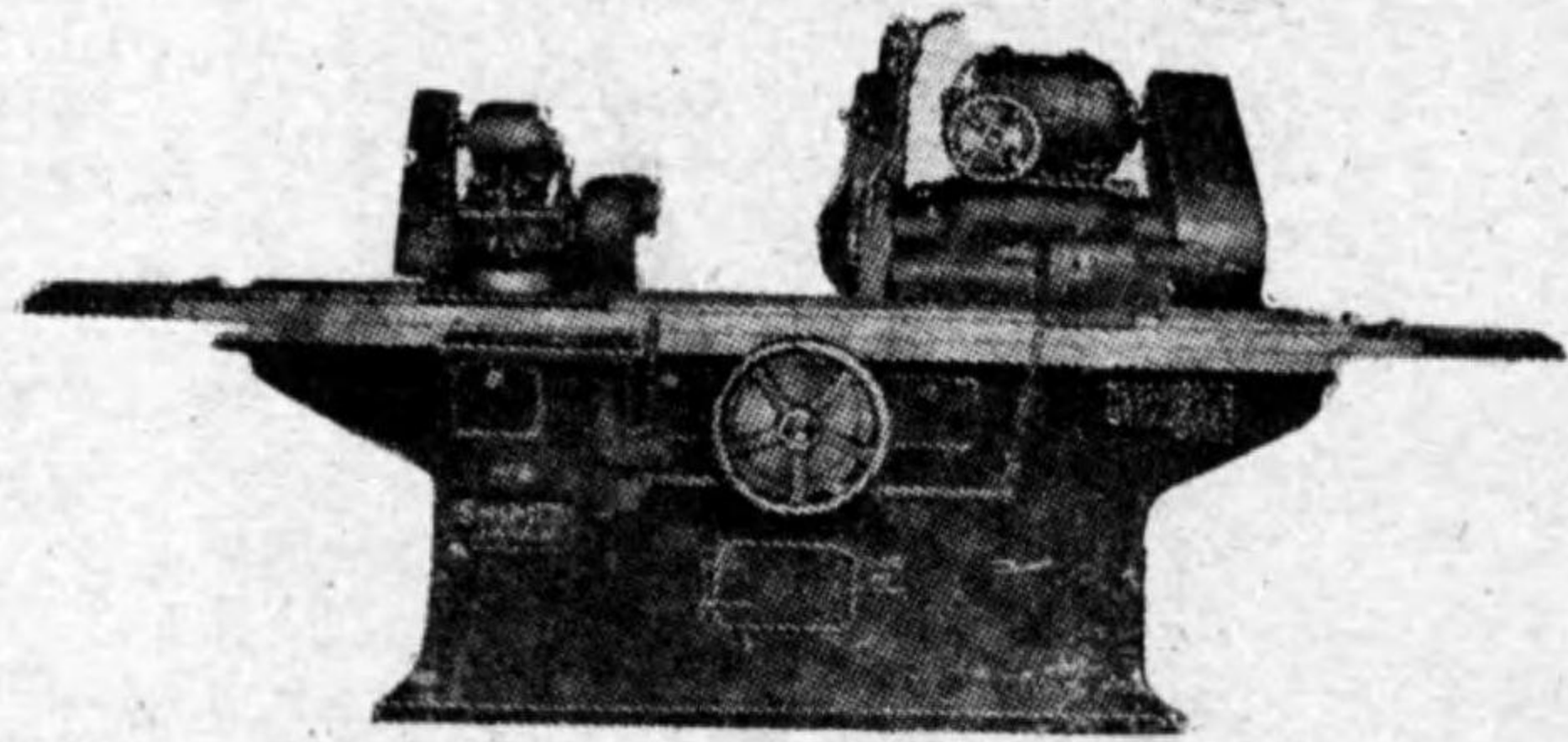
電話瑞穗(73)一九七五番

廣……九



# ラチス型N0.3全齒車萬能研磨機

精度……絶対保證



## 主要寸法

中心の高さ	140
中心の長さ	1070
軸の径	50
研磨し得るテーブル(1呎につき)	90
ベッドストツクスピンドル回転數6種	52~350回
テーブル工作面寸法	380×1950
テーブル自動送り速度12種	140×2370
テーブル自働送り速度12種	12"×1"
エメリーホキルの寸法	900貫
重量	5HP× $\frac{1}{4}$ HP×1HP

## 通常附屬品

エメリーホキール インデペンデントチャツク  
 ウオターガード スパナ  
 電動機 内面研磨装置  
 フェースプレート

# 清水鐵工所

本社及工場 静岡縣焼津港  
 代表電話 焼津二十一番・百九十番  
 第二工場 東海道線焼津驛北口  
 東京出張所 東京市日本橋區通二丁目(中央ビル)  
 電話 日本橋 4 6 2 1 番

…(カタログ進呈)…

廣……一



株式會社

# 名古屋鍛工所

一般鍛造

諸機械製作並ニ設計

取締役社長

安原羊二

名古屋市南區豐本通南七ノ二

電話瑞穂(73)一九四四番・二六七〇番

天津・濟南・大阪

廣……一〇



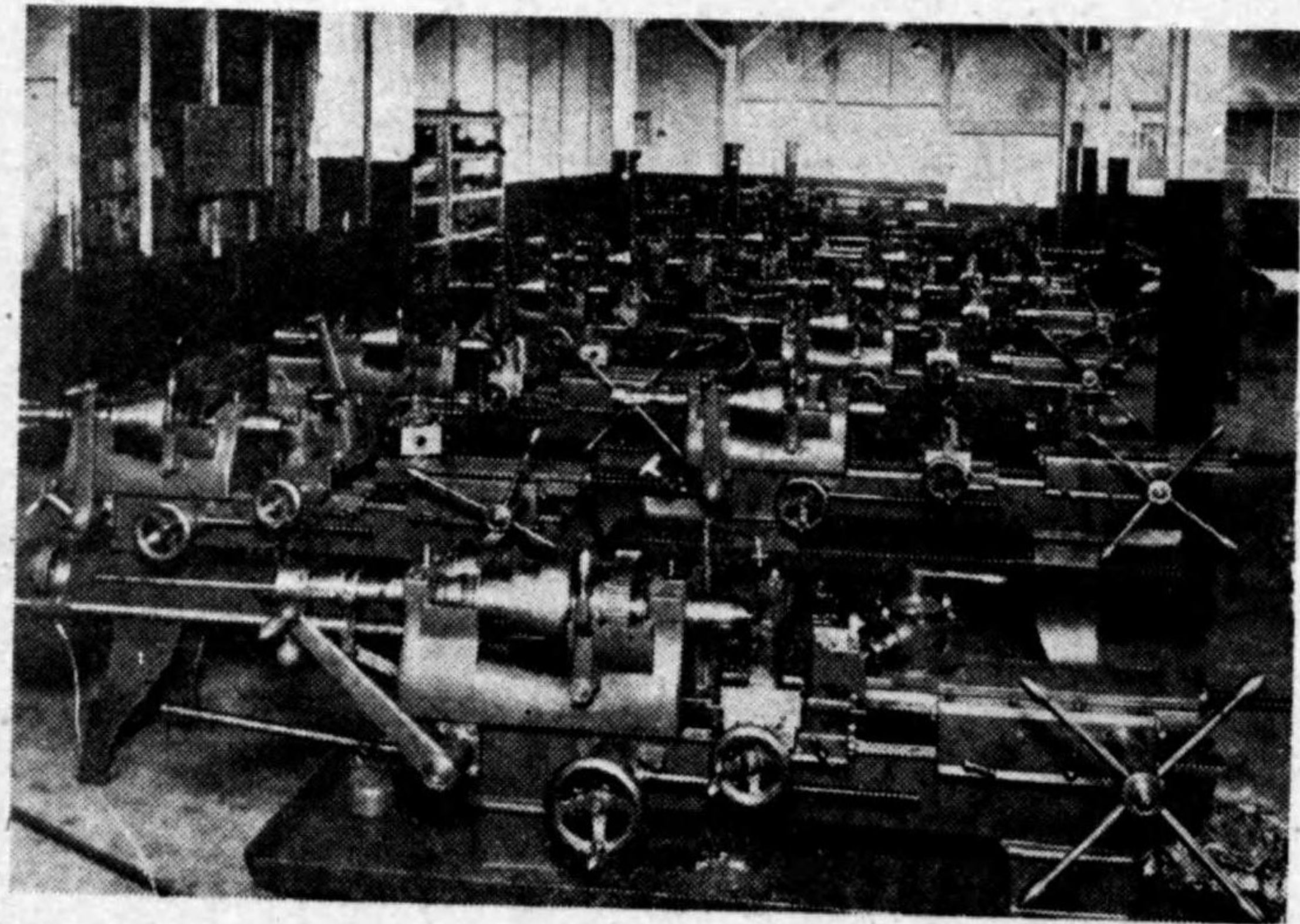


郎太善田富

名古屋市中川區福舟町三丁目  
電話南(6)五二五六番

# 富田鐵工所

航空機部分品  
精密旋盤製作



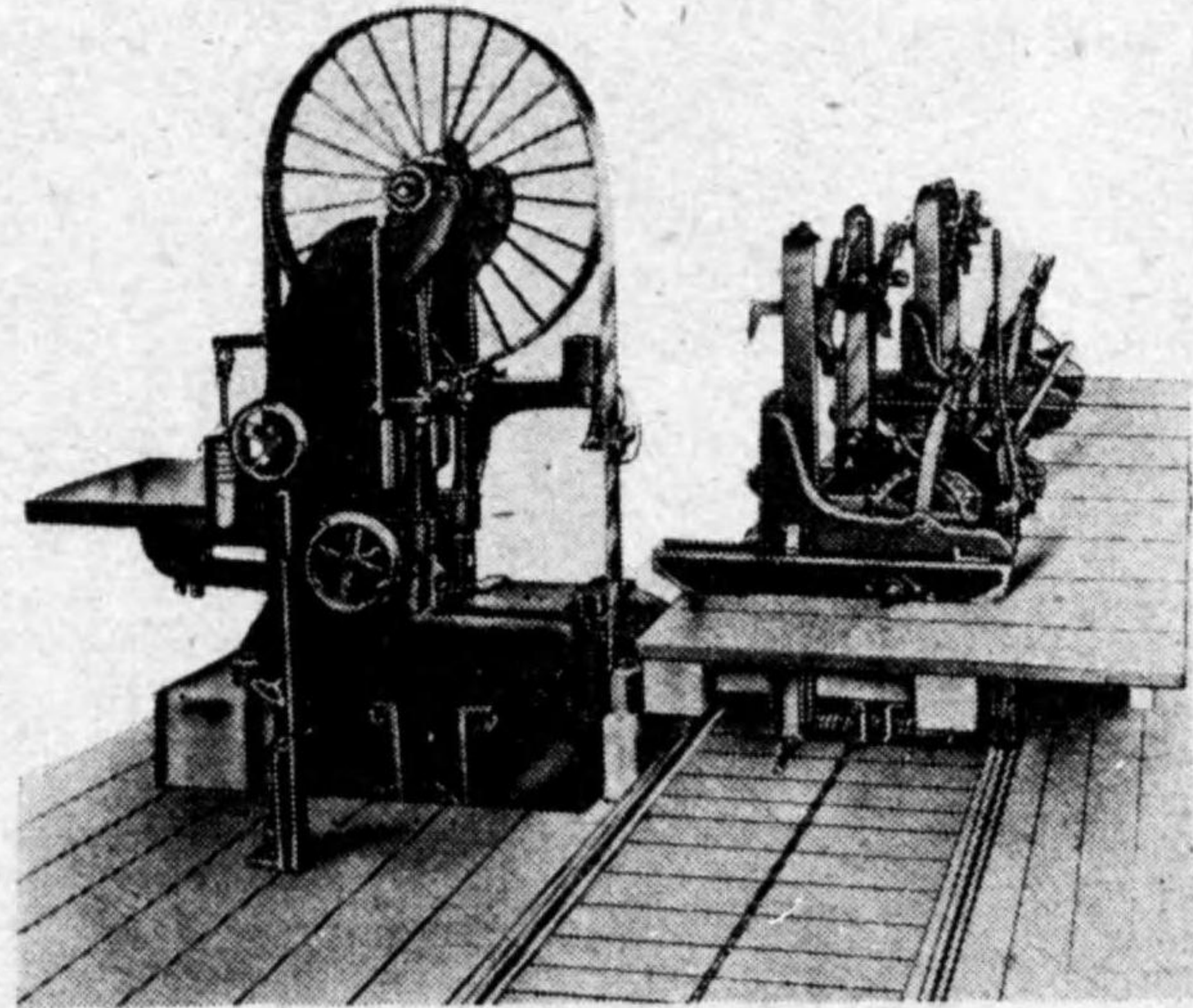
廣……一三

最新超高速度

テーブル兼用自動送材車付

## 帶鋸機械

(制動機自動注油タンク付)



(Table and Send Timber Machine and Band Saw.)

製材木工  
機械製作

# 池田鐵工所

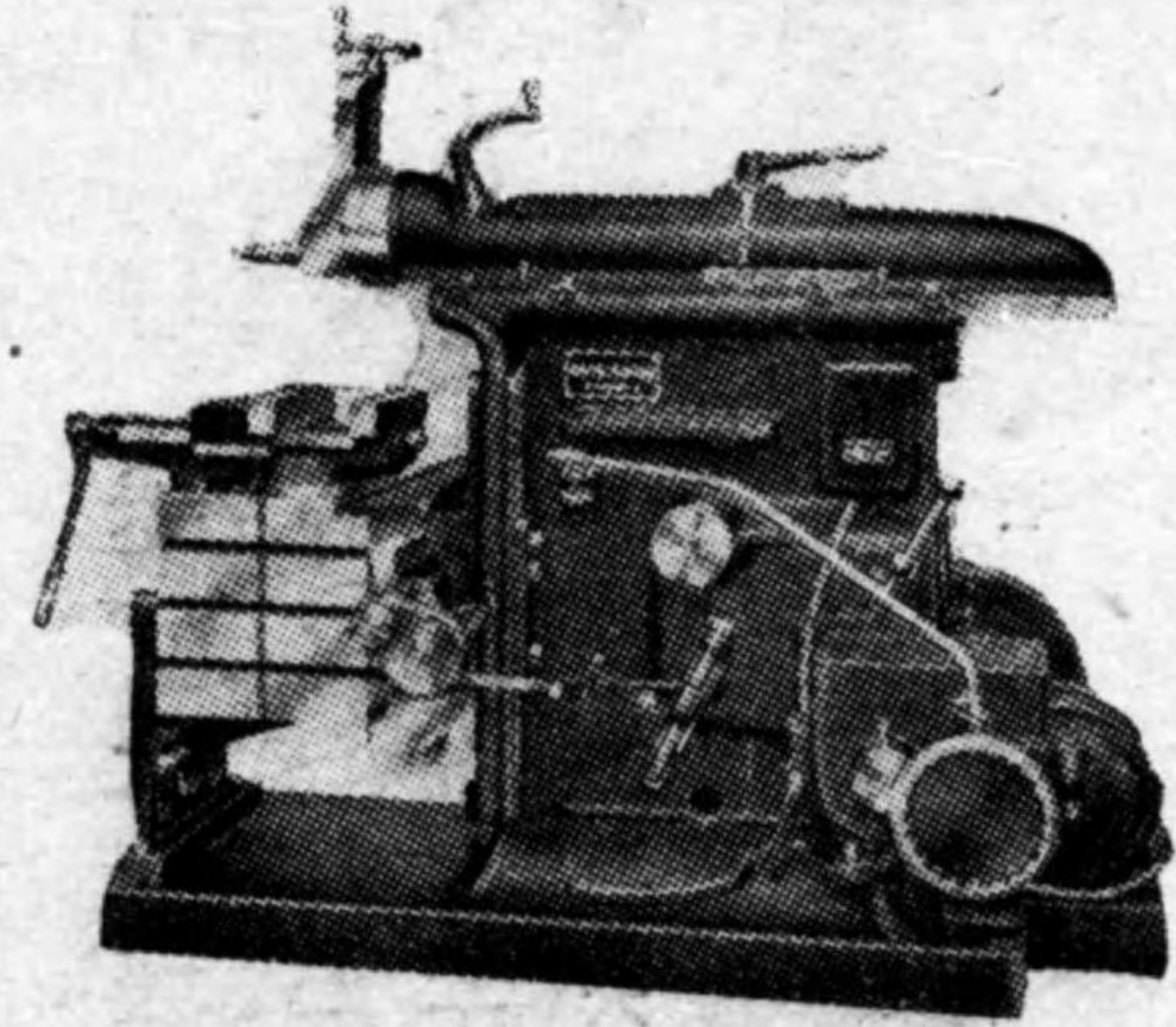
和歌山市鹽道本通二丁目  
電話一七六二・五二四四番  
振替大阪一一七五四六番

廣……一二



# 機形成型結直機電動

高級  
工作機械



名古屋市南區笠寺町

株式會社 太洋製作所

(元 名古屋重工業株式會社)

電話瑞穂(73)1432・0409・3304番

分工場

名古屋市中川區八熊町瀬戸畑八四

電話南(6)2265・2266番

廣……一四



航空機部分品  
精密機械製作

株式會社

# 宇佐美製作所

社長 宇佐美和一

名古屋市東區矢田町一六ノ二九  
電話千種(36)一六七一番

廣……一五



營業種目  
 鋼 鋼 銑  
 鐵・合金鐵  
 管・特殊鋼  
 材・副產物  
 資本金 壹億圓

業作貫一鋼銑

# NKK 日本鋼管株式會社

社長 白石元治郎

本社(營業所)  
 東京市麴町區丸ノ内一ノ二  
 電話丸ノ内(三五七一) 三五七五  
 (四一八五) 四一八八  
 工場  
 大阪鋼管製造所 神奈川縣川崎市南渡田町・扇町  
 電氣製鐵所 大坂市此花區大開町  
 新潟電氣製鐵所 富山縣射水郡新湊町  
 新潟市沼垂町

## 非鐵金屬

### 銅

一般狀況 歐洲戰亂勃發により重要軍需品たる銅の需要は極めて旺盛となり、これが値段は暴騰を來してゐる。かゝる状態は需要激増の一途を辿つてゐた我國にも深刻に波及し内地優良鑛山はいづれも掘盡され、かなりの貧鑛の採掘にまでも及んでゐる。従つて國內銅鑛の生産増加は急速なテンポを望み得ない、自然

本邦銅需要高(十二年推定單位噸)

生産	輸入	輸出	差引消費
昭和七年	七〇、六四六	一九六、二七六	七二、一七一
同 八年	六九、二〇〇	一五三、三六二	八二、五二四
同 九年	六六、四九〇	四六、九六一	一〇九、〇二二
同一〇年	六九、四〇七	六五、二六一	一三、四二八
同 一一年	七六、六二四	四七、七九四	一三、四〇一

非鐵金屬

一 一三年 八五、〇〇〇 九〇、〇〇〇 一七五、〇〇〇  
 註 輸出部内に於ては他に銅製品輸出あり、十一年度右輸出は一二、四二五噸なり

増大する需要に追隨するため産銅業者は外國銅鑛(加奈陀、南米智利、ヒリツピン)輸入による増産を進めてゐる。しかし如何に需給の逼迫を見てもこれを賄ふための銅鑛の輸入は物動計畫決定の範圍内で行ふものであり、需給調整をはかるべく配給及び消費統制が實施されてゐるわけである。一方國內銅山の徹底的開發が要求され、勢ひ貧鑛の採掘に進みつゝあり、これが採算のカバー及び前記海外銅鑛の値上りにより商工省では昨年末百七十七圓の建値を一舉二十八圓引上げ百三十五圓とすることを承認した、なほこれと共に銅不足をカバーするためアル

### 統制

電氣銅の配給統制は一昨年四月より商工省監督下に自治的に實施されてゐたが同年十二月一日輸出入法に基き銅、鉛、錫配給統制規則が公布され、これによつて統制されてをり、これが中樞機關として銅配給統制協議會が、また執行機關には日本銅統制組合がある、この外伸銅統制協會及び電線原料銅配給統制協會が消費團體として存在してゐる。

#### 銅配給統制協議會

- 一、目的 一定期間毎(現在一ヶ月)の具體的配給實施計畫の樹立
- 二、構成 委員長、商工省、鑛産局長、委員(官廳側) 商工省、企畫院、大藏省、陸軍省、海軍省、逓信省、拓務省の關係官(民間側) 日本銅統制組合、電線原料銅配給統制協議會、伸銅統制協會、各代表
- 三、地區、内地及外地



四、事業、右目的達成のため左の事項を決定する

- (イ)生産數量
- (ロ)輸入數量
- (ハ)軍需、民需別配給數量
- (ニ)民需配給の査定

### 日本銅統制組合同規約

#### 第一章 總則

第一條 本組合は日本銅統制組合と稱す  
 第二條 各組合員の出資額一社二萬圓、合計十二萬圓  
 第三條 本組合は本部を東京市に支部を大阪市に置く  
 第四條 現在組合員にあらざる内地朝鮮臺灣に於ける電氣銅並に精銅の生産者をも必要に應じ本組合に加入せしむることを期す  
 第二章 目的  
 第五條 本組合は本邦に於ける銅の需給並に價格の統制を計るを以て目的とし左の事業を行ふものとす  
 一、本邦所産銅並にスクラップの購入及配給  
 二、外國銅並にスクラップの輸入及配給

給

三、外國鐵石の輸入及配給  
四、その他本組合の目的遂行に必要な諸事業

第六條 前條の銅及スクラップ並に外國鐵石の配給は銅配給統制協議會の決定に基き之を爲すものとす  
第三章 機關

第七條 組合員會は必要に應じ毎月一回以上開催するものとす  
 第八條 組合員會の決議は組合員四分の三以上の同意を要す  
 第九條 組合員は各一名又は二名の理事を選出す  
 第十條 理事會は随時開催するものとす  
 第十一條 理事は組合員會の決議に基き組合の業務を執行す  
 第十二條 理事は理事長及常務理事を互選す  
 第十三條 組合の常務は理事長及常務理事之を専行す  
 第四章 計算  
 一略  
 第五章 附則  
 第十六條 本組合の存續期間は設立の日

より滿一ケ年とす右機關終了後に於ても組合員より組合解散の意志表示なき限り引續き本組合を存續するものとす  
 第十七條 本規約に規定せざる事項は總て民法組合の規定を適用す  
 メンバー、日本鐵業、本河合名、藤田組、三菱鐵業、昭和鐵業、住友鐵業の六社でこの外ラサ工業の製品も統制してゐる。

### 伸銅統制協會

メンバー△一部伸銅共販、紀長伸銅、放出製鍊、三谷伸銅、西田伸銅、昭和鐵業、豊崎伸銅、住友金屬、特殊合金、日本金屬、大畑伸銅、東洋鐵伸銅、大木伸銅、淀川銅管、岡田伸銅、湯淺伸銅、松尾アルミ、日立製作、古河電工、山本螺旋、神戸製鋼、天王田壓延工業、阪根金屬以上二十三社  
 △第二部旭伸銅、三寶伸銅、桐山伸銅、城東伸銅、大和伸銅、東京伸銅、理研壓延工業以上七社  
 電氣銅を原料として伸銅品(セバ、ノベ並に雜線及雜棒を除く)を生産してゐるメーカーの團體で、第一部に屬するものは板(共通品)の販賣につき伸銅共販會

社を組織し、共販を実施すると共に從來より確固たる生産比率を有するのみならず、板、管、棒、線、條を製造するに當り電氣銅を以て製造する業者であり、第二部所屬メーカーは故銅を原料として伸銅品を製造するもので、一部所屬のものは故銅をも使用してゐる。

### 電線原料銅配給統制協會

メンバー 古河電工、日本電線、東京製線、大日電線、津田電線、藤倉電線、昭和電線電纜、昭和鐵業、日立製作住友電線以上十社  
 これは電氣銅を原料として電線を製造するメーカーで會員に對する電氣銅の配給統制を行つてゐる。

### 消費統制

これは配給統制の際に於ける統制協議會の申請額査定により(實際は商工省で行ふ)一應實施されるわけであるが、これとは別個に事變突發間もない昭和十二年十一月六日に銅使用制限規則を公布、銅を建築物の屋根、庇、樋、化粧張り、煙突排氣筒に使用する際は地方長官の許

可を必要とする(但し使用量百匁未満は要せず)ことを規定したが、事變の進捗に伴ひ一層の強化を必要とするに至つたので、十三年四月二十三日第一次改正を行ひ電氣銅のみならず、黃銅(眞鍮、青銅、砲金、洋銀、洋白)赤銅の使用にまでも許可制を布くと同時に、新に飲食用器具、厨房器具、家具什器、美裝裝飾品、被服附屬金具、喫煙用具、裝身具、建築用附屬金具、身廻用品、玩具等廣範圍に互る適用物品を追加したが、更に同年八月一日第二次改正をなした。

- (1)使用制限を爲す銅合金の範圍を擴張し四分一(隴銀)白銅、赤銅に及ぼした(一條)
- (2)層及び故銅、銅合金又はこれ等の再生品もすべて規則の適用を受けることとし(二條)從來家庭用金物については之等を使用して製造する場合に許可を與へてゐたのを廢止した
- (3)建築物用の使用制限範圍を擴張して門、柵、雨押、炊事臺、渡場等十六品目を追加(二條)
- (4)一般家庭用金物その他製造禁止品目の範圍を擴大すると共に從來の例示主

義を廢し列記主義に改め、アイロン、コハゼ、銅像及銅牌等二百五十七品目を指定した

- (5)但し(一)鍍金用又は紙、箔、糸、粉液として使用する場合
- (二)學術研究、試験、標本用
- (三)美術展覽會出品用等の場合地方長官の許可を受けたる際は例外と認められた(四條)
- (6)右製造禁止品目についても輸出品(圓アロツクを除く)の場合は地方長官の許可を要せず、製造を許されるが(四條)豫め一定事項の届出を要し(六條)且つ輸出品として製造された物品は、製造者は勿論、之を譲受けた者も國內關東州、中華民國、滿洲國に於ける消費に充てるため販賣することを禁止された(七條)

### 故銅統制

故銅の統制は一昨年以來日本故銅統制會社に於て銅、鉛、錫等配給統制規則により實施されてをり、統制會社の下に集荷、配給を行ふ特約代理店は東京、大阪、横濱、高岡、神戸、北海道に三十六店ある



非鐵金屬

一方京都、名古屋及び東京の一部はそれぞれ商業組合が指定商となつてゐる、故銅規格左の如し

故銅規格

- 一、一號銅線屑 直径一・三ミリ以上の銅線にして純良なるもの但し腐蝕したるもの焼過ぎたるもの又は錫引したるものを除く
- 二、二號銅線屑 直径一・三ミリ未満の銅線(毛鬚線を除く) 錫銅線又は焼白線(直径一・三ミリ以上の錫引線を焼却したるもの) 但し焼過ぎたるものを除く
- 三、上古銅 銅板、銅管及銅棒の手入せられたる屑又は新切屑但し焼過ぎたるもの、垢附のもの、ベイント附のもの、錫引したるもの、半田附のもの又は鐵附のものを除く
- 四、並古銅 銅板、銅管及銅棒にして垢附のもの、ベイント附のもの又は焼過ぎたるもの、薄物(銅屋根板、船張板等) 金網、エナメル線、焼白線(直径一・三ミリ未満の錫引線を焼却したるもの但し毛鬚線を除く) 捺染ロール又は銅鑄物類但し錫引したるもの、半田附のもの又は鐵附のものを除く

- 五、下古銅 風呂釜、湯沸、鍋その他の古器物類にして錫引したるもの又は半田附のもの、毛鬚線、錫引線、電線継手等但しラヂエーター又は眞鍮、鉛、鐵、タール、湯垢等の著しく附着せるものを除く
- 六、銅ラヂエーター屑 鐵を除去したるもの
- 七、銅削屑
- 八、燐青銅、燐銅、丹銅、フレンジ及製紙用燐青銅網の屑
- 九、藥莢屑 大、中、小の藥莢打穀及送彈子但し信管又は鉛附のもの、鐵附のもの、焼過ぎたるもの、若し酸化したるものを除く
- 一〇、眞鍮新屑 新板抜屑、新板管の切端、新眞鍮線斷屑等(一個の大きさ二〇糎以下、重量三〇糎以下にして且垢場の熔解に適するものたることを要す)
- 一一、上眞鍮屑 古板管切屑、ネーパル屑、火延棒、足袋コハゼ、延板より作られたる古器物、ハーセニカ板時計地板、コンデンサー、チューブ

- 等但し錫引したるもの、半田附のもの、鉛附のもの、鐵附のもの、ニッケルメッキ、ベイント附のもの、雜眞鍮棒又は腐蝕したる板管を除く
- 一二、眞鍮タービン翼屑 新品切屑及古屑にして半田、垢又は油の附着せざるもの
- 一三、込眞鍮屑 主として薄物の各種雜多の眞鍮(錫引したるもの又はニッケルメッキしたるものを含む) 但し時計機械又は鐵、埃、掃寄せ、グリース等の混入せざるもの
- 一四、黄口眞鍮屑 眞鍮鑄物(一個の大きさ二〇糎以下、重量三〇糎以下にして且垢場の熔解に適するものたることを要す) 但しマンガン若しアルミニウムを含有するもの錫引のもの又は鐵附のものを除く
- 一五、アルミニウム青銅及マンガン青銅の屑、艦船取外しの推進翼、諸機械の部分品等にして銅、亜鉛錫、アルミニウム又はマンガン等の合金鑄物及壓延棒屑等(一個の大きさ二〇糎以下、重量三〇糎以下にして且垢場の熔解に適するものたることを要す)

- す) 但し鉛、鐵、泥、グリース等の附着せざるもの
- 一六、シルジン青銅屑 艦船取外しのペアリング及之に類似のもの並に諸機械の部分品にして銅、亜鉛シリコン等の合金鑄物(一個の大きさ二〇糎以下、重量三〇糎以下にして且垢場の熔解に適するものたることを要す) 但し鐵、泥、グリース等の附着せざるもの
- 一七、雜眞鍮屑 各種の鑄物ベル眞鍮佛具類其の他の雜鑄物(通稱臺灣眞鍮及支那眞鍮を含む) 但し鐵を除去したるもの
- 一八、眞鍮ラヂエーター 鐵を除去したるもの
- 一九、眞鍮削屑
- 二〇、特砲金屑 軍艦取外しのバルブペアリングメタル、諸機械の部分品等にして銅、錫、亜鉛の合金鑄物(一個の大きさ三〇糎以下、重量三〇糎以下のものたることを要す) 但し鐵、泥垢、グリース等の附着せざるもの
- 二一、上砲金屑 船舶取外しのバルブペアリングメタル、諸機械の部分品

- 等にして銅、亜鉛、錫の合金鑄物(一個の大きさは垢場の熔解に適するものたることを要す) 但し鉛を含有するもの及鐵附のものを除く
- 二二、曹砲金屑 一般諸施設に使用せられたる銅、錫、亜鉛又は鉛等の合金鑄物但しアルミニウム、マンガン若しニッケルの合金鑄物、黄口眞鍮又は鐵附のものを除く
- 二三、砲金削屑
- 二四、唐金屑 銅、鉛の合金にして日本在來の古器物壹厘錢、錢等
- 二五、洋白屑 地延用及鑄物用に區分す
- 二六、ニッケル青銅屑
- 二七、銅子兒(小)屑 銅品位九〇%以上のもの(黄錢を除く)
- 二八、銅子兒(大)屑 銅品位八七%以上のもの(黄錢を除く)
- 二九、黄口厘錢屑 黄錢、銅品位五三%以上のもの
- 三〇、銅及び銅合金のユルミ又は角丁一切の流し替へたるものを含む
- 三一、その他前項に該當せざるもの

番號	規格	日本故銅統制株式會社買受價格
一	一號銅線屑	九九・二〇
二	二號銅線屑	九四・七〇
三	上古銅	九六・七〇
四	並古銅	九一・七〇
五	下古銅	八六・二〇
六	銅ラヂエーター	六八・七〇
七	銅削屑	
八	燐青銅、燐銅、丹銅、フレンジ及製紙用燐青銅網	
九	藥莢屑	八二・〇〇
一〇	眞鍮新屑	七七・五〇
一一	上眞鍮屑	七三・〇〇
一二	眞鍮タービン翼	七八・五〇
一三	込眞鍮屑	六五・〇〇
一四	黄口眞鍮	七二・〇〇
一五	アルミニウム青銅屑、及滿庵青銅屑	七一・〇〇
一六	シルジン青銅屑	七六・五〇
一七	雜眞鍮屑	五四・五〇
一八	眞鍮ラヂエーター	五〇・〇〇
一九	眞鍮削屑	
二〇	特砲金	一一九・〇〇
二一	上砲金	一〇三・〇〇
二二	並砲金	八八・五〇

非鐵金屬



非鐵金屬

二三	砲金削屑	六七、〇〇
二四	唐、金	
二五	洋、白屑	
二六	ニッケル青銅屑	
二七	銅子兒(小)屑	八五、五〇
二八	銅子兒(大)屑	八二、五〇
二九	黄口厘錢	四六、〇〇
三〇	銅及銅合金のユルミ又は角丁(一切の流し替へたるものを含む)	
三一	其他(前各項に該當せざるもの)	

鉛

品不足から騰貴

我國の鉛生産高はその資源に乏し

本邦鉛供給状態(單位應)

昭和七年	生産高	輸入高	輸出高	差引
八年	六、四一四	五五、九五四	五、八	六一、八五〇
九年	六、八二四	六七、二五四	七、八	七三、二九〇
十年	七、〇九五	一一、四二二	〇、〇	一一〇、〇九一

十年 七、四三九、一八八 九六、九六六  
 十一年 八、三三九、八三三 三、七一〇、七二二  
 いため十一年度に於ては全需要の八分にも充たず、輸入額の九分にも相當せぬ有様である。(表参照)國內生産は三井神岡、三井細倉、日本鑛業、鎮南浦等で行はれてゐるが、滿洲には機杖子、青城子等豊富な鉛山あり早急な開發が要望されてゐる。一方輸入は三井物産が總輸入の約六割を占め、アメリカカン・スメルテング・レフエイニング・カンパニーより米國ものとしてセルビー、メキシコ物アサルコ、モンデリ等を輸入してをり、カメロン商會はカナダよりタダナツクを輸入し三井佐渡島三井山中商會が供給し神戸のプリテイッシュ・メタル・メタル・コーポレーションの代表者たるキツチン・グ商會で滿洲物、ビルマ物を取扱つて

本邦鉛用途別表(事變前調査)

鉛管板	四八%	電池	六%
塗料類	六%	鑄物	一三%
半田	四%	榴散彈	一%
電線	八%	鉛管繫	四%
その他	一〇%		

亞鉛

有望な國産

我國の亞鉛生産高は他の非鐵金屬に比し比較的産量が多いのであるが、年々増大する需要には追付かず昭和十一年には自給率は三十八、九パーセントで輸入は累年急増してをり(表参照)十二年から十四年にかけては更にこの傾向に拍車がかげられ、

本邦亞鉛用途別表

鍍金	四五%
眞鍮	二五%
化學工業	一五%
亞鉛板	五%
鑄物	五%

その他

本邦亞鉛供給表(單位應)

昭和七年	生産高	輸入高	需要高
八年	二七、〇四三	二六、五七三	五三、六一五
九年	三〇、六六八	三三、五三六	六三、一八四
十年	三三、一四五	三三、二〇八	六五、三五三
十一年	三三、一九一	四五、八四三	八〇、〇三四
十一年	三三、三〇〇	六二、七四一	一〇一、〇九四

自給率は若干に低下したものと推定される。國內の生産は  
 三井鑛山 三池(福岡)産島(山口)  
 三菱鑛業 直島(香川)細倉(宮城)  
 日本曹達 大寺(福島)  
 日本亞鉛製錬 安中(群馬)主として外鑛を以て生産(市販は安宅商會)  
 等で行つてをり、この外増産計畫としては三井、三菱、日曹、三社のものと昭和鑛業が岡山縣の日比製錬所に亞鉛製錬計畫を有し、また日本鑛業は鎮南浦に製錬計畫があり、探鑛も北海道豊葉及び朝鮮檢徳に進めてゐる。これ等の増産が成れば相當量が新に供給される筈である。一方外國品は濠洲エレクトロロリテイタ

合金用として重要

鉛が彈丸、亞鉛が銅との合金による眞鍮等の軍需品として重要な地歩を占めるに對し、錫は主にブリキ用に使用され、前者の二者よりも重要性はないが、しかし合金等の發達により飛行機、自動車用錫合金等が増加してをり、また戦時食糧に不可欠な罐詰はブリキから生産されることを思へば矢張り國防品として見逃し得ない。左の錫の用途別表を掲げよう。

本邦亞鉛供給表

銃力製造用	三〇%
官廳軍需用	一六%
半田	八%
合金用	八%
錫鍍金	七%
チューブ	七%
電線鍍金	五%
その他	一九%

錫

花岡鑛山はその後新しい鑛帯が発見され、神岡は折洞鑛床が有名で、石灰岩中に塊狀の鉛、亞鉛の鑛床を形成してゐる。細倉、生野、葡萄はいづれも有望鑛脈があり葡萄鑛石は不純物が少い。

我國に於ける錫の生産は別表の如く十一年度千八百七十越で、總需要の三割弱を充たしてゐるに過ぎない。しかしてそ

非鐵金屬



の大半(約九十四%)は明延(三菱鐵業經營)で生産されてゐる。宮崎縣の見立鐵山も錫鐵を生産し、資本關係から馬來半島に輸出されてゐたが、最近日曹の手にあつたので、國內精鍊を行ふことゝなつた。また足尾銅山では煙塵から錫、

本邦錫需給表

年次	生産高	輸入高	輸出高	差引	需要高
昭和八年	九六五	三、五〇七	二六	四、四四六	
同 九年	一、三二八	四、〇六二	三〇	五、二六〇	
同 十年	二、〇六九	四、三六九	三三	六、四一五	
同 十一年	一、八七〇	四、六二四	二二	六、四七三	
同 十二年	一、八七〇	四、一五〇	二二	四、九五五	

地方別錫生産高(單位噸)

明延 尾平 錫山 その他合計  
 昭和九年 一、〇六四 二、五二〇 一、三二八  
 同 十年 一、九四七 四、一三七 三、〇六九  
 同 十一年 一、七三三 四、四九一 一、八七〇  
 鉛の合金たる足尾メタルを作り、最近この一部から更に錫を分離して精鍊を行つてゐる。この外電解錫の生産があり、米國からブリキ屑を購入し、鍍金物を回収

してゐる。事變前にはブリキ屑の輸入平均月一萬噸に上り、その錫の回収率は一・五乃至一・六%で再生錫の年産二千噸近くに達し國內生産額にほぼ匹敵し錫の供給に重大なる役割を演じてをり、これを加へれば國內年消費額は八千噸以上に達するものと見られ、引續き國內消費額は急増してゐる。一方輸入はその六割を海峽植民地から、二割を支那から他はシンガポール蘭印から輸入してゐる。

アンチモニー

開發熱俄然旺

アンチモニーは最近鉛と合金し軍需彈丸に相當消費されてをり、需要は頗る増加した。しかるに従來殆んど總べて支那よりの輸入に俟つてゐたため、事變關係により輸入杜絶し極端なる品拂底を來し、市價も事變前の二倍に達した。しかして我國に於ける生産は別表の如く僅に年間百七十四噸程度で、總需要額五千七

本邦アンチモニー需給表

年次	生産	輸入	需要
昭和八年	三三	二、五二〇	二、五五三
同 九年	三〇	二、五七五	二、六〇五
同 十年	四九	三、一六九	三、二一八
同 十一年	一三三	三、六〇四	三、七三七
同 十二年	一七四	三、六〇〇	三、七七四

註 昭和十二年推定(單位噸)  
 百七十四噸に比較する時、まさに九牛の一毛に等しく、この狀況は配給消費の統制を餘儀なくした。

しかして目下のところ南洋及びメキシコからの輸入が企圖されてゐるが、一方國內資源の開發を誘導すべく資金調整法でも甲類(イ)に指定してあり、市價の昂騰により従來採算のとれなかつた鐵山の探掘も引合ふ様になり、休業鐵山の復活、新鐵山の開發が續出せんとする機運となつた。

元來日本のアンチモニー鐵は北海道、東北地方、朝鮮、臺灣等には比較的少く主として中部及び西南部日本にかたより鐵脈は一般に幅狭く賦存状態が非常に變化に富んでゐるので、外部からの確な埋藏量を推定することは不可能に近く、一ヶ所の測定だけで他の品位を豫測する

ことが出来ない。従つて事業としての安全性を缺き、他の金屬冶金と併行し、金屬製鍊までの一貫作業を行はねば事業として成り立たないことになつてゐる。これ等の障害がアンチモニーの探掘をはげんでゐたものと見られ、今後の進出が期待される。なほ最近の鐵産額(單位噸)  
 昭和九年 一〇六  
 同 十年 一七三  
 同 十一年 四六〇  
 で漸増傾向にありこれを地方的に見ると長野、兵庫、愛媛、徳島、和歌山、山口奈良、高知の順となる。

非鐵金屬統制

各統制組合を設置

非鐵金屬は以上の通り需給の不均衡を來し、且つ軍需用として極めて重大なる役割を演じてゐるので、商工省ではこれに對する統制方針を決定、十三年八月業者に逕通して左の統制機關を設立せしめた。

- 一、鉛、亜鉛、アンチモニー統制組合
- 加盟メンバー、日本鐵業、日本曹達、

非鐵金屬

- 三井鐵山、三菱鐵業、日本アンチモニー鐵業合計五社
- 二、錫統制組合

加盟メンバー 岩戸鐵山、東京電解錫工業組合、千代田鐵業、大阪電解錫工業組合、藏内次郎兵衛、古河合名、三菱鐵業、島津忠承、合計八メーカー  
 三、日本アンチモニー組合  
 加盟メンバー 日本アンチモニー鐵業 戸澤鐵山治金、山中商店、佐渡島商店 合計四メーカー  
 しかして各組合の目的並びに事業はそれぞれ當該金屬の需給調整をはかると共に、價格統制を行ふことになつてをり、このために

- イ、本邦所産當該金屬(合金を含む)並びにその故及び屑の購入配給
- ロ、外國産當該金屬(合金を含む)並びにその故及び屑の購入配給
- ハ、外國産鐵石の購入及び配給
- ニ、その他本組合の目的遂行に必要な諸事業
- 尚右の外鉛、亜鉛統制組合にあつては故、屑及びドロス再製委託及び再製品の配給

を實行する一元的配給機關で、その統制實施方法は、國內製鍊所の製品及び外國よりの輸入品(鐵石は各製鍊所に廻しこれを製鍊せしめて内地品と共に組合から配給)を一括して配給源となし、一方各消費者より毎月十五日迄に翌月分の豫定所要量を従來の系統を通じて組合に提出せしめ、各組合では兩者を整理集計の上商工省の査定を受ける、同省ではこの二つを睨み合せて軍需を優先的とする一定の配給順位に従ひ、これが配給を各組合に指定する。しかして右の方法を昭和十三年九月一日から實施したのであるが、その後これに法的根據を附與同年十一月二十二日非鐵金屬配給統制規則を公布、十二月一日から實施した。なほ一方各消費部門は類似業種別に左の如く組合を結成された。

- 賦力共販組合(既設) 電線工聯(既設)
- (鉛關係と共通) 日陶聯(既設) 減磨合金組合(アンチモニー關係と共通) 活字地金組合(半田錫業者をも含む) 鉛關係と共通新開業者
- ▲鉛關係
- 鉛丹聯合會(既設) 鉛管鉛板配給統制組



合、人造眞珠輸出組合、硝子聯合會(既設)その他電池、散彈業者の組合を結成せしめ更に聯合會を組織する

▲亞鉛關係 日本亞鉛鍍金板工業組合(既設)亞鉛華聯合會(既設)乾電池工業組合、その他ドラム罐、鹽化鉛、釘、鍍線、鐵塔伸銅業者にそれぞれ組合を組織せしめ更に聯合會を作らしめる。

▲アンチモン關係 東京輸出金屬工業組合(既設)瑛瑛鐵器工業組合

消費統制強化される

消費には昭和十三年七月九日使用制限規則が公布施行されてゐる。

(1)鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル、及びこれ等の金屬を用ひたる合金は輸出向を除き左掲物品又はその部分品の製造に使用することを禁ず(三條)

(イ)茶器等の飲食用器具(ロ)鍋等の厨房用器具(ハ)火鉢等の家具什器(ニ)手摺等の建築用附屬品(ホ)美術飾品(ヘ)煙草セツト等喫煙用器具

(ト)ハンドバック等身廻用品(チ)髪飾等の裝身具及び被服附屬金具(リ)文鎮等文房具(ヌ)玩具

(2)但し亞鉛メッキ用、錫メッキ用、又はハンダとして使用する場合及び特に地方長官の許可を得たる場合は右の禁止を適用しない(三條但書)

(3)鉛、亜鉛、錫、アンチモン、及びこれ等の合金を使用して製造された箔、紙、チューブ、齒磨、化粧品、飲食用品の包装に使用することを禁ずる。但し輸出向品及び特に地方長官の許可を得た場合は例外とす(一條)

(4)上の禁制品にして輸出品として包装又は製造せられたるものを譲受けた者は之を本邦、關東州、滿洲國、中華民國に向けて販賣することを得ない(五條)

かくて配給、消費に亘り統制が進んでゐる。なほ故鉛、故亜鉛、故錫については昨年(十四年)八月より配給統制規則を一部改正して日本故銅統制會社に於て集荷をなし、流替その他の工程を経て日本鉛、亜鉛、アンチモン統制組合または錫

統制組合より配給を行つてゐる。

アルミニウム工業

需給狀態

アルミニウム工業は飛躍的發展を續けてゐる。航空機、自動車、鐵道等軍需資材としてのアルミニウムの重要性については言ふまでもないが一般民需品特に家庭用器具類の原材料としてその需要は急増してをり、鐵にとつて代らうとしてゐる。この次ぎに来るものはアルミニウム、マグネシウムを中心とした輕合金時代であらうことは萬人等しく認めるところである。かゝる重要物資たるアルミニウムの製造工業は我國に於ては各國に比し非常に立ち遅れ、昭和九年昭和電工の手によつて國産明礬石を原料とする製鍊法が發明され、始めて事業として確立したものである。従つて現在まで僅に五年足らずの経過を見てゐるに過ぎな

いが、それにも拘らず極めて長足の進歩を遂げ、昭和十一年の生産額は七千噸で輸入額は九千噸(表参照)

本邦アルミニウム需給

Table with columns for years (昭和八年-十二年) and categories (内地生産高, 輸入高, 消費高). Shows production and consumption trends for aluminum.

アルミニウム國別輸入高

Table showing aluminum import values by country (e.g., 英國, 佛國, 獨逸) for the years 昭和十年, 十一年, 十二年.

氷晶石輸入高

Table showing ice晶石 (cryolite) import values for the years 昭和八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年.

本邦アルミニウム製造會社現生産能力及び増産計畫

Table listing aluminum manufacturing companies (e.g., 昭和電工, 日滿アルミ, 日本アルミ) and their current production capacity and expansion plans.

生産力擴充

かゝる供給不足狀態に對應すべく各社とも大増産計畫を進めてゐる。即ち左表の如し。

Table detailing production expansion methods for various companies, including original materials and manufacturing techniques.



右の如くで各社とも、數年中に倍額若くはそれ以上にまで生産設備を擴張することとなつてゐるが、その詳細は次の如くである。

- (一)日本アルミ 現能力〇〇〇〇噸を倍の〇〇〇〇噸に増加すべく臺灣花蓮港に工場を建設した同時に木瓜溪(モックイ)水系を利用し出力二萬五千キロの自家發電所を併行して建設する。製法としては現在のバイヤー法に最近フランスに於て發明された直接製鍊法を併用する方針で右工場完成の上は全能力〇〇〇〇噸となる豫定である。更に同社ではこの計畫が終るのを俟つて、高雄、花蓮港工場の増設をはかる第三次増産プランを持つてゐる。なほこれに伴ふ原料ボーキサイトはビンタンボーキを確保してゐるから原料不足の憂ひはない。
- (二)昭和電工 現能力〇〇〇〇噸の倍増計畫は既に工事に着手してをり昨年一部の操業を見た。
- (三)日滿アルミ 〇〇〇〇噸の増産計畫を樹立したが、電力使用の關係から東北振興會社と提携して、東北ア

ルミを設立し〇〇〇噸生産のうちさしあたり〇〇〇噸の生産を行ふこととなつた。

- (四)住友アルミ 目下倍額の〇〇〇噸への擴張中で右完成後は〇〇〇噸へ、大いで〇〇〇噸へと三段構への計畫を進めてゐる。
- (五)日本曹達 現在能力〇〇〇〇噸であるが、これは八千噸計畫の第一期分で引續き擴張を進めてゐる。
- (六)滿洲輕金屬 滿洲産業五ヶ年計畫の修正により滿洲のアルミ生産目標〇〇〇噸を全部同社で生産することとなつた。このために撫順工場を〇〇噸に擴張すると共に鴨綠江水力電氣を利用し安東に〇〇〇噸の能力を有する工場を建設することとなつてをり原料には滿洲國內の礬土頁岩の外北支に豊富にある礬土頁岩を使用する筈である。
- (七)日本輕金屬 資本金一億圓(東電古河各二十五パーセント、その他は三井、三菱住友及び各アルミニウム會社が出資で)昨年創立總會が、擧げたアルミ年産〇〇〇噸を目指し、直ちに工事に着手し十五年末全工事

を完了十六年度から全機構の活動を開始する。原料は南洋ビンタン島ボーキサイトの東洋に於ける販賣權を獨占する古河電工より供給を受け、電力は専ら東電の尅大なる電源から供給される。製作はポール式電解法、バイヤー式製鍊法の安全第一の技術を採用し、今後國內原料の研究を重ねた上、純國産アルミニウム工業の確立をはからんとしてゐる。必要電力は十六萬キロとされ、このため東電は富士川水系を開發し、波木井發電所の二萬キロと建設計畫中の富士川第一、第二兩發電所の九萬六千キロを合せた十一萬六千キロを充用し不足分四、五萬キロは日本發送電會社又は東電から供給を受ける筈でアルミナは年〇〇〇噸を生産し、うち〇〇〇噸を自家用とし残り〇〇〇噸は各アルミ會社に販賣することとなつてゐる。しかして同社はアルミ統制實施後に於ける統制會社として、明後年度以降のアルミ生産事業は日本輕金屬の支配下に置かれるものと見られ既設アルミ諸會社も出資社の形ち

で同社に参加する。尙ほ電解工場には静岡蒲原、アルミナ工場は静岡縣清水が選定された。なほ昨年十一月第一回輕金屬事業委員會に於て左記四社の増設が許可された。

- 一、住友化學工業株式會社輕金屬製造設備増設許可に關する件(第二工場(分)の分)
- 二、住友化學會社輕金屬製造設備増設許可に關する件(第三工場(分)の分)
- 三、住友アルミニウム製鍊株式會社輕金屬製造設備増設許可に關する件(第二工場(分))
- 四、住友アルミニウム製鍊株式會社輕金屬製造設備増設許可に關する件(第三工場(分))
- 五、日本輕金屬株式會社清水工場輕金屬製造事業許可に關する件
- 六、同金屬會社新潟工場同許可に關する件
- 七、同金屬會社蒲原工場同許可に關する件
- 八、日本アルミニウム株式會社黒崎工場同許可に關する件

非鐵金屬

輕金屬製造事業法

これに要する資材は可及的速かに供給し、建設に支障を生ぜしめぬ様萬全を期することになつてゐる。

商工省はアルミ、アルミナ、マグネシウム事業の確立をはかるため輕金屬製造事業法を議會の協賛を経てこれが施行令を公布、昨年九月二十日實施すると共に該製造事業委員會官制を同月二十九日より施行した、なほこれに規定されてゐる受命會社は遅くも本年六月頃までには設立を見ることがならう。事業法要綱は次の如くである。

- (一)目的 國防の整備及産業の發達を期する爲本邦に於ける輕金屬製造事業の確立を圖ること
- (二)適用範圍 本法はアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造事業に適用すること
- (三)事業經營及設備の増設、變更に對する統制 イ、一定規模以上の輕金屬製造事業を營まんとする者は政府の許可を受く

- ロ、イの許可を受けたる輕金屬製造會社は政府の指定する期間内に事業を開始するを要するものとする
- ハ、輕金屬製造會社は設備の増設、變更に關し政府の許可を受くるを要するものとする
- ニ、イ、の許可を受くることを得るものは株式の過半数が帝國臣民又は帝國法人に屬する帝國法令に依る株式會社たるを要するものとする
- (四)輕金屬製造會社に對する特典 イ、免税

- (一)輕金屬製造會社政府の認可を受け本法施行後五年間に於て政府の指定する期間内に一定規模以上の設備を新設又は増設したるときは設備完成の年度及其の翌年より五年間其の新設又は増設した設備を以て營む輕金屬製造事業に付所得税、營業收益税及地方税を免除すること
- (二)輕金屬製造會社其の事業の爲必要なる器具又は機械を政府の認可を受け輸入するときは本法施行後五年間輸入税を免除すること



土地收用法の適用

輸金屬製造會社の營む輕金屬製造事業は土地收用法第二條の土地を收用し又は使用し得る事業として同法を適用すること

ハ、資金調達に關する特典

(一)輕金屬製造會社は其の事業設備擴張費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も政府の認可を受け増資を行ひ得るものとすること

(二)輕金屬製造會社は政府の認可を受け其の事業設備擴張費用に充つる爲商法の規定の制限を超えて社債を募集するを得るものとすること

(五)輕金屬製造會社に對する監督

イ、輕金屬製造會社の事業の讓渡、廢止又は休止は政府の許可を要するものとすること

ロ、輕金屬會社の合併、解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば効力を生ぜざるものとすること

ハ、輕金屬製造會社は毎營業年度豫め事業計畫を政府に届出づるを要するものとすること、併して政府必要ありと認むるときは其の變更を命ずるを得るものとすること

を得るものとすること

ニ、政府は輕金屬製造會社をして業務及財産の状況に關して報告を爲さしめ、輕金屬製造會社に對して監督上必要な命令を發し處分を無し、輕金屬製造會社の事務所、工場、倉庫等に臨検するを得るものとすること

(六)輕金屬製造會社に對する公益命令

イ、政府は公益上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對しアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造若しは販賣に關しアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の圓滑又は價格の公正を圖る爲必要な命令を爲すを得るものとすること

ロ、政府は軍事上其の他公益上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對し其の設備の擴張若しは改良又は製造方法の變更を命ずるを得るものとすること

ハ、政府は軍事上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對しアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの原料又は材料の貯藏又はアルミニウムアルミナ又はマグネシウムの製造

に關する特殊事項の研究を命ずるを得るものとすること

ニ、ロ、ハ、の命令に因り損失を生じたるときは政府之を補償すること

(七)輕金屬製造に對する助成及保護

政府は政府の指定する原料又は製造方法に依るアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造に關する研究又は試験を爲す者に對し豫算の範圍内に於て奨勵金を交附することを得るものとすること

(八)アルミニウム又はマグネシウムの共同販賣に關する特殊會社

政府はアルミニウム又はマグネシウムの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要ありと認むるときは政府の適當と認むる者に對し左の事業の全部又は一部を行ふべきことを命ずるを得るものとすること

一、アルミニウム又はマグネシウムの買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入  
二、アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの原料及材料の買入、販

賣、輸出、輸入、移出及移入

三、其の他アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業  
右の事業命令を受けたる會社(受命會社)命ぜられたる以外の事業を營まんとするときは政府の許可を受くるを要するものとすること

ロ、受命會社の組織

受命會社は帝國法人たる株式會社にして其の株式を記名式とし、政府、公共團體、帝國臣民及帝國法人のみが之を所有し且其の資本及議決權の三分の二以上が二以上の輕金屬製造會社に屬するものたるを要するものとすること

ハ、受命會社に對する特典

政府必要ありと認むるときは輕金屬製造會社又はアルミニウム、マグネシウムの輸入業者等に對し其製造又は輸入に係るアルミニウム又はマグネシウムを受命會社に對し賣渡すことを命ずるを得るものとすること

ニ、受命會社の監督

(一)受命會社は政府の認可を受けた

營業所等に臨検するを得るものとすること

ホ、受命會社に對する公益命令政府軍事上其の他公益上必要ありと認むるときは受命會社に對し販賣數量の指定其の他アルミニウム又はマグネシウムの配給に關し必要な事項を命ずるを得るものとすること

(九)輕金屬製造事業委員會

本法の運用上重要な事項に付ては關係官廳高等官及輕金屬に關し學識經驗ある者より成る輕金屬製造事業委員會の議を経るを要するものとすること

### 原料(日滿支の現状)

元來我國に於けるアルミニウム工業の未發達には幾多の原因があるが、主なるものは

(一)先進諸外國で原料としてゐるボーキサイトを國內から得られぬこと

(二)電力料金が高價であつたため豊富な電力を必要とする該工業の出現を阻んでゐること

(三)技術の貧弱



の三つで、このうち第一の原料ボーキサイトの國內皆無が最も大きな障害であつた。しかし明石は朝鮮の全羅南道を中心として豊富に埋蔵され、その量は二千萬噸と稱せられてゐる。特に玉理山、摩山、加沙島、狗艾山等が有名で、日本電工の原石となつてゐるのは摩山のものである。日本内地にも明石は豊富にあるが肝腎の加里に乏しく、アルミナをとるだけでは到底採算に合はぬ現状から見てその利用性は今のところない。

一方滿洲には土頁岩があり、一時日滿アルミの原料であつたが、現在は滿洲輕金屬會社の原鑛石となつてゐる。

また北支の河北省開平炭田附近には純分六〇%六五の良鑛五、六百萬噸を藏し早くから採掘され、山東省淄川、博山一帯にも面積約四百四萬アル、露表延長八十軒埋藏量十億噸、品位平均六一%五露天掘採鑛個所二十六個所百二十五萬噸に達し、しかも國民政府は單にこれを保留鑛區としてゐたのみで採掘には殆ど手を下してゐなかつた。これ等のアルミニウム資源の開発については最近の報道によれば北支開發會社の下に子會社を設立

し、アルミ生産を行ふといはれてゐるが肝腎の電力に乏しい關係から現地生産は至難で、結局滿洲、朝鮮に輸送され低廉なる水力電氣と結びついて日滿支プロツクによりアルミ生産擴充に資することが要望されてゐる。なほ我國メーカーの原料は前述の如く殆どボーキサイトでその輸入先は次の如くである。

- (1) 蘭印ビントタン島産(日本アルミ系) 日本アルミ、日本曹達、住友アルミ 日本電工
- (2) ジョホール産(石原産業) 日本電工
- (3) 南洋パラオ産 南洋アルミ
- (4) ギリシヤ産 日滿アルミ
- (5) 印度産 日本曹達

### 配給・生産の統制

このやうな状態にあり且つアルミが軍需的重要物資である以上これを統制することは當然といはなければならぬ。そこで商工省では昭和十二年七月先づアルミインゴットの配給統制を行ふことに方針を決定、各需要者から需要豫定量の提出を求め一方メーカーより配給可能量を提出せしめ、これに輸入量を加へて供給

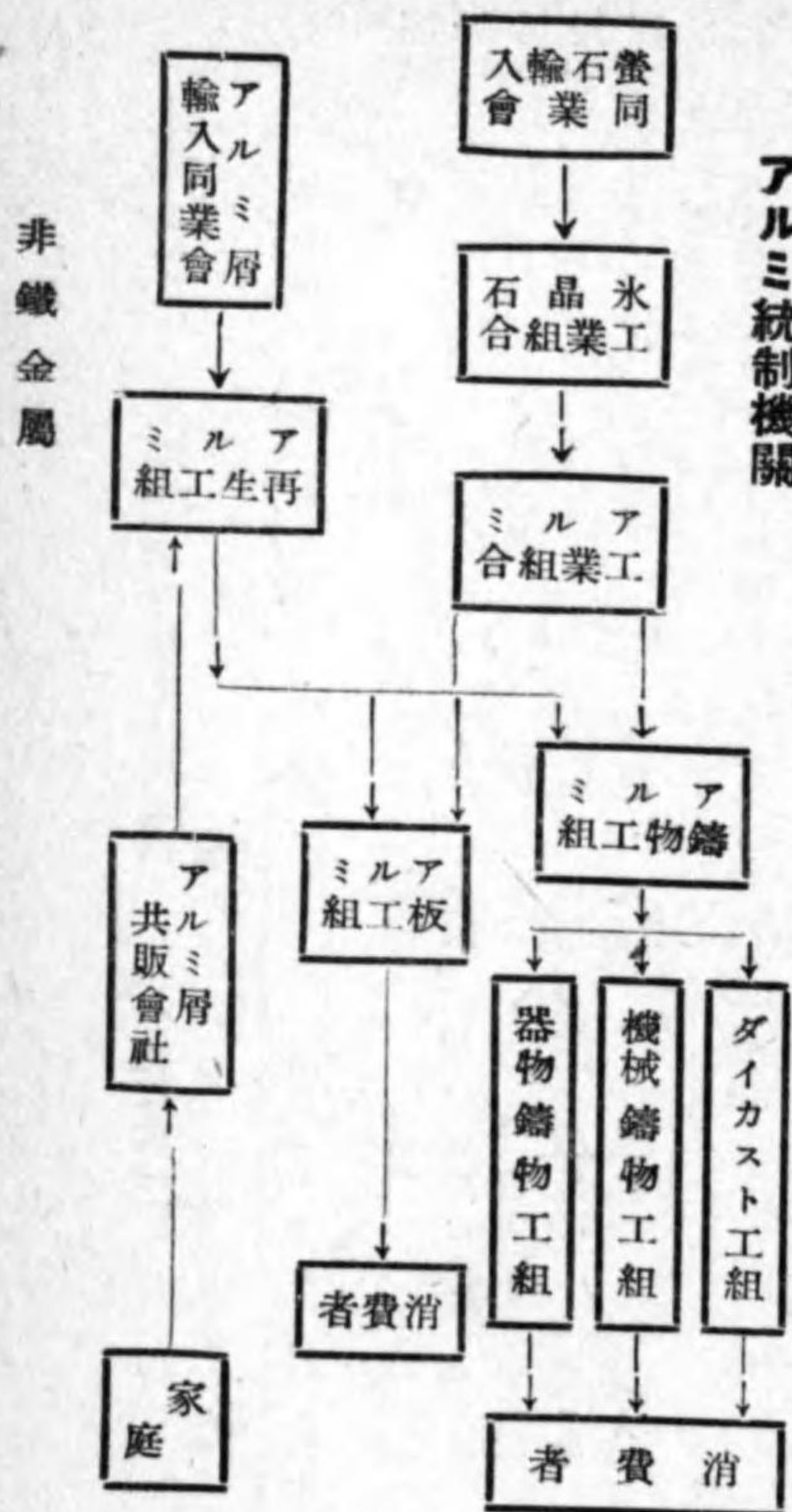
源となし、陸海軍等と密接なる連絡の下に軍需を優先的とする一定の配給順位に基き割當を行ふもので、昭和十三年七月分から商工省で割當られてゐるし、これに伴ひ供給部門としてアルミメーカー、副原料たる水晶石メーカー消費部門としてはアルミ板業者、機械鑄物業者、ダイカスト業者、器物鑄物業者につきそれぞれ團體を結成され、配給統制形態を整へると共に原料部門をも押へ自治的生産統制への段階に進みつゝあるのである。

- (1) 日本アルミ工業組合 加盟メーカー 日本電工、日本アルミ、日滿アルミ、日本曹達、住友アルミ、住友化學
- (事業) (イ) 營業に必要なもの(フイルタークロス等)の供給、(ロ) 製品販賣價格の協定、(ハ) 製品の配給統制、(ニ) 原料の配給統制
- (2) 日本水晶石工業組合 加盟メンバー 日本電工、日本曹達 帝國人肥、日產化學、住友化學(事業) (イ) 輸入螢石の共同購入、(ロ) これが各社の割當 (ハ) 販賣價格の

### 協定

- (3) 日本アルミ板工業組合 加盟メンバー 那須、東京、大東、山中、島田、南木、吾嬬、折田各アルミ、大畑伸銅、古河電工(以上東京) 日本、大阪、高田、池田、往友鷹取、矢倉の各アルミ、平和金屬、日本壓延(以上大阪) 特殊輕合金(岐阜) の合計二十一社 (事業) (イ) 原料の共同購入、(ロ) 原料割當、(ハ) 販賣價格の協定、(ニ) 共同販賣
- (4) アルミスクラップ輸入同業會

### アルミ統制機關



圖表で示すと

## ニツケル工業

### 海外依存の危険

我國に於けるニツケルの生産は極めて少く、左表の如く總需要量の僅に三パーセント程度に過ぎない。しかも従來は一部の銅鑛業株式會社が銅製鍊の際に於ける副産物として硫酸ニツケルを年額百噸位産出してゐたに止まり、金屬ニツケル生産の企業化は最近の所産である。これは國內に優良ニツケル鑛石が見出されなかつたため、國內鑛石は多くは含有量〇、五%以下でカナダニューカレドニア産鑛石の四乃至五に比すれば著しい貧鑛である。しかるに最近の情勢はニツケルの需要を増大せしめ、昭和十二年(一―七月)の輸入高は十一年同期に比し二倍半に達してをり、十四年は更に増加してゐると想像される。かゝる原料品の海外依存の危険なることはいふまでもないこと、且つ諸成品を除く



### 本邦ニッケル及硫酸ニッケル需給表

(單位 噸)

年	ニッケル金屬		硫酸ニッケル		計
	輸入高	生産高	輸入高	同上ニッケル含有分(B)	
昭和八年	三、三五八	(A)	四、五八	一、五三	三、四二一
同 九年	二、六三八	(A)	五、四六	一、八二	二、八三〇
同 十年	三、四二七	一〇八	五、六一	二、六	三、六四一
同 十一年	二、五七八	一〇三	六、三四	二、七五	二、八五三
同 十二年	(O) 三、五七三	一〇〇	八、二四	三、二	(A)

註 (A) 不詳  
 (B) ニッケル含有率を三分の一と假定して算出  
 (O) 一月から七月まで

輸入の殆ど全部が英米ニッケルトラストたるインターナショナルニッケル系の製品であることは注目に値する。しかし海外のニッケル需要の激増は、その入手に円滑を缺くといはれる。これによつても特殊鋼原料としてのニッケルの重要性に鑑み一日も速に我國獨特の貧鐵處理法を完成し海外依存性から若干でも脱却しなければならぬ。

### 國産に成功

右の如き要求により純國産ニッケルを

目指して日本ニッケル、鴨川ニッケルの二社が設立された。日本ニッケルは群馬縣多野鐵山に極めて豊富に埋藏されてゐる蛇紋岩を原鐵として獨特の硫酸使用の化學的處理を以てニッケルの國産化に成功昭和十三年の二月から操業を開始した。蛇紋岩は品位〇、〇四%程度で、一日五百噸の原鐵石を處理し製品〇噸を得、同時に副産物として十五噸の低磷鉄鐵と多量の炭酸マグネシウムを得てゐる。この外最近二―三%の良鐵が発見されたが確定鐵量は判明してゐない。これに力を

得て同社では更に増産計畫を樹て現有能力の四倍を目標に、子會社日本ニッケル鐵業を設立し日産〇噸能力の工場建設中である。

鴨川ニッケルは千葉縣鴨川町附近の硅ニッケル鐵ともいはれる嶺岡岩を原料として、十三年八月操業を開始した。原鐵石の品位は〇、六五%で磷硫黄の不純物を含有して居らず、貧鐵處理を行ひ、亞硫酸法により、亞硫酸ニッケルを作つて電氣分解をしてゐる。その他には左の如きものがある。

日本曹達はニューカレドニア系及び大屋鐵山の粘土鐵、蛇紋岩を原鐵として横濱、鶴見工場及び新潟縣二本木工場で操業を行つてゐる。

日本鐵業はニューカレドニア産及國內原鐵を以て佐賀の關製鐵所に於て二五―二七のフェロ・ニッケルを生産してゐる。住友金屬は四國新居濱に工場を建設しニッケル製鐵に乗出すべく準備中、従來もニューカレドニア鐵石(品位四%のもの)を入手若干製鐵を行つてゐた。

三菱鐵業は最近關領セラレス島のニッケル鐵を試験の結果良好と認めこれを原

料として乾式法により近く生産を行ふこととなつてゐる。

昭和鐵業は廣島縣契島に製鐵所を設け近く南ローデシア鐵石を製鍊し乾式法を以て月産〇〇〇處理を目標に進む筈である。

大江山ニッケルはバツセー法によるロイタリーキルンを以て大江山の貧鐵を原料としてフェロニッケルを生産してゐる。

### 統制の必然

しかして現在市販してゐる日本ニッケル鴨川ニッケルの外右住友、日曹、大江山の製品が近く賣出されることとなつてゐるので、これが助長をはかるためコストの高い國産品と低廉な輸入品の價格ブール制が考慮されてをり、これと共に當然配給統制が行はれることとならう。



# 昭和石炭株式會社

社長 古田 慶三

東京・麴町・丸ノ内

## 機械製造業

【概況】昭和十四年度に於ける我が國機械工業は前年度に於ける基礎的統制工作の後を受けて劃期的進展を不すに至り、重要物資の生産力擴充の線に沿つてこれに必要とする機械器具の計畫生産に大いに拍車がかけられるに至つた。これと共に鐵その他の資材の配給統制は前年度に於ては資材そのものを中心として行はれたが、本年度に於てはその中心は次第に製品の生産に移され、統制機構の再編成が行はれた。即ち重要機器の計畫生産を行つて来たものは従來は日本機械製造工業組合聯合會所屬の業者のみであつたが、新に各府縣鐵鋼製品工業組合聯合會所屬の業者の中心時局關係機器の生産を行つて居るものに對し業種別工業組合及び聯合會を結成せしめるに至つた。またこれ等統制機構の整備に先立ち第二四半期（七月―九月）よりは發註承認制度が實施されるに至り、鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬、金、石油及其の代用品、ソーダ、硫酸アンモニア、パルプ、工作機械、鐵道車輛

機械製造業

船舶、自動車、電力等の生産擴充部門に對する機器の供給を確保せしめるため、これ等の監督官廳と商工省機械局と連絡して、發註承認書を發給する事によりこれに優先的待遇を與へる事とされるに至つた。また滿洲及び支那向機器に對しても大體これと同様の發註許可制度が採用され現地重要部門への機器の供給確保と、不急方面への流出防止が行はれ、内地、四プロック内を通じての製品そのものの配給統制が實施されるに至つた。

一方不急不要小規模工業部門は限られたる資材が右の如く要部門に確保されるため止むを得ず全く反對の立場に置かれることとなつたが、然しこれに對しては今後下請部門として更生せしめる事となつて居り、また試験的に滿洲移駐も行ふ事となつたのでこれの成績如何によつては今後更に大陸に推進せしめる事も考へられて居る。

### 發註承認制度

發註承認制度は別記の如く本年度第二四半

期（七月―九月）以降實施されるに至つたがこれは本年度の物資動員計畫にあつては所謂生産力擴充事業に必要な機器類の資材は擴充事業の種類別に數量の割當が決して居り、その數量は必ず豫定された擴充計畫擔當者の所要機器の製造に使用されるが要求されて居り、これ等の機器用資材は機械製造業者の統制團體を通じて配給する事が機器の生産を円滑化するために必要であるので前記の物資動員計畫の要請に従つて本制度が採用されるに至つたものである。

本制度の仕組みを一言で言へば次の通りである。先づ物資動員計畫に於て生産擴充事業に割當てられた資材の範圍内に於て發註承認書を發給して之等の事業者に交付する。其の事業者は機器の發註を爲す際之を受註者たる機器製造業者に渡す、次いで受註者が所屬組合に資材の申請を爲す際之を添附して組合に提出する、組合は優先的に之等の受註品の所要資材の割當を爲すと言ふ順である。

向外地向機器用資材を物資動員計畫上確保せられて居るので便宜上本制度の適用を及ぼすこととしたのであるが、之に付ては生産擴充用機器たる与否とを問はない。



機械製造業

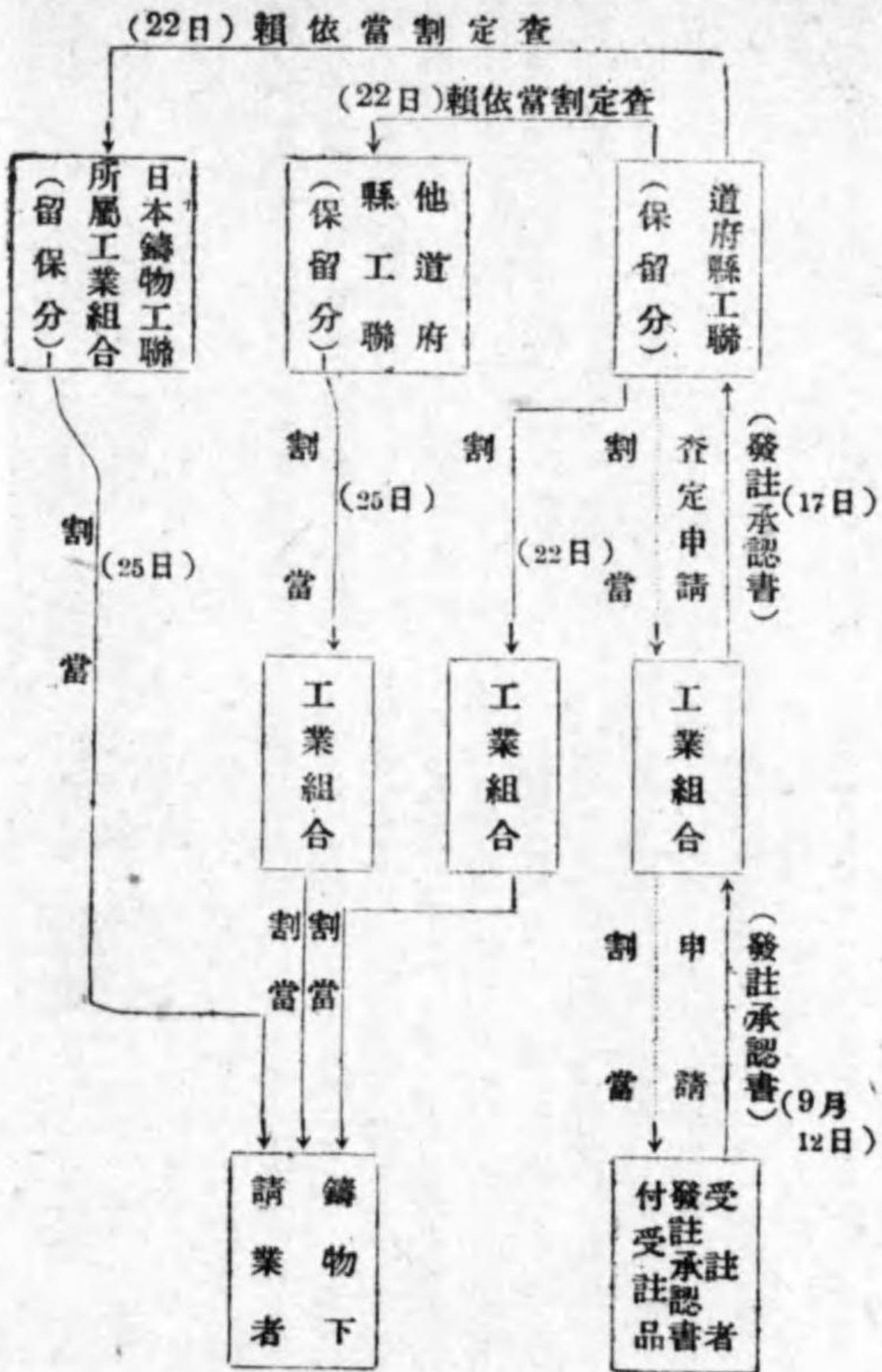
△發註承認書の發給を受け得る者及機器の種類

發註承認書の發給を受け得る者は、所謂生産擴充計畫産業に付政府に於て擴充計畫擔當

者として指定して居る事業者である。發給を受け得る機器は通常の觀念に於て機械器具と考へられるものであるが、次の様なものは發註承認書を發給しないこととして居る。

發註承認書付受註品用銑鐵割當申請並ニ割當圖解

凡例 ↑ハ一貫作業者ノ割當ヲ示ス



- (イ) 註文生産を原則とせざるもの(例へば單純な金屬製品)
- (ロ) 既に他の配給統制組織に於て配給を統制せられて居るもの(例へば亞鉛鍍板)
- (ハ) 鐵鋼を主成分として居ないもの(例、電池)

今右の原則に依つて發註承認書の發給を認めないものを具體的に示す次の通りである。

- 一、鑄物製品中 鍋、釜、湯沸、鑄鐵管、ロストル
- 二、鑄物以外の金屬製品中 スバイキ、座金釘、針、鍊鎖、撥條、金網、罐類、パケツ金盃、麵、洋傘骨、洋燈口金、甲馳、建築金具家具用金具、鋸、鋸、馬具金具、尾錠ホック、徽章、時計鎖、ペン先、針金
- 三、鍍金製品中 亞鉛鍍板鍍力板
- 四、電氣機械器具中 蓄電池、スイッチ、抵抗器、避雷器、ソケット、反射器、電球、懐中電燈、弧狀電燈、探照燈、シヤンデリヤ、線輪、電熱器、扇風機、電池、電鍵、保安器、絶緣電線
- 五、農業用機器中 鋤、鋸
- 六、製造加工用機器中 大工工具、大工道具 刃物

七、度量衡器、計器、時計、學術用機器中

度量衡器(度器、量器、衡器、)計器(寒暖計、乾濕計、體溫計、晴雨計、壓力計、比重計、生糸織度檢定器、風速計、速度計、回轉計、真空計、ゲージ、水準器、測器、羅針盤、地震計、檢潮器、測深器、電流計、電眼計、電力計、積算電力計、漏電計、周波計、電氣抵抗測定器等)時計、醫療器械、手術器械、デアテルミ、X線器械、製圖機械、計算器、計算尺

八、車輛中 自動車、自轉車、自動自轉車、馬車、人力車、荷車、荷馬車、荷牛車  
九、水道器具、バルブ、コック、洋燈、消火器、霧吹器、滑車、調車、齒車、車軸、軸承、カップリング、ローナー、フランジ

△發給手續

計畫産業擔當者が發註承認書の對象と爲る機器を發註する際には豫め其の計畫産業の擔當官廳に申請書を提出する必要がある、右の擔當官廳は物資動員計畫に於て決定せられた資材の範圍内に納める様に緊急の度に依り査定した上商工省機械局に連絡した發註承認書の發給を受け之を申請書に交付するのである。計畫産業の擔當官廳として發註承認書の下付に付前記の査定を爲す官廳は左の通りである。

機械製造業

る。

- (イ) 内地 (一) 鐵鋼(商工省鐵鋼局) (二) 石炭(燃料局) (三) 輕金屬(商工省鑛産局) (四) 非鐵金屬及(同上) (五) 石油及其の代用品(燃料局) アルコール(專賣局) (六) ソルダ(商工省化學局) 工業鹽(專賣局) (七) 硫酸アンモニア(商工省化學局) (八) バルブ(同鐵鋼局) (九) 工作機械(同機械局) (十) 鐵道車輛(商工省機械局、鐵道省監督局) (十一) 船舶(避信省管船局) (十二) 自動車(商工省機械局) (十三) 電力(電氣廳)
- (ロ) 外地 (一) 朝鮮(朝鮮總督府) (二) 台灣(台灣總督府) (三) 樺太(樺太廳) (四) 南洋(南洋廳)

發註希望者から前記の所管官廳に申請があるると其の所管官廳は機械局に生産要望書を提出し發註承認書の發給を求め、機械局は之を審査した上で發註承認書を發行し、前記の所管官廳に送付するのである。

而して發註承認書は發註者から之を受理した機械製造業者より資材割當時期の二週間前迄に所屬組合に提出せしめることを原則とした居る。發註希望者は機器を發註せんとする

△發註承認書の内容

發註承認書には鋼材の概算を書く様になつて居るが之は鋼材に付其の記載數量の配給を保證すると言ふ意味ではない、發註承認書は此の機器は緊急のものであると言ふことを示すものであつて、其の所要資材は鋼材に限らず、屑鐵、特殊鋼、鑄鋼品等に付ても優先的に配給せられるべきことを要求して居る譯である。

鋼材の數量を記載したのは物資動員計畫に於て決定せられた資材の範圍内で發註承認書を發給する大略の目標たらしめる爲である。

發註承認書附機用資材の實際の割當量は各機械製造業者の統制團體に於て決定せられるのであつて、製品規格、受註者の消化能力、製品の納期等を考慮して適當なる數量を割當ることとなるのである。

發註承認書には資材の配給時期が記載せられることとなつて居る。殆どの場合同書を發給した次の四半期から資材の配給を始めこ



とを必要とすべからず。資材配給時期とは  
 勘當證明書發給の時期の謂であるから特に現  
 在の様に勘當證明書が現物に代る迄には相當  
 の期間を要する事態に於ては資材配給時期を  
 早めに決めた方が都合がよい譯である。然し  
 一發電機や水車の様な大物は受註してから設  
 計を終る迄に相當の期間を要するので受註と  
 共に資材の配給を受ける様な仕組だと支障を  
 生ずるので、斯るものに付ては承認書發給時  
 期の翌々期以降を資材配給時期として選んで  
 も宜い様にして居る。斯るものの資材は其の  
 指定せられた時期の勘當資材量を以て賄ふこ  
 ととなるのは言を俟たない。

尙發註者は發註承認書の下付に付て所管官  
 廳に申請をする際に所要鋼材の概算を届出る  
 必要があるから豫め受註決定者に之を聞いて  
 置くのが便宜であるが之は概算で宜いのであ  
 るから、詳細な設計に基いて算出する必要は  
 ない譯である。

△發註承認書の効力  
 日本機械工業所屬の十七組合及府縣工聯の  
 改組に依り生じた新業種別組合に付ては亦夫  
 々組合員の受註可否を審査する機關があつ  
 て、本機關で可決したもののみに対して組合  
 は資材の配給を爲すこととなつて居るのであ

るが、發註承認書附の受註は其の機關を無條  
 件に通過し得るのである。又組合に於て、當  
 を爲す際承認書附のものは優先的に勘當を爲  
 す様に考慮せられるのである。但し製品の規  
 格より見て承認書記載數量が過大なりと認め  
 られた場合や受註者の受割當量(組合に對す  
 る全割當量を各組合員の眞の消化能力を基準  
 にして各組合員に割當てたもの)を著しく超  
 過する場合に於ては勘當を削減せられることがあ  
 る、換言すれば機械器具製造業者は發註承認  
 書付の受註を爲すに當つては先づ前期に於て自  
 己の受割當額より推し當該期に於て自  
 己の受け得るであらう鐵鋼の量を考へ受註を  
 決定すべきものであつて唯々發註承認書付の  
 受註品に付ては絶対に其の所要材料を得らる  
 るものと思考し、受註するは安當ならざるも  
 のと謂ひ得る、且機製發註者に於ても斯の意  
 味に於ける受註不可能なる機械器具製業者  
 に發註せざるやう注意を要するものであつて  
 他の受註可能なる機械器具 作業者に發註す  
 るやうせらるべきものである、但し機械器具  
 製業者にして受註承認書付の受註品を受註  
 し得べき鐵鋼の割當量を受けるにも不拘發註  
 承認書のものを受註拒否するが如き事あるは  
 國策に副はないものであるから必ず受註すべ

きものである。又納期の關係から見ても資材の  
 要求が早すぎると認めるときは、其の勘當を  
 次期以降に繰延べることもあるのである。  
 一業者に承認書が集中し過ぎた場合、組合  
 は發註者と協議して、受註の全部又は一部を  
 他の業者に融通することがある。此の場合、  
 新しい受註者が其の範圍に於て勘當を受ける  
 こととなるのである。  
 勘當の全部又は一部を承認書記載の次期以  
 降に繰延べた場合には、更めて承認書の下付  
 を申請する必要はない。組合に於て其の承認  
 書の効力を次期以降に於ても認め適當な時期  
 に勘當をすればよいのである。  
 組合員は承認書に依り勘當を受けた資材を  
 必ず其の承認書添附の受註品の製造に使用し  
 なければならぬのである。若し之に違反し  
 た場合は其の組合は其の組合員に對して次期  
 以降の勘當を停止することを爲るのである。  
 尙組合に於て承認書記載の數量を削減して  
 勘當を爲したる場合(繰延の勘當を爲し且削  
 減したる場合は其の繰延勘當を終了し、時)  
 組合は其の削減數量を擴充事業別に取纏めた  
 上聯合會を通じて次期の十日迄に機械局に届  
 出なければならぬ。之は次期承認書發行量  
 に加算する爲である。

△鋼材以外の資材の配給

發註承認書附受註品を製造するのに必要な  
 各種資材中洗鐵、屑鐵、特殊鋼、鑄鋼等は日  
 工聯傘下の工業組合で割當して居る關係上其  
 の工業組合に於て承認書附受註品に對し鋼材  
 に照應した所要量を鋼材と共に優先的に配給  
 することとなつて居る。

受註者が鑄物を外註しなければならぬ場  
 合には、外註鑄物調整會(日本聯傘下の工業  
 組合より成る外註鑄物調整統制會)にて承  
 認書附註品に對し鋼材に照應した鑄物の外註  
 券を優先的に割當てることとなつて居る。

銅、鉛、亜鉛、ニッケル等の非鐵金屬は現  
 在原則として日工聯系統とは別箇の鋼統制組  
 合等に於て勘當をして居るので、受註者が之  
 等の統制組合に非鐵金屬の申請をする際發註  
 承認書の寫を添附することを必要とする。さ  
 らすれば之等の統制組合に於て優先的に所要  
 資材の勘當を受け得るのである。但し此の  
 場合に於ても受註者の申請量は其の數量の適  
 否に付査定を受け申請量の儘の勘當を受け  
 得ないことは鋼材と同 である。尙日本電  
 氣機器製造工業組合、日本鑛山機械製造工業  
 組合に於ては銅等の勘當を行つて居るので、  
 同組合の組合員たる受註者は其の所屬組合よ

り鋼材等と一諸に勘當を受けることとなつて  
 居る。従つて其の組合員たる受註者は、鋼統  
 制組合等に承認書の寫を提出する必要がない  
 譯である。

△下請部品の配給

發註承認書附機具の受割當者が部品を下請に  
 出す場合に付ては左の手續をとる必要がある  
 (イ) 下請業者が下請發註者と同一の工業組  
 合に所屬する場合に於ては其の工業組合に發註  
 承認書を提示して下請品用資材に付下請發  
 註證明書(別記参照)の發給を受け之を當  
 該下請業者交付する。組合は此の場合下請  
 發註者の發註承認書に記載せられた鋼材の  
 數量を訂正して下請に出した數量を削減す  
 るのである。

下請業者は其の發註承認書(下請用)に依  
 り所要資材の優先的配給を受けるのである  
 (ロ) 下請業者が下請發註者と別箇の工業組  
 合に所屬して居る場合には、下請發註者は  
 其の所屬工業組合に發註承認書を提示して  
 下請部品用資材に付下請發註證明書の發給  
 を受け、之を下請業者所屬の工業組合を通  
 じて其の下請業者に交付するのである。其  
 の他の事項に付ては(イ)と同様である。  
 (別記様式略)

滿洲支那向發註許可制度

滿洲及支那向機器の發註許可制度は昭和十  
 四年度第三四半期(十月一十二月)より實施  
 を見るに至つたが、これは滿洲及び北支に於  
 ける重要資材開發用機器の確保を行はしむる  
 と共に不必要または不急方面に機器の供給が  
 行はれる事を防止するために施行された制度  
 であつて、現地に於ける需要者が機器を内地  
 に求めんとする場合、夫々滿洲國政府及び興  
 亞院連絡部より證明を受け、日本政府より發  
 註許可を得ねばならぬ事となつたものである  
 尙左記要綱は支那向であるが、滿洲國向の場  
 合は興亞院連絡 部の代りに滿洲國産業部で機  
 種及びその他の要綱は全部同様である。

支那向機器發註、素材配

給統制要綱

第一機器(自動車を除く)  
 (一) 機器の範圍 本要綱に依り素材の配給  
 統制を實施すべき機器の範圍は別紙(一)  
 の通とし其他の機器に付ては別途製品の出  
 給統制に付考慮すること  
 (二) 素材の配給方法 本要綱に依り配給統  
 制を實施する



- (1) 支那向機器用 素材たる 鉄鐵及鋼材 (品種別) 數量を四半期毎に決定すること
- (2) 興亞院に於て(1)の數量に付各地域別に割當を爲し各連絡部に通知すること
- 此の場合鋼材の割當は品種別に之を爲さず總量を割當てること
- (3) 連絡部は鉄鐵及鋼材割當數量の範圍内に於いて別紙(二)の様式の「機器發註許可書」を發行すること但し「製作加工構成素材割當要望書」の發行數量が許可書記載の豫定數量に満たざるときは其の四半期又は次の四半期に於て其の差額に付許可書の追加發行を爲すこと
- (4) 機器需要者は右「機器發註許可書」を添附し機器製造業に發註すること
- (5) 機器製造業者は「機器發註許可書」を添附の素材配給統制機關に素材の配給を申請すること、許可書は發行日附三月以内に製造業者所屬の工業組合に提出するに非ざれば其の効力を失ふこと
- (6) 素材配給統制機關に於ては支那向機器製造用素材を取纏め興亞院關係官之を査定すること
- (7) 興亞院に於ては右査定數量に付「製作加工構成素材配給要望書」を發行すること

- 但し右要望書の發行は査定數量を素材配給統制機關に通知すること、依り之を省略することを得 こと
- (8) 素材配給統制機關は右査定數量に依り「鐵鋼割當證明書」を發行すること
  - 第二 自動車
  - (1) 支那に對し販賣すべき自動車の台數は四半期別に商工省及興亞院協定し之を決定すること
  - (2) 興亞院は各地域別に右數量を割當てること
  - (3) 連絡部は割當てられたる數量を各需要者に割當て別紙(三)の様式の「自動車購入許可書」を發行すること
  - (4) 自動車の需要者、右購入許可書を添附し自動車販賣業者に對し發註すること
  - (5) 自動車の協定臺數の所要素材は支那向割當數量の中より之を控除すること
  - 第一及第二の要項に依る素材の配給統制は昭和十四年十月より之を實施する事但し機器發註許可書の發行は直に之を實施する事既註文品にして十月以降素材の手當を必要とするものに付ては機器發註許可書の發給を受くることを要すること

- 發註許可書の發給を必要とする機器名
- 一、蒸汽機、二、瓦斯發生裝置、三、蒸汽機、四、蒸汽タービン、五、内燃機、六、水車、七、電氣機器、八、通信機器、九、農業用機器、十、土木建築用機器、十一、鑛山用機器(鑛山ボールを含む) 十二、製鐵用機器、十三、工作機械、十四、製材及木工機械、十五、化學工業用機器、十六、鑛業機械(硝子、耐火煉瓦製造用) 十七、食料品製造用器、十八、製革機器、十九、昇降器、二十、輸送機、二十一、ポンプ、二十二、壓力機器(送風機、排風機、氣體壓縮機、水壓機) 二十三、試験 檢定及學術用機器、二十四、醫療機械、二十五、機關車、客車及貨車、電車(何れも産業用) 二十六、木造船、二十七、鋼索
- △備 考
- 1、右機器に就ては原則とし發註許可書を發行するも其の他の機器に就ても
  - (イ) 内地に於ては禁制品なるも支那に於ては必需品なるとき
  - (ロ) 緊急若は大量需要を生じたるに於ては許可書を發行すること
  - 2、前記機器の内容に就ては別途協定すること

△別紙(二) 機器發註許可書の書式

- (イ) 日本機械製造工業組合聯合會(略稱機工聯)所屬組合の組合員に對し當該組合取扱品目に付發註を爲す場合に於ては
  - (甲)の様式に依る
  - (ロ) 其の場合に於ては(乙)の様式の依る
- △支那向機械器具用鐵鋼割當取扱要項
- 一、支那向機械器具(別紙第一號限定)の原料たる鉄鐵及普通壓延鋼材は右機 器具の受註者たる本聯合會所屬附屬工廠關係業者より本聯合會宛本取扱規定に依り其の割當方を申出ること
  - 二、前項の申出は別紙第一號様式の申請書に別紙第三號様式の興亞院聯絡部發行的發註許可書を添付したる上之を所屬工業組合及所屬道府縣工廠を通じて本聯合會に提出すること
  - 三、本聯合會は前記申請に對 所要の割當證明書を發行し之を關係道府縣 聯合所屬工業組合を通じて申請者に交付
  - 四、素材配給が二期以上に亘る時は期別毎に申請書作製のこと
  - 五、(イ)工業組合員は爾今所屬工業組合より一般割當として割當を受けたる鉄鐵又は

- 普通壓延鋼材を支那向機 器具の製造に使用すべからざること
- (ロ) 若し之を違反したるときは其の使用數量の倍額以上を所屬組合に於ける一般割當數量より差引くべきこと
  - 六、工業組合に於ては支那向機械器具の受注が一組合員に集中することを防止する爲め製品の品質精度等の點に付支障なき範圍に於て組合員間、受注の分散を圖るも可なること
  - 七、前記各項は昭和十四年度第三四半期(十月一十二月)より直ちに實施す
- △申請に當りての注意事項
- 一、製品重量欄には一單位(一個又は一式等の如し)重量と合計重量とを 載すること
  - 二、製品の具體的使用先欄には完成品の使用先を記載すること
  - 三、下請業者は發註者より開取り記載のこと
  - 但し製品の鋼材部分のみ場合は〇〇鋼材部分、鉄鐵の場合は〇〇鑄物部分となる事
  - 三、受註連絡欄には發註者より直接受註したる場合は發註者名を記載すること、受註者より更に下請したる場合は發註者及受註者名を記載すること
  - 四、鉄鐵の割當を申請せんとする者は必ず所

- 要新統、古統、古鋼の配合量並に鑄造設備概要を記載すること
- 五、興亞院聯絡部發行的證明書に鋼材と鉄鐵とを併記しあるときは其の鋼材部分若は鉄鐵部分のみを下請する場合は、右證明書を分割不能につき寫しを作成し鋼材、鉄鐵の何れかの申請から正本を提出し他の一方は寫しを以て申請すること
  - 但し此の場合は正本提出者は寫しの提出者(鋼材部分か鉄鐵部分かを記載すると共に)を添記すること又寫の提出者は正本提出者を添記すること
  - 六、興亞院聯絡部發行的證明書面に記載しある業者より下請する場合委任狀又は註文書の寫を附申請する事
  - 七、申請 必ず實際に鐵鋼を使用する者(下請の場合は下請業者)たること
- 新業種別組合
- 現下の我國に取つて生産力擴充の急務なる事は今さら云ふまでもない事であるが、これが完遂を期するためには生産力擴充用機器の供給を円滑ならしむる事の急務は當然の問題である。これに當つては一般府縣工廠傘下に在る生産力擴充用機器業者を總動員しなければ万全を期し得ぬので、これ等の工業組合



の一部を改組し、時局關係機器に關する業種別組合とし日本機械製造工業組合聯合會に於ける同種品目と組合せ我が國に於ける時局關係機器の生産供給を一元的に統制せんとするに至つたものである。

一、業種別組合の構成

- (イ) 差當りの時局關係機器に付業種別組合を組織すること(業種別組合の取扱品目に付ては別項を参照のこと)
- 電気機器、製鐵、鑛器、鑛山用機器、工作機械、化學工業、機器、輸送器、ポンプ、自動車、蒸氣機、風力機器、鋼球軸、鍛工品、可鍛鑄物、通信機器、鍛造機、
- (ロ) 業種別組合を設立せしむべき府縣各指定品目に付生産額順に當該品の全生産額の約九割に達する迄の府縣を抽出し右府縣に指定品目別に工業組合を作らしむる事但し特別の事情ある場合に於ては組合の地區を二以上の府縣とすること
- (ハ) 業種別組合の加入資格
  - 府縣の指定を受けたる業者に限ること
  - 府縣の指定標準左の如し
    - (A) 加入希望組合の取扱品目に付一定規模以上の生産を現に行へるか又は今後引續き行ふこと確實なる者を指定すること

(B) (A) に該當せざるも特殊の事情ある者(例へば新規發明品の生産者の如し)を指定すること

(C) 一業者をして四以上の業種組合に加入せしめざること但し別に府縣上聯又は日本機工聯に加入することは此の限に在らざること

二、業種別上聯の構成及事業

業種別組合をして業種別上聯に加入せしむると共に原則として當該組合所在府縣の府縣上聯に加入せしむること  
前記の府縣上聯をして業種別上聯に加入せしむること

業種別上聯は之を日本機工聯に直屬せしめ日本機工聯より割當を受けしむること

業種別組合に對する資材の割當は業種別上聯より府縣上聯を通じて之を爲すこと但し右以外の事項に付ては業種別上聯は直接業種別組合と折衝すること

三、業種別組合及同工聯に關する監督

(イ) 商工省は業種別上聯下の各組合に對する割當量の決定に付日本機工聯を通じて承認を受けしむる等原則として業種別上聯に對する監督を行ふこと

(ロ) 府縣は業種別組合をして組合員に對

する割當量の決定に付承認を受けしむること、割當材料の使用先を監視すること等管下の業種組合に對する監督を行ふこと

四、府縣上聯改組に伴ふ措置

(イ) 地方長官の指定を受けざる業者は之を府縣上聯に加入せしむること

(ロ) 前記の指定品目以外の品目に關する業種別組合にして現に府縣上聯に所屬し居るものは其の儘として府縣上聯に所屬せしめ置くこと

(ハ) 府縣上聯關係業者の營業上支障を來す場合に於ては業種別組合の組合員に對する原材料の供給に關し之等業者に對する下請發注確保の爲一定の條件を附することあるべきこと

五、府縣上聯をして受注の斡旋、過剩割當の監視等を爲さしむること

業種別組合取扱品目範圍

△電気機器工業組合取扱品目

- 一、タービン發電機(タービン不包)、エヤーローラー、フィルター、タンク、風導等の附屬品共一、交流發電機(同上) 三、交流電動機、電動機として必要な附帶裝置を含む四、調相機五、電動發電機、周波數

變換機六、直流發電機七、直流電動機八、回轉變流機、變換機九、水銀弧光整流器、其他諸整流器一〇、變壓器、變成器一一、誘導線輪リアクトル一二、絶緣試驗裝置、附屬品共一三、高電壓裝置一四、油清淨裝置一五、誘導電壓調整器一六、保安裝置(避雷器)一七、靜電電器一八、配電盤配電箱一九、開閉器、開閉器附屬遮斷器二〇、制御裝置二一、電氣信號裝置二二、電氣制動裝置二三、自動制御裝置二四、自動電壓調整器二五、配電盤用電氣計器(配電盤、配電箱又は制御裝置等に附屬して供給するもの單獨のものは除外のこと)二六、繼電器二七、電氣機關車用及電氣運搬車用電氣品二八、電氣用電氣機械器具一九、自動車用及航空機用電氣裝置(電氣點火用品を含む)三〇、電氣動力計三一、電磁石、電磁分離機三二、電動揚貨機及電動ホイスト(一體として構成せらるる機械部分を含む)三三、電動繫船裝置(右同)三四、電動揚船機(右同)三五、電動操舵裝置(一體として構成せらるる機械部分を含む)三六、電氣爐用電氣品三七、電氣熔接裝置三八、電氣 塵裝置用電氣品 三九、電氣冷凍器(禁止品除く) 一、一體として構成せらるる、

機械部分を含む四〇、電熱器(禁止品を除く)四一、電動昇降機用及エスカレーター用電氣品(禁止品を除く)四二、電氣扇(禁止品を除く)四三、電動送風機(一體として構成せらるる機械部分を含む)四四

△製鐵用機器工業組合取扱品目 左記機器並に其の部分品及附屬品

種別	主機名	細別名
熔鑪	熔鑪本體	爐本體及口羽金物、輸送裝置及高爐捲揚機、爐頂裝置、出銑口閉塞機
原料運搬及處理	運搬設備	輸送設備
	鑛石處理設備	破碎機、篩機、貯藏庫設備、貧鐵焙燒裝置、粉鐵燒結機
該灰製造	準備設備、爐設備	石炭の碎裝置、水洗裝置、該灰爐並物、該灰押出機
瓦斯製造	瓦斯發生爐	發生爐金物、同用送風機
鑄造處理	鑄造處理設備	鑄造煉瓦製造設備、破碎機
熔鑄處理	鑄造機	鑄造機及附屬金物
回轉爐	回轉爐	回轉爐
製鋼爐	平爐	爐體金物、餘熱利用裝置、裝入函
	轉爐	爐體金物
	電氣爐	爐體金物
	混洗爐	爐體金物
	取鍋	取鍋
	鋼塊鑄型	鋼塊鑄型同上用定盤、注入金具
	加熱及均熱爐	體金物、燃燒裝置、鋼塊押入引出機、押湯切斷機、餘熱利用裝置



壓延機

壓延機、ロール、カムワルツ機、コイルガンダ、チルチングテーブル、マニプレーター、トランス、フアイ、冷却盤、矯正機(ロール式)、プレス式、ストレッチャイ式、裁断機、鋸機

鋼管製造機

鋼管製造機、鋼管壓延機及附属機器、除塵装置、冷却装置、管及瓣、瓦斯の利用は火口(バーナー)迄

排瓦斯處理  
鋼管製造機  
鋼管利用設備

他の鑛山用特殊機器

鑛山用機械工業組合取扱品目  
左に掲ぐる機械にして採鑛、選鑛、製練に使用するものを謂ふ

- 一、試錐機二、浸漬機三、掘鑛機四、砂金採取船五、鑿岩機六、ドリルシャープナ七、截炭機八、コイルピツク九、坑内冷凍機一〇、採油機一一、鑿井機一二、捲揚機一三、積込機一四、エンドレスロープ機一五、鑛車一六、選炭機一七、洗炭機一八、微粉炭回收装置一九、碎鑛機二〇、磨鑛機二二、分級機二三、濾過機二四、淘汰盤二五、跳汰機二六、篩分機二七、濃集機二八、攪拌機二九、遠心機三〇、收塵装置三一、乾燥装置三二、磁選機三三、浮選機三四、燒結機三五、試料採取機三六、硫酸回收装置三七、爐三八、濕式精鍊装置三九、前各號の附属機器四〇、其の

工作機械工業組合取扱品目

- 一、旋盤一、ボール盤三、中グリ盤四、フライス盤五、研磨盤六、齒切盤七、平削盤八、形削盤九、堅削盤一〇、金切鋸盤一一、ブローチ盤一二、其の他の切削、磨用金屬工作機械一三、以上に掲ぐる製品の部分品及び附属品(工作機械特用のものに限る)

化學用機械工業組合取扱品目

- 精選機、篩別機、除塵機、收塵機、破碎機、粉碎機、電磁分離機、裁断機、蒸餾機、焙解器、溶解機、浸出機、壓延機、壓搾機、脱水機、乾燥機、洗滌機、混合機、浸漬機、加熱機、濾過機、沈澱機、傾瀉機、脱色機、脱臭機、冷凍機、熱交換器、蒸發器、濃縮機、凝固機、清淨機、除塵機、調製機、捏

輸送機工業組合取扱品目

- 一、起重機二、卷上機三、コンベア四、ホイスト五、エレベーター六、エスカレーター七、陸上機八、積込機九、索道一〇、ロープテルハー、タインテーパー一二、トラバリーサー一三、スクリーン一四、トレーラ一五、トラック及トラクター一六、運搬車一七、ウインチ一八、キャブスタン一九、其他荷役、搬送用機械

ポンプ工業組合取扱品目

- 左記品目並に其の部分品及附属品  
一、過巻ポンプ二、タービンポンプ三、軸流ポンプ四、深井戸ポンプ五、各種回転式ポンプ六、各種往復式ポンプ七、蒸気直動

ポンプ八、水壓ポンプ九、水壓機(製鐵用を除く)

自動車部分品工業組合取扱品目

自動車の部分品又は附属品にして左に掲ぐるもの  
一、内燃機関及其の部分品二、燃料装置及其の部分品三、冷却装置及其の部分品四、動力傳達装置及其の部分品五、車軸發條装置及其の部分品六、制動装置及其の部分品七、操向装置及其の部分品八、懸架及其の部分品九、車體及其の部分品一〇、電気装置及其の部分品一一、計器 及其の部分品一二、附属品

蒸気機製造工業組合取扱品目

- 一、蒸汽機二、過熱器三、再熱器四、火爐五、燃焼装置 六、微粉炭装置 七、節炭器八、給水加熱器九、空氣熱器一〇、配管類一一、煙道及風道一二、收塵装置一三、石炭取扱装置一四、灰取扱装置一五、特殊附属品(煤掃除器、自動給水加熱器、高低水位警報装置、過熱低減器、罐水連鎖吹出装置、給水軟化装置、自動燃焼制御装置、蓄熱器、等)

風力機製造工業組合取扱品目

- 送風機、排風機、壓縮機、真空ポンプ

機械製造業

軸受工業組合取扱品目

- 球軸受、コロ軸受、鋼球、コロ、ハウジング、ハンガー、プランマープロック、トロツコケース

電気通信工業組合取扱品目

- 一、有線電信電話用機器二、無線電信用機器(家庭用を除く)三、搬送電信電話用機器四、右用附属品並に部分品を含む但し強電流電気機器、電線電纜を含まず

鍛製用機械工業組合取扱品目

- 鍛造機、水壓機、裁断機、打拔機

業種別組合を結成せしむべき府縣名

- 一、電気機器(神奈川県、東京都、大阪、愛知、兵庫、福岡、京都、佐賀)  
二、製鐵用機器(東京都、大阪、兵庫、福岡)  
三、鑛山用機器(東京都、福岡、山口、大阪、福島、北海道、新潟)  
四、工作機械(東京都、大阪、愛知、新潟、静岡県、兵庫)  
五、化學工業用機器(東京都、大阪、兵庫、京都、神奈川、新潟、福岡)  
六、輸送機、起重機、コンベア等(東京都、大阪、兵庫、福岡)

和機、攪拌機、蒸餾器、鹽析機、飽和機、反應器、分解器、觸媒反應器、吸收器、吸着器、解離器、電解器、硝化機、熟成機、醱酵機、冷却器、凝縮器、燒成爐、乾一装置、瓦斯發生装置、結晶器、昇華器、遠心分離機、抽出機、瓦斯分離精製装置、膠質化學用機器、調合機、型成機、化學工業用壓延機、化學工業用特殊機器  
備考 瓦斯發生装置に於ては都市瓦斯發生装置を含まず

府縣別時局關係機器配給協議會設置要綱

七、ポンプ(東京都、大阪、愛知、兵庫)  
八、自動車(東京都、大阪、神奈川県、愛知)  
九、蒸氣機(神奈川県、大阪、兵庫、東京都)  
十、風力機器(東京都、兵庫、大阪)  
十一、通信機器(東京都、神奈川県、大阪、兵庫)  
備考 鋼球軸受、鍛古品、可鍛鑄物、鍛壓用機器に付ては且下考案中なり  
府縣別時局關係機器配給協議會設置要綱  
(一) 設置の趣旨、業種別組合の結成せられたる時局關係機器の供給を確保する目的を以て本協議會に於て之等業者の受注の可否を審査せしめを以て業種別組合に於ける材料割當に資すること  
(二) 本協議會の種類、業種別組合の存する府縣に業種別組合の取扱品目に關する配給協議會を機種別に設置すること(但し工作機械は本制度より除外すること)  
(三) 配給協議會の構成及事業左の如し  
(イ) 構成  
會長は經濟部長を以て之に充てること、委員は六―七人見當とし關聯工業組合の理事者、需要者團體の代表及學識経験ある者を



以て之に充てること

- (ロ) 事業 業種別組合の組合員の受注の可否を査定すること、尙組合員相互間の受註の融通、業種別組合外の業者に対する受註の分散を行ふこと、本會は原則として毎月一回之を開催すること
- (四) 査定方法 (イ) 査定の対象と爲る受註、軍需品、充足軍需品、商工省機械局長の要請書を受けたる民需向機器、滿洲向機器等特別配給を受くるものを除き當該業種別組合より材料の配給を受くべき一切の機器に付受注の査定を行ふこと
- (ロ) 査定の方針、當該機器の納入先に於ける(自家用のものは自工場に於ける)具體的用途を精査して緊要なりと認めたるものを可決すること緊要なりや否やの判定は概ね生産力擴充計畫事業又は輸出産業に使用せらるゝもの(擴充用及補修用)を第一順位とし國民生活に重大なる關係あるものを第二順位とする趣旨の下に之を行ひ其の他のものに付いて可決せざること
- (五) 材料配給との關係 業種別組合は協議會に於て可決したる受注のみに付其の所要材料を精査して割當證明書を發給すること協議會に於ける査定後の手續左の如し(別

第三、外注可能量の割當方法

- (一) 鑄造品配給協議會は四半期毎に商工省の承認を受け調整會の外注可能量の總數量を決定すること
  - (二) 調整會は商工省の承認を受け所屬各組合に對する外注可能量の割當を爲すこと組合に對する割當方法左の如し  
機器配給協議會の設置せられたる工業組合に對しては同協議會に於て可決したる受注品の生産に必要な鑄物を配給し得る如く優先的に外注可能量を決定すること  
其の他の工業組合に對しては前項の割當を爲したる殘餘の數量を全組合員の有する受注品の納入先に依り査定したる需要量を以て按分して割當量を決定すること
  - (三) 組合員に對する割當方法 機器配給協議會の設置せられたる工業組合に於ては同協議會に於て可決したる各組合員の受注品を基準として組合員に對する割當量を決定すること
- 其の他の組合に於ては各組合員より徴したる製品の納入先に付緩急の順位を考慮して査定したる上其の査定量を基本として組合員に對する割當量を決定すること

第四、鉄鋼等の割當方法 (一) 鑄造業者の

機械製造業

紙(一)参照)

- (イ) 協議會に於て可決したる受注に對し可決證を與ふること
- (ロ) 組合員が組合に對し材料配給を請求する場合に於て右の可決證に其の可決せられたる受注に關する所要材料の精細なる數量を記入したる上之を組合に提出すること
- (ハ) 組合に於ては右の書類に記入せられたる要求量を精査し適正なりと認むる數量に付證明書を發行すること
- (ニ) 組合員は可決證に基き配給したる材料に依る製品の出荷年月日に付一ヶ月分を取纏め翌月十五日迄に協議會に報告する事
- (ホ) 組合は所定の製品が所定期日に納入せらるゝ様態を維持する職責を有すること
- (六) 軍の材料支給、充足軍需割當、民需向機器用特別割當、滿洲向機器用割當等の如き特別配給を受けたる組合員に對しては組合の通常割當量決定に際し幾分の差引を行ふこと

鑄造品配給統制要綱

第一、趣旨 鑄物用の鉄鋼其の他の供給不足を來しつゝある處時局關係機器の需要は益増大せるを以て之が半製品たる鑄造品に付

ても機器の配給統制に照應したる配給統制を行ひ時局關係機器の生産に遺憾なからしむること

- 第二、組織(一)外注鑄物調整會 別記(一)の夫々のブロック内に於ける時局關係機器の製造者の工業組合其の他の統制團體を以て外注鑄物調整會(以下調整會と稱す)を組織し鑄造品の發注統制を行はしむること調整會は鑄造品配給協議會に於て決定したる外注可能量を調整會所屬の各工業組合其の他の團體に對して割當すること
- (二) 鑄造品配給協議會 ブロック内に於ける外注鑄物調整會と鑄物業者の工業組合とを以て當該ブロック内に鑄造品配給協議會を設置すること
- (イ) 毎四半期に於ける調整會の外注可能量の總數量及鑄造業者の各工業組合の外注鑄物の製造確定數量
- (ロ) 鑄造品製作及販賣に關する條件
- (ハ) 鑄造品の受注の斡旋に關する事項
- (ニ) 前合號の外注鑄品の發給調整上必要なる事項
- (ホ) 製品品の納入状況に對する監督

如き特別配給を受けたる組合員に對しては組合の通常割當量決定に際し幾分の差引を行ふこと

- (一) 各組合員の割當量を夫々一般向割當量と外注券用割當量とに分つこと  
一般向割當量に付ては直に割當證明書の發行 爲すも外注券用割當量に付ては組合員の受けたる外注券と引換に割當證明書を發給すること
- (二) 外注券に依る割當證明書の發行は差當り各組合員の外注券用割當量の5%増の數量を以て最高限度とする
- (四) 外注券の有効地域は當該ブロック内に限ること
- (五) 外注券の有効期間は鑄物業者の工業組合の組合員に對する次期の割當量が決定する迄の期間とすること尙有効期間經過後の外注券は次期に於ける外注券の割當に際し考慮せざること
- (六) 軍の材料支給、充足軍需割當、民需用機器用特別割當、滿洲向機器用割當等の

業種別組合の組合員以外

の業者に對する方策要綱

一、業種別組合(指定品目の組合を謂ふ以下



同し)に對する割當量決定上の考慮  
業種別組合に對する割當量決定に際しては  
一般府縣工聯關係業者に對する割當量に急  
激なる變化を與へざる様適度の考慮を拂ふ  
こと

尙業種別組合の組合員に對する府縣工聯よ  
りの割當は可及的に之を制限すること  
二、小組合制度の活用 小組合の結成に依り  
業種別工業組合に加入することを勸導指導  
すること

三、下請關係の確立 (一)下請發注の確保  
方法 (イ) 機工聯所屬組合の組合員、業種  
別組合の組合員に對しては原則として一定  
の下請發注義務數量を決定し之が勵行に努  
むること

(ロ) 下請發注の指導促進を圖る爲に指定  
品目の機器供給協議會に下請委員會を設置  
し府縣關係官、業種別組合の代表者、關係  
下請業者の團體の代表者等を其の委員とす  
ること下請委員會は府縣工業組合の連絡會  
と緊密を保ちつゝ其の事業の円滑なる遂行  
を圖ること

(ハ) 必要に應じ下請業者の屬する組合又  
は府縣工業組合の連絡會に指定品目の下請  
業者を以て下請に關する部を品目別に設く

ること

(ニ) 機工聯所屬組合は所屬組合員別下請  
發注數量を決定し商工省の承認を受けるこ  
と機工聯所屬組合の組合員は發注先別下請  
發注數量を關係府縣及商工省に通知するこ  
と

(ホ) 業種別組合は下請業者の團體との間  
に下請發注數量に付協定を爲し下請委員會  
の承認を得ること

業種別組合は組合員に前記の協定數量を割  
當て組合員をして右の割當數量(下請發注  
義務數量)の發注を爲さしむること

(ハ) 業種別組合の設置なき府縣の業者に  
對する下請發注先別數量を關係府縣に通知  
すること尙其の下請發注の擴大を圖ること  
(ニ) 加工賃の調整 前記の下請委員會をし  
て加工賃の調整を行はしむること

四、材料附下請受注量の届出義務制度の實施  
下請業者をして一切の材料附下請受注量を  
府縣 届出せしめ下請業者所屬の組合に於け  
る材料の割當に際し之を參考として割當の  
衡平を圖らしむること

五、下請發注の指導斡旋に關する府縣職員の  
充實を圖ること  
註發注數量は成るべく發注品名、金額及所

要材料の數量を以て表示すること  
新業種別工業組合員有資  
格者數

(昭和十四年九月廿日現在)

△神奈川県 電氣機器 二十名、自動車部分品  
二十二、化學機械 二十三名、蒸氣罐 十五名  
電氣通信帶六名 計八十六名  
△愛知縣 自動車部分品八名、電氣機器八名  
ポンプ六名、計二十二名

△兵庫県 蒸氣罐六名、輸送機械十六名、化  
學機械十九名、ポンプ十二名、製鐵用機械  
十名、電氣機器六名、風力器四名、電氣通  
信機一名(大阪加入) 製鐵用機器三名(同上)  
計七十七名

△東京府 自動車部分品八十一名、輸送機械  
六十一名、ポンプ二十七名、電氣通信機三  
十三名、風力機三十五名、鑛山用機械九十  
八名、化學機械八十五名、蒸氣罐 二十一  
電氣機器九十五名、製鐵用機器五十四名  
計六百九十名

△北海道 鑛山用機械十一名、  
▲福島縣 鑛山用機械 二十六名  
▲新潟縣 鑛山用機械八名、化學機械十一名  
計十九名

△京都府 電氣機器十五名、化學機械八名  
計二十三名

△大阪府 電氣通信機十名、化學機械五十名  
蒸氣罐十八名、風力機 二十六名、鑛山用機  
械百十八名、ポンプ二十六名、製鐵用機械  
二十一、鍛壓用機器四十一名、電氣機器  
六十一名、輸送機械五十八名、自動車部分  
品十八名 計四百四十八名

△福岡縣 製鐵用機械十九名、化學機械二十  
五名、鑛山用機械八十一名、電氣機器十四  
名 計百三十九名

△佐賀縣 鑛山用機械九名、電氣機器四名  
計十三名

△山口縣 鑛山用機械 二十一  
新業種別工業組合聯合會

(カッコ内は創立委員會開催日)  
△全國電氣機器工業組合聯合會 (十一月十  
日)

所屬組合名(八組合) 京都府第一電氣機  
器工業組合、神奈川県第一電氣機器製造工  
業組合、大阪第一電氣機器工業組合、愛知  
縣第一電氣機器製造工業組合、佐賀縣電氣  
機器製造工業組合、福岡縣電氣機器工業組  
合、東京第一電氣機器工業組合、兵庫縣電機  
工業組合

機械製造業

役員 理事九名(一名缺員) 監事二名  
理事長(京都) 島津常三郎 理事(東京) 中  
島勝五郎(神奈川) 樋口佐兵衛(愛知) 伊  
藏教一(京都) 島津常三郎(兵庫) 三杉隆  
一(福岡) 福田稔(佐賀) 戸山信文(大  
阪) 中島謙一  
監事(東京) 廣澤次郎(大阪) 島田勉  
△全國鑛山用機器工業組合聯合會(十一月十  
一日)

所屬組合(十組合) 東京第一鑛山用機械  
工業組合、神奈川県鑛山用機器製造工業組  
合、大阪鑛山用機器製造工業組合、保護責  
任北海道鑛山用機械製造工業組合、山口縣  
鑛山機器工業組合、福岡縣鑛山機器工業組  
合、佐賀縣鑛山用機器製造工業組合、福島縣  
鑛山用機器製造工業組合、新潟縣鑛山用機  
械工業組合、兵庫縣鑛山機械工業組合

役員 理事十一名(一名缺員) 監事二名  
理事長(東京) 宮崎好文、理事(東京) 宮崎  
好文(神奈川) 小澤武之助(大阪) 畑時秀  
(新潟) 前田與次郎(山口) 西野吉造(福  
島) 田邊忠造(福岡) 佐田徳一(兵庫) 田  
中勲七(北海道) 眞 悟一

監事(東京) 大塚榮吉(大阪) 久保田權四  
郎

△全國化學用機器工業組合聯合會(十一月十  
七日)  
所屬組合名(七組合) 東京第一化學機械工  
業組合、大阪化學工業用機器工業組合、京  
都府化學工業機器工業組合、神奈川縣化  
學用機器工業組合、新潟縣化學用機械工業  
組合、福岡縣化學用機器製造工業組合、兵  
庫縣化學機器工業組合  
役員理事八名(一名缺員) 監事二名  
理事長(東京) 石井太吉、理事(同) 石井太  
吉(大阪) 畑時秀(京都) 内藤廣吉(福  
岡) 城水末吉(神奈川) 小澤武之助(兵  
庫) 吉弘良夫(新潟) 高野仁蔵  
監事(東京) 大塚榮吉(大阪) 吉本源之助  
△全國自動車部分品工業組合聯合會(十一月  
十七日)

所屬組合(六組合) 認定自動車部分品工業  
組合、東京府自動車部分品工業組合、神奈  
川縣自動車部分品工業組合、愛知縣自動車  
部分品工業組合、大阪府自動車部分品工業  
組合、兵庫縣自動車部分品工業組合  
役員理事十一名 監事四名  
理事長(認定部品工業) 大來修治、理事(同)  
大來修治(同) 千田 幸助(同) 毛利 繁範  
(東京) 染谷關太郎(同) 小林光榮(同)



海老原直太(大阪) 村井勝太郎(愛知) 今井信雄(神奈川) 佐藤猛夫(兵庫) 山本正三

監事(認定部品組) 田所鷹一(東京) 山本一二(同) 白田壽治(大阪) 山本嘉一郎

△全國製鐵用機器工業組合聯合會(十一月十八日)

所屬組合名(五組合) 東京製鐵用機器工業組合、大阪製鐵用機器製造工業組合、福岡縣製鐵用機器製造工業組合、神奈川縣製鐵用機器製造工業組合、兵庫縣製鐵用機器工業組合

役員理事六名(二名缺員) 監事一名

理事長(東京) 大塚榮吉、理事(東京) 大塚榮吉(大阪) 中島市右衛門(神奈川) 岡野一郎(兵庫) 高尾猪之介(福岡) 土田鹿太郎

監事(神奈川) 小松隆(大阪) 寺田甚吉

△全國輸送機工業組合聯合會(十一月二十一日)

所屬組合四組合(○印設立認可申請中) 〇東京第一輸送機製造工業組合、神奈川縣輸送機製造工業組合、大阪第一輸送機工業組合、兵庫縣輸送機工業組合

役員理事五名(一名缺員) 監事一名

理事長(東京) 櫻田壬午郎、理事(同) 櫻田壬午郎(兵庫) 矢部繁(大阪) 谷民藏(神奈川) 横山公雄

監事(東京) 本川一郎(大阪) 中尾義一

△全國ポンプ工業組合聯合會(十一月廿日)

所屬組合名(四組合) 東京第一ポンプ製造工業組合(設立認可申請中)、大阪第一ポンプ製造工業組合(同)、愛知縣第一ポンプ製造工業組合、兵庫縣ポンプ工業組合

役員五名(一名缺員) 監事一名

理事長(東京) 宇野澤辰次、理事(同) 同(兵庫) 大田十(大阪) 竹尾秋助(愛知) 關山延

監事(東京) 片山榮太郎(大阪) 本田滋二

△全國蒸気機工業組合聯合會(十一月二十二日)

所屬組合(四組合) 東京蒸気機製造工業組合、兵庫縣蒸気機工業組合、神奈川縣蒸気機製造工業組合、大阪蒸気機工業組合

役員理事五名(一名缺員) 監事一名

理事長(東京) 安藤儀三、理事(同) 同(神奈川) 法專品一(大阪) 荒木康三郎(兵庫) 山口次郎

監事(神奈川) 朝木與三郎(大阪) 堀波鐵三

△全國風力機器工業組合聯合會(十一月廿四日)

所屬組合名(三組合) 〇東京第一風力機器製造工業組合、大阪風力機器工業組合、兵庫縣風力機器工業組合

役員理事四名(一名缺員) 監事一名

理事長(東京) 北條一郎、理事(東京) 北條一郎(大阪) 田村源太郎(兵庫) 中根二二

監事(東京) 宇野澤辰次(大阪) 藤村忠巳

△全國通信機器工業組合聯合會(十一月二十五日)

所屬組合 〇東京第一電氣通信機器工業組合、神奈川縣電氣通信機器製造工業組合、大阪電氣通信機器工業組合

役員理事四名(一名缺員) 監事一名

理事長(東京) 平坂英則、理事(東京) 平坂英則(神奈川) 磯野久兵衛(大阪) 早川徳次

監事(東京) 金子銀次郎(大阪) 北尾豊治

**鑄物、機械製造設備の制限**

本年度に於ける機械工業部門の統制の中、特に注目すべきものは鉄鑄物製造設備制限規則と機械設備制限規則が制定され、九月三

十日より實施されるに至つたことである。前者は鑄物工場の新増設の抑制がその本旨であり、後者は機械工場の新増設の抑壓が目的であるが、共に限られたる鐵鋼資材の浪費を未然に防止し、要急方面の進展の障害を除外せんとするものである。機械設備制限規則は設備そのものは工作機械が主であるが、その對象となるものは機械工場全般に亘るものなので、特に工作機械の項目より採り鑄物設備制限規則の解説をかけることとする。

**鉄鑄物製造設備制限規則解説**

鉄鑄物の配給統制が實施されて以來既存鑄物業者が、無制限に新增設される鑄物工場のために、鉄鑄物の割當量が次第に減じ、この兩者間には種々對立的な問題が醸成され來つたものであるが、このまゝにして置いたのでは收拾し難いこととなるので、これを統制するため本則が制定された。即ち鑄造品の原材料たる鉄鑄、屑鐵等の供給は差し當り円滑化を期し難い状態にあるに拘らず、最近重工業界の繁忙に乗じて鑄物工場の新増設を行はんとするものが相次いで、これでは既存鑄物業者に對する割當量は益々減少し、緊急を要する

鑄造品の生産にも支障を生ずると共に、配給資材の數量が限られて居るため遊休設備が増加を來し、重大なる社會問題が生ぜぬとも限らぬので、これに對しては從來から地方廳及び日本鐵工聯等まで鑄物工場の新増設は極力抑制して來たが、かゝる自治的統制では完璧を期し得ぬので、こゝに商工省令として法規化を見るに至つたものである。而して本則に於ては鉄鑄物製造設備の新設若し増設(譲受又は借受に依る新設も含む)又は改造の場合を統制するのみならず、從來鉄鑄物以外のものゝ製造を爲してゐた設備を鉄鑄物の製造に轉用する場合も統制を受けるものである。(卷末法規集中の規則参照)

第一條 本則の適用を受ける鉄鑄物製造設備の意義を規定したものである。鉄鑄物とは通常の觀念に従つて決定する外ないのであつて再生銑や合金鑄物は之に含まれないのである。然し本則では可鍛鑄物も鉄鑄物に含まれることとした。但し電氣爐に依り可鍛鑄物を製造することは製鐵事業であつて其の設備は製鐵設備としての取締を受けるものであるから電氣爐に依り製造せられる可鍛鑄物は本則に於ける鉄鑄物の範圍外に置いた譯である(本解説に於ても以下便宜

上鉄鑄物なる語を此の意味に使用することとする)。鉄鑄物の製造に使用せられる熔鑄設備は一切鉄鑄物製造設備として本則の適用を受けるのである。「キユボラ」とは熔鑄と同義語であつて「コシキ爐」を含む。「其の他の熔鑄爐」とは例へば坩堝爐、轉爐平爐の如きものであつてキユボラ、反射爐、電氣爐以外の一切の熔鑄爐の謂ふのである。

第二條 鉄鑄物製造設備の新設、増設若し改造を爲す場合又は從來鉄鑄物以外のもの製造して居た設備を鉄鑄物の製造に轉用せんとする場合は商工大臣の許可を要することを規定したものである。

(第一項本文) 新設、は新に工事を爲す場合が多いのであるが譲受、借受に依る新増設も本則に於ては新增設として取扱ふのである。譲受、借受に依る場合は工場全體譲受借受の結果として生ずる場合が多いであらう熔鑄設備のみを譲受して之を解體したる上運搬して自工場内に組立てる場合は工事に依る新増設と見るべきである。「改造」とは解體に至らざる程度に於て其の構造を變更する行為を謂ふのであつて通常の觀念に於ける修繕は其の本來の構造を整備する行為であるから改造には含まれないのである。



(第二項但書) 本則の許可を受ける必要のない場合を列挙したものである。第一號の「特別ノ法令に依り設立セラレタル會社」とは例へば日本製鐵株式會社の如きものを謂ふ「臨時資金調整法以外のノ法令ニ依り設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル會社」にして本則に關係のあるものとしては差當り適例を見ないが將來のことを慮り念の爲規定したものである。

第二號は鐵鑄物製造設備の全部が同號に掲ぐる事業に使用せられる場合に於てのみ許可を受ける必要なしと謂ふのであつて例へば自動車製造事業法の許可會社が同一キヌボラで自動車と共に鐵機を作る様な場合には本則の許可を受けなければならない。又上記の如く許可を受けた事業の専用設備であれば良いのであるから事業法の許可を一度受けて居れば其後キヌボラを新設したときも又何回増設改造しても本則の許可を受ける必要はないのである。

第三號の例としては總動員業務事業設備令等に依り設備の新設、増設等を命ぜられた場合が考へられるのである。但し本號の適用は直接設備に關する命令を受けた場合に限るのであつて増産命令の結果として設備を増設

する必要の生じた場合の如きは本號に該當しない即ち本則に依る許可を受けなければならない譯である。

第四號、第五號及第六號は當該設備の新增設等に付臨時資金調整法の許可又は認可を受けた場合であつて審査の重複、避ける爲本則の許可を必要としないこととしたのである。然し乍ら同法第一條に規定せられて居る様な金融機關が資金貸付に付許可を受けた場合に於て之により融資を受ける者が其の資金を以て鐵鑄物製造設備新設、増設等を爲す場合は本則の許可を受けなければならないのである。同法第三條の場合も同様である。之は同法第二條及第三條の規定した場合に於ける審査の對象が金融機關である所から来る當然の歸結である。

(第二項) 例へば再生鉄の製造業者が從來再生鉄の製造に使用して來たキヌボラを鐵鑄物の製造に轉用する場合の如きを謂ふのである。本則では電氣爐に依り製造したる可鍛鑄物は鐵鑄物として取扱つてないから(第一條參照)從來可鍛鑄物の製造に使用して居た電氣爐で鐵鑄物を製造する場合も本號の轉用に該當する。轉用前に其の設備が使用中なりしと休止中なりしとを問はない。尙轉用の

場合も第一項但書の規定に該當する場合は本則の許可を受ける必要がないのである。

第三條は申請書の記載事項及添附書類に付規定したものである。(第一項) 第二號は設備能力の記載方法を示したものであるが例へば「五噸キヌボラ一基七噸キヌボラ一基」と言ふ風に書くべきであつて熔融爐の能力の合計だけを記載すべきではない。

第三號の製品の種別數量は例へば電氣機器何種、ポンプ何種の如き記載方法を採るべきである。然し軍需品を製造する場合軍機保持上必要あるときは單に軍需品何種と記載して宜い。但し此の場合には軍需品の證明書を添附する必要がある。而して一般に製品の種別數量は年産額であるか、月産額であるかを附記することを必要とする。鑄造品とは鑄型から出して儘の状態を謂ふのであつて仕上げ作業の全く加はつて居ないものである。原料の種別數量は新鉄、屑鉄、屑鋼等各種の原料に付記載する必要がある。

(第二項) 第一號の製品の主たる豫定納入先の記載に當つては納入先別に種別數量を記載することを必要として居るのであるが前項第三號と同様軍機保持上必要がある場合には

製品の種別は一括して軍需品、兵器等と記載して差支へない。但し此の點に付ても軍需品の證明を必要とするのである。

第一號の原料の取得方法は例へば車の支給充足軍需追加割當、所屬工業組合よりの割當發註者の支給等各種の取得方法を具體的に示し其の各方法別に取得見込數量を記載すべきである。

第三號に於て其の事業の概要を記載することとなつてゐるが此の場合には申請者の事業全部に付記載すべきであつて單に申請に係る工場又は限らるべきでない。即ち許可を判断すべき資料は申請者の事業全部に付て見なければならぬからである。

第二條に依る許可は其の製造技術、製品の種別を審査し其の特殊性を見て始めて爲すものであるから許可を受けた者が其の後製品の種別を變へたのでは許可の趣旨が失はれることゝ爲るのである。従つて第五條に依り防止することとしたのである。

第二條の許可を受けた者が設備の新增設又は轉用の開始前に製品の種別を變更する必要が生じた場合には第五條の適用はない。

即ち第二條の許可を受けた者が設備の新增設又は轉用の開始前に第三條第一項各號に掲

ぐる事項に付變更する必要が生じたときは事の輕重に従ひ新に第二條の許可を申請するか又は第一條の許可の際の指令條件に基き變更の承認を受けることを要するのである。

第六條は本則の申請は地方長官を経由することとしたのであるが之は地方長官をして申請書及添附書類の記載事項を調査せしめる爲である。

### 機械設備制限規則解説

時局重要機械工業の急速なる膨脹に便乗して最近自己認識の缺除せる機械工場が後から後からと出現するに至り、これ等機械工場の新増設中には時局的に見て必要と認められるものも少なくないが、不要不急物品の製造工場技術劣悪なるため製品の種目は時局的でも使用して何の役にも立たぬものを製造する機械工場も相當多いので之等不必要、不健全工場の鑄出は鐵鋼等機械用原材料の浪費、粗製品の濫造等を來すこととなり、かゝる工場の濫設を抑制する事は現下の資材の需給状況から見て是非急速に行ふ必要があるので、こゝに本則の制定を見るに至つたものである。而して本則に於ては機械設備の新增設(讓受、借受の場合も含む)を許可制とすると共

に既設設備の轉用も許可制となつてゐるが、これは從來工作機械製造に使用してゐなかつた機械設備を切削磨用金屬工作機械又はその部分品の製造に轉用することについてのみ許可を必要とするもので他機種への轉用は差支へないものである。これは最近技術の劣悪なるメーカーが工作機械工業が有利であるととなして續々轉向するため、機械工業の根本として高い精度を必要とする工作機械に粗悪品が濫造される傾向が著しいので特にこの點が指摘されるに至つたものである。尙工作機械の中、切削・磨用の金屬工作機械の供給に付ては現在工作機械供給制限規則により統制されてゐるが、本則と工作機械供給制限規則との關係は其の適用される對象、適用を受ける機械の範圍等に於て異つてゐる點もあるが、大體は臨時資金調整法と供給制限規則との關係と同様であるとして差支へない。即ち臨時資金調整法と機械設備制限規則は設備の新増設をなす場合を統制するものであり、供給制限規則はこれ等によつて認可された設備を供給する場合、機械の品質と其の用途との關係、供給時期の緩急等を考慮して其の供給を統制するものであり、實際的には調整法と設備制限規則で認められたもの以外への供給



を抑へることとなるものである。

(巻末法規集中の規則参照)

第一條は本則の適用を受くる機械設備の意義を規定したものである、金屬工作機械とは金屬を工作する機械を謂ふのであつて所謂木工機械即ち木材を工作する機械は之に含まれないのである、金屬工作機械には色々種類があり切削研磨用のもの、鍛造用のもの、壓縮用のもの、剪断打貫用のもの等である、此の中本則の適用を受くるのは切削研磨用の金屬工作及機械鍛造用の金屬機械である、

(一) 金屬工作機械にして切削 磨用のものとは旋盤、フライス盤、ボール盤、中グリ盤、形削盤、平削盤、堅削盤、齒切盤、研磨盤等に屬し金屬類を切削研磨する工作機械を謂ふのである。

(二) 金屬工作機械にして鍛造用のものとは槌機、火造プレス等が之であつて壓力に依り金屬類を鍛造する機械を謂ふのである。

(三) 従つてプレス(火造プレス以外のもの)、剪断機、折貫機、壓延機等は本則の適用を受けない。

切削研磨用及 適用の金屬工作機械は機械工業の製造設備中で最も基本的なものであるから此の一種のものを抑へれば他は目づと

に順應して統制が出来ることになるから特に此の二つを採り上げたのである。

第一條に於ては本則の適用を受くる機械設備の範圍を明かにしたのであるが第一條に於ては其の設備の新設又は増設に對して許可制を採ることを規定したのである、併し但し第一號乃至第八號に該當する場合は許可を受けなければならないのである、之等の場合は何れも機械設備の新増設に付行政官廳の統制乃至監督等を受くる場合であつて其の際如 様にも統制調整を爲し得るのであるから更めて第二條の許可制を適用する必要なしと見たのである。

本則に所謂「新設又は増設」は新に設備を爲す場合が主であるが譲受又は借受に依る場合をも包含するのである、「製造」とは加工を含むものであり修繕は加工中に含まれないのである、加工と修繕との區別は工作を加へた結果新なる物が製作されたか否かに依て之を決し新なる物が製作されたか否かは一般の社會觀念に依つて之を決する以外は方法がない、注意を要することは製造、加工は商工大臣の許可事項であり唯單なる修繕のみは地方長官の許可事項である、蓋し修繕は「其の場合」に該當するからである。

第一條の許可を受くるに付ては「通りの場合がある、一は商工大臣の許可を受くる場合であり他の一は地方長官の許可を受くる場合である、商工大臣の許可を受くる場合は新設又は増設を爲す機械設備が本則別表に掲ぐる物官例へば蒸汽機、航空機、兵器等の製造に使用せられる場合であり、地方長官の許可を受くる場合は其の他の場合である、一つの機械設備を以て別表に掲ぐる物品又は其の部分品の製造を爲し夫と共に其の他の物品又は其の部分品の製造を爲す場合は商工大臣の許可を受くべきであつて地方長官の許可を受くる必要はないのである。

第一號前段の「特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社」とは例へば日本製鐵株式會社、東北振興電力株式會社、日本無線電信株式會社等を謂ふのである。同號後段に規定する會社に付ては第二條に關係あるものとしては差當り適用を見ないが今後之を考慮して念の爲規定したものである。第二號は機械設備の全部が同號に掲ぐる事業に使用せられる場合に於てのみ許可を受ける必要なしと謂ふのであつて例へば自動車製造事業法の許可會社が同一機械で自動車と共に紡織機械を作る様な場合には第二條の許可を受けなければなら

ない。

第三號に掲ぐる事業の設備の修繕用機械設備は之等事業に當然附屬して必要なものであり且之等事業は政府に於て監督を爲し居るものであるから之に付ては本條の許可制を適用しないこととしたのである。

第四號は總動員業務事業設備等に依り設備の新設、増設等を命ぜられた場合である。但し本號の適用は直接設備に關する命令を受けた場合に限るのであつて増産命令の結果として設備を増設する必要の生じた場合の如きは本號に該當しない即ち本條に依る許可を受けなければならない。

第五號乃至第七號の場合は臨時資金調整法に依り機械設備に付國家の干與があるのであるから審査の重複を避ける爲本條の許可制を適用しないこととしたのである。

第八號は製鐵設備制限規則第一條の許可を受けた者が製鐵設備と共に之に關聯する機械設備の新設又は増設を爲さんとするときであつて此の場合には製鐵設備に付製鐵設備制限規則の許可があれば之と共に新増設する機械設備に付ては第二條の許可制を適用しないこととしたのである。

第二條に於ては機械設備の新増設を許可制

にすることを規定したのであるが第三條に於ては許可申請に付ての手續を規定したのである。許可申請を爲すには第三條第一項第一號乃至第五號に掲ぐる事項を記載したる許可申請書に第二項に掲ぐる書類を添附して商工大臣の許可を受くべき場合は商工大臣に、地方長官の許可を受くべき場合は地方長官に之を提出することを要するのである。商工大臣に提出する書類は第九條の規定に依り工場所在地を管轄する地方長官又は鑛山會局長を経由せねばならぬ。尙注意を要することは新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品が兵器又は其の部分品其の他軍用に供する物品で軍用上の機密保護の爲特に必要あるものである場合は第二項に規定する添附書類は必要でなく其の設備の新設又は増設を必要とする旨の陸海軍當局の證明書を添附して提出すべきである。

(第一項) 第一項は許可申請書に記載すべき事項を列記したのである。

第二號の「機械設備ノ種類別臺數及價額」は六尺普通旋盤一臺……円、「一番万能フライス盤」一臺……円」と謂ふ風に大體の型式寸法能力が分る様を書くべきであつて且大體左の程度に依り之を記載すべきである

切削 磨用のもの 普通旋盤、タレット盤 自動旋盤、堅旋盤、 其の他の旋盤(具體的の名稱を書くこと) ボール盤、中グリ盤、フライス盤、研磨、齒切盤、平削盤、形削盤 堅削盤、金切鋸盤、ブローチ盤、其の他(具體的の名稱を書くこと)。

鍛造用のもの 火造プレス、蒸氣槌、空氣槌、落錘、其の他の槌機(具體的の名稱を書くこと)、其の他の火造機(具體的の名稱を書くこと)。

「取得豫定先」は輸入品又は國産品に區別し購入機械の製造元たるメーカーの名若はメーカーの名不明なときは購入先たる商店の名を書くべきである。第三號の「製造すべき物品ノ種類別數量及價額」は「三十馬力電動機月産又は年産……個……円」と謂ふ風に物品の内容がよく分り具體的に判断が出来る程度の種類に分けて記載すべきである。但し兵器又は其の部分品其の他軍用に供する物品にして機密保護の爲特に必要あるもの(本條第三項に依り軍證の添附あるものに限る)に付ては「物品ノ種類」は單に漠然と兵器若は軍用品の如く記載し且「其ノ數量及價額」も單に價額のみ記載すれば宜しい。



(第二項) 第一號の主要原材料は製品に依り多少異なるが鉄、鋼、鋳鋼品、普通鋼、特殊鋼、銅、亜鉛、錫、鉛、アルミニウム其の他の中當該製品の製造に必要な五、六品種の主要原材料に付て記載すればよい。「原材料ノ取得方法」は軍の支給、充足軍需追加割當、所屬工業組合よりの割當、發註者の支給等各種の取得方法を具體的に示し夫々の取得見込數量を記載すべきである。

第三號に於て其の事業の概要を記載することとなつて居るが此の場合には申請者の事業全部に付記載すべきであつて單に申請に係る工場にに限らるべきでない。即ち許否を判断すべき資料は申請者の事業全部に付て見なければならぬからである。

第二條第五號乃至第七號の認可又許可(臨時資金調整法關係の認可又は許可)を受けた者には本則第二條の許可制の適用はないが本則の取締上地方長官が之を知つて居らぬとお互に困るので第四條に依り之等の者が一定事項を記載した書類を地方長官に届出づることとしたのである。

第二條の許可を爲すに付ては其の機械設備が如何なる物を製造するかといふことが其の重要な要件であるから許可を受けた者が爾後

に於て其の物品の種類を自由に變へたのでは許可の趣旨に反するから第六條に依り之を防止することとしたのである。第六條の許可も商工大臣の許可を受ける場合と地方長官の許可を受ける場合と通りある。而して第二條の許可を受けた者が設備の新増設完成前に製品の種類を變更する必要がある場合は第六條適用の問題ではない。即ち第二條の許可を受けた者が設備の新増設又は轉用開始に第三條第一項各號に掲ぐる事項に付變更する必要があるときは事の輕重に従ひ新に第二條の許可を申請するか又は第二條の許可の際の指令條件に基き變更の承認を受けることを要するのである。

第七條は從來切削、磨用の金屬工作機械の製造以外の用途に使用してゐた機械設備を切削磨用の金屬工作機械又は其の部分品の製造用に轉用せんとする場合商工大臣の許可を受くべきであることを規定したものである。併し第六條の許可を受くべき場合(第二條の許可を受けて新増設した設備に付其の設備で製造する物品が變更する場合)之も轉用であるが)は第七條の場合と重複するから其の場合には第七條の許可を受くる必要はないのである。

第七條に於ては從來切削磨用の金屬工作機械の部分品を製造して居つたものが切削磨用の金屬工作機械の製造を爲すに至る場合即ち部分品業者から完成品業者になる場合も許可を要することとなるのである。尙第七條に於ては轉用する機械設備が其の轉用前に使用中であると休止中であるとは之を問はないのである。

第八條は前條を受けて轉用を爲す場合の許可申請の手續規定である。許可申請を爲すに付ては許可申請書一定の書類を添附して之を工場の所在地を管轄する地方長官又は鐵山監督局長を経由して商工大臣に提出しなければならぬのである。許可申請書の記載事項の内容及必要な添附書類に付ては第三條の規定が準用されるのである。

尙機械設備制限規則の制定により工作機械供給制限規則の一部は左の如く改正を見た。

△工作機械供給制限規則中改正の件  
商工省令第五十八號  
工作機械供給制限規則中左の通改正す  
昭和十四年九月二十五日  
商工大臣 佐堂 卓雄

第五條但書を左の如く改む  
但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受

けたる場合及機械設備制限規則第六條又は第七條の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附 則

本令は昭和十四年九月三十日より之を施行す

【參照】

昭和十三年七月二十日商工省令第六十號工作機械供給制限規則抄録

第五條 工作機械製造業者より工作機械の供給を受けたる者は當該工作機械を轉賣し又は兵器若し其の部分品の製造以外の用途に轉用することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

工作機械工業

許可會社 國防の整備充實と重要物資

の生産力擴充は我が國の今後の消長を支配するものであるとされ、これが根本をなす工作機械工業に對しては昭和十三年三月三十日法律第四十號として工作機械製造事業法が制定され、同年七月十一日より施行されるに至つたが、工作機械製造事業法による許可會社は現在まで四回行はれた工作機械製造事業委員會により十七社が決定を見るに至つた。

機械製造業

第一回許可會社工場(昭和十三年十二月廿日)  
△製造事業許可  
東京瓦斯電氣工業——大森工場(現日立鐵工所) 新潟鐵工所——名古屋工場、篠原鐵工所、越ヶ谷工場(現在千葉工場)

東洋精機——下丸子工場、津上製作所、長岡工場  
△新増設設備許可——(現津上安宅製作所) 國産精機——足立工場、東洋鋼板(現東洋機械)——廣島工場、芝浦製作所、鶴見工場、大阪若山鐵工所、信太山工場、東京瓦斯電氣工業(現日立工作機械)——大森工場、大隅鐵工所——名古屋工場

第二回許可會社工場(昭和十三年十月廿五日)  
△新増設設備許可  
池貝鐵工所——神奈川工場、大日本兵器——湘南工場、新潟鐵工所——新潟工場、國産精機——足立工場

第三回許可會社工場(昭和十四年一月廿日)  
△新増設設備許可  
唐津鐵工所——唐津工場、東京瓦斯電氣工業(現日立工作機械)——川崎工場、大阪鐵工——豐中工作機械工場(現在猪名川工作機械工場)、三菱電機名古屋製作所——工作機械工場、東京機械製作所——玉川工場

第四回許可會社工場(昭和十四年十一月廿九日)  
△製造事業許可  
荏原製作所——川崎工場  
△増設許可  
日立工作機械——川崎工場、津上安宅製作所——長岡工場

以上の許可會社は夫々政府の方針に基我が國工作機械の主要製造業者として夫々獨自の機種を分擔し、劃期的増産に拍車をかけ違しき増進を續けつゝ、あが、これ等の工場が製造を行ひまたは行はんとして居る機種は左の如し。

△日立工作機械株式會社(大森工場)——フライス盤(横、竖、万能) 研磨盤(田筒、万能、万能工具) 鐵道車輛用工作機械、其他(川崎工場)——フライス盤(横、竖、万能) 研磨盤、鐵道車輛用工作機械、其他  
△株式會社池貝鐵工所(三田工場)——旋盤(普通、精密、高速、大型、多刃、タレット) フライス盤(横、万能、竖、平削) 研磨盤(平、万能) ラヂアルボール盤、中グリス盤(横、竖) 平削盤(神奈川工場)——旋盤(普通、高速、生産用チャック、タレット大型) ラヂアルボール盤、其他



△株式會社新潟鐵工所(新潟工場)―旋盤(普通、工具、高速度)フライス盤(横、竖)研磨盤(万能、油壓式)横中グリ盤、平削盤

△株式會社大隈鐵工所(名古屋工場)―旋盤(普通、三番取、クランク軸、タレット)形削盤、ラヂアルボール盤、中グリ盤、フライス盤(横、万能、竖)万能工具研磨盤、其の他

△國産精機株式會社(足立工場)―タレット旋盤、研磨盤(横、万能、内面、平面、心無)

△芝浦工作機械株式會社(鶴見工場)―旋盤、平削盤、竖旋盤、中グリ盤、形削盤等の大型のもの、強力ブローチ盤、其の他

△東洋機械株式會社(廣島工場)―旋盤(六呎、八呎)

△株式會社大阪若山鐵工所(信太山工場)―タレット旋盤、フライス盤(横、万能、竖)中グリ盤、ラヂアルボール盤

△大日本兵器株式會社(湘南工機工場)―フライス盤(万能、横、竖、生産、做)研磨盤(万能、平面、円筒、内面、心無)

△株式會社唐津鐵工所(唐津工場)―旋盤(普通、工具、一番取、特殊、タレット、

竖)平削盤、中グリ盤、フライス盤(横、竖、万能、平削)齒切盤、研磨盤(横、万能)工具、刃具、万能、心無、平面、内面、竖削平面、ロールラップ)其の他

△株式會社篠原機械製作所(千葉工場)―旋盤、フライス盤(横、万能)

△大阪機工株式會社(猪名川工作機械工場)―旋盤、フライス盤(横、竖)横中グリ盤、平削フライス盤、其の他

△三菱電機株式會社(名古屋製作所工作機械工場)―タレット旋盤、横研磨盤、旋盤、ボール盤

△株式會社東京機械製作所(玉川工場)旋盤、タレット旋盤

△東洋精機株式會社(下丸子工場)―精密旋盤(ネジ卓上)ジグ中グリ盤、精密卓上フライス盤、ネジ、磨盤、砥下盤、其の他

△株式會社津上安宅製作所(長岡工場)―精密卓上旋盤、精密研磨盤(ネジ卓上)ジグ中グリ盤、ネジ切フライス盤、ネジ研磨盤、横中グリ盤

工作機械製造事業委員會は昭和十三年十月その官制が發表され、委員の顔觸れが決定されたが、その後内閣の再選や行政機構の改変により委員は變り昭和十四年十一月現在に於ては左の如くである

▲會長 商工大臣 伍堂 卓雄

▲委員 企畫院次長 武部六藏△大藏次官 大野龍太△陸軍次官 阿南惟幾△陸軍少將 山田清一△海軍次官 住山徳太郎△海軍造機中將 福岡忠哉△商工次官 岸信介△商工省機械局長 鈴木英雄△鐵道次官 喜安健次郎△從三位勳二等 青木祖保△正四位勳二等 横山勝任 △從三位勳二等 關口八重吉△從三位勳四等伯爵 黒木三三△正三位勳三等子爵 大河内正敏△從三位勳三等男爵 飯田精太郎△勳四等 大本貞太郎△勳四等 岡崎久次郎△吉田俊之助△小平浪平△斯波孝四郎

▲幹事 企畫院書記官 山田秀三△陸軍砲兵大佐 中西貞喜△海軍大佐 湊慶讓△商工書記官 橋井眞△商工技師 佐藤笠太郎

工作機械技術委員會

工作機械技術委員會は昭和十四年八月十八日附を以て商工省より發令を見たが、この技

術委員會にては

一、工作機械の検査方法及び精度標準に關する事項

二、工作機械部分品の規格統一に關する事項

三、工作機械の型式に關する事項

四、試作奨励すべき工作機械に關する事項

五、工作機械の構成材料に關する事項

六、其の他工作機械の技術に關する事項

等工作機械の品質向上に關する技術上の對策も調査、研究を行ひ商工大臣の諮問に應ずるものである。この委員會が實際に活動を開始せるは九月十三日の第一回委員會よりで、その後小委員會制が採用され度々委員會を開催して來たが、現在までに工作機械の檢定標準と試作奨励機種の決定につき協議が進められ近くこれ等の決定が行はれる筈である。委員名は左の如くである。

▲會長 從三位勳 等 關口八重吉

▲委員 企畫院技師 藤澤威雄△陸軍技師 石光眞俊△海軍技師 石川半七△東京帝國大學教授 大越諱△商工省機械局長 鈴木英雄△商工技師 佐藤笠太郎△特許局技師 三根繁太△機械試驗所技師 渡邊巖△鐵道技師 五十嵐修藏△從四位勳二等 松田竹太郎△株式會社池貝鐵工所取締役 早坂力△日立工作機械株式會社常務取締役 河野通一△岡本工作機械製作所 岡本豊三郎

▲幹事 陸軍技師 仙波勉△海軍技師 大沼正義△商工技師 岡益雄△機械試驗所技師 佐々木榮一

を決定し商工大臣に答申を行ひ、目下フライス盤に着手して居る。委員名及び旋盤A級品の答申價格は左の如くである。

▲委員長

▲委員 陸軍省、陸軍造兵廠、陸軍主計中佐 河村信雄△海軍省、經理局第三課長 森島種雄△鐵道省、經理局購買第一課長 平田敏雄△日本鐵鋼製管工業組合會事務理事 渡邊吉太郎△日立製作所購買課長 稻葉秀太郎△トヨタ自動車工業株式會社製造部長 菅隆俊△中島飛行機株式會社企畫部長 大坪龍太△日本工作機械製造工業組合理事長 今井四郎△東京工作機械製造工業組合理事長 野田正一△大阪工作機械製造工業組合理事長 土屋藤丸△岩田兄弟商會龜田正雄△ワシノ製機商事株式會社 井上嘉市

旋盤標準最高販賣價格

△製造業者標準最高販賣價格

稱呼	製作者	型式	振り(秤)	兩中心間距離(秤)	床反(秤)	構成要素	製造業者最高販賣價格(円)
三番	島本鐵工所	ML二五型段車	三三〇	六一五	一、三七〇	並	一、三〇〇
同	大隈鐵工所	OHG	三三〇	四四〇	一、二二〇	並	一、八〇〇

機械製造業











機械製造業

同	大塚鐵工所	三D四〇〇型	八〇〇	三、一一〇	五、〇三〇	標準 一三、六〇〇
同	大塚鐵工所	三D四〇〇型切落	八〇〇	三、一一〇	五、〇三〇	標準 一三、九〇〇
同	唐津鐵工所	型錄九五	八六四	二、四三八	四、四二〇	標準 一一、〇〇〇
同	池貝鐵工所	D四〇型	八一〇	三、〇〇〇	五、四〇〇	標準 一八、五〇〇
同	新潟鐵工所	一八NG型錄一七	九七〇	六、七〇〇	九、一五〇	並 一五、〇〇〇
九番	新潟鐵工所	一八W型錄一〇〇	九四〇	四、一五〇	六、六〇〇	並 二九、五〇〇
同	池貝鐵工所	D四五型	九一〇	三、〇〇〇	五、四〇〇	標準 三一、五〇〇

地方檢定制度

中小工作機械工業者の技術的水準を引上げ粗悪品の生産を全面的に阻止するためには精度検査を行ふべき検査機関の必要が問題となりこれに關して昭和十四年度に於ては十七万七千二百円の補助金が東京、大阪、愛知、静岡、新潟の五地方廳に對して交付された。その内譯は東京四万円、大阪四万円、愛知三万五千二百円、静岡三万一千円、新潟三万一千円であるが、これは大體半額補助であり、各地方廳では夫々の倍額によつて検査機関を設置する事となつたものである。十五年度に於てはこれ等の増強が更に行はれることとなつてゐるが、兵庫、神奈川の二縣に對しても検査機関の設置が行はれることとなつて居りこれは工作機械の新業種別組合が前記五府縣の外兵庫、神奈川の二縣にも設置されたに基

この検査機関にて使用する工作機械検査規格は先づ旋盤より近く商工省にて臨時規格として決定を見んとしてゐるが、この検査規格は最初日本機械學會にて原案を作成し商工省に答申せるものに基づいて決定を見るもので、日本機械學會の工作機械検査規格第一種のものより更に厳格なものとなる筈である。

全國工作機械工聯

全國工作機械工業組合聯合會は昭和十四年十二月十八日日本鐵工聯會議室にて創立を見た。同聯合會を結成せるものは東京、大阪、愛知、新潟、静岡、兵庫、神奈川の各地方廳にて知事より工作機械の新業種別工業組合員資格者として決定を見たる業者によつて組織されたる工業組合である。

東京第一工作機械工業組合、新潟縣上工作機械工業組合、愛知縣第一工作機械製造工業組合、静岡縣上工作機械工業組合、兵庫縣第一工作機械工業組合、大阪第二工作機械工業組合、神奈川縣上工作機械製造工業組合  
 △役員(理事七名、監事二名)  
 理事長—(東京)海軍造機少將、松田竹太郎  
 理事—(大阪)金丸喜一(愛知)ワシノ製機理事 鷲野卯八(兵庫)東亞金屬工業 中根二二(静岡)遠州織機 阪本久五郎(新潟)島本鐵工、宮崎藤次郎(神奈川)大日本工作機械 橋本與四郎  
 監事—(東京)磯々商店、野田正一(大阪)野村製作、井上中務  
 △出資口數—一口百円(二分一拂込)總口數四十口、事業計畫としては

一、鐵鋼其の他資材の配給  
 二、下請發註の割當  
 三、受註の斡旋

銑	鐵	(二種)	一	円	
鑄	鐵	管	同	同	
鋼	塊	同	同	同	
半	製品	鋼材	同	同	
壓	延	鋼材	同	同	
鐵	屑	同	一	円五十錢	
特	殊	鋼	(百疋)	一	円
但	高	速度	鋼	二十	錢
鑄	鋼	(一疋)	一	円	

(國產工具)

昭和十四年に於ける國產工具工業は大して問題もなく材料の配給統制に絡始したが、これは材料が主として特殊鋼なるためその供給數量が少額なるところへもつて來て、重要機械工業の急速なる膨脹による工具の需要増大のため、特に材料の配給統制が強化されて來たものである。工具は工作機械に不可欠のものであると共に、これは消耗品であるからその生産も従來の如きストック生産より一歩進

機械製造業

んで、その需要とマッチせしめねばならぬため相當はつきりとした計畫生産が行はれねばならなかつたのであるが、十四年に於てはやつとその基本的調査に着手されたのみである即ち工具の生産、配給等の計畫化を行ふためには需要の全般的調査が必要であるが、現在我が國にて使用して居る工具は、輸入品、國產市場品、國產目給品の三種あり輸入品は許可制となつて居るので直ちにその状況は知り得ても、國產市場品、即ち工具メーカー製品の状況はまた調査未了であり、自工場自給用として種々の機械メーカーが製造してゐる工具は全然外部へ出ぬため全く調査出来ぬ現状にある。また十四年に於ては商工省より工具の價格の適正化に關し日本工具工業組合聯合會に諮問を發するところあつたが、その結果ドリルに關して自廉價格が答申されたが、その他はまた未解決で工具の公定價格問題も十四年にお流れとなつた。工具に於ては次に解説する六月十六日公布十月十六日實施の「高速鋼バイトの供給制限に關する件」がその劃期的のものであらう。

高速鋼バイト使用制限

高速鋼供給の現状に鑑み之が使用節約を圖らんとして完成バイトの製造、販賣、買受

をすべて制限するため高速鋼バイトの供給制限が商工省令により公布されたのは六月十六日で、十月十六日より實施されたが、商工省でこれにつき左の如き解説を行つて居る。

△高速鋼の意義

本令に於て高速鋼と謂ふは本令末尾にあるが如く  
 (イ) タングステンを一〇%以上且つクロムを三%以上を含有する鋼か  
 (ロ) コバルトかワナジウムかモリブデンか何れか其の中一種類のものを一%以上含んでゐる鋼のことである

此の高速鋼に該當するもの、商標名並に其の製造者名は別表の通である尙特殊鋼協議會員たる特殊鋼製造業者が製造する高速鋼第一種、第二種、第三種及第四種は全部本令の高速鋼に該當するものである。

△高速鋼バイトの意義

次に本令の高速鋼バイトとは前記の高速鋼を使用して製造したバイトを謂ふのである従つてバイトの全體を高速鋼で造つた所謂完成バイトは勿論のこと一部に高速鋼を使用して造つたバイトも本令に謂ふ高速鋼バイトである。



△本令の適用を受ける高速鋼

高速鋼バイトは出来れば其の全部を所謂附及又は盛金にしたいのである。現在の熔接技術を以てしては残念ながら、一定範囲のものに限る外はない。即ち本令の対象となるべき高速鋼バイトは「台金の柄の部分の断面の一邊(長邊)の長さ十二粒以上五十一粒以下」に限られることになったのである。「台金の柄の部分の断面」と謂ふは所謂ジャンクの真直な部分の横断面のことである、又「一邊(長邊)」と謂ふのは台金の柄の部分の断面が矩形ならば其の長い方の一邊、正方形ならば何れかの一邊を指すのである。

△製造販賣又は買受の禁止

本令施行後前項の範囲の高速鋼バイトは「高速鋼以外の鋼を以て製造したる台金に高速鋼鋼を以て附及又は盛金を爲したるものを除くの外之を製造(本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む)し販賣(本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む)し又は買受くる(本令施行前に爲したる契約に依り受け入るゝ場合を含む)ことを得ない即ち附及又は盛金のものを製造し、賣買することは差支ないが、所謂完成バイトや半端バイトは

製造も賣買も出来ない事になるのである。本令の「製造」とは販賣の目的を以てする製造は勿論且工場用の爲の製造をも含むことになるのであるが、先が磨耗して使用に堪へなくなつた爲に火造換することは含まない、本令施行後は附及又は盛金以外の高速鋼バイトは之を製造し得ないのであるが、施行前既に製造してしまつたものを其のまま使用することとは別段差支ないのである、然し高速鋼の不足せる今日であるから之も出来るだけ附及又は盛金に改造して使つて欲しい。次に本令の「買受くる」とは外地(例へば朝鮮)からの買受の場合も外國からの買受の場合も共に含んでゐる。

△地方長官の特別許可

特別の事情ある場合(例へば第三國に輸出せんとする場合とか特別の用途に使用する場合等)地方長官の許可を得れば本令施行後と雖も製造も賣買も差支ないわけである。

△施行期日等

本令は公布後四ヶ月即ち昭和十四年十月十六日より施行せられることになつてゐるから此の間にバイト製造業者も使用者も、及又は盛金バイトの製造設備を設けて欲しい、工業組合の共同施設として之を設けることは最も

適當な方法である。尙本令施行の際現に仕掛中のものと雖も本令施行後は之を製造することを得ないのである。

高速鋼の製造會社及商標名並代理店又は取扱店

- △日本特殊鋼株式會社(ヘビークットエキストラ、同マキシム、同シユベリア、イビービーエツチ、アイコク、コクコウ)
- △大華工具株式會社 SZZZZ、SZZZZ、ZZZ、XXX、SXXX、XXX、KKK、XXXXSS
- △日本曹達株式會社(米子製鋼所)金鳩印超高速度工具鋼 X五〇E、X五〇、X四〇E、X四〇、X三〇、X二〇、X一〇、金鳩印超高速度工具鋼、XX、X
- △大同製鋼株式會社 大砲用超高速鋼0、00横、縦00縦000
- △東北金屬工業株式會社 TTT、TT、H SOOO
- △株式會社神戸製鋼所 第二種第四種
- △丸富特殊鋼株式會社 超特別、特別一號、一號
- △丸一製鋼所 SKOO、SKO、SK、M

△特殊製鋼株式會社 第一種、第二種、第三種、第四種

- △東京鋼材株式會社 HHX、HHO、HH一、HH二
- △八幡製鐵所 超特別超高速度、特別超高速度、一號超高速度、二號超高速度
- △日本高周波重工業株式會社北品川工場 高周波HNK4-1、HNK4-2、HNK3-1、HNK3-2、HNK1-2
- △日本電解製鐵所 HSD1、HSD2、HSD3、HSD4、HSD5、愛國三號(山崎特鋼商店取扱)同五〇號
- △日本電解製鐵所 愛國一二〇號
- △不二越鋼材工業株式會社 ナチH0、ナチH2、ナチH5、ナチH一〇
- △理研重工業株式會社柿崎工場 H S V O H S V I A、H S A I B、H S K
- △東北特殊鋼株式會社 キリン超高速度第一號A、B、キリン超高速度第二號、第三號第四號
- △日本砂鐵工業株式會社 高砂一號(岩川豐吉商店)
- △株式會社日立製作所安來工場 X一號、X〇號、X〇〇號、X〇〇〇號

△英國セフキルド市アンドリュウス社 超高速鋼、東郷スーパレイレイ號、東郷レイレイ號(河合佐兵衛商店)

- △英サミュエルフォックス パラコン印(PARACON)スーパレイコバルト(SUPER COPALIT)(高田商店)
- △英アンドリュウス・レドウ製鋼會社 ラム印(東郷ラム鋼)N・C・M印トリヤドウエキストラスーブラ鋼(東郷スーパ零々鋼)TS印トリヤドウスーブラ鋼(東郷零々鋼)TH印トリヤドウ鋼(米井商店)
- △獨(元テエツコ)ボルデイ製鋼所 MKSベツシヤル(ボルデイ製鋼所日本支店)MKマキシマムスベツシヤル五五ラジコ、マキシマムスベツシヤル三〇、マキシマムスベツシヤル、マキシマム、マキシマム六、〇〇〇エキストラ
- △澳ボーレル兄弟株式會社 CCSベツシヤル、CC、スベツシヤル・ラビット・エキストラ五〇〇、同二二四、スベツシヤル・ラビット・エキストラHV、スーパ・ラビット・エキストラXX(ボーレル兄弟株式會社)
- △獨トレンバグ製鋼所 チヤナス・スベジアル・ケデー八、同十六、十五、十四、一〇、

六、五、四、チヤナス・スベリオル、エキストラ、フライマ(フレザイ商會)

- △瑞典ボツフォス製鋼所 キュー一〇、同五、一五、一〇(フレザイ商會)
- △瑞典フアガスター製鋼所 フォツクス〇〇、〇〇(同上)
- △英デヨナス・コルバー(ノヴォ)製鋼所 ノヴォ・エノーマス、マックス、スベリオエスエス、スベリオ(フレザイ商會)中川秀太郎商店)
- △英アイサー・バルフォア製鋼會社 アルトラ・キヤビタル超高速鋼、アルトラ・キヤビタルブラスティー超高速鋼(アイサーバルフォア製鋼會社)
- △獨シヨラー・ブレックマン製鋼所 ハンサスベツシヤルK一五、一〇、五、二、エキストラT一七、一七、ハンサ・スベツシヤル、ブルトG八八HP(シヨラーブレックマンフェニックス製鋼合名會社)
- △獨ステリアン製鋼所 ステリア七九、ステリアパンターウルトラ、ステリアパンターエキストラスベツシヤル、ステリア二〇二八、SS三九、ステリアマンムートスベツシヤル、ステリアマンムート、PREエキストラ、HZD(ステリアン製鋼所日本支



店

△英エドガーアレン會社 スタグメジヨア、スタグエキストラスベツシヤル(超特鹿)スタグスベツシヤル(特鹿)チャラ(力)

(原田商事株式會社)

△獨逸製鋼 マラソソコバルトスベツシヤル

一、二、マラソソコバルトスベツシヤル

三マラソソコバルトスベツシヤル三、〇〇

〇エキストラ・エキストラ、スベツシヤル

カーデナルベスト、スベツシヤル、マツク

ス、S.A.九〇〇、S.A.五〇〇、S.A.三〇〇

(獨逸製鋼)

△瑞典ウイタマンシツタン製鋼會社 エキセル

ルシヤ一第二六號、第二二號、第一五號、第

一、二號、エキストラ、エキセルシヤ一(チ

エルベルジ株式會社)

△トーマス・フアア・エンドジョンブラウ

ン製鋼會社 スピーデカットシツクスリー

ダー、スパーリーダー、リダー、マキ

シマム、スピデカット(同上)

△瑞典ファガスタ製鋼會社 WKE エキスト

ラ、WKE、Z一六四〇、WW、AX、A

XL、HH、SSL、(モンソン商會)

△米・クルシブル製鋼會社 レツキス九五、

AAA、チャンピオン、スパーヴァン、

AA、A(アンドリユウス商會)

△瑞典セーダーフォス製鋼所 第二五號、第

二六號、第二七號、第二八號(ガデリウス

商會)

△クルツブ會社 DFM◇◇、DFMV一七

六、P二八二、DFMK、DFスブラ、D

FMスブルスベツシヤル、レコード(エー

トーセン)

△獨口ホリング製鋼所 ギガント六六、ヂュ

プロ、ウノ、三三、ピエスチ、エヌ、コス

モス、アール・エスゼット・スベツシヤル

アールエム・ゼットウ(ロホリング製鋼所)

△獨アルビネ製鋼所 グランデイオス・スベ

ツシアル、エキストラ、グランデイオス、

同三〇、同三〇M、ヂ、キ、五フイ、コマ

ルプ・エキストラ・スベツシアル、スベツ

シアル二一、エキストラ、三ハート、三ハ

ートエキストラ、コマルプA2、A1、S

CC4、SC03、SC02、SC01、

レコード五三五、二二、二〇、一八エキ

トラ、レコード一八(イリス商會)

△佛シユナイター社 SS、S・2V、S・

S、S・S八、S・S・一五(國際産業株

式會社)

△獨オット・マンズファイルト會社 プレスト

ユニカムスパー、スベツシヤル、プレスト  
トニーカムスパー、プレストユニカム、  
プレストブイ二二〇、二二一、プレスト

# 輸入工具

機械及び工具類の輸入は昭和十四年度に入り一段と制限の強化を見るに至つたが、軍需及び生産擴充方面は反對に増強の一途を辿り工作機械は勿論、消耗品たる工具類の需要はますます増大するに至つた。現在までに國産工具類は相當増産が行はれたとは云ふもの、特殊鋼等資材の供給不足に阻まれ、その補給はどうしても輸入に俟たねばならぬ状態を示した。然しその輸入も爲替資金の關係により相當困難を示すに至つたので、こゝに於て商工省では輸入工具の輸入統制、配給統制、價格統制等の一元化を必要と認め六月、その機關として日本工具輸入組合を設立せしむるに至つた。

日本工具輸入組合は地盤を内地一円として全國の切削工具及び測定器具の直接輸入業者及び委託輸入業者約百二十名を組合員として六月六日創立を見たが、直接輸入業者を甲組合員、委託輸入業者を乙組合員として夫々異

つた待遇を與へた、細目は左の統制規定中に記載してあるが、最近の狀態では多少の變更が行はれるものと見られて居る。

## 役員

理事長 野田正一(鎌倉商店)

理事 小林捨次郎(小林捨次郎商店) 高橋

秀幸(山武商會) 岩田米次郎(岩田兄弟商

會) 堀家伊之田(堀家伊之助商店) 安宅彌

吉(安宅商會) 鷺野卯八(ワシノ製機商

事)

監事 岡崎四郎(日本工業商會) 三木市三

郎(三木市三郎商店)

## 統制規程

### 第一章 總則

第一條 本組合は内地に輸入する切削工具及測定用器具に關し定款第卅七條の規定に基き其の輸入及配給に關する統制を行ふ

第二條 第一條所定の工具及器具の輸入を業とするものを甲組合員と稱し甲組合に依頼して輸入したるものを需要者に販賣するものを乙組合員と稱す、但し其資格は理事會に於て決定するものとす

第三條 本規程の運用上處理すべき一切の事項は本規程に別段の定めなき限り理事會の決議を経て之を行ふものとす

## 第二章 輸入に關する統制

### 第一節 輸入數量の決定

第四條 組合の輸入一ヶ年を左の四期に分ちて之を統制し毎期の輸入の品種類並に數量は理事會に於て之を定む

第一期 自四月一日至六月卅日

第二期 自七月一日至九月卅日

第三期 自十月一日至十二月卅一日

第四期 自一月一日至三月卅一日

第五條 組合員は毎期に於ける要輸入品種の數量、價格及販賣先を該期の始まる一ヶ月

前迄に組合に届出づるものとす

第六條 前條の届出ありたるときは理事會該期に於ける品種類別輸入數量を決定し商工省

の承認を得て之を甲組合員に割當つるものとす

前項の割當は原則として 近三ヶ年の甲組

合員の輸入実績による

第七條 甲組合員は輸入割當を受けたる數量

又は譲渡を受けたる數量を超えて輸入をなすことを得ず

### 第二節 輸入の手續

第八條 甲組合員は割當を受けたる輸入數量

に付き毎期其の期間中に本組合に對し輸入承認書の交付を請求するものとす

輸入承認書の交付請求書には左の事項を記載し三通を組合に提出するものとす

一、品種類 二、數量 三、單價 四、價格

(CIF價額)

五、製造者名及其の國籍

六、積出港

七、輸入港 八、輸入期日

九、販賣先(發註者氏名)

前項の申請が需要者の發註に係るものなる時は該申請書に發註者の奥印を得ることを要す

第九條 甲組合員輸入許可申請を爲さんとす

るときは輸入價額の千分の十五に相當する

金額を手數料として組合に納付するものとす、但し軍證による輸入は此の限に在らず

第十條 甲組合員は輸入割當數量を理事會に

於て指定したる期日内に買付をなし輸入することを要す前項の買付又は輸入をなし得

ざるときは其の理由を具し本組合に届出づ

るものとす

理事會前項の届出を受理したるときは其の

理由を審議し正當と認めるときは買付又は

輸入の延期をなさしむることを得

前項の場合に於て理事會正當の理由なしと

認めたるときは他の甲組合員をして當該割



常數量を輸入せしむるものとす

第十一條 甲組合が輸入をなしたるときは二週間以内に左の事項を本組合に届出づべし  
一、輸入承認書番號 二、品種 三、數量 四、輸入期日 五、輸入價額(CIF價額)

第三章 配給に關する統制

第十二條 輸入したる商品は當該甲組合員をして之を保管せしめ其の販賣數量を即日組合に報告せしむるものとす

第十三條 甲組合員は乙組合員又は需要者に販賣を爲すものとし理事長の承認を得るに非ざれば甲組合員相互に取引を爲す事を得ず

第十四條 乙組合員は甲組合員より購入せる商品を需要者に販賣するものとす但し配給の關係上ストックの地方分散を必要とする場合には理事會の決議を経てストックの一部を適當なる乙組合員の保管に移すことを得、其の場合乙組合員は第十二條の報告を組合になすべきものとす

第十五條 甲組合員及乙組合員は其割當數量を超へて販賣することを得ず

前項割當數量は原則として最近過去三ヶ年の実績に依り之を定む

第十六條 組合員は輸入したる商品を外地

(朝鮮、台灣、樺太、關東州及南洋諸島)

に移出することを得ざるものとす

第十七條 需要者の發註に依らざる輸入商品に付ては甲組合員又は乙組合員と需要者との一回の取引額は一百円を超ゆるものは此の限にあらざ

前項の場合に於ては需要者所屬工業組合の證明書の添附を必要とす

需要者の發註により輸入したるものには付ては受渡完了と同時に需要者の受領書を組合に提出するものとす

第十八條 甲組合員は輸入手數量、保管料及其の間の金利を負擔するものとす、但し第十四條但書の場合に於ては保管料及其の間の金利は乙組合員之を負擔するものとす

第十九條 甲組合員及乙組合員は理事會の決定したる價格を超へて需要者に販賣することを得ざるものとす

第二十條 甲組合員が需要者に直接販賣したるときは乙組合員を通して爲したるとき乙組合員の利益額に相當する金額の二分の一を組合に提供すべし、其の殘額は甲組合員の收得とす

第二十一條 各組合事務所は其所管地區に於ける甲組合員の在庫數量を日記録し組合

員の照會に應ずるやう整理し置き且つ毎月一事務回以上他地區の所と在庫數量表を交換するものとす

第二十二條 各地區間に甚しく在庫數量の不均衡を生じたる場合は理事會の決議を経て次回輸入數量の割當に當り其の調節を計るものとす

### 軸受

機械類の需要増大、航空機、自動車工業の急激なる進展と共にこれ等のあらゆる廻轉部分に不可欠のベアリングの需要は一きわ目立つて増大するに至り、これと共にベアリングの主要メーカーたる日本精工、東洋ベアリング(昭和ベアリング合併)光洋精、等の各社は夫々増産に拍車をかけつゝあるが、新に不二越鋼材工業もベアリングの生産陣に加はるべく準備に着手し昭和十五年四月頃より一部製造に着手することとなり前記三社の所屬組合たる日本軸受製造工業組合に近く加入する事となつた。而してベアリングの配給統制は需要狀勢より見て是非實施する必要にせまられて居るので商工省では目下具體案を研究中であるが、これには不二越鋼材工業も加へ

られることとなるもので兎に角ベアリングの計畫生産は今後之の問題として慎重に考慮が進められつゝある、またベアリングの國產化確立の根本をなす問題は鋼球用特殊用鋼材の國內自給であり、商工省では今春以來日本製鐵に依頼して鋼球鋼材の研究を進め、試作せるスチールボール用線材を日本精工、天辻鋼球、不二越鋼材の三社にてスチールボールとなし試験せる結果、海外品におとらぬ優秀なる製品を得るに至つたので、日本製鐵では従來よりの設備の一部を改良して鋼球用鋼材の本格的生産に着手した、兎に角ベアリングはその使用サイズ、使用數量等により重需品の生産數量が推測し得るものだけに、この際海外依存性は全部除外せねばならず、早急に鋼材から鋼球、軸受までの國內一貫作業の確立が必要とされてゐる。

### 農機具

農産資源の確保を行ふためにはこれに必要とする農機具の適正なる配給を全國的に行はねばなら、一般農機具は勿論、鋤、鍬、鎌等の野鍛造、修理を行ふものに至るまで材料の確保を行はしめねばならぬので、農林、商工兩省では種々協議を行ひ統制要綱を昭和

十四年十一月決定、製品の配給は農林省で、生産資材の配給は商工省にて主管する事と申合せを行つた。また農林省では配給の一元的機關にして共販會社を設置すべく原案を練りつゝあ模様だが、これによれば販賣業者、製造業者、需要者農業團體等に共同出資せしめて統制會社をつくり、これに配給、價格統制を行はしめんとするものゝ如くであるが、これはまたほんの原案のみにすぎぬ模様である

#### 統制要綱骨子

一、配給統制を實施すべき農機具とは農林水産業者又は農林水産業者の團體等に於て使用又は共同利用する水産業及農林水産物の處地加工に用ふる機械器具並に肥料、飼料の粉碎配給等に調製に用ふる機械器具にして概ね別記一の諸品目とする事

二、農林専用機具に付ては原則として道府縣農機具工業組合を設立せしめ更に之が統制中の樞機關として全國的聯合會を設立せしむること

三、農機具の配給業者、製造業者及需要業者並に此等の者の組織する團體を以て全國農機具配給機關を設立せしむること

四、農林省は製造すべき農機具の種類別數量を決定し全國農機具配給機關に對し之を指

示し道府縣農機具工業組合、製成品別工業組合其の地に發註を爲さしむること但の漁用機械器具に付ては農林省は商工省と協議の上全國農機具配給機關に指示を爲すこと

五、農林省は農機別に割當を爲すこと

六、自道府縣に販賣するを目的とす所謂野鍛冶(鐵鋼消費量、年一應未滿の者)の製造する農林水産業用の器具にして概ね別記二の品目のものに付ては別途に配給の統制を爲すこと



創業明治四十年



製 品 種 目

各種板硝子
安全硝子
ガラスファイバー
ソーダ灰
苛性ソーダ
純無水炭酸ソーダ
重炭酸ソーダ
セスキ炭酸ソーダ
鹽化カルシウム
耐火煉瓦
電融鑄造耐火煉瓦
コルハ

資本金四千萬圓

支店及出張所

東京支店	東京市京橋區京橋二ノ四
大阪支店	電話京橋三〇一・三〇五(5)
門司出張所	電話北濱六五五・六五六(5)
名古屋出張所	電話門司二八二〇・二八二三(3)
小樽出張所	電話本局一六九七・一六九八番
	電話小樽一四〇三・三六六五番

東京市丸ノ内

本社 旭硝子株式會社

電話丸ノ内代表(三一七五番)

工場及試験所

尼崎硝子工場	兵庫縣尼崎市
牧山硝子工場	福岡縣戸畑市
鶴見硝子工場	福岡縣鶴見區
牧山曹達工場	福岡縣八幡市
尼崎煉瓦工場	兵庫縣尼崎市
試驗所	橫濱市鶴見區

航空機自動車工業

航空機工業

人、文の進歩に伴れて航空機工業の發展は目覺しきものがある。優秀なる航空機を持つものは世界を把握するとまで云はれる。航空機工業の發展する否とは一國の國防を安きに置くか、將又危殆に類せしむるか、の兩極端をゆくのである。然り而して一國の航空機工業の進歩的を圖る爲めには、今や世界を擧げて全力を傾注してゐるのである。

最近の例を擧ぐるならば今次支那事變に於て然り。第二次歐洲大戰の勃發當時獨逸がポランドを僅々二十日餘りの日數を以つてその大半を奪取したことも、一にかゝつて航空機が目覺しき活躍に因るのである、ことほど左様に航空機並に航空技術乃至は航空戰術の優位を占むると否とは忽ちにして一國を灰土と化せしむるの危険性がある。さきの歐洲

航空機、自動車工業

大戰を契機として世界各國は競つて、その航空力の整備充實を圖る爲めに相當の苦心研鑽の努力とを惜まない現狀である。

勿論飛行機は戰時に備へこの爆撃機あり、雷撃機あり、偵察機、戦闘機、海軍の艦載機等の純戰時機あり、又平時に於ける長距離、地上測量機、郵便機、旅客機、通信機、競争機、スポーツ機等の商用飛行機の諸種類はあるが、一國の國防並に交通運輸の確立を圖る上に忽になし得ざる重要工業である。

最近に於ける世界の情勢

最近に於ける全世界の航空機工業の進展振は如何と云ふに、航空機そのもの、出力の増大を圖ることに著るしき進展を示したことである。千馬力發動機を米國に於いて軍用、商業用に提供したのを始めとし、佛國のノーム・ロイン・イスパノ會社等が空冷千四百馬力を作り、又伊太利ピヤジョ、獨逸BMW等で同様大馬力の製造に成功し、一方英國では液冷發動機に於てロールス・ルイス・マリー

ンの如き優秀な發動機を創作し、米國でもアリソン式が作られた如き大馬力發動機が出現し、千馬力以上の發動機が技術上の困難を克服し、十分の信頼性と、耐久性とを併せ得て来たことは特に劃期的現象と見てよい。つい四、五年前には實用馬力七、八百馬力であつた發動機が千馬力以上で十分使用される實用の域に進んだことは世界の航空機製造術が如何に進歩發達をしたかを如實に物語るものである。その他構造上についてみるならば豫壓装置は壓力式豫壓器となつて、離陸出力を増加するやうになり、材料の進歩は接合棒や、軸承の輕減改良が行はれ、曲軸のダイナミック・パンバーが普及し、冷却面積も亦増大してをり、又他方に高オクタンカ價燃料の使用には排氣分析による混合比規正装置、自動調整式氣化器が、一般裝備品となり、プロペラの定速螺式が廣く使用されるに至つた爲め、發動機の効率が高まつたばかりでなく、一方燃料消費の低下も有利な速度と、正味有効力の一致した状態で回轉する爲め最低に止め得る結果を得た。

更に附屬部分品としては發動機カウリングが調整式となつて流通空氣の速度と壓力を變化させ從來のあらゆる缺陷を除き得るやうに



なつた。航空機用發動機が主として大馬力方面に著るしく進んだのは、軍用飛行機擴充のため促進されたのであるが、この傾向は直ちに民間用の低馬力發動機にも反映して、空冷星形又は直列型の優秀な發動機が多數新造されたことは世界航空機史上特筆されべきものである。

世界主要航空機製作會社

世界に於ける主要航空機操縦機、雷撃機、艦載機、戦闘機、偵察機、長距離機、患者輸送機、地上測量機、郵便機、通信機、輕旅客機、競争機、スポーツ機建造所を列記すれば左の如し

- 一、アメリカ
- アトランティック△アツパーシユエー・パリ
- △アメリカンイーグルリンカン△アメリカン
- ンヂヤイロ△アレクサンダー△アルコー△
- アルゴノート△アロイ・エム・レアー
- △ヴァイキング△ウアコ△ヴァルティイ
- △ヴァンスタウイリ・ボスト△ウエデルウイ
- リアムス△ウエルチ△ヴォート△エアロンカ
- △A.A.E.G.△アアクラフトメカニク
- △A.A.A.G.△エアトランスポート△A
- △D.G.△アバハート△エムスコ△カーチ

- ス△カーチスライト△キーストン△キンナ
- △キカムフベル△グラマン△クルーゼーダ
- △グランヴィル△グリーガ△グレート・レ
- レークス△クロナオード△グロージョイ△
- ケアンズ△クロフビー△コーバン△コンソ
- リデーット△サイクロプレーン△ジエネラ
- ル・アヴィエーション△ジコルスキー△ス
- ター△ステイアマン△ルテイツ△ステンソ
- ン△スパータン△スウォンソン△セヴァス
- キー△セキエリテイ△ソラ△タウル△ダ
- グラス△デエスナ△チエスタ△ティム△テ
- ーラ△テューイス△N.A.X.M.C.△
- N.B.M.E.S.△アメリカノースロップ△
- ハモンド△ハワード△ヒューズ△バード△
- パークレー△グロッド△バークス△パスベツ
- △D.B.J.△ヒース△ピーチ△フアリン
- △フエアチャイルド△フオード△フォルカ
- ーツ△ブラウン△フリートウイングス△ブ
- ーイル△プライヴァテア△ペランカ△ベン
- ヂョーンス△ホル△ホークス△ボーイン
- △ゴボータファイル△マキエリ△マリーチ
- ン△マツトリ△ミイテア△ミリタリ△モ
- ノヘ△ライアン△ライダー△ラスコムフ
- アンタム△リアウイン△ルギーツッド△ロ
- ーズ△ロウキッド△ローニン

- 二、アルゼンチン
- コルドバ△ツウノキ
- 三、イギリス
- アヴロ△アノムストロングウイトワイス△
- R.A.F.△アルテイス△アロー△ワイク
- ナ△ウエストランド△ヴィカス△ヴィツ
- コ△エアスピッド△C.L.W.△クレム△
- グロスタ△コムバ△サーロ△シウパマリ
- ン△C.W.△シヤヴァ△シヤクルトン△ア
- トド・リミー・ミユリ△シヨート△U.L
- △W.△ジエネウルエアクラフト△スパータ
- ン△ダート△デ・ハヴィランド△T.K.ハ
- ンドレベージ△パイシヴァル△パイナル△
- ピアドモリ△B.A.B.A.C.△フエア
- リ△クラックバイン△プリストル△グリ
- トル△プリティツシユバリーネリ△ヘスト
- ン△ヘンダン△ホーカ△ホフマン△バウルト
- ン△アンド・ポール△マイルズ△マレンダ
- △マリーチンベーカー△マヨ△レッド・ウイン
- グ△リウトン△ロウワイルド

- 四、イタリー
- A.G.△S.A.△I.△カプロニ△ガバル
- デイニ△S.A.△I.△サヴォイア△C.
- M.A.S.S.A.△C.N.△A.△ステイパ
- △ナルデイ△フイアット△ピアツチオ△ア

- レタ△ベルガマスキ△ボノミ△マツキ△マ
- ーニ△アファンモルコーネ△ヨナ△ロメオ
- 五、オーストラリヤ
- ジエネアコ△デハヴィランド△コドツク
- 六、オースリヤ
- ホツプナ△ヒンテンベルク△ラモール△ピ
- シチエ
- 七、オランダ
- アヴオランダ△コールホーフエン△メエル
- テ△フオツカー△パンダ
- 八、カナダ
- オツタワ△カナデイアン・ヴィツカース△
- デ・ハヴィランド△フエアチャイルド△ボ
- ーイニング△ROOVPUYN
- 九、ギリシヤ
- G.N.A.F
- 十、スイス
- ユムデ△トウイン△ドルニエル△フアール
- ネル
- 十一、スエーデン
- C.F.V.△SVENSKA△ユンカス△
- スパーマン
- 十二、スペイン
- アダーロ△A.M.E.△イスバー△C.A

- S.A.C.△P.△ローリング
- 十三、チエツコスロバキア
- アヴィア△アエロ△ツリン△ブラーガ△レ
- トド△ローネク△タトラ
- 十四、中華民國(括弧内は資本系統)
- ヴァルテイ(米)△ヴォート(米)△カー
- チス(米)△カプロニ(伊)△サヴォイ
- ヤ(伊)△ダグラス(米)△ノースロップ
- (米)△フイアット(伊)△アレゲー(佛)
- △ブレタ(伊)△ボーイニング(米)△マ
- チン(米)△エンケルス(獨)
- 十五、デンマーク
- R.N.D
- 十六、ドイツ
- アイトレル△アラード△エスベンラウブ△
- エルラ△クレム△グロツプ△ケルネル△シ
- エレル△シユターメル△ツルデンホーフ△
- ダイツケ△ダルムシュタット△ドルニエ
- ル△ハインケル△ハムブルグ△ビエツケル
- △フイーゼレル△フオツケフ△プレセラ
- ウ△ヘンシエル△ベルリン△マイエル△ミ
- ユレル△メツセルユミソト△マンケルス△
- ヴァーゲネル
- 十七、ハンガリー
- ゲルレ△ワイス

- 十八、フィンランド
- サーキス△V.L.A.V.I.I.M.
- 十九、フランス
- アミオ△アルベル△アルムラセヌ△アン
- リオ△ウイボー△ウエイマン△ヴィリエ△
- ヴォラン△S.A.F.△A.S.F.C.
- A.S.F.A.N.S.P.C.A.F
- B.A.シユレク△C.A.M.S.△タ
- ジネ△グルドウ△ケルネ・ベシユロ△コー
- ドロン△ギューマン△ゲラン△ゲルシエ△
- サブリエルゴム△サルムソン△シユラン
- △タムビエ△ドヴォアテイヌ△ドユビウ
- イ△ニウポール・ドラージュ△フアルマン
- △バスー△ブレグー△ブレリオ△プロツシ
- ユ△プロヴァンス△ベシユロ△ベルナール
- △ポルドレーズ△P.A.M.A.△ペー
- △ポテー△マコニーヌ△ミニエ△ミルヴォ
- アイユ△ミユロー△モブサン△モラーヌソ
- ルニエ△ラテコエール△リオレ・オクヴィ
- エ△ルヴァスール△レオポルドフ△レトヴ
- △ローアル△ロマーノ
- 二十、ブルガリヤ
- D.A.R
- 二十一、ベルギー



航空機、自動車工業

- S・A・B・C・△L・A・C・A・B・△
S・E・A・I・△グルデントブス△ザコ△
スタムブ・フェルトンゲ△センコーベル△
テープス△フエアリ△ルナル
(十二) ポーランド(舊ポーランド)
C・W・L・R・W・D・△P・W・S・△P
Z・L・△ルブラン
(十三) メキシコ
T・N・C・A
(十四) ノールエー
M・F・F
(十五) ユーリースラビア
イカトルス△Z・M・A・J・△F・I・Z
I・F・R・△R・O・G・J・A・R・S・K・Y
(十六) ラトビア
ZUCKUVS△BV△V・E・P
(十七) リトニア
グスタイテイス
(十八) ルーマニア
I・A・R・I・C・A・R・△O・E・T
(十九) ロシア
A・N・T・△K・A・I・△オツアウイアヒ
ム△カリニン△スタル△グリヴオフスキ

本邦航空機事業振興政策

我が國に於ては滿洲國の開港に伴ふ商業航空の將來性と、支那事變下に於ける軍需航空工業の隆盛を來さしむる政府の方針に基き、續々航空機製造を目的とする社會が現はれた。最初は投機的計畫があつたが時局の推移と共に眞の航空機製造事業會社が出現し幾多研究の結果國內航空事業を國際水準に迄引揚げしめたことは否めない事實である。

しかしながら人的資材の關係、航空機民間購買力の低位、事變以來の爲替爲埋、その他の事情に阻まれて製造機械の輸入困難等にり少からぬ打撃を受け、全幅的の向上を圖ることは尙ほ今後に残された問題である。政府はさきに國內航空事業會社の簇出に對し航空工業の正鵠な發展を促し且つ助成するため、第七十三議會に於て航空機製造事業法を通過、事業會社の濫立を防ぎ健全なる發達を圖る爲めの保護統制を布き、飛行機、發動機プロペラー等の製造業者に適用し、これを許可制とし、航空機製造會社は資本金三百萬圓以上、同時に生産能力は年産に於て小型三百臺以上、中型五十臺以上、發動機、プロペラーは三百臺分以上の能力を具備するもの、條件附し、許可會社に指定同法を適用する一方、政府の技術委員會を経て各材の規格を統

制し、以つて材料の節約、コストの低下を圖らしむる大量生産の方向を明示する他方、之れら保護政策として許可會社は、航空機製造事業法施行以來同五ヶ年間所得、營業收益税、機具、機械材料の輸入税金を免除、試作奨励金の下附、増資、社債の制限外發行を許す特典を與へ、更に許可基準以下の航空機工業會社たる機體、發動機、プロペラー等の他の部分品、材料、附屬品製造會社には届出主義を採る至つて、我が航空機工業も著るしき進歩を來たしたのである。

本邦航空機製造會社

- ▲航空機製造事業法許可會社本社並に工場
△三菱重工株式会社代表者取締役會長 斯波孝四郎(所在地東京市麴町區) △名古屋航空機製造所(名古屋市) △名古屋發動機製作所(同上)
△中島飛行機株式会社代表者取締役社長 中島嘉代一(東京市麴町區) △太田製作所 群馬縣新田郡) △太田製作所前橋分所(同前橋市) △小泉製作所(同小泉町) △東京製作所(東京市杉並區) △武蔵野製作所(北多摩郡田無)
△川崎航空機工業株式会社代表者專務取

- 締役社長 谷正輔(神戸市林田區) △各務ヶ原工場(岐阜縣稲葉郡) △神戸工場(神戸市林田區) △明白工場(兵庫縣明石郡) △東京出張所(東京市麴町區)
△愛知時計電機株式会社代表者取締役社長 長青木鎌太郎(名古屋市) △工場(名古屋市) △東京出張所(東京市京橋區)
△立川飛行機株式会社代表者專務取締役 横山虎三(東京市麴町區) △第一工場(北多摩郡立川) △第二工場(同砂川)
△日立航空機株式会社代表者專務取締役 田千秋(東京市大森區) △大森工場(同上)
△立川工場(北多摩郡大和) △羽田工場(東京市蒲田區) △川崎工場(川崎市)
△川西航空機株式会社代表者專務取締役 社長 川西龍三(兵庫縣武庫郡) △工場(同上) △工場(同上) △東京事務所(東京市麴町區)
△株式会社渡邊鐵工場代表者取締役社長 渡邊福雄(福岡縣筑紫郡) △工場(同上)
△東京出張所(東京市麴町區)
△日本飛行機株式会社代表者取締役社長 堀慎吉(東京市麴町區) △工場(横濱市)
△住友金屬工業株式会社代表者專務取締

航空機、自動車工業

- 役春日弘(大阪府此花區) △プロペラ工場(同上) △伸縮所製造工場(同上) △製鋼所第二特殊工場(同上) △鋼材工場(同上) △プロペラ製造所(尼崎市) △名古屋輕合金工場(名古屋)
△日本藥器製造株式会社代表者取締役社長 長川上嘉市(濱松市) △工場(同上) △東京出張所(東京市京橋區)
△昭和飛行機工業株式会社代表者取締役社長 牧田環(東京日本橋) △東京製作所(北多摩郡)
△日本航空工業株式会社代表者取締役會長 長寺田甚吉(大阪府東區) △工場(平塚市) △東京出張所(東京市麴町區)
△株式会社石川島船造所代表者取締役社長 長松村菊男(東京市京橋區) △石川島造船所航空機部(横濱市)
△國際工業株式会社創立事務所 創立委員長 長津田信吾(東京市神田區)
▲事業法許可會社以外の製造買社
△株式会社東京飛行機製作所代表者取締役會長 鷲尾解治(東京市蒲田區)
△東京航空機株式会社代表者社長 相羽有(東京市蒲田區)
▲修理工場

本邦部分品工業

我が國航空工業は事變以來許可社の培養は固より、部分品會社の設立意趣に努めたる結果、多數の下請會社の簇生をみるに至れるが等は大會社の下に在つて只管生産擴充に向つて進進しつゝあるが、生産擴充を行ふ一方に於て戦後とも考慮し部分品會社は出來得る限り、兼業となす方針のもとに航空局方面では大體左の如き事項も實施する模様である。
一、一貫作業は斷乎これを排し、部分品發註主義をとる
二、組立、プロペラ、機體、發動機を除く各パーツ・メーカーは他業との兼業となすこと
三、工作機械の不足分は政府によつて補給費付ける
四、平時は必要量製作済の各パーツ・メーカーは兼業たる他の職をなす
五、各關係品製造買社はこれを分散せしめる



航空機、自動車工業

六、組立會社には可及的に直屬指定下請工場制を採らしめる

以上は結果的にみて軍需下の軍需の充足、有事に備へる生産訓練、戦時生産能力の培養、擴充中絶後に於ける反動の防止等一石四鳥を狙つたもので我國事情に適應する方策であらう

主要航空機下請業者

近藤製作所、日本製鐵株式會社、理研ピストリング、日本デイスセル工業株式會社、航空機工業所、奥田航空機株式會社、朝日奈鐵工所三鷹航空工業株式會社、飛行機特殊部分品株式會社、横濱航空機株式會社、航空機株式會社、昭和精機製作所、東洋ペーリング製造株式會社、日本理化学工業株式會社、日本エヤーブレーキ株式會社、三機工業株式會社、高砂鐵工株式會社、光洋精工株式會社、宮田製作所、大日本機械工業株式會社、日本ピストリング株式會社、日本氣化製鐵製作所、共和レザー株式會社、理研鐵造株式會社、明治ゴム製造所、株式會社三國商店、日本精練工業、日本アスベスト、大塚製作所、日本特殊陶業株式會社、堀切パネ製作所、日本自動車飛行機タイヤ製造、ヤマトメタル商賣、曙石綿工業株式

會社、芝浦自動車工業、布引製作所、三線電線製作所、合資會社安部工業所、日本自動車株式會社、國立航空機燃料工場、住友重工業、日本鋼管株式會社、神戸製鋼所門司工場、日本石油、古河電氣工業、旭硝子住友電線製造所、大同製鋼、藤宮電線、日本ベイント、特殊製鋼、湯淺伸銅、日本ステンレス、東京航空計器、富士航空計器、東京電氣、湯淺蓄電池、横河電氣、國産電機、東邦自動車工業

註一以上部分品製造、材料製造、附屬品何れも専業兼業の主なるもの

(備考) 航空局では航空機部分品會社乃至工場を切込設展せしむべく、近く航空機製造事業法第二十條を設助し、部分品、附屬品材料を全面的に助長すると共に政府の嚴重なる監督下に置く方針である。

グライダー

グライダーはスポーツ用輕飛行機として我が國へは昭和の初期から流行し、一時相當華々しさをみせたが事變下の影響と比較的需要が激少した爲め、昭和十四年は少しく沈滞氣味であつたが、航空局方面の觀測に依れば近く相當程度旺んになるであらうとしてゐる。

△グライダー製造會社一覽

- △伊藤飛行機株式會社—五十万円代表者伊藤晋次郎(千葉縣津田沼) 福出輕飛行機株式會社—百万円代表者福出治三郎(大阪西淀川區)
- △東洋金屬木上株式會社—百万円代表者飯田重之助(大阪市東區) △美津濃グライダー製作所—百万円代表者水野利人(大阪・東京)
- △合名會社河合榮器製作所—五十万円代表者河合小市(濱松市)
- △旭航空工業株式會社—四十万円代表者條塚宗吉(東京市日本橋)
- △日本小型飛行機株式會社—十八万円代表者吉原清治(東京市浦田區)
- △小野ピアノ製作所—十万円代表者小野好(東京市蒲田區)

(昭和十四年十二月末現在航空局調査)

(自動車工業)

一體に我が國に於ける重工業は衣料工業の如き輕工業と異つて遅々として進歩設達しなかつた。就中自動車工業にありては、悪い意味(進歩遅延)での優なるものであつた。自動車工業は綜合工業であるために他の重工業

よりも、その事業染手が遅かつた。たゞ自動車工業に着手してみようと云ふ一、二の事業家はあつても、民間業者をして指導的立場にある政府當局自體が出来てゐなかつた。

我が國に於て一般的に自動車工業の發達したのは昭和十一年廣義國防と、産業の開發と云ふ點を考慮して政府が自動車製造事業法を制定、同法に基き許可會社(日産、トヨタ兩自動車會社)で營業収益税乃至關稅の免除の特典あり)を制定して以來に係るのである。此自動車製造事業法を制定した所以のものはとりもなほせず一朝有事の際に悉くを外車依存に俟つ國防上の不安と同時に、世界の一等國としてこの産業開發上に一大支障を來たすことに依るものであるが、これに依つて先年軍當局が指定せる保護自動車製造會社(石川島、東京瓦斯電、共同國産(現在の東京自動車工業株式會社)に併行し、ニッサン、トヨタ兩自動車)の積極的進出に伴れて、我が國は自動車工業の水準をぐつと昂揚されるに至つた。

そこで昭和十四年に於ける國産自動車界の斷古未曾有の大發展的捷徑を辿つた。即ち今次支那事變の勃發に端を發し、自動車工業の技術的、質的、量的向上は概して良好なる結

航空機、自動車工業

果を招來せしめた、兎に角昭和十四年一年間の我が國産自動車界研鑽の賜は極言すれば數的には海外依存に俟つまでもなく、國內依存に依つて解決さるべき迄に漕ぎつけた。つひ兩三年前迄は殆どを海外に依存してゐた自動車が少ないと海外輸出を増加せしめたことである。その證據として昭和十四年一月から十月現在迄に輸出せる完成車の數量は

△昭和十四年一月—十月 自動車輸出額

月別	輸出(輛)	輸出金額(円)
一月	六三	一八一、三八三
二月	一五一	四六八、六六一
三月	二七六	八三一、九九二
四月	三〇二	一、一〇三、六〇八
五月	二六五	八二二、二八一
六月	四〇二	一、二四一、七八一
七月	四七一	一、五一四、八三八
八月	九三一	三、五五〇、一九六
九月	五〇三	一、八四六、五八一
十月	四八六	一、六九九、四五一
合計	八五二	一三、二六〇、三三三

註一昭和十四年十月末日現在大藏省調査に依る

以上の如く全然外國車の輸入に俟つてゐた當時を想起して實に隔世の感がある。

自動車部分品工業

自動車部分品工業は自動車製造事業法施行以來製造、技術、量と之著るしい進歩を辿つたが、特に去る昭和十三年三月十一日商工省令第九號を以つて質、量、性能、技術の向上を圖る意味に於て「優良自動車部分品及自動車材料認定規則」が制定、實施されその二年目を迎へて完成車に匹敵すべき進歩向上が圖られた、政府當局者をして規格、納期の正確等に依る急務に應じ得られること、生産力の擴大された事は那家のため喜ばしき傾向であると云はしむるに至つた。此の部分品(シヤシー)も完成車に次いで十四年には相當量輸出をみたのである

△昭和十四年一月—十月 シヤシー輸出額

月別	輛	輸出金額(円)
一月	三	三、三〇〇
二月	七二	二六九、三九二
三月	五六	一一一、八四八



航空機、自動車工業

四月	二二	六九、九一五
五月	一六〇	四〇二、三四八
六月	二八二	七七二、六七四
七月	一七三	三〇五、二八七
八月	一七	六五、二三四
九月	五四	一〇六、〇一四
十月	二五二	四、五、七八六
合計	一、〇九一	二、五七一、五九二

△昭和十四年一月—十月  
其他部分品輸出額

月別	輸出額
一月	八六四、四六六円
二月	一、一七一、七九二
三月	一、四八八、二四七
四月	二、〇八六、二〇六
五月	一、六三八、七七〇
六月	一、七九三、二八九
七月	一、八〇九、九七九
八月	一、六九六、一八八
九月	二、五二二、三〇二
十月	一、九九一、九九四
合計	一七、〇六三、二三三

△昭和十四年一月—十月  
自動車タイヤ及インナ

一チユーブ輸出額

月別	輸出量(百斤)	金額(円)
一月	二、七九四	二七六、九三七
二月	二、三九七	三三四、九一七
三月	四、七五九	四九八、九九六
四月	四、二九一	四五二、六一二
五月	六、三四五	六七一、四三三
六月	四、九〇五	五〇七、〇五六
七月	三、九八三	四三〇、四三八
八月	五、一一一	五四五、八二四
九月	五、九二六	五九八、九三一

外國車輸入統計

昭和三年以後に於ける本邦外國車輸入状況は次の如くである			
昭和十一年	一、一七	三、五七七	一、〇一〇
昭和十二年	九三四	三、二〇一	一、〇一〇
昭和十三年	九六五	三、三五七	一、〇一〇
昭和十四年	九三三	三、二〇一	一、〇一〇
昭和十五年	九一七	三、一七八	一、〇一〇
昭和十六年	八八七	三、一七八	一、〇一〇
昭和十七年	八八七	三、一七八	一、〇一〇
昭和十八年	八八七	三、一七八	一、〇一〇
昭和十九年	八八七	三、一七八	一、〇一〇
昭和二十年	八八七	三、一七八	一、〇一〇
昭和二十一年	八八七	三、一七八	一、〇一〇
昭和二十二年	八八七	三、一七八	一、〇一〇

之れに對し本邦の自動車生産量をみると  
本邦自動車生産高

年 度	輛 數
昭和三年	四三三
四年	四三〇
五年	四六〇
六年	四三〇
七年	七〇〇
八年	一、〇五五
九年	二、四四三
十年	五、三九五
十一年	九、一四九
十二年	一四、四三〇

右に依つてみるも如何に本邦自動車工業が外國に比し劣勢に置かれてあつたかを知ると同時に、十四年に於いて輸出が増加されるに至つた飛躍的發展が窺知されよう。

本邦自動車製造會社

一、ガソリン自動車大型	所在地
會社 名稱	所在地
日産自動車株式會社	横濱市
トヨタ自動車工業株式會社	愛知縣豊田
東京自動車工業株式會社	東京市

航空機、自動車工業

川崎車輛製造株式會社

一、三菱工業株式會社	神戸市
二、ヂーゼル自動車	東京市
池貝自動車製造株式會社	東京市
株式會社日立製作所	東京市
株式會社新湯鐵工所	同
三菱重工業株式會社	同
三、軍用自動車	東京市
東京自動車工業株式會社	東京市
日本内燃機株式會社	同
四、中型自動車	東京市
安全自動車株式會社	東京市
五、電氣自動車	同
株式會社中島製作所	大阪市
六、小型自動車	同
日産自動車株式會社	横濱市
日本内燃機株式會社	東京市
陸王内燃機株式會社	同
株式會社日黒製作所	同
高速機關工業株式會社	同
ライト自動車工業株式會社	埼玉縣柏壁
株式會社共立自動車製作所	横濱市
ホクソンモーター合資會社	東京市
株式會社宮田製作所	同
合資會社モーター商會	同

優良自動車部分品材料  
認定業者一覽表

我國の自動車工業は自動車製造事業法施行以來、其の發達相當顯著なるものを示したが自動車工業は綜合工業である所から部分品中夫々の専門工場に下請せしめてゐるものが少なく、而も之等部分品工業は自動車工業と並行して發達せしむる必要があるので、商工



航空機、自動車工業

- 省に於ては昭和十三年省令を以て、優良自動車部分品及材料認定規則を制定公布し、認定を受けたる部分品及材料の製造業者に対しては行政上諸般の便宜を賜ふこととし、同規則に基いて昭和十三年六月及十一月、十四年六月(同年十二月は審査中)の三回に亘り左の通り品種、製造業者を認定した
- △可鍛鑄鐵品 株式会社日立製作所、自動車鑄物株式会社、瀧澤工場、合資會社中山工場
- △鑄鋼品 自動車鑄物株式会社
- △鑄鐵品 楠田鑄工所、株式會社東京石川島造船所、合資會社高敏鑄造所
- △氮化器 株式會社日本氮化器製作所、株式會社日立製作所
- △起動電動機 株式會社日立製作所
- △空氣清淨器 十屋製作所、株式會社日本氣化器製作所、中村製作所
- △球軸受及コロ 光洋精工株式会社
- △受 東洋ベアリング製造株式會社、日本精工株式會社
- △組合計 株式會社京三製作所、東洋時計株式會社、合資會社山尾商店
- △ゴムタイヤ及チューブ 横濱護謨製造株式會社、ブリヂストンタイヤ株式會社、日本

- ダンロップ護謨株式會社
- △車輪 株式會社阿部鐵工所、株式會社東京車輪製作所、プレス工業株式會社
- △充電發電機 株式會社日立製作所
- △軸受用白色減摩合金 株式會社イソダメタル工場
- △硝化綿塗料 日本ペイント株式會社、關西ペイント株式會社、合名會社川上塗料製造所、久保孝産業、日本油脂株式會社
- △ショックアブソーバー 東京機器工業株式會社
- △速度計 尾崎製作所、東洋時計株式會社、合資會社石橋計器製作所
- △シリンドーガスケット及マニホールドガスケット 株式會社石川ガスケット商會、日本ビラー工業社
- △ダイカスト部分品 田中ダイカスト合資會社、東洋ダイカスト合資會社、古河電氣工業株式會社
- △蓄電池 日本電池株式會社、古河電氣工業株式會社、湯淺蓄電池製造株式會社
- △點火栓 日本特殊陶業株式會社、共同電氣株式會社
- △燈バネ 株式會社芝浦スプリング製作所、株式會社大河電氣製鋼所、東京鋼材株式會社

- 社、株式會社日東製作所、株式會社堀切パネ製作所、株式會社山本工場、合名會社鋼岡スプリング製作所
- △燃料ポンプ 株式會社日本氮化器製作所、株式會社三製作所
- △ピストン 泉自動車工業株式會社、株式會社ストロング製作所、株式會社日本ピストン製作所、理研ピストンリング株式會社
- △ピストンリング 日本ピストンリング株式會社、理研ピストンリング株式會社、株式會社、大友ピストンリング製作所
- △ピストンピン及キングピン 合名會社文化自動車商會
- △火造品 理研製造株式會社、株式會社東京鍛工所、日本鍛工株式會社
- △ブレイキライニング及クラッチフェーシング 曙石綿工業所、久代石綿工業所、ダイヤモンドライニング製作所
- △弁バネ 株式會社大同電氣製鋼所、中央發條株式會社、山添發條株式會社、株式會社山本工場
- △放熱器 株式會社東洋ラヂエーター製作所、山本放熱器製作所、東京ラヂエーター製造株式會社
- △窓硝子 旭硝子株式會社

- △磨鋼板 株式會社川崎造船所
- △油壓制動機 株式會社大塚製作所、東京機器工業株式會社、日本エヤーブレーキ株式會社
- △機殼鑄皮膜生成劑(塗料下地) 東洋金屬化工研究所、日本ベツカライジング株式會社
- △台枠 東京プレス工業株式會社、プレス工業株式會社
- △板金製品 佐倉鑄造工業株式會社、丸八製作所
- △ヴァキウムコントロール 株式會社京三製作所
- △可變軸及可變管 齋藤工作所
- △クロスメンバー 松尾自動車株式會社
- △座セキバネ 合資會社旭工業所、株式會社大日本スプリング製作所
- △照明器具 東京電氣株式會社、合名會社白光舎
- △齒車 晴山自動車機械工場
- △フェノール樹脂製齒車材 株式會社日立製作所、八坂商事株式會社
- △窓枠 株式會社横濱モーターパーツ製作所
- △ボールト及ナツ、類 株式會社佐藤螺子製作所

航空機、自動車工業

△放熱器用銅板及黃銅板 古河電氣工業株式會社

(註) 右は製造者の氏名又は名稱が重複せるも品目別に詳細を期した

自動車工業振興政策

政府は自動車工業の振興政策の一助として十四年に次の如き方策を講じた。

自動車技術委員會

自動車生産技術の向上を圖ると共に燃料政策に對應する爲め自動車の生産方策を樹立する爲め官民權威者から成る自動車技術委員會を昭和十四年八月十九日設置、委員長を商工次官として委員を陸軍、企劃院、内務省、商工省、燃料局、鐵道省、東京帝大、日産、トヨタ、東京自動車工業、三菱重工業の各方面から、又臨時委員、幹事、書記を關係筋から任命、第一回を九月二十日東京丸の内東日會館に開催、委員會の審査すべき方針、即ち

- 一、現用大衆車の改善に關する事項
- 二、燃料關係より見たる自動車方策に關する事項
- 三、材料及部分品の品質改善に關する事項
- 四、自動車用工作機械及工具の改善に關する事項

五、其他自動車の生産技術上必要な事項

以上五項目を決定、九月三十日横濱市日産自動車株式會社に現地會議を、十月十六日愛知縣豊田トヨタ自動車工業株式會社工場に現地會議を、十一月二十八日東京豊田日産館に第四回會合を開き、先づ審議事項第一項の現用大衆車の改善に關する事項を協議したが、同委員會は更に第四回に於て現用大衆車即ちニッサン、トヨタ兩車の改善に關し、陸軍當局から支那事變、ノモハン事變の現地に於ける實際使用した實績に徴し、改良點の要望意見書を提出され、これに基いて審議した結果ニッサン、トヨタ兩車の共通する部門もあり個々別々の箇所もあるもので、之れが専門的討議をなすに就てその正鵠を期する上から専門小委員會を設置、委員、委員會日取等は當時の商工次官岸信介會長に一任され、十二名の専門小委員を擧げ十二月十九日初顔合せを日産自動車販賣會社に開いたが、同委員會は昭和十五年春早々から、大衆車をして我が國情に將又滿支大陸の實情(道路、その他荒地等)に即せしむるやう徹底的改良に着手することゝなつてゐる。



▲自動車研究所の設置

商工省では自動車技術委員会に於いて現用大衆車の改善、燃料關係より見たる自動車方策、材料及部分品の品質改善、自動車用工作機械及工具の改善等を圖る他方、今後益々滿支大陸へ進出するであらう國産車の大陸向け、乃至國內に使用される貨物、乗用自動車(中型、小型)等の製作上に於ける根本問題並に極要缺くべからざる部分品の素材、質、技術向上に資するため昭和十五年度以降三年の繼續事業に依り總算五百萬円の經費を以つて機械試験場内に「自動車部」を設置する事になり昭和十四年十一月大藏省に對し之れが豫算獲得の折衝を行つた結果、先づ大藏省の豫算協議を追加した、殘る問題は議會の協賛 經ることであるが、右は自動車部の持つ性質上、おそらく議會通過を夢想されてゐる。

尙自動車部設置の豫算内譯は、總額五百萬円のうち百五十萬圓を、自動車製造事業法に基く許可會社たる日産自動車株式會社に於て寄附負擔することとし、初年度たる十五年度は政府の商工豫算から五十一萬六千八百八十圓、トヨタ、日産兩社から二十五萬圓宛の五十萬圓、他からの寄附で計二百五十萬圓を支出、十六年度に商工豫算、兩社より二十五萬圓宛の五十萬圓、他自動車關係から、寄附で計百五十萬圓を、十七年度に商工豫算、兩社から五十萬圓、他からの寄附で計百萬圓を支出し完成を終ることになつてゐるが、同自動車部は將來は更に豫算を採つて大々的自動車研究に乗り出すものとみられてゐる。

本邦三大自動車會社

▲東京自動車工業株式會社 同社は夙に軍の特殊自動車その他の製作に當り、現在の東京自動車工業になる以前に、東京瓦斯電、石川島自動車部等歴史の古い自動車製造設備並に技術を合併統合し、軍の監理工場となつて事業下特に國策のお役に立つてゐるが、東京目上と看板を塗り替へてからは大森製造所の機械設備の充實・増資、朝鮮の國産自動車工業合併、川崎工場の大擴張を終り續々生産力を擴大しつゝあり、同社設立以來の大々的増産をなした、更に今後同社に俟つべきものは昭和十四年一月十八日府下日野町に二十萬坪の土地を擁して大自動車工場建設整地の地鎮祭を舉行、直ちに建設に着手十四年十一月八日には第一期工事

としての工場上棟式を終り、昭和十五年には一部操業の開始をみる筈で、既有工場フル運轉と共にこの大工場に於て積極的生産の開始も日遠からず、その前途多大に期待されてゐる。

▲日産自動車株式會社 同社は小型自動車ダットサンの製作から大型(大衆車)ニッサンの製作を開始して、自動車製造事業法に基く許可會社として華々しく國産大衆車の製作に乗り出したが昭和十三年からみると十四年度は異數的發展的過程を辿つた、工場の機械設備擴張の結果は年産〇〇〇〇〇〇台に迄生産能力を引上げ、一方には鐵鋼資材の自家供給を目し製鐵事業會社の設立をみるなど、みるべきもの多々あり、加ふるに大陸進出の爲め、滿洲國の法人ではあるが同社多年の研鑽たる技術その他を交流す、資本金一億圓の滿洲自動車製造株式會社を設立(目下機械設備豫算等準備中であるが)をみた。尤も之れは日産自動車自體の擴充ではないが、横濱工場に於ける万般の整備は日一日と進みつゝある、又一方に於ては商工省の内命に依る中型乗用車の試作も殆ど(十二月現在)完成の域に達してゐるので、この中型車完成の暁はニッサ

ントラックの大々的増産と共に十五年度の飛躍 刮目されてゐる。

▲トヨタ自動車工業株式會社 同社も政府の許可會社に指定されて以來本格的活動に入つたのであるが、東京自動車工業を除きては日産と相並行する大衆自動車會社で、十三年末六十萬坪の膨大な土地を有する愛知縣舉母工場の完成に依り、從來の刈谷工場機械設備を移轉する他方機械の新設を爲し、又日産自動車と時を同じうして製鐵事業會社を設立自家供給を志した。東洋一の自動車工場である舉母場は十四年春積極的運轉 開始、之又生産能力を〇〇〇〇〇〇臺に引上げた、同工場をフル運轉するときには〇〇〇〇〇臺の製造が優に可能で、數的向上の圖られたことは驚異 値する、商工省の内命を受けて試作せる中型乗用車(トヨタ新日本號二、四〇〇〇〇)は十四年十一月完成を見 同月五日から十三日迄九日間亘つて陸軍、商工、鐵道省等關係官立會の下に定置、運行、分解の嚴重なる公式テストを行つた結果、馬力の強力その他豫想外の好成績を示した、同社は自動車用工作機械の自家供給を目論見、目下立案中に屬し之れらを合せ十五年度には本邦

三大會社の一として面目躍如たらしむるものがある。

代用燃料其他の自動車

今次車變の勃發の起因して石油の消費規正が強行された。しかしながら既後の輸送力を確保する爲めに、商工省、鐵道省、内務省等關係官廳は代用燃料自動車の普及を圖りつゝあつたが、十四年度に於ては更に之れを一歩前進せしめた。

▲新炭瓦斯自動車

新炭瓦斯自動車 はその發生爐設置車には發生爐が商工省の定むるテストに合格せるものを取付ける場合は約半額の三百圓を一臺に交付し使用普及獎勵に努めつゝあるが、十四年度はこの助成金も十三年度より多くを支出し、全國各地に於ける宣傳講習會を開き廣く新業者の智識向上を圖り、又鐵道省、内務省當局も商工省のそれと歩調を揃へ省營バス、民間バス、トラクタ等に半強制的に轉換をなさしめたが、從來バス、トラクタに限られてゐた感のあつた新炭自動車も、發生爐メーカーの研鑽により乗用自動車への設置も漸く數々増すに至り、代用燃料自動車として歴史が古いだけに、新炭瓦斯自動車は群を抜いて一位を占めてゐる。

たゞ故障が多いとか登坂力が微弱であるとかは漸次改良されて行くことであらう。

▲天然瓦斯自動車

天然瓦斯自動車は比較的以前より研究されてゐたが、ボンベに詰めて走行するので万一衝突のあつた場合爆發の危険性が分にありとして取締當局たる内務省が一般の便用許可に當り却々ワンと云はなかつた。がしかし爆發性とか、危険性とかはガソリン自動車も大差なく石油消費規正が聖戰の目的達成上強化されてゐる今日、取扱上に慎重を期すならばその性能に於てはガソリン車に匹敵するところから遂に、十四年夏公共性の有る無しを問はず(但し公共性のない自家乗用車を除く)バス、トラクタ、乗用車の使用を許可した、此處で大多喜天然ガス、梁瀬式天然ガス自動車會社が率先して製作を開始するに至つた、十四年中に一般的用途には至らなくとも、兎に角天然瓦斯自動車の使用許可されたことのみならず代用燃料自動車界に一エポックを劃したと云ふべきである。

▲アセチレン瓦斯自動車

カーバイドを原料とするアセチレン瓦斯自動車はやはり代用燃料自動車として國策線



に登場した、この代燃車は十四年九月日本  
カーバイドエンジン製作所、番町商事株式  
會社、後藤車體、奥方工業、報國アセチレン、  
淺古アセチレン、新興アセチレン、羽  
原製作、吉本モーター、新潟合同、黒田ア  
セチレン等のメーカーを打つて日本アセチ  
レン自動車研究協會を設立するに至り、明  
日の代用燃料自動車として當局の使用許可  
と相俟つて、積極的動向を示して來た、東  
京に在りては十一月先づ奥方工業のアセチ  
レン瓦斯用自動車が発見され、初のナン  
バーを獲得、次いで十二月始め日本カーバ  
イドエンジンを乗車車へ第二のナンバーを  
獲得するに至つた、同車の將來性は新炭ガ  
ス装置よりも總て、點に於て簡便であるこ  
と、始動に於ても新炭瓦斯自動車以上たり  
とも劣らぬこと等が擧げられ、更にポンペ  
ー其他一切の施設に對する原料資材として  
の鐵鋼使用量が少量で、即ち一噸の鐵鋼に  
よつて新炭ガス發生爐は大體三臺の發生爐  
を製作し得られるのに對し、アセチレン瓦  
斯自動車の場合はその倍の六臺分を製作し  
得られ、現在の如き鐵鋼時代にも最も順應  
し得るものとされてゐる。更に燃料資源と  
してこのカーバイド化せしめる無煙炭資源

などの點で、歐米諸國に比し我國が可成り  
惠まれてゐる點有望である。

▲ドイツ自動車

我が國のドイツエンジン自動車の製作は  
三菱重工業、池貝自動車製造、新潟鐵工、  
日本ドイツその他會社で製造してゐる  
が、同車は燃料國策の見地からみるも多  
くの役割を果すものであり、その用途とし  
ては重量貨物の運搬、長距離運輸機關とし  
て尊ばれるものである。我が國でも前記各社  
の生産力擴充に伴れて、その需要を相當に  
喚起し殊に滿支大陸向けには好都合の性能  
を有するが、難を云へば本邦然り滿支然り  
道路の構造を完備してゐない憾みあり比較  
的華々しき進出を見てゐない然りとはいへど  
も重量物の運搬、例へば大型バス等はこの  
ドイツ自動車に俟つべきであり、政府の  
道路改修、又は滿洲に次ぐ支那大陸の治安  
維持回復等に依つて、斯種自動車の將來性  
は益々増加される、一方ドイツ自動車工  
業の確立に資する爲め、有力メーカーに依  
つてドイツ自動車ポンプの製造をなすべ  
く獨逸ボツシュのパテントを購入して大量  
生産を圖る資本金六百万円のドイツ機器  
株式會社が設立されたので、同社設立を契

機にドイツ自動車に進出は一段の拍車が  
かけられやう。

▲電気自動車

電気自動車は比較的豊富にある電力を充電  
した蓄電池を車體に取付けてその電力に依  
つて走行するものであり、既に驛構内輸送  
車、バス、工場内特殊運搬の一部に使用車  
され相當の成績を擧げてゐるが、如何にし  
ても多くの蓄電池を取付ける關係上自動車  
自體の重量が増す爲め一般市内を馳驅する  
には未だ重量が尠ないが、この蓄電池の  
重量を軽減することは各社に於て研究を怠  
りなく進めてゐるので早晚之れが積極的進  
出も當然考へられる。

民間團體諸施設

民間團體に於ける自動車工業進展に處すべ  
き諸施設は十四年度に幾多の方途が圖られた  
が、中でも特筆すべきは次の如きものがある  
▲日本自動車製造工業組合  
同組合は日産自動車株式會社、トヨタ自動  
車工業株式會社、東京自動車工業株式會社  
の三社を以つて設立された工業組合で、自  
動車製造上、技術、質の向上發展に資する  
諸方策を樹立、實施することを事業とする

▲自動車認定部製造協會

自動車認定部分品に指定されたる鑄鋼品、  
鑄鐵品、火造品等十一種類に亘る製造メー  
カーで工業組合に屬するメーカーの聯絡  
的統制機關として、自動車メーカー車自工  
日産、トヨタの三社、並に商工省等關係者  
を網羅して協議會を設置、本邦自動車工業  
の發達に處する。

▲業種別工業組合

商工省の方針に基きて結成されたるもの、  
東京自動車機械工業組合、東京府自動車部  
分品工業組合、自動車認定部分品工業組合  
日本自動車部分品工業組合聯合會等、設立  
▲日本自動車輸出組合

東京自動車商組合を中心として二ヶ年の長  
きに亘る懸案の組合で、海外依存時代の舊  
殻から脱して、海外へ向けて積極的に自動  
車及び部分品の輸出を圖らんとする、貿易  
法に基く輸出組合の設立

大陸向自動車配給統制

商工省では日滿支經濟ブロック確立上生協  
用資材の大陸導入に關し、機器の發註許可制  
の設定並に素材の配給統制を實施し、大陸開  
發の積極的促進を圖る爲め、既に滿洲國向け

航空機、自動車工業

に實施をみてゐる自動車の支那向に對し十四  
年十月一日から實施した。證明の許可其他は  
興亞院聯絡部に於て取扱はれる。要綱次の如  
し

▲滿洲向自動車

- 一、滿洲に對し販賣すべき自動車の台数は四  
半期毎に商工省及對滿事務局間に於て協定  
した上之れを決定する
- 二、滿洲當局は前記の協定數量の範圍内に於  
て自動車購入許可書を發行する
- 三、自動車の需要者は右購入許可書を添付し  
自動車販賣業者に對し發註すること
- 四、自動車の協定台數の所要素材は滿洲向割  
當數量の中より之れを控除すること

▲支那向自動車

- 一、支那に對し販賣すべき自動車の台数は四  
半期毎に商工省及興亞院協定、之を決定す  
ること
- 二、興亞院は各地域別に右數量を割當ること
- 三、聯絡部は割當られたる數量を各需要者に  
割當別紙(三)の様式の「自動車購入許可  
書」を發行すること
- 四、自動車の需要者は右購入許可書を添付し  
自動車販賣業者に對し發註すること
- 五、自動車の協定台數の所要素材は支那向割

當數量の中より之を控除すること

第一及第二の要項に依る素材の配給統制は  
本年十月より之を實施する事、但し機器發  
註許可書の發行は直ちに之を實施すること  
既註文品にして十月以降素材の手當を必要と  
するものに付ては機器發註許可書の發給を受  
けることを要すること(別紙略)



NTN  
ボールベアリング  
ローラーベアリング

## 東洋ベアリング製造株式會社

本社 大阪市南區末吉橋通四丁目十六

支店 東京支店 東京市芝區田村町二ノ八  
名古屋支店 名古屋市中區下前津町九一

工場 桑名工場 三重縣桑名市内堀一七四五  
武庫川工場 兵庫縣武庫郡良元村

# 纖維工業

### 纖維配給協議會

商工省では國內向纖維原料（綿糸、スフ、スフ糸、人絹糸）の配給を統一化するため臨時措置法に基づく綿需給調整協議會を纖維一般の調整協議會に擴大強化する意圖を有し鋭意研究中であつたが纖維原料の配給統一化は早急を要するので暫定的手段として綿糸輸入統制協議會を改組し纖維配給協議會を設置、纖維原料の配給を一括行ふこととなつた。同協議會は左の如くである。

一、目的、國內向の綿糸、ステープル・ファイバー糸および人造絹糸の配給に關する調整

▲委員臨時物資調整局第四部長 ▲委員（兼幹事）臨時物資調整局第八課長 ▲委員（兼幹事）臨時物資調整局第九課長 ▲

纖維工業

委員（兼幹事）商務局商務課長 ▲委員（兼幹事）拓務省殖産局物資調整課長（以下委員民間團體略）

一、事業（イ）國內向の綿糸、ステープル・ファイバー糸及び人造絹糸の生産計畫の決定（ロ）國內向の綿糸、ステープル・ファイバー糸および人造絹糸の消費割當數量の決定（ハ）その他配給調整上必要な事項に關する調査ならびに決定

しかしして第一回纖維配給協議會は一月十八日開かれ物資調整局辻第四部長より配給機構に關し大要左の如き當局の方針が述べられた

一、綿糸軍需特免用綿糸は従前通り綿糸、元賣商業組合を通じて消費者に配給する。

一、スフ糸は従來紡聯加盟會社の生産にかゝるものについてのみ配給統制

を實行しスフ製造工業組合の生産による分は自由糸として市賣されて來たが今後は紡聯スフ工組兩團體のスフ糸全體について配給統制を行ふ、その機構は再生産者團體「スフ糸元賣商業組合」卸商聯の順序を経ることとし、府縣には元賣と卸賣と共同して共同配給所もしくは共同販賣所を設立させる、口錢ならびに取扱ひ數量は商工省および元賣、卸賣兩團體の間において決定する

一、人絹は生産者から元賣商業組合（特約店）を経て直接消費者に配給されるものが多いが一部では卸商を通じてゐるものもあるので今回元賣と卸賣とを統合した人絹元賣卸商業組合を設立させることとする、地方府縣においては元賣および卸賣の共同による販賣所もしくは配給所を設立せざるといふ方法が考慮されるがまたさうした方法によらず個々の商業者を通じて配給させる行き方についてもなほ考究の餘地がある。

### 糸配給統制規則公布

商工省では綿糸、スフ糸、人絹を打つ



て一九とする糸配給統制規則を立案中であつたが一月廿三日新糸配給統制規則を公布、二月一日より實施した。新規則によつて統制を受ける糸は商工大臣の指定した糸(第一條)すなはち綿糸、スフ糸および人絹であつて従来の綿糸配給統制規則と異なつてゐる點は左の通り

一、加工業者(撚糸、晒糸、染糸業者)を除いたこと(第一條)

一、販賣業者の賣惜しみを防止するため第四條に但書を附し正當の事由あらざれば買受け申込みを拒絶し得ずとなつたこと

一、工業者の割當票(切符)讓渡を禁じたこと

一、屑糸の處分を地方長官の権限において許可したこと(第六條但書)

一、販賣業者に對しても販賣した糸の販賣先、種別、數量を地方長官または統制團體に報告せしめること

一、なほ附則によつて新規則實施前の工業者に對する販賣契約は無効とされてゐること

またこの統制規則に指定された糸は左の如くである。

綿糸(ガラ紡糸、重量割合において一割以上の毛を含む糸、重量割合において五分以上の機械油脂を含む紡毛式紡績糸、縫糸、濾過布結縛用糸、漁網仕立用糸、漁具修繕用糸および屑糸を除く) ▲ステープル・ファイバー(重量割合において一割以上の毛を含む糸、落綿糸、再製糸、縫糸、陀糸および屑糸を除く) ▲人造絹糸(縫糸、陀糸および屑糸を除く)

### 需給調整協議會設立

商工省では織維配給の根本方針として從來の工聯主義を廢棄し、新に需給調整協議會令に基く、織維需給調整協議會を五月に設立した。これは二月に設立の織維配給協議會が自治的團體であつたのと異り法的團體であり、我國織維工業史上一大エポックを劃したものである。從來の織維配給―糸の配給―は工聯を中心に行つたものである。即ち綿工聯、絹工聯、人工工聯、毛工聯、麻工聯、タオル工聯、莫大小工聯、スフ織物工聯に加盟せる機業家に對し、夫々の工聯が過去の生産実績を考慮して糸の配給割當を行つた。

えるがそうではない。設備による糸の割當の根本方針は、少い設備を有するものと澤山の設備を有するものとで區別し、小設備者にはフル運轉の割當を與へ、大設備者には一部休機してもよい程度の割當を與へて負擔の公平を期するのであるから大設備者は三十臺一纏めにして綿工聯に登録するよりも、之を十臺づゝ分けて、人工工聯、絹工聯、綿工聯に登録した方がよいと言ふこととなる。之が一織機一工聯主義の難點である。一工場一工聯主義は此の點工場を單位として工聯に加盟さすのであるから大設備と小設備の區別がはつきりしてよいが、之でも一の缺點がある。綿工聯に加盟してゐる工場は織機に、綿糸、スフ糸以外の人絹糸、絹糸、毛糸を配合するとすると、綿工聯と人工工聯、絹工聯、毛工聯との統制に矛盾を來たす。之は現在の工業組合法の趣旨にも反し、第一に綿工聯で扱ひなれぬ人絹糸、毛糸を機業家に配給出来るかどうか、出来ても製品の検査が出来るかどうかの技術的問題が残されてゐる。之が一工場一工聯主義の難點である。負擔の公平を期し、糸の配給を合理化する建前か

ら登録設備による割當の方法としての一織機一工聯一工場一工聯に難點ありとせば、第三の方法はないか。それは工聯を中心に登録設備を考へないで、商工省が機業家の全部を統制して設備を調べ割當を行ふのも一法であるが、役所では人手が足らぬと言ふので、織維統制團體の最高團體を設立して、之に設備に登録せしめて、全國の機業家に一定方針に基き糸の配給を行はしめる外はない。そこで商工省は綿需給調整協議會が輸出入品等臨時措置法に基き制定された需給調整協議會令により設立したのである。

一、本協議會は需給調整協議會令に基く法的團體で、織維の需給調整を目的とするものであるが、差し當りは糸の生産配給統制を行ふ

二、協議會の中に、糸配給統制委員會を設け、毎月の糸配給量を決定する。

糸配給統制委員は大體現在の織維配給協議會のメンバーを以てする。

三、協議會は各種織維及其の製造、加工、販賣、輸出、輸入に關する團體をその會員とする。大體全國織維關係團

併し実績による割當では、糸の配給に公平を缺く惧れがあつた。例へば同一織機を綿工聯、人工工聯、絹工聯等とかけもちで工聯に加入して居れば、綿糸、スフ糸、絹糸、人絹糸の配給を受け得てゐたのである。そこで商工省は割當の基準は実績によらず全部登録設備によつて割當する方針で、各工聯に加盟機業家の織機臺數の調査を行はしめた。さて登録設備によつて糸の割當を行ふと言つても二の方法がある。その一つの方法は、一の織機は二工聯に登録することを得ず、一工聯のみに登録させる一織機一工聯主義と、他の方法は織機を單位とせず織機全體をまとめた一工場を一工聯に登録させ、二工聯に加入せしめざる一工場一工聯主義がある。

一織機一工聯主義によると一工場、例へば三十臺の織機を十臺は綿工聯、十臺は人工工聯、十臺は絹工聯に登録しておくのと、三十臺全部綿工聯に登録しておくのと何れが利益かと言ふ問題がある。三十臺全部綿工聯に登録しても從來通り綿糸、スフ糸、人絹糸、絹糸は配給されるのであるから、見かけは利害が同じに見

體九十六七團體となる

四、役員は會長、専務理事、理事、評議員、監査を置く。會長は紡聯會長津田信吾氏、専務理事は紡聯専務理事白石幸三郎氏が就任。

五、協議會は差し當り國內向綿糸スフ糸、人絹糸、毛糸、の配給統制を行ふが、蠶糸及麻糸に付てもその使用糸量を検閲する。と言ふのは蠶糸、麻糸は自由糸だから、之を使用せる織機には、スフ糸、綿糸等の統制糸を澤山與へる必要はなく、機械を遊ばせてゐるものにそれだけの割當を廻してやるのが負擔の公平を期する所以だからである。

六、協議會は設備に登録する登録した織機はその製織す可き織物の種類に従ひ、右登録織機以外の織機では製織させぬこととする。

七、協議會は一定基準により設備の封緘を行ふ。即ち最低生活を維持出来るだけの設備に對し糸を配給するが、それ以上の設備は強制封緘し、輸出入、軍需向注文あつた場合のみに解除しうる事とする。また設備登録方法は

一、登録は企業者別に之をなす。一織



機とか、一工場とか、一工聯とか言つた分け方でなく、例へば織紡なら織紡全體で綿織、スフ織、毛織、人絹織の織機が幾何あるかを協議會に登録せしめる。

二、登録に際しては、各企業者に付、其の所屬團體名、既存の團體に對する設備の登録状況、昭和十四年二月乃至五月の各月に於て割當を受けたる統制糸(綿糸、スフ糸、人絹糸、毛糸)の配給團體別及種類別數量、製造す可き製品の種類等を併せ申告せしむること。

三、織機の登録に際しては各織機に付、從來の實績に基き其の織機により製織す可き國內向織物の種類及之に使用す可き糸の種類別及番手別割合を表示せしむること。

此の場合特別の事情あるものを除くの外、一織機を以て二種類以上の製織を認めざること。

(特別の場合とは、尾西毛織業者の中には、春夏物として人絹織物を織つてゐるも、京都西陣織の如きは同一織機で各種の織物をやつてゐるが、この場合を指す)なほまた統制糸の配給方法は

一、統制糸(國內綿糸、スフ糸、人絹糸、毛糸)の配給基準は登録したる設備によること。但し設備により難しきものに付ては、從來の實績を參酌し之をなすこと。

二、設備により配給する場合は、各企業者單位に見たる登録設備の多寡により、適宜配給量を加減すること。最低と最高との間にスライディングスケール式に配給量を設備の大小に應じて極める。勿論小さいものに甘くする。

三、配給す可き統制糸の種類は、登録設備を以て製造す可き製品の種類に從ふこと。

四、配給す可き數量の一定割合(大體一割乃至一割五分)の數量は、之を保留し置き輸出實績多き者に輸出割合に應じ之が配給をなすこと。

五、輸已向糸は、リンク制により國內向糸とは別箇に配給する。

六、軍需用糸は、製品が採算上有利でないもので、國內向糸とは言へ他の民需用糸より多少甘くして配給數量を多く認める。

七、特免糸(例へばガーズ及帆布用糸、

漁網用糸)等は採算上有利であるから、民需用糸と同じに扱ふが、儲かるので特別手数料を賦課して、之を一般民需用業者のために使用する。

八、設備による配給は七月度より實施

第一回割當

右織維需給調整協議會の決定による第一回の需給割當に次の如く決定された。即ち商工省では七月卅一日本省に織維需給調整協議會を開催次期各織維需給割當を左の如く決定した。しかして八月度綿糸および混紡糸需給割當決定の特徴は

(一)純綿の増加は在貨品の増加から生産量減少にも拘らず増加し(二)混紡糸は特綿の増加で前月に比し四百餘捆の増加となり(三)またガラ紡糸の減少は落綿の配給に支障を來したため六七月度の配給割當が殘置されてゐる

▲八月度綿糸及び混紡糸 (單位捆)(四十五)

供給量	在荷手持	消費量
生産量	引當量	
純綿糸 四八、七〇一	四、八四、三五	五三、五八三、三五

混紡糸	五、四三〇	二、四八八	七、九一八
紡毛式落	三二〇	九〇	四〇〇
落綿紡績糸	三〇〇	—	三〇〇
ガラ紡糸	五〇〇	—	五〇〇
落綿スフ	六、〇〇〇	—	六、〇〇〇
混紡糸	—	—	—
格外糸	—	一七四	一七四
加工糸	—	—	—
計	六一、二四一	七、六四六	六八、八八七、三五

▲八月度民需用スフ需給表 (單位千ポンド)

供給量(内譯生産量二〇、六九一)▲在荷引當一、〇〇〇▲計二一、六九一)消費割當量 二一、六九一

備考

一、軍需および輸出用は別とす

▲八月度民需用スフ(單位ポンド)

- 日本羊毛工業會一、五六七、二〇〇▲紡毛糸工組聯一六五、八〇〇▲紡績聯合會一〇、九六〇、二五〇▲絹紡工業會八九、七〇〇▲日本スフ紡績工業會五、〇九八、二〇〇▲滿洲二、八一〇、九五〇▲朝鮮九九四、〇〇〇▲學校試験所一、四〇〇▲紡梳毛關係アウト。

サイダー三、五〇〇▲計二一、六九一、〇〇〇

▲八月度民需用スフ糸 (單位捆)(四十五)

供給量(内譯生産量三三、二〇一)▲在荷引當五、八九一▲手持引當一、〇〇八▲計四〇、一〇〇)消費割當量 四〇、一〇〇

▲八月度民需用スフ糸團體別 (單位捆)(四十五)

- 綿工聯 二三、一六八▲タオル工聯一、三六〇▲スフ織工聯八、八四〇▲人工工聯八〇〇▲絹工聯二九九▲毛工聯六一▲麻工聯三、二六五▲製莫工聯三、二七一▲織維雜品工聯八一七▲全購聯六三▲朝鮮一〇〇▲司法省八三▲臺灣二〇〇▲地方廳四二四▲計四〇、一〇〇

▲八月度人絹糸(單位一千ポンド)

供給量(生産量八、九〇〇)▲在荷引當一五〇▲計九、〇五〇)

(品種内譯)マルチ艶有四五▲マルチ艶消四、七五〇▲ペンベルグ五〇〇▲マルチ艶有マルチ艶消ペンベルグにあらざる人造絹糸三、三二五

消費割當量 八、四六四▲割當保留量 五八五

▲八月度人造絹糸(單位箱)

綿工聯六、三二〇▲人工工聯六〇、九二三▲絹工聯六、四一二▲毛工聯一、八三〇▲麻工聯一八〇▲糸染晒工聯一一〇▲雜品工聯二、九五八▲電線工聯二〇〇▲製莫聯三、六五〇▲スフ織工聯一、五四三▲地方廳一、一二二▲保留五、八五五▲計九〇、五〇〇

備考 (一)撚加工糸、一一、一〇〇箱中三、八五〇箱は日本人絹聯合會において加工し七、二五〇箱は撚工聯において加工するものとす(二)保留分中より二〇〇函を限度とし手編毛糸交撚用として撚工聯に對して割當るものとす

▲九月度毛糸度(梳毛糸) (單位ポンド)

供給量 内譯、生産量二、六〇二、四〇〇▲在荷引當分六五一、九〇〇▲計三、二五四、三〇〇)消費割當量三、一八四、三〇〇▲割當保留量七〇、〇〇〇

▲九月度毛糸(梳毛糸)團體別 (單位ポンド)



毛工聯二、一七三、〇〇〇▲製莫聯七〇〇、〇〇〇▲織維雜品工聯一、三〇〇▲糸毛元卸商六八、五〇〇▲糸染晒工聯一七五、〇〇〇▲撚糸工聯六、五〇〇▲地方廳分一九、六〇〇▲外地分四〇、四〇〇▲計三、一八四、三〇〇

▲九月度毛糸(紡毛糸)(單位ポンド)供給量 内譯生産量三、三九三、八〇〇▲消費割當量三、三七三、八〇〇▲割當保留量二〇、〇〇〇

▲九月度紡毛糸團體別(單位ポンド)毛工聯三、二六七、八〇〇▲製莫聯一〇〇、〇〇〇▲織維雜品工聯二、〇〇〇▲地方廳分四、〇〇〇▲計三、三七三、八〇〇

### ナイロンの生産

米國に於てデュボン、獨逸に於てイー・ゲー、といふ化學工業界を代表する東西の二大會社が時を同じくして「純正」合成纖維と銘打つた礦物性人造纖維の本格的製造に乗出すことを公表した事實は注目し得ると思ふのである。

二月五日の衆議院豫算第五分科會で政

友會の三善氏がナイロン絲に就て政府の對策を糺したに對し、農相が「生絲の敵として警戒の要がある」と答辯した事が新聞に報道せられて居り、又四日の中央蠶絲會委員會では同じく此のナイロン絲につき「一應の警戒を必要とするが夫れ程重大視すべきものでない」云々の樂觀的報告があつたと報ぜられてゐるが、こゝに問題となつたナイロン絲といふのが即ち、デュボン社が新に八百萬弗を投出して工場を新設し、今年末から大々的に製造を開始せんとしてゐる礦物性合成纖維なのである。

從來の人造纖維は人絹にしてもス・フにしても、纖維といふ形狀に於てこそ合成であるが、セルローズを其の主要原料とする點に於て眞の合成とは言ひ得なかつたのであるが、デュボン社が新に製造を開始する此の新纖維は、石炭を主要原料とし、化學的には類似蛋白質(プロテイン)的構成を有する一種のアミド基化合物から、押出及牽引により紡絲するもので、ナイロン絲が礦物性纖維と呼ばれると同時に「純正」合成纖維と呼ばれるのはこれによるのである。デュボン社の宣

傳パンフレット「デュボン・マガジン」の昨年クリスマス號は、第一頁と第二頁を全部此の新纖維の紹介で埋め、これこそ世紀の驚異であり、人絹の發明に比すべき科學の一進展であると言つてゐる果して然るや否やは今後の時の経過と製品の眞價とがこれを證明すべきであるが、此の新纖維の有する数多くの特性は、生産者の言ふところが事實とすれば、實に驚くばかりであり、然かも從來の人造纖維と全然其の化學的性質を異にする點は看過出來ないのである。ナイロン絲の製法に關する専門的の記述は興味もないし又紙數もないからこゝには省略するが、其の性能を擧げて見ると、

(一)前にも述べた様に、人絹の如くセルローズ乃至セルローズ抽出物を含むものでなく、類似蛋白質的の構成を持つ一種のポリアミドである點で、從來の人造纖維よりも寧ろ生絲に近いものと考へられ、

(二)然かも此のアミドは、特殊の押出と牽引により最低〇・二デニールといふ繊細なるヒラメントを形成すると同時に、プロセス次第では刷子用豚毛の代

用を爲すべき粗剛のヒラメントともなり又フィルム狀のシートにも形成することが出来る

- (一)其の強度及弾力性に至つては他の如何なる纖維よりも強く、湿度に對する抵抗力が大である、
- (二)化學藥品に對し大なる抵抗力を有し、空氣中に於て變質せず、然かも染色は容易である、
- (三)其の特徵が擧げられて居りデュボン・マガジンは此等の特徵を要約して「鋼鐵の如く強く、蜘蛛の巣の如く細」といふ言葉で言ひ表はしてゐる。此の纖維の性能に對して行はれた種々の物理試験をこゝで詳細に紹介することは許されないが、一二の例を擧げて見ると
- (一)ナイロン纖維で作つた織物を濡らして三分間一〇〇パーセント伸張せしめたる後に於てもよく其の弾性を八〇パーセント迄回復してゐる。生絲の製品に於ては同様の成績に於て三二パーセントの回復を示したに過ぎない。
- (二)耐水性成績に於ける其の吸水度は人絹の夫れに比し一割二分といふ低度であつた。

元來人絹が生絲の代用をなし得ないのは其の理由として(一)耐久力が弱い、(二)吸水性が強い、(三)弾力性を缺如すること等を擧げ得るのであるが、今吾々の前に現はれた新纖維が、此等從來の纖維の缺點を補ふばかりでなく、言はるゝ如く生絲にも勝る種々の特徴を持つてゐるとすれば此の新纖維こそは生絲の強敵たる條件を備へたものとして一應は考へ且つ警戒すべきであらう。

昭和十四年我國に於てもナイロンの現物を入手し實驗をなしたが、驚歎すべき品質を持つてゐることが明となつた。次表は、強度と伸度について、ナイロンと他の纖維とを比較對照したものである。

種類	強度 (kg/mm <sup>2</sup> )	伸度 (%)
木棉類	30-50	8
麻類	40-100	2
絹	40-50	25
羊毛	30	25
人絹(普通)	30	20
同(特殊)	40-60	6-10
ナイロン	30-45	20-30

### ヴィニール

30 30

強度||これは斷面積一平方の絲に依つて何疋の重さを吊り上げられるか、と云ふやうな意味のものだが、ナイロンは人絹、ヴィニール纖維(アセチレン系統の合成纖維)、羊毛を遙るかに凌いで、木綿、麻、絹等に匹敵して居る。

伸度||これは、きれる迄伸ばした時の伸の長さが、元の長さに對して何%あるかと云ふことだが、合成纖維の中では無論のこと、絹、羊毛に對して劣らない。

弾性||これは、一旦伸ばしてから再び元へ戻る能力を測定したのだが、これは洋服の型がくづれるとか皺がよりやすいか云ふ實用的の性質に直接關係の有る數値である。切れる直前まで伸ばした時の回復度は、ナイロンでは六〇%に達する。絹は三〇%、人絹が二〇%以下であるのに對し、まことに驚歎すべき性能と云つてよい。

柔軟性||此様に弾性が大きくあり乍ら非常に柔い事は、またナイロンの特長の一である。此性質が實用的には婦人の



靴下等に一番よく適するわけである。現在のナイロンで洋服をこしらへたり、羽織や袴のやうなものをつくるのはあまり適當でない。

◇熔融点 大體、人間の作った合成物特に合成繊維に適當なものは熔融点が割に低いのが通例だ云ひ換へれば、熔融点の高い合成物は製出し難い。ゲイニール繊維は攝氏一二〇度で柔く、とけたようになる。絹は熔融点が非常に高く熔融せずに燃えてしまふ。ナイロンの熔融点は二五〇度以上であり、實用的には充分であるが、アイロンをかけたりする時には多少の注意が必要であらう。

◇耐水性 他普通の人造繊維だと水につけると強度が四〇乃至六〇%減ずるのに、ナイロンは僅かに一乃至三%減るだけである、勿論棉、麻、絹等の天然繊維は、此點はナイロン同様に優秀である。

◇抵抗力 此處では化學藥品に對する抵抗力を云ふのだが、他繊維に比較してこの點も優秀である。たゞ強い酸で煮沸すると可なり脆化する。

同	十月	二六、四七八
同	十二月	二七、三二四
同	十四年三月	二〇、五五八
同	四月	三三、五七七
同	五月	三三、三〇八
同	六月	三三、三五五
同	七月	三二、四六四
同	八月	二二、一六四
同	九月	一九、四三三
同	十月	一六、七四三

(備考)十四年三月以降は軍需及び輸出入用を含まず。  
然して統制の第一は臨時資金調整法の標準改正なるもので、十三年一月以降ス・フ工業の新設擴張の禁止の憂目に遭遇した。次は原料バルブの供給不足から出發してス・フの生産配給及び價格に至るまで統制が強化されるに至つた。即ち生産方面に於ては十三年三月バルブ調整組合が設立されス・フ生産に對し原料バルブの割當が行はれ、六月一日以降に於てはさらにス・フ同業會の決議によつて生産統制が強化されるに至つて十四年に入つたのであるが、十四年度に入つてからバルブ供給難と物動計畫強化の上に石炭供給

繊維工業

斯様に、ナイロンは幾多の秀れた性質を持つが染色性には幾分難點がある。例へば絹と並べて、普の條件で染めて見ると遙に染まり難い。適當な方法例へば醋酸の量を普通に使用する分の五倍位用ひるとか硫酸を増加するかすれば染まる。また醋酸人絹用の染料ではよく染まる。しかし現在の儘では、メリヤスとか靴下のやうに單純な平凡な染色は出来るが、衣服用の絢爛たる染色は不可能に近い。然しこの點は、染料自體の化學的研究を進めること及びナイロンの多少の改造に依つて、比較的容易に解決するので無いと思ふ。

元來、合成繊維の分子は、二鹽基カルボン酸、二アミン鹽基の二つのものが集つたもので、この分子の絲狀のものが長いほどいゝわけだ。前者はコールタールから、即ち石炭酸を水素化し、酸化分解して出来る。後者はコールタールからも出来るし、アセチレン、石油天然瓦斯等から製出出来る。後者を何から最も合理的に得るかが、原料問題の中心であらう。二鹽基カルボン酸は、大豆油、魚油を酸化分解しても採れる。また二アミン鹽基

の不足も加はり、操業率は一般と縮少を餘儀なくされたのである。かくて十四年十月以降十五年三月までの生産量は一ヶ月平均内需一千万ポンド、輸出二百萬ポンドに限定せられた。これはス・フ製造工業組合加盟會社三十三社の月産能力七千九百萬ポンドに對し僅かに一割五分に過ぎない。即ち八割四分七厘の大幅操短が行はれてゐるのである。しかし十五年四月以降の生産計畫についても石炭不足のためさらに一般と減産強化をみるやも知れぬ状態に置かれてゐる。

配給統制は十三年七月から行はれて來た。これは毎月の生産高を基準としたる割當制によるもので、當初に於ては商工省が毎月配給協議會を開催して各消費團體への配給割當を決定し、各消費團體はこれに基いて各所屬業者に配給を行ふことになつてゐた。ところが十四年二月に糸配給規則が公布され綿糸、人絹糸、ス・フ糸の配給はすべて纖維配給協議會で決定するようになり、さらに七月からは配給協議會を改組したる纖維需給協議會において毎月の配給割當が決定されることになつた。またス・フの價格統制は暴騰抑

は動物蛋白の分解に依つても得られるがナイロンの主たる原料は、兩者ともやはりタールではないかと考へられる。

ス・フ工業

概況

昭和十四年度のス・フ工業界は統制の進展が實に目醒しかつた。大體ス・フ工業は國策纖維として手厚い保護をうけて來たので、昭和七年に於けるその生産高は五十五萬ポンドであつたが、その後累計激増を續け十三年には實に三億七千六百二十萬八千ポンドと云ふ實に素晴らしい躍進振りを示して來た。然るに戦時經濟統制の進展、原料バルブの入手難ならびに石炭の供給制限等のため十三年六月頃よりかかる飛躍的發展は遂に阻止されるに至つて居る。次表に明かである。

同	十三年五月	三五、七六〇
同	六月	三三、三六六

制の目的で十三年一月から實施され、初めはプライド最高價格を百ポンド六十圓と定め、次いでスライドを六十五圓、ダールを七十五圓となし、更に十四年十一月からプライド六十六圓七十五錢、ダール七十三圓七十五錢となつたのである、またス・フ糸については昨年六月ス・フ糸番手制限に關する省令の公布により公定價格が決められ昂騰が抑止されてゐる。さらにス・フ織物も十三年十月標準最高價格の決定をみて居り、十四年になつてからは織物規格ならびに最高販賣價格が決定發表せられた。またス・フメリヤス、ス・フ靴下ス・フタオル等にもそれぞれ最高販賣價格の決定發表をみてゐる。  
以上の如くス・フの統制は原料バルブの入手難と石炭の供給不足によつて強化されたが、ス・フ生産の激減を來した今日では原料不足は解消してゐる。しかし石炭不足は依然たるものがあるのでこれがため其の對策とが實施せられた種々考究せられた。その第一は内地向けス・フの供給確保のために輸出を二百萬ポンドに自制した。これは競争激烈の結果、輸出單價が非常に低下してゐるので輸出量を



限定して単價を引上げる意味も含まれてゐる。

第二の対策は石炭消費率の高い一二月嚴寒の生産を繰上げて十二月中にとりまとめ生産したこと、また第三の対策はいはゆる重點主義の實行であり、石炭消費率の少い優秀設備の數社に委託生産を行はしめたことである。

### プールの結成問題

ス、フ糸、ス、フ織物の輸出は歐洲大戰の勃發により俄然躍進を告げた。

△大戰勃發前後の輸出状況

ス、フ	八月	九月	十月
ス、フ糸	二、五七一	七、六三三	三、八五〇
ス、フ織物	一、九七七	二、五七一	三、四九七

(備考)大藏省調、單位はス、フ、ス、フ糸百斤、ス、フ織物千方ヤード。

此の躍進は英伊兩國の輸出杜絶のため新に米國市場を開拓したのに基くのである、しかしして此の輸出激増の反面、價格は競争の結果却つて低落を見るに至つた。即ち十四年二月百十圓、九月七十圓以上を示してゐたのが、十月以降は六十三、

四圓となり國內公定價格を下廻るに至つた。而して輸出向けス、フの原料バルブはス、フ輸出の振興を圖る目的からリンク制が適用され輸入バルブが使用されてゐる。従つて輸出向けは安いバルブが利用出来るので原料には恵まれて居るが、石炭不足には矢張り悩んでゐるのである。

ス、フの品質は周知の如く劣悪であつて此の儘では將來綿製品、羊毛製品の使用が或る程度自由化するに至れば直ちに見すてられる運命にある。そこで品質改善の急務が叫ばれて居り、かうした問題山積のためプール組織の結成が必要とされ、此の問題が進められた。商工省當局はこれが實現を期すべく具體案を練りつつある。現在に於ても優秀設備の會社の製品は比較的品質が優れてゐるのだから、プールを結成、さらに品質の向上を計つたならばス、フ工業の前途も一様に悲觀したものではない。

### ス、フ改善策遅々

ス、フ品質の改善は緊急を要する問題であるが、その實行は甚だ六ヶ敷しいので遅々としてゐる、即ちス、フ品質の改

善は、技術の公開、劣悪工場生産停止、優秀工場への生産の集中を行はねば、結局徹底したものとはなり得ないのであるが、それを行ふとすれば、プール計算と言つたやうな相當技術的に困難な問題がそれに必然的に隨伴するので、其の實行は一大決心を以てするに非ざればなし得ない状態にある。商工省も、かなり手ぬるい方策を採用して、一應之で進まうとしてゐる。

その第一着手として工場別格付表の作成を決定した。周知の如くス、フは人絹と同様に化學品である關係から同一會社の製品であつても各工場によつて品質に相違があるのは當然のことだ。ところが、舊格付は之を無視して單に各會社一本の最高價格を決定し一本の格差をつけてゐたに過ぎない。これを廢し工場別にしよと言ふのだ。これは其限り確かに一進歩と認めてよい。

然しこれで百パーセントの効果を期待することは出来ない。更に格付の段階を増加して、格差を一層大きくし、不良品には次期のバルブ割當を中止する所までやれば相當の品質改善の刺戟になること

は確かである。

この方策實行のため、商工省は横濱の織維工業試験所を大擴張し、技術者の増員を行ふと同時に市中のス、フを抜打ち的に検査し、従來の如き會社の提出せるものを分析して良否を鑑別すると言ふやうな下手はやらぬこととなつた。若しこれが嚴重に實行されることとなると一流會社と雖も安閑としてゐられなくなるであらう。

若し品質不良の工場に對し原料配給を削減することが嚴格に行はれれば存立を脅される會社も出て來よう。特に人絹製造機をス、フ製造機に轉換した會社は其の惧が非常に強い。人絹製造機は僅かの改造に依つてス、フ製造機に轉換し得るとは言へ、元來が人絹製造用の機械なのである。良質のス、フの出來ないのは無理もない。

### 生産額は世界の王座

我國ス、フ生産額は獨伊の生産額を抜いていまや世界の王座に君臨してゐるのである。即ち十三年度ス、フの世界生産高合計は九億五千七百八十萬封度に達し、前

年に比し三億三千八百四十八萬五千封度、實に五五%の激増である。斯くス、フの世界生産高が激増するに至つた理由は、アウタルキー國家群即ち日本、ドイツ、イタリアの生産増加に求めることが出來、この三國の昨年に於けるス、フ生産高合計は八億七千八百八十八萬五千封度で世界全生産高の實に九〇%を占めて居る。

主要生産國の生産量を百分比をもつて表示すると次の如くである。

日	本	一九三八年
日	本	三九%
日	本	二四%
日	本	一七%
日	本	九%
日	本	九%

### ス、フ輸出統制強化

日本ステール・フアイバー輸出組合は十四年二月以來ス、フおよびス、フ糸の輸出確保に關する統制を實施してゐるが商工省では右の統制を一層強化する必要を認め八月十一日附をもつて貿易組合法第十一條及び同法施行規則第卅一條の規定により統制命令を發動、右組合における

輸出統制は從來自治的に實施してゐたものであるが、そのうちの主なる點はス、フおよびス、フ糸のリンクの實行に關し

一、輸出登録をうけたるス、フまたはス、フ糸は荷受の日より二ヶ月以内に自から輸出するか本組合の他の組合員をして輸出せしめること。

一、輸出登録をうけたるス、フまたはス、フ糸は理事會の承認をうけずして輸出後これを積戻すことを得ざることをなつてゐる。

### 朝鮮向ス、フ移出規定

商工省ではス、フ織物の内外地消費の調整を計るため朝鮮向移出に對しこれが數量統制を實施せしめることとしこれが操作を日本綿織物卸商業組合聯合會に行はしめる方針のもとに着着準備中であつたが六月廿一日統制實施に伴ふ規程案を附議した結果、左の如く正式決定を見た。

一、統制品種は混紡織物、交織物を含むス、フ織物とす

一、移出數量の割當は一、三、四、六、七、九、十一、十二月の四期に分ち理事會これが各期の移出數量を決定す



一、割當基準は実績割と特別割に二分するが（これが比率は理事長に一任大體実績八割、特別二割の豫定）実績割當數量は各所屬組合を通じて実績保有者に割當て、特別割當分は毎期理事會で一組合員當り申込限度を定め各所屬組合朝鮮移出スフ織物部員の申請に應じ割當てる、たゞし右申請總數量が特別割當總量を超えた場合は特別割當總量の八割を申請者數で除したる數量を限度とし、それ以内は全部これを割當て同限度以上の申請量は実績割當は皆無または少きものなどに優先割當てる。

一、組合員の臺灣、樺太、關東州あるひは外國經由移入を禁止す  
 一、統制料は一平方ヤード一厘、非組合員五厘、なほ別に特別割當分に對し移出保證金一平方ヤード二錢を徴收す

# 人絹工業

昭和十四年度人絹界は受難の一途を辿つた。人絹価格は事變直前清算先物で九十四圓近い高値を示してゐた。しかるに十二年秋には六十圓を割らんとする安値を示し、十三年上期には生産減と原價高とに支持されて著しく回復した場面をみせた。而して十三年七月より最高價格が決定せられ表面上は殆ど釘付けとなつてゐるが、實際の取引價格は生産減による品不足で可成りの高値にあつた。此の生産減についてみるならば、人絹工業は昭和八、九年頃の好調に乗つて新増設計畫が續出し、しかも九年より十一年にかけて一齊に運轉を開始するに至り供給力は著しく増大するに至つたのである。ところが昭和十二年事變勃發による對支輸出の激減で供給過剩は激化され、そこで十二年八月から生産高の二割乃至一割五分の共同保管をみる場面をみた。然して同年十二月には操短の強化となり、昭和十三年六月からは七割二分の高率操短となつた。同年八月には人絹リンク制が採用せ

## 概況

られ生産割當制の實施となり人絹生産も完全な統制が行はれるに至つた。人絹輸出は全體的にみて不振に推移したのである。なる程圓プロツク向のみは活況は見せて來たが第三國向けは甚だしい萎縮である。十三年八月一日より實施せられたリンク制も當業者の不慣れとリンク制そのものの缺陷により豫期した程の効果はみられなかつた。國內消費に於ても餘り好轉はみられてゐない。即ち十三年上期ごろは綿製品の國內禁壓で人絹製品に代替需要が起つたのであるが、高度の生産制限は此の消費をも抑壓する結果を招いたのである。

戦局の進展と共に人絹統制も強化されて來たことは言ふまでもない。先づ統制を生産の側からみるならば、バルブ自給計畫が完成しないために、人絹聯合會及びスフ同業會では十三年三月バルブ調整組合を作り輸入及び國産バルブの配給統制に當つたことスフの項で述べた通りである。而してさらに十三年八月輸出入品等臨時措置法に基き人絹輸出入リンクが採用されることになつた。此のリンク制により輸向の人絹糸の輸出量に應じて

増産が許されるが、國內向け及び圓プロツク向けものは著しく制限された。最初に於ては人絹糸の供給量も原糸輸出一萬函、織物輸出用四萬函、交織物一萬函、圓プロツク及び國內向き十五萬函と規定せられたのであるが、バルブ輸入抑制強化につれ、國內向圓プロツク向の原糸生産は漸次減少せられた。

人絹統制の進展をみると、人絹價格は十三年七月より「人絹糸販賣價格取締規則」で最高標準價格が整備されたが、當時の市價九十圓程度のものに對し八十八圓と定められた。これは國內向け及び圓プロツク向けのものであり、輸出向のものにこれより遙に安く、所謂特殊として生産會社にとつて犠牲的な低位に定めて二重價格制が採用せられてゐたのである。その後十四年二月に至り中央物價委員會で人絹織物に對しても最高標準價格を決定した。商工省では國內向人絹織物二千餘種のうち七、八百種の織物規格を決定し今後の國內向け人絹織物は規格品以外は製造を禁止する方針となつた。次に人絹の配給は十四年二月一日より糸配給統制規則によつて他織維と共に國內消

費が統制された。この規則で商工省は織維配給協議會を設置し、圓プロツク向け、國內向け綿糸、スフ、スフ糸、人絹糸、毛糸の配給を一元的に統制することになつたのは織維の概況の項ですでに述べたところである。従つて人絹糸の配給も此の協議會によつて各月の總配給量及び各工聯の割當量が定められる。各工聯は割當量を所屬員に一定の方法により割當票を與へ、組合員は此の割當票と引替へに配給機關より割當票支けの人絹糸を配給されるのである。

昭和十三年七月一日から人絹糸について個人リンク制が、同八月一日から人絹織物について團體リンク制が採用された。此のリンク制は本來の目標である輸出振興の見地から制度の再検討の機運が醸成されて來たが、十四年九月歐洲戦亂の勃發により此の問題は新たな方法で取上げられた。問題は最初協定糸の價格引上げの問題として現れ、人絹聯側は最初十一月以降の協定糸を十八圓引上げ最高價格と同一水準にすべきことを、次いで十圓の引上げを主張したのであるが、人工聯側は輸出の見透し不透明なるこ

と、年内はすでに舊價格より契約済みなること等によつて反對した。結局商工省の裁定によつて十一月分六萬五千函は三圓の値上げとし、これを機業者の負擔とせず人工聯の負擔とし、十二月以降の分は改めて折衝をまつことになつた。しかし他方では、輸出市場の變動に處するリンク制の改正案が各方面で日程に上つて來た。十月二十七日の第二回リンク運用委員會において人絹聯原案を骨子として協定糸價制度を廢する個人リンク色濃き改正案を採擇した。同月三十日改正案が採擇された。この改正の要點は次の二點に要約される。

(一)最近の輸出情勢によつて特別の協定値段による必要が消滅したので、十五年一月以降協定糸輸出織物用原糸制を廢したること。  
 (二)輸商聯の手持期間を短縮し、商聯の相互取引を禁じまたリンク證明書の運用と各團體の取締りによつて内地轉用阻止、リンク回轉の促進をはかつたこと。  
 新リンク制度は細目協議中では實施されてゐないが、人絹聯は内地最高値を



販賣最高価格とするらしくて最高値除外の許可あるまでは最高値一本で賣ることとなる。すでに思惑をも交へて機屋の織糸豫約申込が殺到し、一流會社は協定糸の三倍に上ると傳へられてゐる。他方輪商聯の注文が期日確實、信用大きくかつ製品優秀な大工場に一層集中すべきことが豫期される。これが對策として中小機業家の小組合制が問題となるにいたつた

### 人絹リンク制改訂

人絹リンク制改訂に關する最後の協議會は十四年十月廿七日開催された結果、人工聯加盟組合員は輪聯、商聯より引合がある元賣を通じて糸の豫約をし賣物が決まれば人工聯に登録し人工聯はこれに要する糸量を査定して原糸購入證明書を交付し各組合員はそれをもつて元賣を通じて糸を買ふ、といふ頗る個人リンクの色彩濃厚な人絹聯案が可決された。これと同時に新リンク制の圓滑なる運用を確保し輸出促進を計るため新たに次のごとき事項を決定したが、商工省ではこれらリンク織物用原糸および織物の内地流入阻止、工聯の製織期間、輪聯、商聯の

保有期間ならびに數量については速かに輸出入臨時措置法に基づく省令を公布することに決定した。

一、商聯の保有期間を定め生地は二ヶ月、染色加工を要するものは三ヶ月とす、輪聯の保有期間は從來の一ヶ年を五ヶ月に短縮する、ただし保有量は輪聯、商聯とも従來通り八萬函づゝとす

一、商聯加盟組合員の相互賣買を禁止す、たゞし産地商聯組合員が輸出境の組合員に渡すことは認める

一、保存期間を超過せるものは一定の倉庫に保管せしむ

この結果、人絹織物の輸出は相當盛んとなり價格も昂騰して内地最高價格を突破する可能性があるわけだが、商工省では著しく暴騰する場合は適正價格で抑制する方針である。なほ今回の措置は輸出好調を前提としたもので、もし情勢の變化により時宜に適應せざるに至れば直ちに變改することになつてゐる。

▲人絹リンク運用規約  
一、委員會(常任委員は帝人、旭べ、日レ、東洋レ、福島)は各月の供給

數量を決定す。

二、供給數量は從來の方法(一般割當にて輸出實績を加味したもの)により人絹聯加盟會員に割當出荷せしめる。但し輸出情勢によつて數量追加の必要を認めたる場合は更に追加割當をなす。

三、會員は割當數量を一定期日まで販賣すること。期日に於いて販賣殘量あるときは委員會に販賣斡旋を依頼することを得。

四、追加割當は全會員が既割當數量を賣盡したる場合(販賣斡旋を含む)に之を行ふ。

五、委員會は各會員に對し最低値を指示し、會員は最低値以下にて販賣するを得ず。

六、會員が委員會に販賣斡旋を依頼し得る織糸はビス一二〇、同一五〇デニール、マルケ艶有一二〇、艶消一二〇デニールの各一等品とす。

人絹聯としては豫ねてより主張せる如く、原糸の販賣は原則的に共同販賣機關を設けて之に當らしめる意圖であるが、當分の間は人絹聯内に委員會(帝人、旭

べ、日レ、東洋レ、東人、鐘紡、日清、倉絹、東洋紡、錦華、福島の十一社)を結成し、之より帝人、旭べ、日レ、東洋レ、福島の五社を常任委員に選出し、右の規約に基いてリンク運用の衝に當らしめることとなつた。

以上の新團體リンク制度乃至その運用の衝に當る人絹聯の運用規約を通過して直に考へられることは次の二點である。

その一は能率悪き中小機業家の操業率は漸次低下する傾向が強いと言ふことだ。即ち新制度はリンク廻轉の速度に重點を置く關係から今後の注文はどうしても技術の優秀な能率的工場に集中されることは當然避け難いとみられるからである。早くも中小機業家間にプール結成が云々され始めたのも、その一證左とみてよからう。

その二は技術的弱體生産會社の立場が愈々不利となつて來た點である。即ち生産會社の織物用原糸販賣値は最低相場を規定されてゐるから、機業家は技術の優れた優良品生産會社の原糸に買氣を集中して來るに相違ない。勿論製品には格差が設けられると思はれるが優秀なる製品

に買氣が集中し、劣等品はどうしても歡迎されない事になる、賣残り品は販賣斡旋所に賣渡す手もあるが將來實施されるかも知れぬ優秀會社への生産の集中を考へると安心は出來ない。

### 滿支へ人絹糸布補給

圓ブロック輸出調整問題は滿支の通貨、物價、宣撫工作等の見地から再検討を加へられつゝあり、まづその第一手段として滯貨綿布の圓ブロック輸出が具體化しつゝあるが、未だ技術上に難點があつて行惱み状態にある。しかし軍としては現地からの切實な要求もあつてこの問題を往々に遷延することは許されぬので十四年六月純綿布の代替品として人絹糸布の圓ブロック輸出増加を企圖、商工省、大藏省、興亞院と折衝を續けてゐるが漸く原則的諒解がつき直ちに綿布に魁けて七月度から實施することとなつた。勿論人絹糸布は三ヶ月毎に少量ながら圓ブロックへ輸出されつゝあつたものゝその數量は極めて少く相場の如きは現地の需要殺到から金環星二百ポンドで四百圓から五百二、三十圓を唱へ内地公定價格(百

ポンド)八十九圓に比して二倍乃至三倍、人絹織物の如きは數倍の高値を示しつゝ、あり當地輸、商聯のドル箱となつてゐたものである。今回ののは勿論從來の輸出と根本的に異り

一、純然たる通貨、物價、宣撫用として使用する

一、従つて軍以外の手を通さず軍独自の見地から使用する

一、毎月繼續的に一定數量を確保するが商人側の數量價格には別に制限を加へず

等の見地から毎月相當數量の人絹糸布が輸出されることとなつたので現地の民衆にとつては一大福音であると同時に内地輸出商にとつては相當の痛手である。しかしして右軍需用人絹糸布は現在軍需用バルブとして豫定してある數量と内地同人絹使用量の削減によつて産み出すものであるが最近の人絹バランスは

一、機屋が輸向協定糸の出廻り圓滑から代替糸の充當が出來たこと

一、内地人絹織物の公定價格制で採算の妙味が喪せたこと

一、ボーナス制により輸向織物に努



カシつゝあること

等から一時のように逼迫した状態であ...

Table with 2 columns: 生産高 (Production High) and 在荷高 (Inventory High). Rows for months 一月 through 六月.

石炭消費統制の影響

十月一日から實施の石炭消費統制の人...

てス・フ生産に轉用した人絹織の再轉換...

は禁止されてゐる。人絹生産に再轉換しても...

殊に歐洲戰亂勃發によつて人絹輸出は...

ようになつた。

また自家發電設備とか、藥品自給設備...

生糸

概況

昭和十四年度の糸價は内外とも需要好...

千四十圓に引上げられた。

とところが、九月に入つて歐洲に起つた...

内外生糸相場推移

Table showing price trends for domestic and foreign silk. Columns for months 一月 through 十一月, and rows for different market types like 横濱現物D格 and ニューヨーク市場.

して二十萬俵、生糸そのものの需要増か...



一月	二〇三	一七三	一七四	一四六
二月	二六五	一七二	一四四	一四〇
三月	二七〇	一八四	二一七	一四八
四月	二七五	一九四	二二三	一六八
五月	二七六	一九五	二五七	一七三
六月	二七六	一九五	二八八	一七三
七月	二七六	一九五	三〇三	一七二
八月	二七六	一九五	三〇三	一七二
九月	二七六	一九五	三〇三	一七二
十月	二七六	一九五	三〇三	一七二
十一月	二七六	一九五	三〇三	一七二

右の如く十四年度の糸價は非常に暴騰した。勿論生糸は國産品であり外貨獲得の第一線に立つてゐる以上、糸價の値上りによる外貨獲得の増大は大いに歓迎せられた。十四年一月―九月累計の對米輸出生糸は數量は二千四萬斤と前年より一四%減少してゐるが、金額は二億七千七百萬圓、前年に比して三五%の増加となつてゐる。しかし國內に於ては農林省は價格停止令より輸出生糸を除外したものの、他方に於てより以上のインフレの侵透を極力警戒せねばならず同時に市價の安定を圖ることが却つて急務となつたのである。實際下期に於ける糸價が十五年一月日米通商條約廢棄を控へての、米國の假需要の旺盛を反映してゐるに於ては當然である。従つて愈よ輸出生糸の積立

制を實施することになつたのである。積立制の要旨は、横濱検査所の検査を経た白十四中D格の相場より、各銘柄につき千七百圓以上千八百圓までは三割、千八百圓以上千九百圓までは五割、千九百圓以上七割として、當生糸年度中(十五年六月まで)全國製糸組合聯合會ならびに全國産業組合製糸聯合會でそれぞれ積立をなす。但し白十四中D格以外の銘柄については千六百五十圓以下は積立制の適用を除外することになつてゐる。しかし現物先約定、直輸出、清算に適用するが、清算にあつては一般清算取引には原則として適用しないが、清算に賣繋いだものについてはその價格をもつて積立てることになつてゐる。なほ積立金の使途については當生糸年度中は製糸業者の共同負擔(釜數整理によるもの等)その他製糸業の改善發達に必要な施設を充當することになつてゐる。實施は十五年一月一日からの筈である。

次に輸出生糸の積立制を採用するとともに、國用糸の協定値を決定した。即ち國用糸の販賣價格は千六百五十圓に協定されたのである。従つて絹織物原糸につ

▲掃立、收購、繰糸高

掃立	合	夏	春	計	秋
十四年	五七、四三	七〇、九三	一八、五五	一〇九、九一	一〇九、九一
十三年	五八、六五	六九、四八	一八、〇一	一〇七、四九	一〇七、四九
收購	合	夏	春	計	秋
十四年	四〇、七五	四一、〇八	八、六七	五〇、四二	五〇、四二
十三年	四〇、八三	三九、三三	七、五〇	四八、一六	四八、一六
繰糸高	合	夏	春	計	秋
十四年	三三、八六	三四、七六	九、一〇	四三、六二	四三、六二
十三年	三三、四〇	三三、六〇	九、八〇	四三、〇〇	四三、〇〇

(備考) 單位掃立千瓦、收購千貫、生糸依十四年は豫想。

次に繭價をみると春繭相場は俄然人氣を呼び横濱の初取引には平均掛目七十七、生繭十一圓六錢と、これまた十年振りの繭景氣を示した。大體春繭は平均六十八掛、貫當り九圓五十錢見當とみられる。夏秋繭も七十七掛、貫當り十一圓十四錢の高値を呼んだ。

しかし繭に於ても歐洲大戰勃發以來糸價好調に引ずられ、繭價は奔騰し、豊橋乾繭先物相場について見ると九月には三〇〇圓と一月の百六十七圓に比して百三十三圓の高値を示し十月には三百二十八圓にまで暴騰してゐる。次に乾繭相場を

示すと次表のごとし。

▲豊橋乾繭先物相場

一月	一七、一〇	一三、六五
二月	二二、二四	一八、六〇
三月	二二、八四	一六、六〇
四月	二二、九五	一三、九八
五月	二二、三六	一三、四八
六月	二二、五六	一三、四八
七月	二二、八三	一三、四八
八月	二二、八三	一三、四八
九月	二二、八三	一三、四八
十月	二二、八三	一三、四八
十一月	二二、八三	一三、四八

繭價を逆算しても九十九掛乃至百掛となり糸量十三匁半或は十四匁とすると、一貫織り十三匁五十錢乃至十四匁に當る。しかし輸出生糸は積立金制度、國用糸は千六百五十圓によつて、それら價格が統制されるのであるから、原料繭についても、適正糸價に順應して、適正繭價を決定することは必要であらう。これは米、麥その他農産物の増産にとつても必要であらう。最近原料繭價統制の聲も強く、標準掛目を設定する方針であるが、この決定は注目すべきところである。

生糸需給表(依)

横神入荷數	十四年	十三年
一月	二、四七三	二、八七七
二月	二、三九六	三、〇一一
三月	三、〇九一	三、〇〇六
四月	三、〇七〇	三、七七八
五月	三、〇七六	四、五六〇
六月	二、五七二	三、一五六
七月	四、九二二	四、一五二
内地	十四年	十三年
一月	六、一四四	二、三三二
二月	九、九六五	四、三〇五
三月	七、〇六九	五、〇三三
四月	五、三〇五	三、七六一
五月	四、八三九	三、五二一
六月	五、六六九	五、五〇九
七月	三、七二五	三、五九六



合 計	米 國 消 費											
	十 三 年	十 四 年	十 三 年	十 四 年	十 三 年	十 四 年	十 三 年	十 四 年	十 三 年	十 四 年	十 三 年	十 四 年
八 月	四六、九三四	五二、五〇五	一、六三三	三、四一一	四四、六八八	四四、六八八	四四、六八八	四四、六八八	四四、六八八	四四、六八八	四四、六八八	四四、六八八
九 月	四六、三七九	四三、六二二	二、三六〇	三、九〇九	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇	四〇、一〇〇
十 月	四七、〇一三	五〇、二二七	二、五七五	三、九七六	四〇、〇二二	四〇、〇二二	四〇、〇二二	四〇、〇二二	四〇、〇二二	四〇、〇二二	四〇、〇二二	四〇、〇二二
一 年 計	三五六、五五五	四〇九、七八六	三四、六四五	三、四一五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五
二 月	三〇、三二八	二九、〇一九	四〇、一〇〇	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五
三 月	三三、八〇一	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五	三三、二五五
四 月	二五、五八五	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三	二五、〇四三
五 月	二二、七五八	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二	二二、〇六二
六 月	二二、三三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三	二二、七三三
七 月	三三、九六八	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二	三三、五五二
八 月	三〇、〇五九	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇
九 月	三三、八〇〇	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二	三三、六五二
十 月	三六、八九七	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九	三四、〇四九
一 年 計	二九八、三三四	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三	三二四、四三三

十四年度生糸標準價格

昭和十四年生糸年度の標準賣渡價格および標準買入價格を決定すべき第三回生糸安定委員會は一月十四日開催、審議の結果、原案通り左のごとく答申を決定した

【賣渡標準價格】一千圓(昨年度九百五十圓) 【買入標準價格】五百八十圓

(昨年度五百廿圓)  
 昨年新糸價格決定の參考基準左の如し(農林省發表) 繭生産費は五圓三錢七厘 生糸製造販賣費は百四十九圓廿七錢なり 今回の標準買入價格は右の繭及び生糸の生産費に基き算出したる價格五百五十四圓五十五錢と物價參酌値の下値

生糸標準價格の改訂

時局下繭増産計畫遂行と輸出振興のため生糸買入受渡標準價格の改訂を審議すべき第四回生糸安定委員會は七月八日開催、審議の結果政府の原案通り左の如く可決した

一、賣渡標準價格(最高價格)一千三百圓(現行比較三百圓上)  
 一、買入標準價格(最低價格)六百廿圓(現行比較五十圓上)

右決定により生糸補充買入價格は一千四十圓以下となり政府は昭和十四年生糸年度中において生糸安定施設法第卅條に基づき生糸の市價が賣渡價格の八割に相當

再整絹糸の統制成る

商工省では再整絹糸の自主的配給統制を實行せしむべく業者に勸説してゐたが、日本再整糸原料輸入商組合、全國再整糸業組合聯合會、全國再整糸卸賣組合聯合會、日本絹織物工業組合聯合會、日本織維雜品工業組合聯合會および大日本莫大小製造工業組合聯合會の六團體で再整糸統制協議會を結成することになり、各團體代表者は八月七日東日會館に召集、商工關係官臨席の下に右協議會の結成を了した、なほ廿一日より同協議會による配給統制を行ふことになつたが、統制要綱は左の通り。

一、全國再整糸業組合聯合會はその所屬組合員の製造したる再整絹糸を一括買上げこれを全國再整糸卸賣組合聯合會に販賣するものとす、但し輸出のものを除く

一、全國再整糸卸賣組合聯合會はその買受けたる再整絹糸を所屬商業組合をして共同販賣せしむるものとす

一、再整糸統制協議會は再整絹糸の月別、種類別、生産數量を決定しその範圍

する價格以下に下落した場合はその必要と認める數量だけ生糸を買入れるわけである。なほ昭和十二年四月生糸安定施設法實施以來の生糸公定價格の累年比較左のごとし。

生糸年度	最高	最低	物價參酌値
十二年度	九五〇	五二〇	八三三、三四
十三年度	据置	据置	七八二、六五
十四年度	一、〇〇〇	五八〇	七五〇、九五
改訂價格	一、三〇〇	六三〇	九四一、三八

國用生糸に適正價格

輸出生糸はもろろ國用生糸も一應九月十八日の發令から除外されることとなつたが、商工省としては國用生糸の價格を全然放任することは物價政策上重大な支障を來し、特に絹織物の價格が抑へられながらこれが原料たる生糸價格昂騰を放置することは製造業者を不當に壓迫することとなるので農林省は企畫院と國用生糸の適正價格公定に關し折衝中のごとく兩者間に意見纏まつたので近く適正價格決定を見る運びとなつた、しかして生糸價格を參酌して製造業者の採算の引合



内に於て日本絹織物工業組合聯合會、日本織維雜品工業組合聯合會および大日本莫大小製造工業組合聯合會對し再整絹糸の配給割當を爲すものとす

一、日本絹織物工業組合聯合會、日本織維工業組合聯合會及び大日本莫大小製造工業組合聯合會は全國再整糸卸賣組合聯合會對し組合員別消費割當數量を通知するものとす

糸價遂に二千三百圓

十四年十二月十九日の横濱市場は現物標準D格二千三百圓、清算二千三百圓を示し、僅か二日で都合二百圓の暴騰を演じた。

戦の報を入れて、急激に暴騰してゐるが十月の糸價の値上りは特に目覚ましく、二十一日の横濱清算相場は遂に十二月物まで千九百圓といふ大相場の出現となり

横濱清算相場(圓)

Table with columns for month (十月, 十一月, 十二月, 一月, 二月, 三月) and values for '寄付' and '引値'.

昭和十四年度綿業界は、上半期はなほリンク制の機構と運用とに關する問題が中心課題であり、下半期に入つてリンク

綿業

概況

くである。

綿布生産高

Table showing cotton cloth production volume from 1933 to 1934, categorized by '自社' and '賃織'.

上廻つて昂騰したとされてゐる。七月から紡聯は國內流入阻止を名として一工場一紡績制を採用し、また在荷増大の壓迫

綿布第三國輸出

Table showing cotton cloth export volume and price for various categories (生地, 晒染, 擦染, 反染, 糸染, 加工物計) with columns for quantity and price.

ここに一應リンク制の効果をみる事が出来る。殊に加工物の著しい恢復は賃織制運用の本格化を示してゐる。歐洲



ることが問題となつたが、滞貨の内容をみると兼營織布工場の製品たる金巾、粗布、細布等に於て最も甚だしい。平均としての單位低落、採算割は採算有利なかつ商標の確立した大紡績の製品以外を主として襲つたものであることを考へると、單價低落の原因はともあれ、その負擔が主に何處にかつたかは推察される。歐洲の戦亂によつて決議短不可避といはれてゐた状態から急に反撥し、綿布相場は如き(二〇ジーンズ)八月中旬の二・五〇圓から下旬二・五七圓、九月上旬三・四四圓・中旬三・九三圓、下旬四・一二圓、十月平均三・九九圓と立直り、九月中旬には四・四五圓、かつての安値の二倍を記録した。これに對して輸出の成績は勿論豫め一時の停頓、後退すら免れないところであつて、本格的伸長には少くとも半年を要すると豫想もされたが、加工綿布の進出によつて單價上昇の傾向にあるといふ程度に止まる。輸出成約の状況も全面的改善ではなく、思惑的の局部的性質のものであり、殊に綿布相場は原棉高にそひかねる採算割れを脱してゐない。しかし結局は輸出好轉の來る

べきを豫想して滞貨、過剰生産の悩みは、逆に電力難、努力不足、資源不足による生産不足對策に席をゆづつた観がある。紡績産業全體としてみると十二年上期以來十四年上期まで純益金額利益率はあへて衰へない。このことは根本的には量的に縮少された内需(軍需、特免、スフ)において高い利潤のマージンが保證されたことと、並びに紡績資本の集中合理化、織維産業の他の部門への進出支配、大陸進出、時局産業への投資等によつてもたらされた。國用系の割當は原則として平等に行はれてゐるが、軍需及び特免の一部の特殊製品については特殊設備を有する一部の會社に軍需景氣を生ぜしめてゐる。しかし自由競争に委ねられた輸出部門と巨大資本のみの享有する多角經營の利益とは、自ら紡績資本内部における階層的差別の擴大を不可避としてゐる。各社別の輸出成績を検出することは出來ないので、從來五大紡績と稱せられた東洋紡、鐘紡、大日本紡、富士紡、日新紡について昭和十四年上期末の状態を紡聯加盟七二社の全體と對照してみよう。

五大紡績の比重

Table with 2 columns: Item (e.g., 拂込資本金, 諸積立金, 純益金) and Ratio (e.g., 二三百萬圓, 四五%).

從來から輸出地盤を有した兼營織布の利益のみではなく、工場の専門的分化を徹底し得る利益も大資本に屬する。織維産業全體への浸透―スフ生産の五三%、人絹の四九%、羊毛の二二%、絹紡の八一%は直接紡績資本の支配の下にあるといはれる―も、大陸への進出―十四年上

半期において在華紡二一五萬鍾は原棉難に苦しみながらも平均八九%の操業を示してゐる―も専ら大資本の領域に屬することは見易い道理である。

他方に中小紡績はリンク制による輸出強制によつて經營條件を狭隘不利ならしめられ、年初以來合併、合同が急増した。これは例へば吳羽紡の愛知織物、大町紡、昭和人絹合併の如き公式の現象のみではなく、織布工場、原料工場等の非公式な資本的支配としては地下的にたゆみなく進行してゐると思はなければならぬ。プール制による半端な「全體主義」よりも、資本の動向にそつた合理的な「重點主義」が實現されるであらう。

リンク制の検討

リンク制一年の成績を顧るとき種々の缺陷を識しながら一應所期の効果をあげたといふことは出來よう。第三國向輸出は十三年下期および十四年上期においておのゝ十億六七千萬元を算へ、金額の増率はこれにおよばなかつたといへ、十三年上期の危機的な減退から立直ることが出來た。單價の低下が數量リンク、

個人リンクの弊に歸せられてゐる。それは事實棉價の下落率よりも甚だしかつた。しかしリンク制採用の際における目的は第一にこれによつて國內物價高への隨伴からもぎ離して輸出點まで引き下げることではなかつたか。國內市場を奪つて全綿業を輸出一本へ驅りたてるならば、そこに逼迫した賣叩き價格の生ずるのは免れぬところであり、國內コスト高との矛盾から採算割れを生ずべきことは豫め明かであつたらう。俄に紡績會社主體の數量リンクを強制する結果が、生地綿布などへの偏向を招くことは望まずとも生ずべき結果であつた。これらに對する對策は制度とその運用の改良によつて、またリンク制に應ずる産業の再編成において求めらるべきであつた。

からしめ滞貨を集中せしめたものとされ合の結成によつて過剰品目を買下げ調節しようとする案が考慮されてゐた。六月末には紡聯および輪聯手持の滞貨が七億七千萬ヤード、昨年同期の倍額を超えることが明かにせられ、これを圓圈に對する通貨對策および宣撫工作の一助に流用すべく、輸出不適品および不合格品をえらび、これを適當の機關を介して中北支へ賣捌くことが考慮された。このような滞貨の増嵩は結局數量リンク制に残された原棉買附選擇の餘地を利用しかつたその無計畫な製品化を急いだために、輸出実績との間の金額が累積されたものとされてゐる。しかし一部製品への集中、値下りの激化は、同時に自ら部分的にはその反動をひき起し、一途な賣り急ぎから反省することが採算の悪化そのものによつて發生し、加工物に關する統制會社(織維雜品、莫大小、タオル、布帛、綿毛布、別珍、パール天等のいはゆる乙號會社)の作用と相まつて改良の傾向を示してゐたようである。



概していへばこれらの過剰生産と値下りの問題は歐戰勃發による市場關係の激變によつて一舉に解消せられ、逆に今後の進出に備へるための機構の整備や、労働力、生産手段の手當の問題が新しく上場されてゐる。例へば棉花買付について従來のような義務輸出期間に追立てられたその日暮しでは、第一に棉花市場の變貌のもたらす新しい諸困難に打撃つて任意に手當をなすことが出来ないし、また激動する輸出市場の商機に應じて迅速に出動する用意をもつことも出来ないだらうとされ、要するに現行リンク制に對する再検討が要求されてゐる。同じ理由からまた労働力、石炭、電力等の手當についても輸出産業を軍需産業なみに優遇し、生産力の發揮に遺憾なからしめんことが要求される。

### 歐洲大戰及び電力難の影響

滞貨綿布問題で腐つてゐた綿業界に歐洲動亂の勃發は一服の清涼劑を與へた。英佛の對獨宣戰布告の報が傳はるや我が綿布相場は株式市場の狂騰と共に歐洲

大戰熱を反映して奔騰を演じた。これは戰亂による英獨の綿布輸出不能を見越し、我が綿布輸出の躍進を期待したこと及び電力不足、労働力不足等による生産減退を懸念して輸出業者が輸出引合上強硬態度を採つてゐること等が材料となつて買入氣が沸騰したものである。これに對しては早速商工省當局が眼を光らし、過當投機抑制のため値幅制限を設けることになり幾分水をかけられた形となつたが、更に商工省當局は價格の不當なる昂騰は輸出を阻害すること及び思惑反動による業界混亂を慮つて白石紡聯事務理事が商工省に美濃部綿業課長を訪問した時「綿布相場が奔騰してゐるのは紡績會社が不賣をなしてゐることに原因してゐるから、此の際賣惜みその他の投機的行為はやめて貰ひたい」に對し「いや賣惜みや投機行為をしてゐるのではない、これは全く歐洲動亂による原棉の手當不安が會社の自重となつてゐる結果である」との問答が行はれたりした。斯くの如くして綿布相場は久し振りに大活況を見せたのであるが、果して然らば歐洲動亂の勃發が我が綿業界に如何なる影響を齎すかを端的に言へばどうか。

る影響を齎すかを端的に言へばどうか。即ち左の如く觀測される。

(一)參戰した英國の輸出力は著しく低下を見ることは必至であり、従つて印度を中心とする日英の爭覇は完全に日本側に有利な展開が豫想される。  
(二)又近く開催される第三次日印會商も英國參戰によつて我國が極めて有利な立場に置かれることとなるし、更に歐洲動亂が長期に亘ることとなれば印度、南洋は勿論、地中海諸國、中南米、濠洲延いては歐洲方面への進出も見込まれるので、そうなれば我が綿業界としては一舉に操短を廢して全能力をもつて操業に努めねば間に合はなくなる。  
(三)更に輸出活況を見れば當然輸出相場の昂騰が続くこととなるし、輸出市場の擴大も考へられるので前途は著しく明朗化されてくる。

未曾有の渇水と石炭不足により水火電力の不足は次第に深刻化し電力飢饉の聲は漸次擴大した。電力は言ふまでもなく生産力擴充の原動力であり、これが不足は直ちに生産力に重大影響を齎すのである。政府當局は電力飢饉に對處し配電制

限を斷行して當面の對策となしてゐるが、綿業界は配電制限により如何なる影響を蒙りつゝあるかを窺ふに、電力供給制限は中國、近畿、東海、北陸、關東及び地方によつては五割程度の制限を受けてゐる所もある。が綿業界では電力制限により生産計畫に支障を來すこと大であり、十三年七月以降個人リンク制が實施されてゐる關係上電力制限不均等による各社生産高の不均衡は結局輸出量に影響を來し、原棉獲得の上に差違を生ずる結果となる。而して、これが應急對策として昭和四年七月廢止となつた深夜業を復活せしめ、電力難による生産減退に對處する方針を決定、これを關係當局に具陳した。なほ業界の電力制限に對する意見を綜合すると次の如くである。

(一)現在の無計畫的電力制限は紡績各社の計畫的生產を阻害し延いて綿糸布生産の減退を餘儀なくされるので、計畫的制限を行はれたい。  
(二)紡績が電力消費の大口契約者である爲か、電力制限に當り徒らに制限を集積する傾向にあるが將來各種産業別に電力制限の順位を附する場合は軍需工

業並に考慮されたい。

(三)なほ電力制限の無計畫性の結果紡績各社は地域的に事業の不均衡を餘儀なくされるが、この對策として操業時間の延長により電力制限の緩和を圖らざるを得ない。此爲地方長官に右許可の權限を委任する様當局に陳情すること等であるが、關係次に電力不足と共に綿業界の急速に解決を圖らねばならぬ問題に労働力の不足がある。

即ち事變の進展に伴ふ生産力擴充、輸出産業の振興、その他對滿移民、應召等による労働力不足は漸次濃化してゐるが、平和産業の中樞たる織維工業部門は農村に於ける努力不足や時局産業への轉向者續出のため、その努力補給は特に困難を加へてゐる。その上職業紹介所の國營移管が昨年八月に行はれて以來、從來の職工募集従業員の活動は制限を加へられ、紡績會社の職工募集は職業紹介所を通じて行はれることとなつたため、會社側の希望する人員の三割以下しか採用出來ないといふ實情にあり、加へて女子労働者が時局産業へと相次で流入してゐるので、一層困難を來してゐる。

### 北中支棉需給狀態

斯かる努力不足に對處して、紡聯では東京、大阪、中部の勞務懇話會や勞務專門委員會を設けて對策をねる一方現下の職業紹介所機關を以つてしては到底労働力不足を補ふことは不可能なりとし、自由募集の復活を厚生省その他關係官廳に要望してゐる。

十四年度(十四年九月—十五年八月)の北中支棉の收穫、出廻は次表の如く平均收穫量六百三十五萬擔、出廻量三百七十四萬九千擔と豫想されてゐる。事變前五年間の平均收穫量は北支四百萬五千擔、中支四百八十萬五千擔(日本棉花栽培協會調査)であつたから、それに比べると中支は比較的大差なく北支は四六・七%の收穫減で、北中支を合計して二七・九%の收穫減が豫想されてゐる譯である。そして十四年秋天津地方を襲つた大洪水による棉作地の被害状況から押へると北支棉は六月末現在で樹てられたこの豫想より收穫出廻共に四〇%減を傳へられてゐるから、十四年度は收穫量百二十八萬二千擔、出廻量百五萬擔となる。事變前



五ヶ年平均の收穫量に比し實に六八%強の大減收だ。中支棉は相當の好成績を豫想せしめるが、收穫豫想量四百二十一萬三千擔の中約二百萬擔は、江蘇、浙江、安徽各省以外の漢口地方棉で、五十萬擔は占據地域内、百五十萬擔は非占據地域内で收穫される事になつてゐる。

▲一九三九—四〇年度北中支棉收穫並に出廻豫想(六月末現在)(千擔)

Table with columns for regions (地方別) and cotton types (華北棉, 東洋棉, 日本棉, 平均). Rows include '出廻' (circulation) and '收穫' (harvest) for various areas like 河北, 河南, 山東, etc.

(註)中支各省の豫想は在華紡同業會調査(出廻は江蘇、浙江、安徽三省のみ)の分。\*印は河北、河南の二省合計。一方在華全紡績の設備を見ると、總計約三百八十三萬錠、この中に華邦人紡績の設備は多少の増設を見込んで約二百十九萬錠に達し、それに委任經營工場の据付錠数を加算すると約三百三十萬錠となる。一九三八—三九年度の實績によつて平均操業度を北支七五%、中支九八%、委任經營工場六〇%と押へ、一ヶ年一錠當原棉所要量を太番手を主とする北支は二・四擔、中支の比較的多い中支を二・二擔とすれば今年度の在華全紡績の原棉所要量は七百七十七萬八千擔に達する計算となる。北支と中支に大別すれば北支紡績の原棉所要量は總計二百六萬三千擔、中支紡績五百一十一萬五千擔の振合だ。

▲一九三九—四〇年度華業全紡績所要原料推定

Table with columns: 据付率, 操業率, 一ヶ年一ヶ年, 一ヶ年一ヶ年, 所要年. Rows include 錠數, 原棉, 棉.

Table showing cotton stock and processing data for various regions (上海, 青島, 天津, etc.) with columns for '萬錠%' and '千擔'.

# 羊毛

## 概況

事變後平和産業部門の輸入原料は一齊に輸入を制限されて了ひ、昭和十二年當時八十九萬俵も輸入してゐた原毛は十三年には三十三萬俵に減らされ十四年には

るものに過ぎないだらう。斯うした需給逼迫に對して、それを緩和すべき對策として種々考慮されてゐるが、根本が治安の回復と關聯してゐることだけに早急の成果を擧げることとは困難と見られる。應急的な對策として北支では公定購入價格の撤廢、北中支棉の地場紡績による消費、北支棉の日本向輸出量の削減、日本向北支棉に對する價格補填、北中支棉の交換使用等々が問題となつてゐる。最も重要なのは價格對策であつて、これは單に應急的な對策としてばかりではなく恒久的な對策としても治安上經濟上速かに實行に移さるべき問題と思はれる。

更に三十萬俵に減らされて了つたのである。現在羊毛工業の生産能力は年百七十萬俵と言はれるが、此の能力をもつて十四年度は僅かに三十萬俵の原毛より手當出來なかつたのである。従つて操短の擴張やスフの強制混用、配給統制、消費の統制が強化されたのは當然のことであらう。

事變直後には未だ手持原毛をもつてゐたが、十四年に入るともう手持原毛は目立って減少してしまつた。日本倉庫協會調査の在庫高をみると次の如くである。

### 原毛在庫高 (單位千圓)

Table with columns: 羊毛, 毛糸. Rows for months 一月 through 十月, showing stock levels.

即ち十四年の一月には羊毛を二千百餘萬圓もつてゐたが、十月には一千四百餘萬圓になつてゐる。毛糸の在庫品は減少してゐないが手持原毛の減少はかなり目立つて來た。此の原毛不足は直ちに羊毛製品の上に反映し、いはゆる混紡率が急に引上げられてしまつた。ひどいものになるとスフの混紡が八割—九割といふのが現れて來た。混紡率を引上げ製品を生産高を維持しなければ會社としてもやつていけないし需要にも應じきれないからである。



十四年一月以降十月までの紡毛、梳毛の生産高は混紡率の増加により次のごとく増加した。

紡毛、梳毛生産高(千キロ)

十四年	十三年
梳毛(純)	八、四四一
梳毛(混)	一三、三三八
紡毛(純)	三、三三五
紡毛(混)	七、五〇〇

即ち梳毛の純毛は減少し混紡は増加してゐる。かくて全體として生産高は前年より増加したが混紡による増加であることは一目してわかるであらう。

昭和十三年三月、原毛輸入制限対策としてリンク制が採用された即ち羊毛輸入統制協議會、日本毛糸、毛織の兩輸出組合では輸出羊毛製品に對する原毛特別輸入許可の運動を起し輸出の振興を計るとともに、羊毛の輸入を確保しようとしたのである。

この運動は認められ、差當り輸出の誘ひ水として八萬俵の輸入が許可された。リンク制の主なる内容は次のごとし。

一、羊毛製品が輸出された時は(關東

州、滿洲國、中華民國を除く)當該製品に含まれる毛糸の紡績業者に右相當量の羊毛輸入を認める。

二、紡績業者は右による羊毛を輸入した日より十ヶ月以内にそれに相當する羊毛製品を輸出する。

三、羊毛製品とは羊毛、山羊毛または駱駝毛を原料とする次の五種類とする。(イ)「カード」または「コーン」したるもの(ロ)毛糸(毛織維の含有量一割に充たざるものを除く)

(ハ)毛織物、毛莫大小および同製品、毛布、膝掛、肩掛等。

以上のリンク制を認められた羊毛工業各社は、競つて羊毛製品を輸出にふり向けようとした。

羊毛製品輸出状況(千圓)

和十二年	十三年	十四年
毛織物	四、六七八	五、一〇六
メリヤス	三、九一五	三、五〇〇
	四、三〇四	三、〇六五

(備考)いづれも十月累計。

即ち昭和十二年には輸入原毛は八十九萬俵で、毛織物輸出は四千三百萬圓であつたが、昭和十三年には三千九百餘萬圓

に僅かに減少し十四年には再び盛り返して四千二百餘圓になつた。輸出額は勿論昭和十二年度に達しないが可成りの盛況である。

統制多面的に強化

昭和十二年羊毛輸入の制限により原毛手持が不足したとき、自治的融通調整を行つたが、十三年一月から三月にかけて消費の割當制が實施され一ヶ月の消費量は一萬三千俵制限された。しかもこの割當量は減少するばかりで同年九月には一萬二千俵十月九千六百俵。十一月八千四百俵、十二月には七千二百俵と毎月割當量を減らされてしまつた。なほ十四年度からはさらに四千五百俵に減らされてしまつたのだ。この消費割當の減少に對する工作として實施されたのが、スフ混用規則の第三次改正である、即ち昭和十二年三月にスフ混用規則が實施され、毛織物、莫大小、手編毛織物は三割以上、その他二割以上、毛莫大小二割以上、手編毛糸三割以上と規定されてゐたが、これを改正して梳毛織物、毛莫大小は五割以上といふことにしたのである。

即ち(一)梳毛糸製造の場合は輸出用を除くほか、その太さをメートル式番手九、十六、二十、三十二、三十六、四十八等とし、スフその他毛または綿にあらざる織維を重量割合において五割六割、七割、八割とす。

(二)毛織物または毛莫大小を製造する場合に輸出用を除くほかスフその他の毛綿外の織維を次の割合により混用一梳毛織物五割以上、紡毛織物三割以上、毛莫大小五割以上からした混紡率の擴張によつて、スフは八割から九割まで混用された。このために十三年度に比し生産は幾分増加したが、八割一割の混紡製品は品質が悪いので九月より八割一割の混用は禁止され、以後は五一七割の混用に主力を集中することになつた。毛糸の生産高は織維需給會の生産計畫に基いて割當てられるが、梳毛糸、紡毛糸の生産品をみると、十四年の九月以降急激に減少してゐる。

▲梳毛糸、紡毛糸生産高(萬ポンド)

四月	五月
梳毛糸	紡毛糸
三〇二	三五〇
三〇二	三三八

六月	七月	八月	九月	十月	十一月
三〇三	三〇二	三〇七	三〇〇	二八八	二九五
三三八	三四八	三三八	三三九	三〇八	—

なほ毛織物の生産統制についても十三年十一月には毛織物製造制限規則が實施され、織機の封鎖と休日制により操短が行はれた。即ち毛工聯の登録織機臺数は二巾、四巾合計三萬一千五百三十三臺、この原登録臺數に對して二巾は三・三四二%四巾は一・九・三二%の封鎖が行はれ休日制の採用により、十四年は五割の操短が實施された。

生産の減少にもなつて起るものは買占め、闇取引の横行である。そこで配給部面を圓滑ならしめるために配給統制が行はれた。即ち内需用毛糸配給の統制については十四年三月官民協議會において糸配給統制規則を實施、切符制による配給統制が行はれた。梳毛糸は四月一日より、紡毛糸は五月一日から實施されたのだ。即ち原料羊毛、スフ等の配給は織維需給協議會が消費状況を調査して數量を

決定、羊毛輸入統制協會の統制下にある梳毛糸工業組合、梳毛糸工聯に割當てるのである。なほ紡毛糸の原料たる襪襴については十四年二月毛襪襴配給統制が實施され、紡毛糸工聯が紡毛糸生産計畫を樹立して、各組合に配當した。配給の方法は切符制で紡毛糸工聯から直接機業家へ渡すものと、毛糸元賣卸商聯を通じて配給する二つの方法があつたが、現在は毛糸元賣商一本を通じて大日本毛織物業組合聯合會、大日本メリヤス製造工業組合聯合會その他の諸團體に割當ててゐる、また本邦内に産する羊毛は國産羊毛購買制限規則が實施され、軍需向けのみ配給される。

昭和十三年六月の糸價暴騰を機に商工省では早速物品販賣價格取締規則を適用するとともに、八月二十四日には毛糸販賣取締規則を公布して二十六日から實施した。かくて毛糸の種類および最高價格は公定されたが、スフ九割混紡の梳毛糸や山羊毛、駱駝毛、アングラ兎毛、家蠶絹、野蠶絹の織維を二割以上混紡したものは公定價格から除外されてゐた。勿論これらの除外製品は物品販賣價格取締規則



によつて騰貴を抑制されてゐたが市價は騰貴し、採算は非常に有利だつた。従つて會社はこの方面への生産に主力を注いだ、絹入混紡糸は一ポンド四圓程度に取引されてゐるのに、毛糸混紡糸八割は二圓四十錢といふ高値だから、會社は争つて統制除外品の生産に走つた。これではいかぬといふので十四年五月二十日に毛糸販賣規則の改正を行ひ(一)紡毛糸に關し全面的に最高價格を公定した。(二)アンゴラ兔毛などを混用したものにも最高價格を公定した。(三)混撚糸の最高價格を公定。(四)織維九割混用の紡毛糸にも最高價格が公定された。なほ公定價格を決定するため三千種以上に上る毛織物を五十種程度の規格に減少し、十四年十月十日には、毛莫大小製品規格を單純化するため毛莫大小製品規則に關する省令が公布された。これによると毛糸を使用する毛莫大小製品(たとへば婦人ショール、羽織下等)は毛糸の使用を禁止され、毛莫大小製品は肌着ほか衣類百三十一種、靴下四十八種、手袋二十一種、合計二百一種に限定された、かくして、價格の統制は毛織製品にまでおよび益々強

羊毛製品輸出好調

十四年上半期に於ける毛絲及び毛織物の輸出は極めて好調である。いま十三年同期と對比して見るに、五月までの実績に依ると、毛絲は四百八十一萬二千圓を顯示し、金額は四百八十一萬二千圓を數へ、十三年に比し數量は五割二分、金額は二割七分の各増加となる。毛編絲の増加率は更に一段と高く、數量は十三年同期に比し十割を、金額は十一割七分を各増加してゐるのである。毛製品の輸出中數量金額共に、歴倒的な大きさを持つ毛織物を見るに、之は數量に於て一割九分の、金額に於て、六割三分の増加を示してゐる。全體として毛絲及び毛織物の輸出増加を金額に就て見ると、十四年は五月までに三千二百萬圓の輸出を見ておるから、十三年同期の二千萬圓に對比して五割八分九厘の増加に當るのである。羊毛製品の輸出が如何に顯著な恢復を示しつつあるかが分らう。

へられた十二年同期と比較して見るに、同期の毛絲、毛編絲毛織物の三者合計は二千二百八萬圓に過ぎず、依然として十四年は五割近くの増加たることを失はぬのである。羊毛工業會社の努力の跡が窺はれるではないか。

Table with columns for Year (13, 14), Rate of Increase, and Wool products (Wool, Knitted Wool, etc.) with values in thousands of yen and percentages.

此の輸出の好調は、リンク制に對する當業者の理解が徹底したに依るものと見られる。十三年の三月十五日からリンク制が實施されたのだから、十三年の五月までの輸出実績の思はしくないのは當然だがそれにしても十四年の恢復は顯著である。リンク制は輸出價格の低落を必然的に隨伴するものと見られてゐるが、最近の

數字を、十三年同期のものと比較すると單價は却つて十三年より上昇を示してゐる。次の如くである。

輸出單價比較(圓)

Table comparing export unit prices for Wool (100 lbs), Knitted Wool (100 lbs), and Woolen Goods (1000 lbs) for 1933 and 1934.

國內供給が著減したにも拘らず羊毛工業會社の最近發表の決算は概ね良好である。輸出の好調が業績維持に貢獻してゐるものと思はれる。勿論一、二の特殊な會社を除いては、輸出は收支トントンで僅に赤字を免れてゐるに過ぎないと言つた状態のやうであるが、これが國內向製品生産費の引下げに役立つところは少くない。

濠毛輸出管理の影響

歐洲大戰の勃發と同時に濠洲羊毛は中央羊毛管理委員會の管理下に置かれ、我が羊毛工業界は原毛入手の見透難から著しい不安状態に陥し入れられた。然し、濠洲の羊毛年産額は三百萬俵で、新西蘭の七十萬俵を合すると三百七十萬俵に達

化されて來た。

し、これに對する英本國の毛羊工業が持つ原毛消化力は百五十萬俵で合計百九十萬俵だ。差引き百八十萬俵の餘剰が出る。従つて、輸出禁止など容易に行ひ得ないのである。然し管理委員會の許可なくしては、如何なる國に對しても輸出を行ひ得ないことになつてゐるから、我國への輸出を果して許すかどうか、許すとしても其の數量及び時期に問題があるのだから、羊毛工業會社が不安を感じたのも無理はない。

羊毛工業會社の豫想するところでは輸出が好調を期待される爲、十三年度の原毛輸入十三萬俵に對し十四年度は倍額の二十六萬俵見當の原毛を必要とすると見てゐる。此の内二十萬俵は濠洲に、六萬俵は南阿聯邦に供給を仰がうと言ふのだ。

濠毛國別輸出高(千俵)

Table showing export volumes for various countries including England, France, Italy, etc., for 1933 and 1934.

伊 太 利 101.0 20.9  
其他共計 2,626.0 2,626.8  
英佛兩國が軍需用としてどれだけ消費するかは不明だが、軍需用としては、雜種羊毛が適し、メリノウール種は不適品だ。メリノウール種を多く使用する我國としては、此の意味からも原毛輸入は樂觀される。若し羊毛輸入が思ふ様に出来るならば、我が羊毛工業會社も相當好調を謳歌する事が出来よう。

パルプ及び洋紙

石炭制限による生産減

昭和十四年度の洋紙界は一言にして盡くせば供給難の連続である。需給の逼迫は甚だしいものがあり洋紙飢饉の聲はあまねく天下に知れ渡つた。年初に比し年末はその飢饉の度が一層深刻となつた。原料パルプの供給難に原因すること勿論なのである。十三年度に於てもすでにパルプの不足は叫ばれたのであるが、各製紙工場は相當のストックを有して居たし、また十二年度に於て契約されてゐた



輸入バルブも上半期中は順調に入手することが出来たので、下半期に到り輸入制限が強化されて杜絶の状態になったといへ、十三年度一ケ年を通じるときはバルブ難はそれ程深刻なものではなかつたのである。此の外に洋紙バルブの人絹バルブへの振替問題が十四年度の洋紙バルブ難を一層拍車づけたのである。即ち人絹用バルブの供給難緩和の方法として製紙用バルブ設備が轉換し、ために洋紙バルブの生産量は減少を來し各工場の在庫バルブは食ひつゞされるに至つた。國內バルブの主要供給會社たる王子製紙では社外供給量を制限し、従来の業績を基準に配給して來たが、十三年度は商工省の指令で八萬噸を供給したが、十四年度は商工省が同社の二工場に對して人絹用バルブ製造に轉換を命じたので洋紙バルブ約二割の減産となり、社外への供給量も六萬噸程度に減じたと言はれる。かくして十四年度の洋紙バルブは遂に十三年度以上の不足を招來したのである。此の對策として新聞用紙及び雜誌用紙の供給及び使用制限となり、下半期に到つて更にその擴大強化が問題となつて居るの

である。此の傾向は今後は益々深まるものとみられてゐる。また例の電力不足は製紙界に四割乃至三割の生産制限を餘儀なくせしめ、原料不足に呻吟してゐる業界を更に困憊せしめたのである。これは内地工場の直接的電力の不足及び制限もあれば北海道、樺太工場の直營發電設備を持つ工場の兩者について言へるのである。後者の場合は石炭の買つけに見るところあり、大量購入が出来なかつたこと炭質低下による石炭需要の増大が原因である。商工省當局は十四年度秋主要製紙會社に對し十四年十一月一日より十五年三月末までの昭和十四年下半年石炭配給の四割四分減を發表したが、業者としてはこれを小石炭會社から買ひ集めることによつて多少カバーし得るとしても、それは惡質炭を多量買集めねばならぬことになり、兎に角操業には相當響いて來たのである。洋紙の市況をみるに各種洋紙市價は十三年九月に公定價格を決定しその後には何らの變化がないのであり、而して公定價格の定められた洋紙類は現在一層市價

低下策が採られてゐるのである。尙ほ日本製紙聯合會調査による過去三ヶ年に於ける三月中の洋紙生産量は次の如くであり、十四年度の生産減の状況が明瞭に看取されるであらう。

▲洋紙生産高(千ポンド三月中)

Table with 2 columns: Year (十四年, 十三年, 十二年) and Paper Type (印刷用紙, 筆記及畫用紙, 模造紙, アート艶紙, 新聞用紙, ロール紙, 包装紙). Values range from 1,135 to 2,853.

バルブ工業膨脹

以上の如く洋紙はバルブ供給減その他の原因によつて生産薄を來してゐるのであるが、バルブの生産そのものは洋紙とは同日に論ずるの狀態ではない。即ちバルブ工業は戦時經濟下の花形産業として素晴らしい膨脹振りを示したのである。國內向の使用制限をうけた綿、羊毛に代る

ものとして堂々登場したのが人絹、人織であるの言ふまでもないが、これが原料たるバルブ工業は物動計畫上でも計畫産業の一として強行されてゐるのである。従來の如くバルブの供給を外國に仰いでゐることは許されなくなつたので、バルブ自給が緊急解決の問題として粗上に上り、昭和十二年頃よりバルブ原木の増伐林政改革などによるバルブ増産が要求されるに至つた。昭和六年來のバルブ需給の状況は次表の通りであり、十三年に於ける生産増は實に飛躍的である。

▲人絹バルブ供給高(噸)

Table with 2 columns: Year (昭和六年 to 十三年) and Production (生産高). Values range from 1,500 to 17,160 tons.

繊維工業

十萬三千五百噸の驚くべき増産を來してゐるのである。然し消費高の増大は此の生産の増大傾向より更に飛躍的に大であり、その爲事變前の國內生産は消費の二割五分程度しか自給し得なかつたのである。約七割は海外に仰いでゐたのである。そこで輸入バルブは人絹、人織用たるを問はず極力制限しなければならぬので、國內バルブの増産が緊急の要務となり、かくてバルブ増産國策は物動計畫の重要一項目として登場したのである。十三年一月企畫院で昭和十七年を目標に自給計畫をたてたが、その計畫のうち人絹、人織バルブについて十三年から十七年にわたる需要推定額は次の通りである

▲バルブ推定需要量(千噸)

Table with 3 columns: Year (昭和十三年 to 十七年) and Usage (人絹用, 人織用, セロフアン用). Values range from 1,135 to 2,560 thousand tons.

需要量は二十二萬一千噸、人織用は二十五萬八千噸、セロフアン用は一萬三千噸で、これを合せると總需要額は實に四十九萬二千噸に達するのである。これに對して次の如き増産計畫が進められてゐるのである。

▲バルブ増産計畫(千噸)

- 一、國策バルブ工業 100
二、既往設備の改善によるもの 5
三、製紙用バルブより人絹用に轉換するもの 60
四、民間既設の擴張 90
五、東北振興バルブ 35
計 290

右の如く五ヶ年間に二十九萬噸の増産であるが、これを現在の生産と滿洲國よりの輸入を加算した十七年度の供給推定量は大量需要と一致するものとみられてゐる。即ち増産二十九萬噸、十二年度生産量五萬七千噸、滿洲國よりの輸入十五萬噸合計四十九萬七千噸となる。これに對し需要推定量は四十九萬二千噸であるから差引五千噸の餘裕を生ずる計算になつてゐる。増産は必ずしも豫定通りは



進行してゐないが、兎に角表面的には人絹、人絹バルブは近い將來には必ず自給の域に達するとみて差支へない。

### 人絹バルブ公定価格

十三年人絹、スフ業者によつてバルブ調整組合が組織され、それが輸入バルブの価格を自活的に規正して來た。國産バルブにはさうした機關が存在しなかつたが、十四年に到つてバルブ價格對策は次の如く行はれた。即ちスフの品質改善問題と並んでその價格の引き下げも一つの大きな問題となつたのだが、此の價格引下げには先づ原料バルブの値下げが必要であると言ふので商工省は六月二十七日商工省告示をもつて、物品販賣取締規則により六月二十三日の販賣價格を越へてバルブを販賣し得ないようにした。此の時の王子の人絹バルブは十七錢、日曹北越ものは十七錢五厘で取引されてゐたのである。然し此の頃見返りバルブとして商工、大藏兩當局に依つて輸入を許可された五萬五千噸のバルブはカナダ、挪威、瑞典、芬蘭の四ヶ國に亘つてゐるが輸入値段は十二錢乃至十三錢と言ふ安値

であり而も品質の良好であることは言ふまでもない。日曹のバルブはカナダ材を使用するので品質は相當良いらしいが、國産バルブは品質は下落し然して價格は輸入物に比し相當高く價格引下げ論の起る餘地を充分に有してゐる。ただ、國産バルブの生産費は相當高いから製紙用バルブと共に價格統制を行はねと増産を必要とする人絹バルブの減産を招來する懼れが非常に強いので、商工省では中央物價委員會の答申に基き七月三十一日附をもつて人絹用木材バルブ、製紙用木材バルブの販賣價格を指定したのである。

### ▲公定價格表 (單位錢)

◇人絹用バルブ	
王子製紙	一五・八
日本製紙	一六・七
北越製紙	一六・七
日曹バルブ	一六・七
北越バルブ	一六・七
東洋洲	一六・七
東滿洲	一六・七
日滿	一六・七
◇製紙用バルブ	
サルプアイト晒	一四・五

同 未晒ウエツト	一三・七
同 未晒	一三・五
同 滿洲バルブ製品	一三・〇
同 クラフト・バルブ	一三・五
同 グランド・バルブ一級品	七・一
同 二級品	六・五
同 三級品	六・〇

尙人絹バルブの販賣條件として王子、日本人絹バルブ、北越製紙の三社は東京横濱、清水、名古屋、大阪、神戸、門司伏木に於ける倉庫渡し、日曹人絹、北越バルブは製造業者貨車渡し、滿洲産バルブは神戸に於ける倉庫渡しとなつてゐる。而して尙、人絹用バルブ及び製紙用未晒バルブに於ては會社により、價格がそれ〴〵相違して居り、製紙用未晒バルブの値下げ率は人絹のそれよりも概して大幅であり、口銭は規定され最高五分と限定せられてゐる。

### 歐洲大戰勃發によるバルブへの影響

以上の如くバルブ増産が當局によつて計畫され現に實行されつつあるのは、これはもとよりバルブ飢饉の克服を目的と

して居り自給自足を目標としてゐるのであるが、現在の經濟組織下に於ては一方に生産會社の内では市價昂騰、採算有利と言ふ經濟的見地より増産を目論むもの少くないのである。

歐洲大戰の勃發、米國の不況、支那事變等のため北歐バルブ生産國は限産を協定し價格の引下げを實行してゐる。かくの如く海外に於けるバルブ不況の展開してゐるのを眺めて、一方に政府に於て生産力擴充の立場よりある程度的好採算は將來も許すとしても、生産會社として果して能力擴張に積極的であり得ようか、いづれにせよ變化の激しい世界的商品なるが故に、バルブ工業の經營は甚だ六ヶ敷いのであり、増産設備の點は危惧すべき状態に置かれるやうになつたのである。また我國バルブ工場の建設費は非常に高く、しかも重要原料たる木材にしてもその價格は逐年騰貴の一路を辿り、且つ燃料、藥品などもまだ甚しい値上りを演じてゐる現状であるから、バルブの生産原價は嵩む一方なのである。しかもバルブ價格は公定され完全に抑制されてゐるのである。このやうにして前途かなり

の不安を持つてバルブ業界は十五年に越年したのである。

一方滿洲に於ては日滿プロツクのバルブ増産五ヶ年計畫によれば、昭和十七年に於て滿洲國は三十萬噸の責任生産をなす必要があるが、現在操業中の木材バルブの六萬噸は良いとして、代用バルブは未だ試験時代だからあまりあてにせず、極く内輪に見積つて一萬噸と……その合計七萬噸が既に保證されたものとし、而して此の上更に二十三萬噸のバルブ増産計畫が樹立せられたのである。工場敷地、規提、資本系統を示すと次の如き増産計畫が立てられたのである。

鐘紡	佳木斯市	六萬噸
王子	海拉爾市	五萬噸
國策	黑河市	一二萬噸

以上三系統にて合計二十三萬噸の人絹及び製紙バルブを製造せんとするのであるが、右三社の工場所在地は、いづれも大小興安嶺の森林資源を資材と定めてあるのであつて、資材の供給は東滿洲の四社と同様、滿洲國政府が之を保證するのである。資本的には皆滿洲國政府が、半額出資によつて協力するのである。いま

各社につき少しく説明する。鐘紡系統の佳木斯に設立せらるる工場は、人絹用ならびに製紙用バルブ折半、合計約七萬噸の年産額あらしむる規模のものに、設計せられたのであつて、昭和十六年に操業開始の豫定である。現在すでに、工場敷地の測量も済み、愈よ建設にかゝらんとしてゐる。王子系統の海拉爾に建設せらるべき工場は、人絹ならびに製紙用バルブ年五萬噸の生産能力を有する計畫で、鐘紡系同様昭和十六年完成の豫定である。黑河市に設立せらるべき國策バルブ系の工場は、人絹バルブ、製紙バルブ約半々、合計年産十二萬噸の規模を有する大工場となるのであつて、康德九年すなはち昭和十七年に完成する。

ところが十四年末に至つて右の内工場設立を遂に辭退するに至つた系統を生ずる有様であり、此の増産計畫の前途は暗澹たるものなのである。滿洲に於ては十七年に至つて既設四社の能力がフルに運轉され六萬噸の供給が完全に出来るようになれば先づ良いとせねばならぬのが實情である。



## 業 營 種 目

煖房、冷房、乾燥用諸機械  
磨鋼帶、焼入りボン、長尺鋸力  
高級蝶番、水用各種ポンプ



# 高砂鐵工株式會社

本社	東京市京橋區銀座四ノ三(富士ビル)	電話京橋(56)二二八六・四七〇四・九二六五
大崎工場	東京市品川區大崎驛前	電話大崎(49)三一七七・三一七八・三一七九
大島工場	東京市城東區大島町三ノ三四一	電話本所(73)三七九八・四〇四九
志村工場	東京市板橋區志村西臺町	電話赤羽二二九五・二四四四
名古屋工場	名古屋市港區玉船町四ノ一	電話南一〇六八・三四一一
滋賀工場	大津市膳所錦町四二二	電話大津一一七八・一四〇〇

## 代用品工業

【概況】代用品工業の確立と振興は、長期戦下特に其の必要性が重大化して來た。然し我國の天然資源自給力及び相當長期に亘ると想像される東亞新秩序の建設等は、代用品工業を自して、戦時下に於ける一時的工業であると云ふ誤つた觀念の是正を要求するに至つた。

- 商工省に於ても、此れ等の點を考慮して、代用品工業の確立、振興方針を
- 一、戦争遂行のため資源の使用を節約する。輸入資金は専ら戦争遂行に必要な物資購入に充當する。
  - 二、市場から漸次消失する物資の代用品による充當。
  - 三、國家的に最も必要な物資の補填。等の諸點を綜合して、これが具體策を樹立してゐる。昭和十四年度に於ける政府當局のこれが振興助成策は左の如くである。

### 代用品工業

- 三、代用品振興展覽會費(商工省主催にて全國要都市開催)(九万円)
- 四、代用品普及宣傳費(三万円)
  - イ、社団法人代用品工業協會交付金(三万円)
  - ロ、代用品普及協會交付金(五千元)
  - ハ、財団法人戦時物資活用協會交付(一千元)
  - ニ、ステアルファイバー(二千元)
- 五、代用品生産、轉業對策に關する費用(工業組合を對象とする)
  - イ、講習會(輸出品、軍需品、代用品製作等の講習會費として豫算十万円を計上各府縣に交付該管府縣の實情に即して轉業對策として前記三講習會中適宜のものに使用せしむ)
  - ロ、見本製作費補助(主として中小工業にして加工を主とする)(七万円)
- ハ、代用品工業に轉換の共同設備費補助

六、代用品發明研究補助(二十万円) 而して(一)は十三年度十万円(二)は十万円を計上(四)、(五)十四年の新規事業であつて(一)、(二)は商工省、(三)は無償課、(四)は同省總務局生産擴充課(五)は同省振興部施設課、(六)は同省特許局總務部調査課の擔當で前記の各該當事項に關する補助要綱は左の如くである。

### 代用品見本製作費補助要綱

代用品を以て現在の物資缺乏を補填するは刻下の急務なるも現在代用品として市販せられ居るものは其の數尠く、つて一般需要者に於ては代用品に對する認識不足し且製造業者に於ては需要の確然たる見透しがつかざるに因り見本の配布を躊躇せる爲代用品の普及は遅々として進捗せざる狀況なり。仍て代用品を急速に普及せしめ且之が需要の見透しを得しむる爲代用品製造業者にして見本の配布を爲さんとする者に對し左記要綱に依り補助金を交付す

△補助を受くべきもの  
補助金を受くべきものは右編代用品、タン



代用品工業

ニン代用品、尿素樹脂、無臭セルロイド、不燃性セルロイド、新用途セルロイド、セラック代用品、牛乳カゼイン代用品、ゴム代用品(合成ゴム、代用ゴム等)羊毛代用品、ヴァルカナイストフアイバー新製食品、金屬代用セメント製品、特殊陶磁器、鯨革再生革、新用途製革製品、マニラ麻代用品、絹革、絹角質物、コルク代用品、特殊電池金屬代用品、特殊硝子製品、新用途石炭酸樹脂製品其他新規代用品にして優秀なる物資の製造業者にして見本の配布を爲さんとする者に對し見本製造頒布の経費の全額を補助す但し左の一に當該するものは補助金交付せず

- 一、既に普及せるもの
二、被代用品に比し代用品の品質著しく劣悪なるか又は其の價格著しく高價なるもの
三、生産能力又は増産能力に乏しきもの
四、申請者の資格不適當なるもの
五、其他本制度の趣旨に副はざるもの
△見本品の配布方法
見本品の配布に關しては補助金交付の際に示することあるべし
△申請の手續
本補助金の申請書は左記要領に依り調製し

二

附屬書(事業概要、定款、貸借対照表、財産目録)及見本品を添附の上製造場所所轄地方廳を經由して四月末日迄に商工大臣に提出するものとす
一、代用品の名稱
二、代用品の市販状況
三、代用品の市販困難なる事情
四、代用品の生産能力及増産計畫
五、見本品の配布計畫(品目數、各品目の單價及配布先)
六、補助を受けんとする金額
七、見本製作費の内譯

代用品製造試験費補助要綱

現下の情勢より見て爲管理並に輸入制限等の諸方策の遂行に遺憾なきを期する爲政府は代用品工業の振興を策し之が製造試験を爲す者に對し左記要領に依り補助金を交付す
△補助金交付の目標
本邦に於て確立を必要とする工業の原料材料にして其の國內資源絶無なるか又は缺乏する物資と其の材質又は製法を異にし然も之と同様の用途に供し得べき品質を有し且之が代用に依り國際貿易改善上又は原料確保上寄與する所相當大なるべき見込あるも

の(例へば人造ゴム、合成樹脂大豆カゼイン、合成タンニン、尿素、水浸物セラチン、鯨皮を原料とする代用皮革、バルブ新原料、大豆カゼインを原料とするステアブル・フアイバー)等にして之が製造試験を爲さんとする者の中其の製造試験方法、規模、擔當者經費等の計畫を審議し適當と認むるものに對し、造試験費の半額程度の補助金を交付す從て左に該當すと認めらるるものは補助金を交付せず
一、基礎的研究を了せざるもの
二、製造原料が容易に入手し得る見込なきもの
三、既に製造試験の過程を了し單なる事業化資金を要するもの
四、資金、設備等の關係に於て製造試験の完成困難なる者
△申請の手續
本補助金の申請書は左記要領に依り調製し附屬書類(事業概要、定款、貸借対照表、財産目録)を添附の上製造場所所轄地方廳を經由して毎年四月三十日迄に商工大臣に提出するものとす
一、代用品の名稱
二、製造試験を必要とする事由

三、製造試験に關する從來の経過

四、製造試験に關する計畫(製造試験方法、目標、規模、設備、期間、豫算、場所、擔當者等)
五、補助を受けんとする金額
而して十四年度於ける代用品發明研究補助金交付申請は五百十一件であつて、第一次發表に於て左の六十四件に補助金を十一月廿四日附を以て交付ある旨發表があつた。これを分頭別に觀れば皮革代用關係十一件、ゴム代用關係一件、金屬代用關係十八件、纖維代用關係十四件及其他の代用關係十九件である
△漁網用「カッチ」代用品(東京)岡田郁之助△人造纖維の品質改良法(同)町原雷造△保溫濟の製造法(同)久保田正七郎△濕式法に依る顔料カーボンブラック(同)高野實△鐵板を使用せざる煖房風道管の製作(同)宮寺石綿理化学工業株式會社、社長宮寺良寛△燻煙用コルク代用品(同)古川實△綫維用コルク板の代用品(同)黒川善一△綫維用基材とせる靴底用牛革代用品の研究(同)西湯岱治△日本紙の化學的處理に依る皮革代用品(同)星長吉△長き硝子纖維を連續生成する方法及裝置(同)林庸二郎△鯨の脂肪層より羊毛代用品セラ

代用品工業

チン採取(同)石田義雄△竹皮より椰子纖維代用の纖維を採受する方法(同)大島彌作△セメント、硝子等の應用に依る電氣スタンド、扉風器等の臺其他從來の金屬製家庭用具の代用品(同)柴田正路△鋼釘系他の纖維との混和物を基材とする人造皮革製造方(同)備原周一郎
△絹屑及人絹に依る羊毛代用品(京都)美和正忠△混布を以て撥革を製造する方法(同)増田定次郎△アセチル・シルク(同)濱村保次△各纖維特にステアブルフアイバー人絹の耐久強力防水柔軟性を附與せしめ洗濯時に於ける強力を増進せしむる方法(同)大阪合同株式會社常務取締役多田繁三郎△竹製ビツカの研究(大阪)林重馬△鐵線用セメント製捕鯨用銛先(同)岩井虎夫△陶磁製活字(同)山田寛△落花生油槽よりカゼイン代用品を集めんとする研究(同)攝津製油株式會社取締役社長志方勢七△魚類の蛋白を利用して可塑性を製造する研究(同)龜崎直夫△純 箔代用着色アルミニウム箔(同)丹羽郁信△人絹及ステアブルフアイバー用紡出口の材料研究(同)村田友太郎△グラビヤ印刷インキ代用水性グラビヤ印刷インキ(兵庫)レイトン繪具株式

會社事務取締役瀨本作次郎△油脂抽出溶劑たる石油ベンチン代用劑として二硫化炭素を使用する裝置(同)牧實△セメント調車(新潟)五十嵐誠△麻屑、野生草麻其の他麻纖維の綿化及羊毛化法(同)新潟縣麻織物試験場長關家正選△毛髮を使用する革代用品製造(栃木)佐藤義次△亞麻仁及亞麻仁油槽よりアラビヤゴム及トラガントゴム代用品製造(奈良)横山良太郎△カーボンブラック製造法(三重)多田忠次郎△纖維屑及合成樹脂の水分散液より通氣性ある撥革の製造方法(同)白石工業株式會社常務取締役白石恒二△代用資材による剝離帶(愛知)萩野靜二△事務用液状アラビヤゴム糊の代用品(同)松浦政悟△ボール紙の處理に依る金屬板代用品製造法(同)山中茂△木製ビツカー製作の研究(同)大田玉雄△檜樹の枝葉より香油、脂性分及パルプを製造する方法の研究(同)寺本鐵之助△陶磁製アセチレン瓦斯燈(滋賀)加藤柳助△衝器の材料たる眞鍮の代用輕合金(同)中神武雄△ボール紙に依る金屬容器代用品(岐阜)説田俊治△和傘漆代用塗料(同)大野徳三郎△煮綱機其の他の陶磁器製蒸氣吹出裝置(長野)合資會社増澤商店



代表社員増澤龍之助△絹織維利用に依る皮革、石綿代用品(同)長野縣工業試験場長宗像宗吉△瓶栓用コルク代用品(宮城)磯野野雄(稲葉)より麻代用品を製造する研究(福島)高野幸四郎△珪石より金粉代用品を製造する方法(同)志賀一美△玉蜀黍の莖より花綿を採取する方法(同)川島博記△人絹ス・フ又は紙糸に依る金網代用品(福井)福井縣工業試験場金子元四郎△セルロイド、ロート油を主劑とするゴム氷糞代用品製造(同)等原伊右衛門△葛蔓より麻代用纖維及葛澱粉採取残渣中の纖維利用(富山)宇崎崎伊助△自動車燃料用木炭截斷機(岡山)江草伯郎△人造石綿入スレート(廣島)田口浦二郎△食用蛙皮の補強漂白、脱臭(香川)西村三郎△セルロイド及合成樹脂に依る製紙用金蓋及金網代用品(同)片井千太郎△藥、葦類を豚鶏用粉末飼料となす研究(香川)宮三郎△燭白色皮革製造法(愛媛)愛媛縣水産試験場長砂原作治△印刷用斷裁機(大分)牧野弘△木製桿の目盛材料(佐賀)笹谷彌太郎△竹材葛類等より麻代用纖維を製造する方法(熊本)津留武士△玉蜀黍種實の包皮より綿代用品及代用製紙原料製造(同)橋本忠雄△

魚粕を原料とするトリプトファンの製造(鹿児島)株式會社鹿兒島研究所長福谷君貞△魚類内臓を材料とするオロポン代用品の製造法(北海道)谷川英一△ホースの柔機接手及其の附屬器具(同)稻村廣藏(合計一〇〇、〇五円)

引續き代用品製造試験費補助金第一項交付を十一月廿九日發表した。それによると申請者一〇一件中一項受補助金該當九件、金額三十六万円であつた。

- 一、高弾力性體不燒成高力陶器の製造(補助金二万五千円)リゲナイト株式會社(大阪)
- 二、アルキッド樹脂の製造(補助金七千円)大日本塗料株式會社(大阪)
- 三、アラビヤゴム代用品の製造(補助金六千円)瀧川鷲郎(大阪)
- 四、スチロール同族體樹脂の製造(補助金一万二千円)保土谷曹達株式會社(神奈川)
- 五、大豆蛋白可塑物の製造(補助金七万円)大日本セルロイド株式會社(兵庫)
- 六、皮革用合成タンニンの製造(補助金三万円)日本軍化學工業株式會社(兵庫)
- 七、銀朱代用品の製造(補助金一万円)山陽色素株式會社(兵庫)
- 八、アセチレンを原料とせる合成樹脂の製造

(補助金三万円)日本合成化學工業株式會社(岐阜)

九、石綿スレート用ロックウールの製造(補助金十万円)日東紡績株式會社(福島)

代用品見本製作費補助金 付は十一月三日發表されたが、それによると申請數二百五件金額百三十八万八千六百一十一円、其の内六十八件を國庫貸借改善並に不足物資補填上最も適當なるものと認め、これに總額二十九万五千円の補助金を決定した。これを品種別に擧げると次の如くである。

△皮革及生ゴム代用品(一五)一一四、八三五円△金屬代用品(一八八九、五七五円)△纖維關係代用品(三)六、六八一円△工場用資材關係代用品(二二)八三、八〇九円計(六八)二九五、〇〇〇円

社団法人代用品工業協會

會長八田嘉明、副會長中村恒、常務理事川部佑吉、本部事務所東京市麹町區有樂町三東京府商工獎勵館内、(東京支部)東京市麹町區有樂町一報知新聞別館、支部長代理橋口巳二(大阪支部)大阪市西區江ノ子島大阪府工業獎勵會館、支部長龜山武雄(京

都支部)京都市中京區烏丸通京都商工會議所内支部長川勝隆一、本協會は

- 一、代用品の生産、品質改善及價格に關する研究及協議
- 二、代用品の使用奨励及販賣促進
- 三、代用品の生産に必要な原材料の配給又は斡旋
- 四、代用品業に關する研究調査
- 五、代用品工業に關し政府の諮問に應じ又は政府に對し具申を爲す
- 六、代用品に關する展覽會、講演會、座談會、映畫會等の開催、後援、出品の斡旋
- 七、代用品の陳列所設置
- 八、雜誌、パンフレット發行
- 九、其他本會の目的達成に必要な事業等の遂行を目的として商工省懲應のもとに創立された代用品製作業者の相互連絡、研究宣傳機關であるが、會員名簿を一ベツしても判明せる如く必ずしも代用品のみの製作を業とする工業者の團體ではない。殆ど全部が歴とした本格的工業製品の製作者である。本協會は昭和十三年十月四日、既成の金屬代用品工業協會並にゴム皮革代用品工業協會の二團體を合併して夙々の聲を擧げ、昭和十四年五月廿五日社団法人への改組創立總會を開催、

同七月十五日附を以てこれが認可を受けた。十四年度一萬二千円の補助金を交付されてゐることは既掲通り、協會十四年度の業績大略次の如し

三月九日—一週間大阪にて代用品展覽會同廿九日—名古屋博覽會に出品、四月二十日—三百間東京にて代用品見本市即賣會、七月十九日—二十八日東京、八月八日—十三日大阪、八月十九日—廿三日神戸、十月廿一日—廿八日名古屋、十一月十六日—廿四日横濱、にて各縣進代用品展覽會開催

本部は原材料用代用品の製造家、支部は最終代用品の製造家と會員を大體色分けすることが出来る。

代用品普及協會

東京市日本橋區通、幹事長關屋延之助

本協會は全國五十七の百貨店を普通會員、百貨店に商品を納入する製造家問屋を特別會員として昭和十三年九月創立され、専ら代用品の普及宣傳を目的とする團體であつて、創立以來既に五回の展覽會を開催してゐる。十四年度は商工省より五千円の補助金を交付された。

代用品工業の限界

代用品業の限界については相當議論のある處であつて、代用品と目される工業と本格的製成品工業との間に明確なる一線を劃することは困難であり、昨日の代用品は、今日既に本格的製成品に發展轉化し、今日の代用品も明日は又本格的品に躍進的轉化する運命を負つてゐる。

斯る見地より觀察すると製成品に冠せられた代用品なる名稱は一時的、弁法的であるとも考へられるが、次に商工技術師谷口泉氏の分類を參考迄に擧出しよう。

代用品を分類して次の五種とする

- 一、日爾支の資源に依存する新興工業例へば水産皮革工業、代用品バルブ製造業、大豆グルー及大豆カゼイン製造業、麻代用品纖維製造業、硝子纖維及岩石纖維製造業、ス・フ製造業、海藻樹製造業、大豆蛋白質羊毛製造業、合成ゴム製造業、代用燃料製造業、合成樹脂製造業、合成ベンゾール製造業、合成及代用タンニン製造業、代用顔料製造業(例へばチタニウム白の如きもの)
- 二、從來より代用品として生産されつゝあつたもので、此の事變に依り重要性をましたものエタニットパイプ、ヒューム管、其他セメント製品、擬革、ヴァルカナイズドフ



アイバー、ファイバーコンデット  
 三、従来固有の用途を持つてゐたが、一部代用品製造に轉換したものの陶磁器、セルロイド硝子  
 四、廢品回収に類するもの再生ゴム  
 五、復古的な製食品竹製品、木製品

代用品工業の分類

代用品工業は用途別に原料代用品、製品代用品の二つに分類することが出来、原料代用品工業は、主として中間製品、或は最終消費製品の原料製造業であつて、國際貸借改善のため極度に輸入制限、或は禁止された原材料、又は戦争遂行のため軍需方面に使用を制限され、一般的には入手困難となつた原材料等に代ふる物質の生産に従事、専ら大企業的性質を帯び、製品代用品工業は、それ等の原材料による在來製品の製作、或は比較的入手容易な在來原材料による新代用品の製作加工業であつて、中小工業の形態を帯びてゐる前者の代表的なものは、グラスファイバー、ロックウール、大豆グルー、大豆カゼイン、合成ゴム、合成樹脂、合成ベンゾール  
 後者は、エタニットパイプ、撥車、バルカナイズトファイバー、硝子製品、セルロイド陶磁器等を代表的なものと數へ得るだらう

十四年度に於ける實用化した原料代用品工業

- △ロックウール（短纖維）石綿代用、製造業者日東紡績
- △ガラスファイバー（長纖維）石綿代用、製造業者、日東紡績、旭硝子等
- △大豆カゼイン、製造業者、日清製油、日本榮養食料等
- △水草、藤、蘭植物纖維、靴皮纖維等による麻代用品の製造
- △シルクウール、昭和産業
- △合成樹脂、ビニール性、日本合成化學、日窒、アクリル酸、旭硝子、藤倉化學工業
- △尿素樹脂（生産増加、用途開拓）
- △石炭酸樹脂（工業用品方面に新分野を開拓）

目下研究中で實現可能性のあるもの

- 合成ゴム、合成ベンゾール、スチール同族樹脂、大豆蛋白可塑物、硬皮軟成用合成タンニン、ロックウール（長纖維）等製品代用品

エタニットパイプの小口径物製作に成功、絹グズ、和紙等を生地とする撥車の増加、ヴォルカ、ナイズトファイバー利用製品の増大、ファイバーコンデットの需要増大、陶

磁器、硝子利用製品の増加十四年度の代用品工業界を回顧すると、在來品の品質向上が目立ち、特に大豆利用工業の躍進、新合成樹脂工業の勃興、化學合成による新製品等原料代用品の工業化傾向が顯著であつて、戦時下に於ける産業界の動向を示唆するものとして甚だ興味深いものがある。今後に残された最も大きな新界の問題は、代用品製造中小工業の合同、或は企業の合理化、所謂重點主義の採用、代用品加工業者に對する適當な指導方策の樹立である。

# 化學工業

## 肥料工業

### 概況

我國近時に於ける肥料の總生産額は、之を昭和十二年度に例を採れば、販賣肥料は金額約四億一千萬圓、數量約六百七十一萬二千噸の巨額に達し、これに自給肥料の約六千九百五十二萬二千噸、金額にして三億八千七百萬圓を加ふれば、實に數量に於て約七千六百二十三萬四千噸金額に換算して約七億九千七百萬圓と云ふ驚異すべき數字になる。自給肥料に就ては、その性質上此處ではふれないこととし、専ら販賣肥料に關して考察するとそれが種類別詳細は次の如くである。

### ▲十二年度販賣肥料生産數量並に金額

（農林省調査内地のみ）

品名	數量	金額
大豆油粕	二六一、七三八 噸	二五、三三四 千圓
菜種油粕	六五、五四二 噸	七、三〇五 千圓
棉實油粕	五八、八六九 噸	四、七三三 千圓
魚肥類	二九四、〇四六 噸	三、三〇〇 千圓
硫酸アンモニア	九三、八二二 噸	八一、九二二 千圓
石灰窒素	三三三、五〇八 噸	二六、五一二 千圓
過磷酸石灰	一、五八二、九八五 噸	六四、五四二 千圓
硫酸加里	七、七七一 噸	九六三 千圓
調合肥料	九五三、〇〇六 噸	七〇、六三二 千圓
化成肥料	五八〇、九八三 噸	四六、〇一七 千圓

右の表にても明かな如く、販賣肥料中調合肥料は別として無機質化學三肥料、即ち硫酸、過磷酸、石灰窒素が數

量、金額、共に他の有機質肥料を遙に凌駕してゐる。今日肥料問題と云へば直ちに前記三肥料に就て論議するのが一般の慣はしとなつたかの觀を呈するに至つたのも宜なる哉と云ふべきであらう。此の化學三肥料消長の跡を辿つて見ると、昭和元年に於ける硫酸の製産額は十四萬七千噸、二千三百八萬圓、石灰窒素十四萬六千六百三十三噸、一千一百九十六萬圓、過磷酸石灰七十八萬六千二百六十三噸、二千八百八十七萬圓に過ぎなかつたものが、僅か十二年後の昭和十二年度にては、前記の如く、硫酸では、約七倍、石灰窒素及び過磷酸、約二倍半の生産増加となつて現はれてゐる。特に昭和七年以降の發展には刮目すべきものがある。而してこれ等三肥料は更に逐年の發達を囑望されてゐたが、支那事變の勃發と擴大は、生産條件に種々の影響を齎し、十二年度を峠として減退の一路を轉落する餘儀なき状態に立至つた。

## 硫酸アンモニア



過去に於ける需給

我國に於ける硫安は明治卅八年、八幡製鐵所が副生アンモニアの處理による副生法によつて製造したのを嚆矢として發足し、其後日本窒素が明治四十三年熊本縣水俣町に、石灰窒素法による硫安製造工場を建設、硫安の本格的製造を開始又今日硫安製造の主流をなす合成法は、大正十三年前記日本窒素がカザレー法、三井鐵山がクロード式によりそれ／＼操業を開始し今日見る盛大の因を齎した。次に各年本邦硫安生産高を掲出する（内地のみ）農林省調査。

Table with 2 columns: Year (明治三十八年 to 同三十二年) and Production (噸). Values range from 488 to 16,050.

Table with 2 columns: Year (昭和元年 to 同十三年) and Production (噸). Values range from 1,107 to 31,838.

(以上副生法並に石灰窒素法)

(以上副生法、石灰窒素法、合成法) 尙ほ最近に於ける朝鮮硫安製造高を示せば次の通りである。

Table with 2 columns: Year (昭和五年 to 同十三年) and Production (噸). Values range from 488 to 16,050.

内地に於ける硫安消費量

(農林省調査)

Table with 2 columns: Year (昭和元年 to 同五年) and Consumption (噸). Values range from 488 to 16,050.

Table with 2 columns: Year (昭和元年 to 同十二年) and Production (噸). Values range from 920 to 16,050.

硫安輸移入表

Table with 5 columns: Year, 關東州, 英國, 獨逸, 米國, 移入, 合計. Includes a note: (七年以降滿洲國を含む)

同十三年 今日我國は世界一の硫安生産國であると共に又世界一の消費國でもあつて前表の如く需給は相當のバランスを失し毎年滿洲國、英國、獨逸、米國等の諸國から尠からざる輸入を仰いでゐる。

硫安輸出表

(内地産のみ)農林省調査

Table with 2 columns: Year (昭和五年 to 同十二年) and Production (噸). Values range from 101 to 1,434.

過去の價格 (卸賣標準相場)

Table with 2 columns: Year (大正十年 to 同四年) and Price (噸單位圓). Values range from 6.66 to 13.30.



同	五年	八七	三、三三
同	六年	七二	二、六九
同	七年	七三	二、六八
同	八年	九五	三、五三
同	九年	九五	三、五二
同	十年	一〇五	四、一七
同	十一年	一〇五	三、六七
同	十二年	一〇五	三、七四
同	十三年	一〇五	三、八四

十四肥料年度の需給

十四肥料年度の需給計畫に觸れる前に十二、十三年度の需給実績を一瞥すれば左の如くである。

即ち十二肥料年度(自十二年八月至十三年七月)に於ける供給總計は一、八九八、〇〇〇噸でその内譯は生産高一、四四五、〇〇〇噸(朝鮮を含む)前年度在庫七四、〇〇〇噸、輸入三七八、〇〇〇噸である。而して同年度の需要は總計一、八〇三、〇〇〇噸で、その内譯は消費一、八〇三、〇〇〇噸で繰越し九五、〇〇〇噸である。また十三肥料年度(自十三年八月至十四年七月)に於ける供給總計は一、七九七、

〇〇〇噸で、その内譯は生産高一、五三一、〇〇〇噸(朝鮮を含む)前年度在庫九五、〇〇〇噸、輸入一七一、〇〇〇噸である。尙ほ同年度の需要は總計一、七六三、〇〇〇噸でこれが内譯は消費高一、七六三、〇〇〇噸、繰越し三四、〇〇〇噸である。十四肥料年度(自十四年八月至十五年七月)の需給に就て硫酸肥料製造業組合では年度初めに次の如き供給豫定數字を算出した。

△内地生産高	一、三〇〇,〇〇〇
△朝鮮生産高	四〇〇,〇〇〇
△滿洲國輸入	一、二〇〇,〇〇〇
△合計	一、九〇〇,〇〇〇

而して生産実績は次の如き數字を示してゐる(商工省調査)

昭和十四年 一月	千噸	一三三
同 二月	一四一	
同 三月	一三三	
同 四月	一三五	

内地硫酸生産高

昭和十四年 一月	千噸	一三三
同 二月	一四一	
同 三月	一三三	
同 四月	一三五	

即ち生産豫定によれば内地月別生産高は約十萬噸であるが、現實の生産実績は約三割乃至四割減を示してゐる。これが直接原因としては供給電力の不足と、石炭割當額の減少、並に硫酸公定價格の不當廉價を、業者は數へ擧げてゐる。農林省では十四肥料年度より重要肥料の生産減傾向に鑑み、これが配給の適正化の見地より硫酸、石窒、燐肥、加里鹽の各道府縣別配給割當制を採用することになり、八月―十二月間の供給硫酸總數を左の如く決定した。十四年八月―十二月間硫酸供給數量三七、七三六噸、この數字は十三年度実績より約五千噸増加となつてゐる。各道

府縣別供給割當數量の算出方法は前年同期の配給実績に農産物増産計畫所要分と最近五ヶ年に於ける肥料消費増加分を加算したものを査定額とし、これに道府縣別の按分比率を計算し、これを總數量に乘じたものである。

然し電力異變による供給電力の不足と十月一日より實施せられた石炭販賣取締規則による石炭割當の減少、硫酸價格問題等により硫酸の生産は著しく惡化した。當然農林當局の割當豫定額は變更せざるを得ないことになり、約三割の供給減となつた。硫酸組合の調査によると先づ石炭に就ては、品質に於て六千七百カロリを要求されるものが、三千五百カロリに低下、量に於ては査定額十割から六十五%であつて、所要量の平均六割、中には四割五分に相當する製造會社も存在した。電力供給方面では、十月を例に取ると、一、九〇〇萬Kを必要量とする或水電解法の會社が一、三四萬Kしか供給されなため六〇〇噸の生産減を來し、又某社では五、七六〇萬Kの必要量に對し三、一〇〇萬Kの供給を受け、ために六千二百噸の生産減を見てゐる。然

此の組合の調査は電氣に關する限りは別問題として、石炭に就ては多少割引して理解する必要があるものとしなければならぬ。何故ならば、石炭販賣取締規則によれば自家用炭に就ては何等の制限規定がなく、硫酸會社にして石炭鑛山を所有してゐる社は全組合員十四社中四社を數へられ、しかも此の四社は最優秀會社と自他共に許されてゐるからである。

十四肥料年度の價格

硫酸の販賣價格は每肥料年度を八月―十二月、一月―七月の二期に別ち、製造家仕切價格、日本硫酸販賣價格、卸賣價格、最終小賣價格、別に農林、商工兩大臣が指定することになつてゐる(十四年八月九日の兩省連絡委員會にて肥料行政の一部を残し農林省專管となつたので本肥料年度下半期からは價格は農林大臣が指定する) 十四年肥料年度の製造家仕切價格は業者の引上げ要望にも拘らず内地主要驛レール渡一噸(十貫目)三圓七十三錢据置と決定され、日本硫酸以下の販賣價格は次の如くである

- 一、硫酸アンモニア
  - (一)日本硫酸株式會社の指定販賣店の販賣價格
    - 日本硫酸株式會社の販賣價格
    - (一)一噸 金三圓八十二錢
    - (二)卸賣商が小賣商又は市町村産業組合に販賣する場合は道府縣産業組合聯合會が市町村産業組合に賣渡す場合の販賣價格
      - 日本硫酸株式會社の販賣價格に三七・五厘に付金四錢を加算したる價格 (一噸當 金三圓八十六錢)
      - (三)小賣商又は市町村産業組合の販賣價格
        - 日本硫酸株式會社の販賣價格に三七・五厘に付金十二錢を加算したる價格 (一噸當 金三圓九十四錢)
  - (二)日本硫酸株式會社販賣價格
    - 昭和十四年八月乃至十二月各月渡硫酸の販賣價格を左の通とす
    - (一)内地各驛(省線及直通連帶社線)、主要港又は工場より直接配給し得る各港著渡貨込
      - 三七・五厘入一噸當 八月乃至十



二月渡

金三圓八十二錢也

(二)撤物工場渡は前號販賣價格より三七・五匁に付金二十九錢引の割合とす

二、前項の販賣條件と異なる販賣價格及取引條件

イ、工場渡は三七・五匁入一匁に付金五錢引とす

ロ、同一條件の下に於ける引詰と撤との値開きは三七・五匁に付金二十四錢とす

麻袋詰と引詰との値開きは實費を以て基準とし當社に於て適時定むるものとす

ハ、日本製鐵株式會社の硫安は同社と當社との間に協定せる買入價格に基き前記販賣價格の範圍内に於て之を定むるものとす

前項以外の副産硫安に付ては其の成分、品質を基準として右價格に準じ當社に於て適當に定むるものとす  
前二項の場合に於ては實施前政府に届出づるものとす

三、販賣價格中には配給調整並に生産確保等の資金として三七・五匁に付金四

錢を包含するものとす

但し右資金運用方法に就ては豫め政府の承認を受くるものとす(製造家に拂戻す)

四、指定販賣店を通じて販賣せられたる場合には前記販賣價格中より割戻手数料として三七・五匁に付金二錢を指定販賣店へ支拂ふものとす

五、實施期日 商工、農林兩大臣認可の日  
六、實施期間 昭和十四年十二月三十一日迄

▲日本硫安株式會社指定小賣最高價格

一、昭和十四年八月乃至十二月各月渡硫安の基準受渡場所「内地各驛(省線及直通連帶社線)、主要港又は工場より直接配給し得る各港」に於ける小賣最高價格は三七・五匁入一匁に付右受渡場所に於ける當社販賣價格の金十二錢増とす、但し基準受渡場所以外に於て受渡を爲す場合は別に運送費其の他の實費を加算し得るものとす

二、(一)當社指定販賣店の販賣價格は當

社販賣價格に依るものとす

(二)卸賣商人より小賣商人へ及道府縣産業組合聯合會より市町村産業組合への卸賣價格は當社販賣價格に金四錢以内を加算したる價格とす

三、販賣條件に付ては當社販賣價格の條件に準ずるものとす

四、實施期日 商工、農林兩大臣認可の日  
五、實施期間 昭和十四年十二月三十一日迄

硫安肥料製造業組合

重要肥料業統制法の規定に基き左記の十四製造會社によつて硫安肥料製造業組合が結成されてゐる。

- △新潟硫酸株式會社(合成法、水性ガス、年産二萬五千匁)本社(新潟市關屋一、六八六番地)石山工場(新潟縣中蒲原郡石山村)能力は十二年現在(以下同)
- △日本窒素肥料株式會社(合成法、電解法、年産七萬五千匁)本社(大阪市北區宗是町一番地)水俣工場(熊本縣葦北郡水俣町)
- △日本製鐵株式會社(副生法、五萬匁)

本社(東京市麴町區丸ノ内二丁目廿番地)八幡製鐵所(福岡縣八幡市枝光)

輪西製鐵所(室蘭市輪西町)釜石製鐵所(岩手縣釜石町)廣畑製鐵所(兵庫縣)

△東洋高壓工業株式會社(合成法、水性ガス十八萬二千匁、コークス爐ガス九萬五千匁)本社(東京市日本橋區室町二丁目一番地一)大牟田工場(福岡縣大牟田市新開町二番地)彦島工場(下關市大字彦島西山地先海面埋立地)

△旭ベンベルグ絹糸株式會社(合成法、電解法、五萬四千匁)本社(大阪市北區宗是町一番地)延岡工場(宮崎縣延岡市大字恒富)

△日産化學工業株式會社(合成法、水性ガス、七萬七千匁、電解、八萬九千匁)本社(東京市芝區田村町一丁目二番地)

富山工場(富山縣婦負郡速星村笹倉)

△宇部窒素工業株式會社(合成法、石炭完全ガス、二十四萬匁)本社(山口縣宇部市大字小串第一、九七八番地)宇部工場(同上)

△矢作工業株式會社(合成法、電解、六萬匁、水性ガス、五萬匁)本社(名古屋

屋市東區東片端町二丁目)名古屋工場(名古屋市港區昭和町)

△電氣化學工業株式會社(石灰窒素法、十萬二千匁)本社(東京市麴町區有樂町一丁目一〇番地)青海工場(新潟縣西頸城郡青海町)大牟田工場(大牟田市新開町)

△昭和電工株式會社(合成法、電解、十五萬匁、水性ガス、十八萬匁)本社(東京市京橋區寶町一丁目七番地)川崎工場(川崎市扇町二八番地)

△住友化學工業株式會社(合成法、水性ガス、二十二萬三千匁)本社(大阪市東區北濱五丁目二番地)新居濱工場(愛媛縣新居郡新居濱町)

△多木製肥所(合成法、コークス爐ガス五萬匁)本社(兵庫縣加古郡別府町)工場(兵庫縣加古郡阿間村)

△日本化成工業株式會社(合成法、發生爐ガス、八萬匁)本社(東京市麴町區丸ノ内二丁目四番地)黒崎工場(福岡縣八幡市大字藤田)

△大日本特許肥料株式會社(合成法、五萬匁)本社(東京市坂東區大島町七の九一五)横濱工場(横濱市鶴見區大黒

町三五)

近く硫安肥料製造業組合に加入すべき會社(十四年十一月現在)

△日本水素工業株式會社(合成法、五萬匁)本社(東京市麴町區大手町二ノ八)

△小名濱工場(福島縣石城郡小名濱町)

△日東化學工業株式會社(同上)本社(東京市麴町區丸ノ内二ノ一八)八戸工場(青森縣八戸市小中野町)

△朝日化學工業株式會社(合成法、十萬匁)本社(東京市芝區田村町二ノ一五)秋田工場(秋田市茨島)

組合外製造會社(全部副生法)

△三井鐵山株式會社 大牟田工場(福岡縣大牟田市) 田川工場(福岡縣田川郡伊田町)

△東京ガス株式會社△大阪ガス株式會社

△横濱市ガス局△横濱コークス株式會社

△日本網管株式會社(合計一萬五千匁)

朝鮮に於ける製造會社

△朝鮮窒素肥料株式會社(合成法、水電解、四十五萬匁、發生爐、五萬匁)朝鮮興南工場△日本製鐵兼二浦工場(副生法、



五千五百噸)

今日の硫酸工業は單なる肥料製造會社ではなく、アンモニア、水素、酸素、硫酸を諸種に利用する一大化學工業會社であり、石炭法により副生されるタール、ペンゾール等々重要製品の生産者でもある。今日硫酸會社が生産してゐる化學工業製品を簡単に紹介すると次の様な他方面に亘つてゐるのに一驚を喫する。

- 一、ペンベルグ人絹、二、液化アンモニア、三、硝酸、四、硝酸アンモニア、五、鹽化アンモニア、六、炭酸アンモニア、七、尿素、八、タール、九、ピッチ、十、クシオソート、十一、ペンゾール、十二、メタノール、十三、カーバイド、十四、石灰窒素、十四、過磷酸肥料、十五、硫酸、十六、合成醋酸、十七、アセトン、十八、硬化油、十九、石鹼、二十、酸素

### 過磷酸石灰

過去に於ける磷礦石の需給

磷酸肥料の原料は磷礦石と硫化礦であ

年度	輸入	移出	合計
大正十二年	一七〇、九〇五	一〇三、〇五八	二七三、九六三
同 十三年	二七九、六二二	一四三、三四三	四二三、九六五
同 十四年	二七七、五二一	一八〇、六八〇	四五八、二〇一
昭和元年	四三〇、七二五	一四八、二九五	五七九、〇〇〇
同 二年	四三八、九〇〇	一九三、三七二	六四二、二七二
同 三年	四五一、九四九	九六、八三七	五四八、八二一
同 四年	五三三、六四九	六〇、三四四	五九三、九九三
同 五年	五五七、九三七	五七、七九三	六一五、七三〇
同 六年	三九九、五七〇	四三、四〇〇	四四二、九七〇
同 七年	五五九、八四六	七一、一三八	六三〇、九八四
同 八年	六七八、八〇三	一〇四、八〇五	七八三、六〇八
同 九年	六九八、九七七	一〇五、八六九	八〇四、八四六
同 十年	七九八、二七五	一五〇、七八三	九四七、〇五八
同 十一年	八七一、一七二	一九九、八九四	一、〇七一、〇六六

### 磷礦石輸入表

つて、硫化礦は目下の處自給自足が可能な状態にあり問題にならない。然し磷礦石は多分に事情を異にしてゐる。我國に於ける過磷酸肥料の製造は遠く明治二十一年に其の源を發するが、爾來磷礦石は専ら海外に供給を仰いでゐる。今參考迄に大正十二年以來の我國磷礦石の輸入表を左に掲示しよう。

### 過磷酸生産額(大正十二年以降)

年度	生産額
大正十二年	五〇七、〇〇〇
同 十三年	五九三、三三五
同 十四年	六七三、八〇〇
昭和元年	七八六、二六三
同 二年	九三四、八三八
同 三年	九二六、一七五
同 四年	九四七、二〇四
同 五年	九五七、一五九
同 六年	八六二、四〇一
同 七年	一、〇四一、四九七
同 八年	一、一六、五七三
同 九年	一、二六、一四九
同 十年	一、三三、六二六

### 過去に於ける過磷酸の需給

我國に於ける磷酸肥料は遠く明治二十一年大日本人造肥料釜屋堀工場にて米國磷礦石を使用して製造されたのが嚆矢と云はれ、化學三肥料中最古の歴史を有つてゐる。

本肥料の輸入は皆無であり、反對に相當量の輸出を行つてゐる。

### 過磷酸輸出表

年度	輸出	移出(臺灣)
大正十二年	一四、七二六	一四、七二六
同 十三年	二七、二五五	二七、二五五
同 十四年	三四、〇五四	三四、〇五四
昭和元年	三三、七七八	三三、七七八
同 二年	三九、九四八	三九、九四八
同 三年	四一、九九三	四一、九九三
同 四年	三八、九六五	三八、九六五
同 五年	三五、〇九五	三五、〇九五
同 六年	五四、二九二	五四、二九二
同 七年	八、〇〇〇	八、〇〇〇
同 八年	一〇六、八五一	一〇六、八五一
同 九年	一一、五五九	一一、五五九
同 十年	二九、二六一	二九、二六一
同 十一年	二六、三五三	二六、三五三
同 十二年	三二、七九六	三二、七九六

### 十四肥料年度の磷礦石需給

磷礦石の需給年度は歷年度であり、肥料年度は其の年の八月に始まり翌年の七月に終る一ケ年を指す慣しである。然るに會計年度は周知の如く四月に始つて翌年の三月に終る關係上磷礦石の輸入爲替は會計年度で取扱はれてゐる等斯く一ケ

### 十三年度磷礦石輸入表

(大日本磷礦會社調査)

産地	數量
クリスマス	一〇三、九三三
オーシヤン	四〇、〇七九
マカテア	九二、一五八
モロツコ	一九、九一三
フロリダ	一六二、九七六
コシヤ	一〇〇、五八一
サファジヤ	三〇、〇一三
ガフサ	八、八三三
計	六二八、四六八

産地	數量
アンガウル	一〇五、一三三
ベリリュウ	一七、四三〇
ファイヌ	一四、二一七
ロサ	一一、〇九五
ラサ	一一、一三〇
トコ	一一、七九二
ラサ	四七、六二六
ラサ	五〇、九七二
北東島	三〇、九四七
ペリリュウ	一〇、五九五
グリメス	七四六
サイパン	五、五四〇
計	二九八、二八八



十四年度の輸入実績はまだ年度の中途であつて判明しないが、大體移入三十萬噸、輸入七十萬噸合計百萬噸と見られてゐる。

磷礦石の輸入は専ら、三井物産、三菱商事、日産化學工業の三社がこれに當り、輸入磷礦石懇話會を組織、當局により配給統制、即ち一、輸入業者別、輸入割當二、國內産及外國産の内外地別割當及内地に於ける業者別割當、三、價格統制の指示を受けこれが執行機關たるの役割を演じ來つた。移入物は南洋拓殖、南洋興發、ラサ工業、大日本製糖が採掘し當局の指示によりそれらに配給を行つて來つた。然るに當局は磷礦石の統制を更に強化するため輸移入業者を包含した配給會社の設立を企圖、着々其の準備を進め十四年夏大日本磷礦株式會社なる國策配給會社を創立した。

當局は十四年十二月關係各省及び輸移入業者、需要者よりなる第一回磷礦石需給調整協議會を開催、一、需要者別配給割當、二、基準價格を決定したので、新會社は次の如き同社買取並に販賣價格を決定發表した。

一、國內産普通磷礦石購入價格(適當) (鐵礬土含有量を考慮したF、O、B、價格)	アンガール	四一圓五六錢
	ファイブ	三七圓八一錢
	ペリユ	三九圓二八錢
	トコベ	二八圓二八錢
二、右入着販賣價格		
	十月以降三月	
	アンガール	五七圓四二錢
	ファイブ	四二圓六五錢
	ペリユ	五四圓八五錢
	トコベ	三二圓七四錢
	三、輸入磷礦石入着販賣價格	
	十月以降三月	
	オーシャン	六〇圓三九錢
	クリスマス	五九圓六七錢
	マカテア	五七圓四四錢
	フロリダ	四八圓六二錢
	コシヤ	四六圓三一錢
	サファジャ	四五圓三五錢
	十月以前の價格はオーシャン、ナウル、クリスマス五十三圓五十錢、マカテア五十二圓五十錢、フロリダ、コシヤ、サファジャ三十八圓五十錢であつて低度磷礦は	
	四月以降七月	
	オーシャン	五九圓四九錢
	クリスマス	五八圓七九錢
	マカテア	五九圓五九錢
	フロリダ	四七圓九一錢
	コシヤ	四六圓三一錢
	サファジャ	四五圓三五錢
	十月以前の價格はオーシャン、ナウル、クリスマス五十三圓五十錢、マカテア五十二圓五十錢、フロリダ、コシヤ、サファジャ三十八圓五十錢であつて低度磷礦は	

約一割五分乃至二割の引上げとなつた。國內産特殊磷礦價格は、拓務省對農林、商工省間の意見對立が解消しなかつたので第一回協議會では遂に決定を見ず次回に繰越された。

海外依存から一步も出ない磷礦石は、他の同じ事情にある物資と同様第二次歐洲動亂の影響を尠ならず受けた。即ち歐洲動亂以來地中海、紅海、アメリカ方面の磷礦石積取りが、外國トランパの不足或は備船難等のため、著るしく不安状態に陥り、その對策として關係方面では此の地方からの輸入を我國に近接する地方—太平洋諸島の産地に振替を計畫、配船協議會にて數度に亘り輸送に關する具體的配船を協議の末十一月次の如く確

定した。フロリダ約八萬噸、コシヤ五萬噸、サファジャ三萬噸、計十六萬噸の既定輸入計畫を、フロリダ五萬噸、オーシャン、マカテア十一萬噸、合計十六萬噸、然してこれが輸送に就きフロリダ物は三菱商事オーシャン、マカテア物は海運自治聯盟側で配船、何れも十五年一月を最終積の手配と決定した。

### 十四年度過磷酸の需給

参考のため過去二ヶ年の需給數字を掲げれば左の如くである。

昭和十二肥料年度(自十二年八月至十三年七月)需給実績は供給量に於ては生産高一四六萬噸、在庫高一七萬噸、合計一六三萬噸で需要量は内地需要一三八萬噸、繰越し二四萬噸、合計一六三萬噸である。尙ほ昭和十三肥料年度(自十三年八月至十四年七月)需給実績は生産高一二六萬噸、在庫高二四萬噸、移入二萬六千噸、合計一、五二六、〇〇〇噸である。而して同年度の需要量は内地需要一三七萬噸、輸出八、一三〇噸、移出一八九、一六八噸、合計一、五六七、二九八噸である。

### 過磷酸生産高

昭和十四年一月	八〇、四三三
二月	八八、七三三
三月	八三、九七三
四月	一〇八、七三三
五月	一八六、〇三四
六月	一六三、五七八

化學工業

七月

一元、四八

〃

八月

一七、八四二

〃

此の工業部門に於ける十四年度の生産事情を概観するに、會計年度を基準にして考察すると、磷礦石の輸入手當は、年度半ばの秋九月歐洲動亂の勃發、或は爲替リンクの變更による邦貨建値の下落等があつたにも拘らず、關係方面の對策よろしくを得て兎に角年初計畫の遂行に遺憾がなかつた。然し一方他の生産條件に目を向けると、全國的電力不足の餘波を蒙り供給電力の制限或は石炭割當量不足等により尠ならず生産力の割約を受け或は又農村勞働力不足のため吠の生産減退し製品出荷の圓滑を缺く等、多難な一年であつた。

農林省が決定した本年度八一十二月の第一次各府縣割當豫定總額は四〇二、七三二噸であつて、十三年の消費実績に比較し一萬噸の増加となつてゐる。

### 十四年度過磷酸肥料價格

磷酸肥料價格の建方、決定方法は硫酸、石炭窒素と同様である。上半期、下半期を通じて、業者は値上を要望したが、製

造家仕切價格は磷酸一六%物一圓九十八錢、磷酸一九・七%物二圓十七錢据置と決定された(何れもレール渡、一噸十貫入)磷酸肥料配給會社以下の販賣價格は次の如く指定された(過磷酸肥料は含有磷により二十九種類の多きに達し、其の一銘柄毎に價格が決定されてゐるが、此處では標準格のみを掲出する。)

△磷酸肥料配給株式會社の販賣價格十九三錢、十六%二圓十七錢、十九%二圓三十三錢、十六%二圓十七錢

△配給會社指定特約店の販賣價格

イ、卸賣商又は道府縣産業組合聯合會に賣渡す場合II配給會社の販賣價格に金二錢を加算したる價格

ロ、小賣商又は市町村産業組合に賣渡す場合II配給會社の販賣價格に金六錢を加算したる價格

△卸賣商、若しくは道府縣産業組合聯合會が、小賣商又は市町村産業組合に賣渡す場合の販賣價格II配給會社の販賣價格に金六錢を加算したる價格

△小賣價格II配給會社の販賣價格に金十

四錢を加算したる價格



### 過磷酸肥料製造業組合

本肥料製造工業は化學三肥料中、我國に於て最古の歴史を有し、且早くから自給自足の状態にあるのみか、相當量の海外輸出をさへ營み來つた。されば製造業者は相計り明治四十年來人造肥料聯合會（明治四十年十二月創立）過磷酸同業者會（明治四十三年六月）を組織し斯業の發展に寄與する處あつたが、昭和五年九月臨時産業合理局内に設置された過磷酸肥料工業改善委員會の決定に基き、重要輸出品工業組合法に據る過磷酸肥料工業組合を新設することとなり、昭和五年十二月創立總會を開催、翌六年五月商工省より設立認可を受けるに及び昭和八年五月前記二團體は解散するに至つた。

昭和十一年十一月重要肥料の生産及び販賣の統制を規定する「重要肥料業統制法」が制定實施されるや、新法の規定に従ひ同年十二月二十四日付を以て全業者を網羅する過磷酸肥料製造業組合を設立同時に過磷酸肥料工業組合は解散された。現在の組合員は左の二十三社である（○印は硫安も製造）

○新潟硫酸株式會社（新潟市關屋）日東硫酸株式會社（東京市江戸川區平井町）日東肥料株式會社（東京市京橋區三の二片倉ビル）○日産化學工業株式會社（東京市芝區田村町一の六）東洋化學工業株式會社（尼崎市西高洲町九二）大阪アルカリ肥料株式會社（大阪市東區高麗橋四の三五）神島人造肥料株式會社（大阪市北區中之島二の二五）○大日本特許肥料株式會社（東京市城東區大島町五の四五）太陽化學肥料株式會社（東京市深川區白河町一の二七）○多木製肥所（兵庫縣加古郡別府町）ラサ工業株式會社（大阪市西淀川區高見町一の六四）村林興業株式會社（東京市深川區佐賀町一の三〇）吳羽紡績株式會社（大阪市東區安土町一の五一）小浦製肥所（大阪市西區上通三の三一）帝國人造肥料株式會社（大阪市大正區船町一〇）○朝日化學肥料株式會社（尼崎市東初島二七）齊藤硫酸製造所（大阪市大正區船町七）昭和産業株式會社（廣濱市鶴見區大黒町二一二）昭和人造肥料株式會社（尼崎市西松島町九三）全國肥料株式會社（東京市城

東區大島町七の七五三）合名會社菅沼商會（尼崎市築地北濱三の三三）○住友化學工業株式會社（大阪市東區北濱五の二二）末廣肥料株式會社（東京市城東區大島町七）

我國の本肥料年産能力は二百萬噸を突破すると稱され、過磷酸肥料製造に不可缺の硫酸は本肥料製造會社自身が自給自足するのみか我國市販硫酸の殆ど全部は本業者の製造にかゝるものである。

### 石灰窒素

過去の需給 石灰窒素は化學肥料と云つても前記二肥料とは趣を異にし生産數量も遙に小額であり、現在製造會社も僅に七社に過ぎない。我國に於ける其の歴史は過磷酸肥料、硫安よりは新しい。即ち明治四十三年日本窒素が熊本縣水俣町に石灰窒素工場を建設製造を開始したのが嚆矢であつて、硫安が大正十三年合成アンモニア法により製造を開始されるまでは、石灰窒素法硫安の原料としても供給されてゐた。現在石灰窒素法による硫安製造は電化一社であつて一ヶ年六萬

乃至七萬噸を生産してゐるといはれてゐる。

大正十五年頃迄は石灰窒素は、硫安と略ぼ同じ生産數字を示して來たが、昭和年代に這入るや急激なる硫安の發展に抗すべくもなく、爾來其の年産量は多大の懸隔を生ずるに至つた。過去の生産量は次表の如くである。

### 石灰窒素生産高（單位噸）

大正十二年	111,000
同十三年	121,688
同十四年	135,335
昭和元年	140,663
同二年	150,413
同三年	159,938
同四年	161,157
同五年	228,383
同六年	268,042
同七年	280,583
同八年	333,409
同九年	497,253
同十年	560,633
同十一年	590,398
同十二年	633,508

同十三年

### 内地消費並輸移出入表（單位噸）

年度	内地消費	移出	輸出入
昭和二年	127,552	不明	不明
同三年	163,695	不明	不明
同四年	175,914	不明	不明
同五年	231,956	不明	不明
同六年	268,448	不明	不明
同七年	277,633	不明	不明
同八年	266,535	不明	不明
同九年	269,071	31,333	不明
同十年	333,171	35,766	1,675
同十一年	340,119	46,779	1,275
同十二年	366,251	35,133	718
同十三年	366,583	18,185	2,096

（註、移入は十三年に十八噸のみ）

### 外地（朝鮮臺灣）需給高

年度	生産	移入	輸出
昭和八年	—	19,924	—
同九年	—	28,449	—
同十年	—	38,659	—
同十一年	6,399	47,569	476

### 過去の價格（卸賣相場適當）

大正十三年	165圓
同十四年	168圓
同十五年	146圓
昭和二年	126圓
同三年	107圓
同四年	113圓
同五年	83圓
同六年	60圓
同七年	71圓
同八年	83圓
同九年	78圓
同十年	86圓
同十一年	84圓
同十二年	62圓
同十三年	87圓

### 十四肥料年度の需給

農林省では十四年八月—十二月の石灰窒素各府縣配給割當出總額を七一、二七八



應と決定(十三年實績と同額)其の旨各地  
方長官宛、臨時農村對策部長名を以て通  
牒を發したが、其後これを七一、〇〇〇  
應と改訂した。處が石灰窒素肥料製造業  
組合が農林當局に提出した第一回十四肥  
料年度(十四年八月—十五年七月)製造  
豫定數量は十八萬四千四百五十應と云ふ  
驚くべき減産數字を示した。前年同期の  
生産實績二五萬三千八百八十六應と比較  
して實に六萬九千四百三十六應の減産豫  
告である。

然るに本肥料工業への供給電力量は八  
月以來更に悪化し、第一回生産豫定量の  
確保困難が憂慮される事態に當面したの  
で、組合では再度將來に於ける生産數字  
を再検討の結果、第一回豫定より更に三  
萬餘應減の約十五萬應と決定、其の旨農  
林當局に通達した。前年同期に比較して  
實に十萬餘應の減産に當る數字である。  
十四年十二月組合の計算によると十四年  
八月—十二月の出荷豫定數量七萬一千應  
の内、出荷済五萬四千四百六十三應、出  
荷不足一萬五千五百三十七應であつた。

### 十四肥料年度の價格

七一十二月價格は、一袋(二二・五應)  
六貫匁工場仕切價格一圓八十五錢、卸賣  
價格、前記價格に五錢七厘を加算したる  
價格、即ち一圓九十錢七厘、小賣價格、  
工場仕切價格に十一錢を加算したる價格  
即ち一圓九十六錢

但し一、右販賣價格は製造工場、全國  
省線又は直通連帶社線各驛及主要港渡  
價格である。  
二、前項受渡場所以外に於て受渡を爲  
す場合は別に運送費其の他の實費を加  
算し得るものである。  
本肥料價格は、他の二化學肥料と同様  
農林、商工兩大臣(下半年より農林省の  
專管となる)の指定價格になつてゐる。

### 石灰窒素肥料製造業組合

重要肥料業統制法の規定に基く組合で  
あつて、昭和十一年十二月二十四日設立  
され、現在左の七社を以て構成されてゐ  
る(各社生産能力はカーバイド工業の項  
参照のこと)  
揖斐川電氣株式會社(岐阜縣大垣市北  
切石町)日本カーバイド工業株式會社  
(東京市麹町區丸ノ内丸ビル)北海電

化學株式會社、電氣化學工業株式會  
社(東京市麹町區有樂町一、三信ビル)  
大同肥料株式會社(福井縣南條郡武生  
町)信越窒素肥料株式會社(東京市麴  
町區丸ノ内丸ビル)昭和電工株式會社  
(東京市京橋區寶町味の素ビル)  
本肥料はカーバイドに、空中窒素を固  
定吸収せしめて製造するのであつて、カ  
ーバイドそれ自體が市販され、然も戦時  
下カーバイドの需要が旺盛であり、著し  
く需給逼迫せることは、カーバイド工業  
の項にて記述せるが如くである。されば  
肥料行政が、農林、商工兩省管轄より、  
農林省專管に移讓されるに及び、石灰窒  
素原料カーバイドと、それ以外のカーバ  
イドの數量とに就ては兩者間で協議決定  
することに申合せが成立した。

## 曹達工業

### 工業鹽(原料鹽)

工業鹽の供給地 我國の曹達工業  
は、原料鹽を悉く外國に仰いでゐる。我

國に曹達工業が移植されたのは明治十八  
年ルブラン法によるそれを嚆矢とする。  
當時原料鹽の供給は、曹達工業それ自體  
が萌芽時代であつたためその消費量も  
僅少であつたので、國內産鹽で充分であ  
つたらしい。

工業鹽を外國に仰いだ濫觴は大正四年  
米國より二十四噸の輸入であり時恰も第  
一次歐洲戰亂の影響を受けて、我國曹達  
工業界に、從來のルブラン法のみによる  
企業が大正四年六月には電解法、同六年  
一月にはアンモニア法による製造工場が  
各一社宛出現操業を開始、此處に初め  
て、低廉、良質の原料鹽供給が我國曹達  
工業に切實なる問題となつて來た。  
大正四年米國鹽輸入(食料鹽としての  
輸入は明治時代既に其の實績がある)に  
始まる我國工業鹽の外國依存歴年量は左  
表の如くである。(單位應)

大正四年	二四
同五年	六七
同六年	一八、〇九一
同七年	三六、二一五
同八年	五三、二二六
同九年	四四、二四六

### 化學工業

同十年	五四、九四四
同十一年	五九、九四八
同十二年	五七、六六五
同十三年	六八、七〇五
同十四年	七七、四三六
昭和元年	九三、九〇一
同二年	一〇四、三三〇
同三年	一四三、七八四
同四年	一八九、三五八
同五年	一九九、九一九
同六年	三九九、五三〇
同七年	四四〇、七三八
同八年	七三三、六〇〇
同九年	一、〇二六、五二九
同十年	九九二、六三一
同十一年	一、〇八六、五五八
同十二年	一、五五三、五三二

これが供給地別輸入初年度を調べて見  
ると、米國大正四年、青島大正六年、佛  
領印度支那大正七年、エジプト、スベ  
イ共到大正八年、伊領ソマリランド昭和  
六年、エリトリア昭和七年、蘭領ジャバ、  
佛領ソマリランド共に昭和八年、滿洲國  
昭和八年、北支長蘆鹽昭和十一年、海州  
鹽昭和十四年と云ふことになつてゐる。

以上の輸入先を我國との距離により遠  
海鹽と近海鹽、準近海鹽に別けて取扱つ  
てゐる。即ち工業鹽の供給地中我國に接  
近してゐる滿洲國、北支長蘆、青島、海  
州鹽を近海鹽と稱し、蘭領ジャバ、佛領  
印度支那方面産鹽を準近海鹽、其の他の  
米國、地中海、紅海沿岸産鹽を遠海鹽と  
唱へてゐる。  
昭和八年以降輸入鹽の遠海、近海、準  
近海鹽別數量は次の如し。(單位應)

昭和八年	一九二、八〇〇	一〇四、七八四	四三三、〇一六
同九年	三三三、四七六	五二、七七一	六四一、三三六
同十年	三二五、七四四	九四、五六六	五八二、三三二
同十一年	五六六、九三三	二七、七三四	四九一、八七一
同十二年	七八一、二五二	一五三、二一九	六三〇、二二七

### 十四年度の需給

十三年度以降は物動計畫のため具體的  
數字の發表を當局は中止してゐるので詳  
細は判明しないが、我國曹達工業の生産  
能力並に曹達類の需要等から推して、百  
五六十萬應程度と見るのが妥當か。年初  
に於ける近海鹽輸入計畫量は大體次の如  
きものであつた。(單位應)



△臺灣四〇、〇〇〇△關東州一四〇、〇〇〇△長蘆三〇〇、〇〇〇△青島一〇〇、〇〇〇△海州一〇〇、〇〇〇  
昭和十一年以來當局は工業鹽の遠海運依存状態を脱脚、専ら近海運にて其の八割を確保する方針のもとに種々對策を考究し同年九月第一次近海運増産五ヶ年計畫を樹立、翌十二年十二月これを訂正、第二次五ヶ年計畫を確立する一方、十一年度に於ては所要量の五割を確保、從來三割に充たぬ状態であつたのが著しく改善された。

五ヶ年計畫によると、昭和十六年度に於ける我國工業鹽の所要額を二百五十萬噸と推定、其の八十%二百十萬噸を近海運にて供給、其のため臺灣二十五萬噸、關東州六十萬噸、滿洲國四十五萬噸、長蘆四十萬噸、山東四十萬噸の供給能力に各鹽田を擴張、整備することとなつてゐる。

近海運 十四年度の近海運供給計畫は、前掲の如き數字であつて、全工業鹽の約四割五分見當である。本年度に於て特筆大書すべきは、中支海州鹽の初登場であらう。海州は早くから鹽の産地として

我國にも傳へられてゐた處であるが、同地の我軍による占據により軍部、專賣局との間で、堆積鹽の内地搬送が計畫され工業鹽として十萬噸の輸入計畫が確定するに及んだ。概して本年度の近海運は好天氣に恵まれ豐作を唱へられてゐたが、夏期に入るに至つて臺灣は悪天氣續き殊の外不作で、計畫數量は遂に一萬も搬送されず、海州、青島は共に、九月に北支沿岸一帯を襲つた暴風雨に甚だしき被害を受けこれ亦豫定計畫の輸入を見るに至らなかつた。左に産地別狀況を一瞥する

一、長蘆鹽 本鹽田は事變以來興中公司鹽業部が軍の依託を受けて經營に任じ來つたが昭和十四年八月二十二日華北鹽業股份有限公司に資本金二千五百萬圓(五分の二拂込)出資割合北支開發一千七百五十萬圓、臨時政府七百五十萬圓が創立され、長蘆鹽田經營の一切は擧げて興中公司より新會社に引續がれるに至つた。本鹽田も九月北支一帯を襲つた暴風雨のため鹽田に海水の侵入を受け相當の被害を受けたが、豫定計畫數量の内地搬入は確實視されてゐる。

二、青島鹽 年初約十萬噸の工業鹽輸入計畫が樹立されたが、事變の影響を受け現地に於ける荷役條件不明のため同鹽經營者たる山東鹽業と、山下、大同、三井、三菱、大阪商船、東亞の各船會社との間にランニング問題で意見の一致を見ず、やつと七月下旬に至つて遼寧省、專賣局の斡旋により、積ラン一千六百噸、デマレージ二十五錢、デスパツチ三分の一の條件で妥協の成立を見、八月より内地輸送を開始することになつた。處が九月の大暴風雨の被害殊に甚しく堆積鹽の流失、鹽田の損壞等、其の慘狀目を掩はしめるものがあると言はれ、海州鹽と同様豫定輸入量の約三分の一以下が搬送されたに過ぎず、鹽田の損壞は十五年度の産鹽にも尠なからざる影響を與へるものと悲觀されてゐる。

三、海州鹽 海州鹽の内地輸入に就ては初め專賣局に於ても、同鹽の内地輸送は初めてであること、治安の恢復が充分でないこと、積荷條件不明等のため十萬噸の輸送に對し危惧の念を抱いてゐたが、數次に亘る船會社との折

衝により次の如くスケジュールの決定を見た、

▲輸入計畫

月 割	數量
六月 月	二、五〇〇噸
七月 月	一、七〇〇噸
八月 月	一、六、五〇〇噸
九月、十月 月	各一七、〇〇〇噸
十一月、十二月 月	各一六、〇〇〇噸
計	一〇〇、〇〇〇噸

然るに本鹽も、青島鹽と同様暴風雨による堆積鹽の流失被害、治安情勢の悪化、支那奥地へ食鹽にして供給等のため豫定計畫を變更せざるを得ない餘儀なき事情に立至つた。勿論十五年度の輸入は覺束ないものと觀測されてゐる。輸入実績は次の如し。

六月以降十月累計二萬五千噸、十一月五千噸、十二月三千噸。  
鹽價は適當り門司渡十九圓九十四錢と決定を見た。本鹽田は一時現地派遣軍の管理する處だつたが、其後具體的開發計畫が日支間に樹立、資本金五百萬圓(四分の一拂込)、出資中支振興會社百五十萬圓、東拓、大日本鹽業百萬

圓、維新政府二百五十萬圓の華中鹽業股份有限公司が八月廿一日上海に成立海州鹽の開發、増産對策は専ら新會社が擔當することになつた。

四、滿洲國鹽 本鹽田は十四年度の輸入計畫には繰り込まれてゐなかつたが前記の如く青島、海州、臺灣鹽の豫定數量確保が不量の災害のため艱難を來たしたので、これを補ふため急遽本鹽の輸入を計畫、專賣局より國府收納課長が渡滿、同國政府と折衝の結果、約五萬噸の確保に成功、十一月一杯に臨時配船を以て積取を終了した。本文脱稿迄鹽價未定各月輸入量次の如し。  
九月五千六百噸(三隻)、十月二九、二〇噸(十隻)、十一月一二、八〇〇噸(四隻)

五、關東州鹽 本鹽田も亦暴風雨の被害を受け堰堤等の流失するものがあるが收獲は未曾有の豐作と稱され、十三年度の四十二萬噸に比し遙にこれを上廻る約七十萬噸の採取可能が見込まれるに至つた。従つて他被害鹽田の損失を本鹽田がカバーする役を買つて出るのは當然の歸結であらう。專賣局

では九月、年初の計畫に更に約十萬噸を追加、合計約二十四萬噸の工業鹽内地移出を實行に移した。

六、臺灣鹽 夏季旱天期雨に見舞はれ極度の不作全然搬入を見なかつた。遠海運 十四年度の遠海運は近海運に劣らざる波瀾重疊の一年であつた。本年度遠海運依存は約六割見當か輸入先は北米、西班牙、アレキサンダー、チニス、伊領ソマリランド、アデン、佛領ソマリランド、スマタン、エリトリア等である。準近海には、佛印のカナ、ジャバ等がある。

十四年秋第二次歐洲動亂勃發するや歐洲の形勢混沌として、我國の遠海運手當も甚だ不安視され一時曹達工業界は憂色に閉ざされた。産鹽地の情勢變化よりも輸送船舶の手當が困難視されたからである。交戦國は自國船を軍事輸送に引上げる懸念が多分にあり、中立國船ですらこの憂ひなしとしない。然も航海は甚だ危険な情態に曝されてゐる。此處に於て外鹽輸入協會では、地中海、紅海の既定産鹽地に萬全の處置を講ずる一方これに代置し得る産鹽地、即ち南米、濠洲、近東



諸國等を物色、其れ等諸國の産鹽事情を具體的に調査、曹達工業家と萬一に備へる對策を考究、專賣局に於ても事態容易ならずとして輸入業者を招致、種々協議する處があつた。然し時日の経過と共に地中海沿岸鹽の積取、輸送にも見透しがつき、豫定數量確保には支障を來さざることが明にされたので、新規産鹽地からの輸入計畫は一先づ打消へとなつた。歐洲動亂が遠海鹽に與へた直接の具體的影響は鹽價の昂騰である。これを具體的數字を以て示すと次の如くである（最高と最低を表示す。單位適當）

回数	最高	産地	最低	産地
一回	六、五〇	カ	一、八	アデン
二回	二五、九〇	ジャバ	一、九	エリトリ
三回	二五、八五	ジャバ	二、〇	アデン
四回	二五、八五	ジャバ	二、〇	アデン
五回	二〇、五八	チユニス	一、九	エジプト
六回	二〇、五八	チユニス	一、九	アレキサンダー
七回	四、八八	スーダン	二、〇	アデン
八回	四、七八	スペイン	三、八	エジプト
九回	五、二	北米	四、三	エジプト

十回 四、三〇  
 四、三〇 エジプト  
 即ち二十箇前後の鹽價が戦亂を契機として一躍倍額の四十圓を突破した。勿論これは産地の鹽價が急騰したのではなく戦時保険、船賃の引上げが鹽價格に影響を與へ斯くは驚くべき昂騰となつたのである。

此處で當然問題となるのは、外鹽購入爲替資金と、外鹽輸入數量との調節である。物動計畫は、金か物か、何れを基準として樹立したか、鹽價の昂騰がそれだけ輸入數量の減少を來すこととなれば我國曹達工業に取つて由々しき一大事となる。

此の點に關し曹達工業界では相當憂慮してゐたかに見えたが、專賣局、爲替局間の數次に互る折衝の末、年初計畫の約一割程度の輸入減少に妥協が成立したの不幸中の幸とでも云ふべきか。

**産鹽並に輸入業者**

イ、近海鹽業協會、近海鹽業を經營してゐる華北鹽業、華中鹽業、大日本

鹽業、山東鹽業、臺灣製鹽、滿洲鹽業、同和鹽業、東洋拓殖の八社により組織され、事務所は大日本鹽業に置かれてゐる。

ロ、外鹽輸入協會、外鹽輸入業者により組織され加盟社は大日本鹽業、三井物産、三菱商事、岩井商店、化學鹽業の五社であつて、全輸入業者を網羅してゐる、事務所は前者と同様大日本鹽業内に置かれてゐる。

**曹達工業**

曹達工業は製法により、アンモニア法と電解法の二つに別けられてゐる。而して前者は、曹達灰、苛性曹達、後者は苛性曹達、晒粉、合成鹽酸、液體鹽素等を生産し、それら別箇の工業組合を結成してゐる。

**アンモニア法曹達工業**

我國に於てアンモニア法により曹達類の製造を營んでゐるのは左の七會社であつて十三年五月以來日本アンモニア法曹達工業組合を結成してゐる。組合員左の

如し旭硝子株式會社（東京市麴町區有樂町八重洲ビル）東洋曹達工業株式會社（本社、山口縣富田町、東京事務所、東京市京橋區銀座中島ビル）徳山曹達株式會社（本社、山口縣徳山市、東京事務所、東京市麴町區丸ノ内九ビル）日産化學工業株式會社（東京市芝區田村町）九州曹達株式會社（東京市麴町區大手町）宇部曹達株式會社（山口縣宇部市）川南工業株式會社（本社、長崎市梅香崎町、東京事務所、東京市麴町區丸ノ内九ビル）

工業組合は製品、即ち曹達灰、苛性曹達の協定販賣價格設定、原料鹽の共同購入、統制資材（鐵鋼、コムベアベルト、濾過布等）の配給を行つてゐる。然し製品販賣價格の設定は公定價格が施行されることになつたので、十四年十二月限を以て其の機能は一應停止された。

ア法各社の公稱生産能力並に製品（曹達工業に關聯のあるもの）は次の如くである。

- △旭硝子、公稱能力、年産曹達灰三五〇、〇〇〇 噸、苛性曹達一一〇、〇〇〇 噸（製品苛性、曹達灰、重炭酸ソー

ダ、セスキ炭酸ソーダ、純無水炭酸ソーダ、鹽化石灰）△徳山曹達、公稱年産能力、曹達灰三六五、〇〇〇 噸、苛性曹達八二、五〇〇 噸、セメント一、〇〇〇 噸（製品、苛性、曹達灰、セメント）△東洋曹達工業、公稱年産能力、曹達灰三六〇、〇〇〇 噸、苛性曹達二〇〇、〇〇〇 噸、製品、苛性、曹達灰、硅酸曹達）△日産化學（電解は別記）公稱年産能力、曹達灰二一、九〇〇 噸（苛性曹達一一、〇〇〇 噸（製品、曹達灰）△川南工業、公稱年産能力、曹達灰一八、〇〇〇 噸（製品、曹達灰）△宇部曹達、公稱年産能力、曹達灰七三、〇〇〇 噸、苛性曹達一八、〇〇〇 噸（製品、苛性曹達）△九州曹達、公稱日産能力、曹達灰五五、〇〇〇 噸（製品、曹達灰）

**電解法曹達工業**

此の製法による曹達製造業者は左記の二十八社（内一社は未營業）であつて、十三年六月日本電解曹達工業組合を結成した。組合はア法組合と同様、原料鹽の共同購入、統制資材の配給、苛性曹達協

定販賣價格の設定等を行つてゐるが、價格はア法組合の決定に便乗し來つた。電解法のアンモニア法と相違せる點は、苛性曹達の製造に當り必然的に發生する鹽素の利用方法の發展如何が、苛性曹達生産量を制約することである。目下鹽素の利用方法として、晒粉、合成鹽酸、液體鹽素等が生産されてゐる。これを更に詳述すると、電解曹達工業會社二十八社の苛性曹達年産能力は約二十一萬噸、晒粉製造社數二十二、年産能力二十萬噸、合成鹽酸十九社、十九萬噸、液體鹽素十四社、三萬噸である組合員左の如し。（十三年現在）

△日産化學工業株式會社（東京市芝區田村町一）△日本曹達株式會社（東京市麴町區大手町二）△昭和電工株式會社（東京市京橋區寶町一）△北海曹達株式會社（東京市日本橋區室町二ノ一）△保土谷化學工業株式會社（東京市芝區今入町三）△東洋化學工業株式會社（尼崎市西高洲町九二）△大阪曹達株式會社（大阪市西淀川區阿波堀通一）△大阪晒粉株式會社（大阪市此花區上島町）△尾崎染料化學工業所（岡山縣



兒島郡琴浦町)△鐘淵紡績株式會社(東京市向島區隅田町二)△鐘淵曹達工業株式會社(未稼行)(神戸市林田區御崎町一)△レリオン曹達株式會社(東京市日本橋區室町一)△鶴見曹達株式會社(東京市麴町區丸ノ内海上ビル)△南海化學工業株式會社(和歌山市杉の馬場二)△ラサ工業株式會社(大阪市西淀川區高見町一)△倉敷絹織株式會社(倉敷市元町四九七)△株式會社大和川染工所(堺市遠里山野町六八)△株式會社鐵興社(東京市京橋區京橋三丁目)△旭電化工業株式會社(東京市麴町丸ノ内三丁目)△旭ペンベルク絹糸株式會社(大阪市北區宗是町一)△株式會社齊藤硫磺製造所(大阪市北區梅田町九二)△錦華人絹株式會社(金澤市大豆新町一)△三井鐵山株式會社(東京市日本橋區室町二)△昭和曹達株式會社(東京市麴町區丸ノ内一)△四國曹達株式會社(名古屋市港區昭和町)△昭和和絹株式會社(東京市京橋區寶町)△株式會社鈴木商店(同上)△關東電化工業株式會社(東京市麴町區丸ノ内三丁目)

**曹達灰、苛性曹達生産高**  
(工場統計)

年次	生産高
昭和七年	五七、三三三
昭和八年	五七、八〇五
昭和九年	五七、三三三
昭和十年	五七、三三三
昭和十一年	五七、三三三
昭和十二年	五七、三三三

**曹達灰用途別消費高**  
(岩瀨氏調査による)

年次	苛性ソーダ	ガラス	藥品類	石鹼	炭マダ	染織其他
昭和七年	五五、〇〇〇	五、〇〇〇	一八、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一九、八〇〇
昭和八年	九五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五、〇〇〇	二二、六〇〇
昭和九年	一六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一八、五〇〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇
昭和十年	一八五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一五、〇〇〇	二七、〇〇〇

曹達灰の用途別消費量は、苛性化は別として、硝子工業が最大であり、次に藥品、石鹼の順となつてゐる。之を十三四年と比較して見ると次表の如くである

**十三年度並に十四年度用途別消費比較表**  
(千匁)

用途	十三年	十四年(△印減)
硝子	四、	一、二六
藥品	二、八	四、五三〇
石鹼	七、九	一、六〇

**苛性曹達生産高**  
(工場統計)

年次	電解法	苛性化法	計
昭和五年	二六、五三九	八、一九九	三四、七三九
昭和六年	三〇、九三二	一七、五四四	四八、五三六

年次	人絹用	染料	石鹼	晒業	其他
昭和七年	四六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一四、六〇〇	九、六〇〇	六、三〇〇
昭和八年	五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
昭和九年	七六、〇〇〇	二六、一〇〇	三〇、五〇〇	一七、五〇〇	一三、〇〇〇
昭和十年	一一〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三六、八〇〇	二二、〇〇〇	一五、七〇〇

**苛性曹達用途別消費高**  
(匁)

年次	人絹用	染料	石鹼	晒業	其他
昭和七年	三、七、三〇一	七、五、二一六	一、二、六、一三三	一、八、八、八七	二、八、四、九九
昭和八年	四、七、四四四	一、〇、九、五三三	一、三、一、五五	一、八、七、七	三、五、三、〇
昭和九年	六、四、五二九	一、七、七、七七一	一、五、二、二二	二、一、七、七	四、五、〇、〇〇
昭和十年	九、二、〇一五	二、三、三、二八八	二、一、五、〇〇〇	二、七、五〇〇	五、五、〇、〇〇

**晒粉生産高**  
(單位匁)

年次	生産額
昭和七年	四二、四三三、七三〇
昭和八年	五八、六四七、八四七
昭和九年	六四、九七八、七五九
昭和十年	七二、一八、二七四
昭和十一年	七〇、三九四、九七一
昭和十二年	九一、九〇三、二八三
昭和十三年	八四、七一一、〇〇一
昭和十三年九月	五、三〇一、二九五
昭和十三年十月	六、四九〇、五二五

**合成鹽酸生産高**

年次	生産高
十一月	六、七三三、四三〇
十二月	七、五八八、八七七
一月	六、八八五、七四〇
二月	六、九二五、四九〇
三月	八、〇一八、三三三
四月	七、五三三、七一五
五月	七、四八二、八二五
六月	六、八四八、〇九〇
七月	七、一五二、二五五
八月	七、〇二二、八二〇

合成鹽酸の生産は昭和五年に至り初めて統計的發表があり、これによると年産八千匁に過ぎなかつた。然るに其後これが生産高は漸増し、近年に至り鹽素利用製品としての晒粉の地位を奪ひ第一位となり、昭和十三年度に於ては約十萬匁生産されたと稱されてゐる。現在の年生産能力は約〇〇萬匁である。十四年度の生産高は發表されてゐない。

**液體鹽素生産高**  
(單位匁)

年次	生産高
昭和四年	三
昭和八年	五、五四六

これを十三、十四、兩年度の比較で見ると次の如くである。(匁)

用途	十三年度	十四年度
人絹用	二九〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
染料	二、〇〇〇	九、〇〇〇
石鹼	八、四三三	三三、〇〇〇
晒業	一、五〇〇	三〇、〇〇〇
其他	二、三、六〇〇	一三〇、〇〇〇
纖維精練	五、	二二、〇〇〇

**鹽化物生産高**



五年 四四〇 同 九年 九三〇  
六年 二、五九〇 同 十年 二、八三〇  
七年 三、〇八〇 同 十一年 二、六三〇  
液體鹽素は、製造工場に於て直ちに他の鹽素化合物の製造に使用されてゐるから實際の生産高は充分明でない。然し最近は自家消費をも含めて年産二萬噸を超へるものと見られてゐる。

**製品價格** 苛性曹達、並に曹達灰は昭和十三年七月以來協定價格が設定され、三ヶ月毎にこれを更新、其の都度商工當局の承認を受くることになつてゐるが、七月以降は次の如き價格であつたが、六月以降は、全製品八割の消費者である人絹、スフ製造業が結成してゐる化學纖維物資需給調整協議會の要求により數度に亘る折衝の末、従前價格に多少の改訂を加へた。

▲十三年七月以降價格

- △苛性曹達(適當)
  - 一、瀬戸内甲區(客先岩壁着建) 二二〇圓
  - 一、瀬戸内乙區( ) 二二〇圓五十錢

- 一、大阪地區(賣手庫渡建) 二二四圓五〇錢
- 一、名古屋地區( ) 二二六圓五〇錢
- 一、清水港地區( ) 二二九圓
- 一、東京地區( ) 二二九圓
- △曹達灰(適當)
  - 一、大阪地區(賣手庫渡) 一一〇圓
  - 一、東京地區( ) 一一一圓五〇錢
  - 一、廣島、山口、福岡、佐賀 一一七圓
  - 一、九州地區(右を除く) 一一〇圓
  - 一、九州地區(右を除く) 一一二圓
  - 一、四國、瀬戸内海沿岸(客先岸壁渡) 一一〇圓
  - 一、臺灣、朝鮮、北海道、島根は 一一七圓
  - 門司本船渡
- 一、瀬戸内乙區( ) 二二〇圓

▲十四年七月以降價格

- 一、大阪地區(賣手庫渡建) 二二三圓
  - 一、名古屋地區( ) 二二五圓五〇錢
  - 一、清水港地區( ) 二二七圓五〇錢
  - 一、東京地區( ) 二二七圓五〇錢
  - 一、島根、江津、石見、益田 二二二圓二〇錢
  - (着驛貨車乘渡) 二二三圓
  - 一、熊本八代 二二三圓
- 政府當局に於ては、此の兩製品にも公定價格を設定すべく、業者に原價計算書を提出せしめ検討する所あつたが、十月以降に於ける工業鹽の値上り著しきため政府では十二月十二日中央物價委員會化學工業品專門委員會に曹達部會を設置、左記諸氏を委員に任命、委員會は種々協議の末次の如き答申案を決定、政府に答申した。
- 曹達部會委員** △委員長山室宗文(三菱信託會社) △專門委員(兼)上田壽(千住製絨廠庶務課長) △同(兼)森島種雄(海軍經濟局第三課長) △同(兼)國府種文(專賣局收納課長) △同大野政吉(旭ガラス社長) △同員永敬甫(東洋曹達常) △同織田秋之助(徳山)

ソーダ常) △同石川一郎(日産化學) △飯田正英(昭和ソーダ取) △同大屋晋三(第二帝國人取) △同白井千尋(日本紡常) △同井上憲一(王子製紙專) △同(兼)久保田四郎(日本油脂取) △同(兼)稻畑二郎(日本染料長) △同(兼)永芳治郎(日本ガラス工聯理長) △同(兼)小西喜兵衛(小西商店) △同關川重義(岩井商店) 化學工業品物價專門委員會では十二月二十二日曹達灰、苛性曹達の販賣價格を次の如く設定するを適當と認めその旨中央物價委員會に答申した。

化學工業品物價專門委員會答申

一、曹達灰及苛性曹達  
曹達灰及苛性曹達は化學工業の基礎原料にして之が生産を確保し價格の適正を期する事極めて重要なる處最近船運賃の騰貴並に戦時保險料の加算等の事由に依り之が重要原料たる工業鹽の價格騰貴せるに鑑み其の販賣價格を左の通定むるを緊要と認む

曹達灰及苛性曹達販賣價格

一、曹達灰販賣價格(單位施)

- (一)製造業者又は其の代理店の販賣價格
  - 製造業者工場構内積込渡又は岸壁船乗渡一四四圓
  - (イ)東京市横濱市清水市及名古屋市に於ける製造業者倉庫渡の場合は一五五圓五〇とす
  - (ロ)伏木港本船乗渡の場合は一五五圓五〇とす
  - (ハ)大阪市及神戸市に於ける製造業者倉庫渡の場合は一五四圓とす
  - (ニ)廣島縣、山口縣、福岡縣及佐賀縣内に於ける需要家最寄驛貨車乘渡又は需要家工場最寄岸壁着渡の場合は一五一圓とす
  - (ホ)愛媛縣、香川縣、徳島縣、岡山縣兵庫縣(ハの場合を除く)及大阪府(ハの場合を除く)に於ては瀬戸内海沿岸の需要家工場最寄岸壁渡の場合は一五四圓とす
  - (ヘ)門司港本船渡の場合は一五四圓とす

- 渡の場合は一五四圓とす
- (チ)小口扱の場合には小口扱と貨切扱との運賃の差額は買入負擔とす
- (二)卸賣業者(製造業者又は其代理店より直接購入して販賣する者)の販賣價格
  - 製造業者工場内積込渡又は岸壁船乗渡一四六圓八八
  - イ(一)のイの場合は一五八圓六一とす
  - ロ(一)のロの場合は一五八圓六一とす
  - ハ(一)のハの場合は一五七圓〇八とす
  - ニ(一)のニの場合は一五四圓〇二とす
  - ホ(一)のホの場合は一五七圓〇八とす
  - ヘ(一)のヘの場合は一五七圓〇八とす
  - ト(一)のトの場合にして需要家工場最寄驛貨車乘渡は一五九圓一二、需要家工場最寄岸壁着渡の場合は一五七圓〇八とす
  - チ(一)のチに同じ
- リ自己の倉庫又は店頭で引取り販賣する場合に引取運賃を右販賣價格に加算することを得
- (三)小賣業者販賣價格
  - (二)の價格に對し五%を超えざる口錢と運賃諸掛とを加算したる價格とす



二、苛性曹達販賣價格(單位噸)

- (一)製造業者又は其の代理店の販賣價格
  - (イ)製造業者工場構内積込渡又は岸壁船乗渡二六三圓
  - (ロ)愛媛縣、香川縣、徳島縣、岡山縣、福岡縣及大分縣に於ける瀬戸内海沿岸の需要家最寄岸壁渡の場合は二六八圓とす
  - (ハ)廣島縣及山口縣内に於ける需要家工場最寄岸壁渡の場合は二六七圓五〇とす
  - (ニ)名古屋市に於ける製造業者倉庫渡の場合は二七三圓五〇とす
  - (ホ)東京市及清水市に於ける製造業者倉庫渡の場合は二七五圓五〇とす
  - (ヘ)門司港本船乗渡の場合は二六八圓とす
  - (ニ)卸賣業者(製造業者又は其の代理店より直接購入して販賣する者)の販賣價格
    - (イ)製造業者工場構内積込渡又は岸壁船乗渡二六八圓二六

- (一)イの場合には二七二圓八五とす
- (二)ロの場合には二七三圓三六とす
- (三)ハの場合には二七六圓〇二とす
- (四)ニの場合には二七八圓九七とす
- (五)ホの場合には二八一圓〇一とす
- (六)ヘの場合には二七三圓三六とす
- (七)右販賣價格に對する百噸當りの價格に五圓九五を加算したる百噸當りの價格の五分の一とす
- (八)自己の倉庫又は店頭引取りて販賣する場合には引取運賃を右販賣價格に加算することを得
- (九)小賣業者販賣價格
  - (一)の價格に對し五%を超えざる口錢と運賃諸掛とを加算したる價格とす

月別	最高	最低	平均
十四年一月	四、八〇	四、八〇	四、八〇
二月	同	同	同
三月	同	同	同
四月	同	同	同
五月	同	同	同
六月	同	同	同
七月	同	同	同
八月	同	同	同
九月	同	同	同
十月	同	同	同
十一月	同	同	同
十二月	同	同	同

月別	最高	最低	平均
十四年一月	七、五〇	七、五〇	七、五〇
二月	同	同	同
三月	同	同	同
四月	同	同	同
五月	同	同	同
六月	同	同	同
七月	同	同	同
八月	同	同	同
九月	同	同	同
十月	同	同	同
十一月	同	同	同
十二月	同	同	同

配給統制の進行

本年度に於ける曹達類の需給は、特に曹達灰に於て逼迫甚しく、某大製塩會社の如きは十月以降に於ける供給は年初に比較して約五割減と云はれストツク亦半ヶ月所要量の程度であつた。又硝子工聯に於ても約四割の供給減と云はれてゐる。苛性曹達は、曹達灰に比し供給不足の度合比較的軽く、且其の八割を消費する人絹、スフ會社に於ては平均六ヶ月、甚しきは一年以上のストツクを保有するものもあると云はれてゐる位で比較的需給のバランスは取れてゐる様であつたが、春の年度更新期には工業鹽手當を懸念して關西方面では適當り四百圓と云ふ間相場が現出したこともあると云はれてゐる。政府當局では重要物資の全面的配給統制といふ方針のもとに五、六月頃から曹達類の配給統制をも考慮準備を進めてゐたが、遂に十月アンモニア、電解兩組合首腦部に對し配給統制施行の體勢を整備するため、中央共販會社の設立方を懇願した。依つてアンモニア側は十二月廿六日資本金百萬圓四分の一拂込の日本アンモ

ニア曹達販賣會社を設立、アンモニア法苛性曹達、曹達灰の共販を行ひ、電解側は既存の晒粉販賣會社が電解法苛性曹達の共販を行ふことになつた。電解では從來共晒粉販賣會社が晒粉、合成鹽酸、液體鹽素の共販を行つて來たのであるが、當局の企圖により、それ等の共販も再編成を命ぜられた。而して、これ等諸製品の共販は十五年度から實施される豫定であつて、何れ(配給統制規則)の公布も近きにあるものと機運が濃厚になつた。

カーバイド工業

概況 久しく沈淪状態にあつた我國カーバイド工業は、十四年度に至るや一躍時局産業の一つとして華々しく脚光を浴びて戦時工業界にクロイズアツプされ色々な意味で、十四年度産業界に話題を提供した。我國カーバイド工業界最近の

過去を一瞥すると、此の業界は必ずしもめぐまれてゐたとは云へない有様であつた。生産過剰のため亂賣、それが對策として共販制の採用、分裂、カルテルの結成、僅々年産十萬噸にも達しない製品販賣と市價維持のため、業者は對策に寧日なき状態であつた。然るに昭和十四年度年初に至るや俄然カーバイド不足の聲が市場に充滿し、製品の不足は價格の暴騰となつて現はれ、斯くて時局に於ける本工業の重要性に就き、官民の再認識を要求する情勢を招來した。極度の製品不足と、價格の暴騰に直面するや商工省當局は初めてこれが對策に乗り出し、先づ價格に公定制を設け、從來のカーバイド組合の協定價格を上廻る價格を設定、五月一日より施行、一面市場の法外な價格を取締ると共に、製産者價格を引上げることによつて増産を企圖、以て極度の需給逼迫緩和に寄與せんとする處あつた。斯く當面の應急措置を講ずるかたわら需給圓滑化のため根本對策樹立を考究、先づ十一月二十日付を以て臨時輸出入許可規則を改正、カーバイドの輸出に許可制を施き、十二月には配給統制規則の制



定公布となつた。

此の間、公定価格は設定されたが、豊水期に這入つても生産原材料中の重要部分を形成する不定時電力の供給潤滑、或は容器たる空罐價格の値上り等のため、著しく生産状態を悪化せしめ、市場製品は逼迫の一途を辿り、闇相場は横行、軍需品の製造にさへ不安を感ずる始末に立入つたので、遂に陸、海軍當局は商工省當局に申入れを行ひ、これ迄採り來つたカーバイド組合による任意配給を陸、海軍、商工省、カーバイド組合の三者合議による配給協定に改め、他日、本格的配給統制を施行する迄の暫定的、應急的配給統制策となし、七月上旬出荷より實行に移すこととした。此の暫定的配給統制は、十四年末迄持續されたが、十二月配給統制規則の公布により十五年一月よりは、此の新規則に基く本格的配給統制を施行するが、其の骨子は本格的に於て暫定的統制を踏襲したものと云ひ得るだらう。

生産能力

商工省の發表によると現在熔接、切斷、燈火用等と必要にされるカーバイドの毎月平均所要量は約一萬四千

六百瓩であるのに十四年一月一八月の市販高毎月平均は八千五百七瓩であつて、カーバイド組合(改組)カーバイド工業組合を通じての販賣高は一ヶ月最高六千瓩、最低四千瓩に過ぎない。然らば我國の現存カーバイド製産設備は、これ以上増産能力を有してゐないか、商工當局が最低必要量と見る一ヶ月一萬四千六百瓩の生産確保には、更に生産設備の擴張を必要とするか、商工省の調査によると我國現在カーバイド生産能力は年産約八十八萬瓩と稱されてゐるが、左にカーバイド組合調査による昭和十三年度加盟各社の製産能力を掲出しよう。

昭和十三年度調査、各社カーバイド年製産能力

(カーバイド組合調査)

- △揖斐川電氣(十四年末揖斐川電氣化學と改稱) 二七、四〇〇瓩
- △新潟電化學 九〇〇瓩
- △日本カーバイド 三六、〇〇〇瓩
- △中越電工 一九、四〇〇瓩
- △中央電氣 六、六〇〇瓩
- △電氣興業所 四、七〇〇瓩
- △日産化學 六、〇〇〇瓩
- △大北工業 一、八〇〇瓩
- △大同化學 三〇、〇〇〇瓩

- 八〇〇瓩
- △電氣化學 一七二、三〇〇瓩
- △北海電化 二一、五〇〇瓩
- △九州電工 五、八〇〇瓩
- △信越窒素 四九、二〇〇瓩
- △盛岡電化 四、四〇〇瓩
- △鐵興社 八、二〇〇瓩
- △大日本セルロイド 一三、五〇〇瓩
- △日本曹達 八、九〇〇瓩
- △昭和電工 九九、八〇〇瓩
- △合計 五四〇、二〇〇瓩
- (電興は揖斐川に合併)
- 尙此の外アウトサイダ五社即ち
- △北越水力 九、〇〇〇瓩
- △日本窒素(水俣) 三六、〇〇〇瓩
- △加納鐵山 五〇〇瓩
- △植田水力 五〇〇瓩
- △盤城セメント 六、〇〇〇瓩
- △合計 五二、〇〇〇瓩
- △總計 五九二、二〇〇瓩

これを月平均に勘定すると四九、三五〇瓩であつて、所要量一萬四千六百瓩の約三倍強に當つてゐる。斯く見て來ると設備の限りに於ては優に需要量を超過してゐることになつてゐるのに何故實際生産がこれに伴はないか、これには次の二大原因がある。

一、以上の製産能力は必要電力がコンスタントに供給される場合を豫想しての數字であるが、カーバイド工業原材料の大半を形成する電力(周知

の如く此の工業に於ける電力は動力ではなく原料化されてゐる)は低廉なる不定時電力の供給を前提條件としてゐるので、冬期湧水期、或は十四年度の如き豊水期に於ける異常湧水を原因とする供給電力の杜絶等のため全能力を發揮し得ない場合があること。

二、カーバイドは、石灰窒素肥料、或は石灰窒素法による硫酸安母尼、其他アセチレン誘導合成化學製品の原料として使用され、市販カーバイドの數量がそれだけ減少せざるを得ないこと。

此の二原因は一般的なものだが、十四年度に於ける生産減退の特殊原因として特徴的なものに左の三項を擧げることが出来る。

- 一、カーバイド生産用電氣爐の合金鐵、非鐵金屬生産への轉用
- 二、價格問題に絡んで業者の生産協力意識低調
- 三、豊水期に於ける異常湧水のため供給電力の甚しき不足

需給状態 前項に於て、需給状態一般

に就き若干検討を試みたが更に詳細にわたり十四年度需給趨勢の跡をたどつて見よう。此處二、三年來カーバイドの年産高は三十萬乃至四十萬瓩と云はれ、其の内三割の十萬瓩内外がカーバイドとして市販、全生産額の七割以上が肥料或は化學合成品に轉化されてゐた。市販カーバイド十萬瓩(組合、アウト合計)の約七割乃至八割が燈火用、殘餘が熔接、或は鐵鋼切斷用として消費されてゐた。

支那事變の本格化以來、軍需品の製造激増、それに伴ふ各種時局産業の旺盛は熔接、切斷用カーバイド需要の新たな増加を呼び起し、十三年度は年内生産量に加ふるに在來のストックを以て激増せる需要を賄ひ來つたので需給不均衡はまだ市場に現はれなかつた。然るに十四年度に這入るや

- 一、十三年末から十四年初頭にわたる冬季湧水期の減産
- 二、ストックの消費
- 三、十三年來顯著となつた非鐵金屬、合金鐵製造へカーバイド電氣爐轉換のため一般的に生産量減少傾向にあること

四、需要界の新たな躍進 等の諸原因が相錯して市場は、我國カーバイド工業初まつて以來品不足の聲を耳にする状態となり、市場に於ける在荷逼迫、生産増加難の聲は、需要界の假需要、買漁り、買ひ溜め誘發となり、斯くて在荷拂低は更に輪をかけ、價格の暴騰となつた。

カーバイド組合十四年一月以降六月に至る各月製造高は次の通りである。

- 一月 二千七百瓩
- 二月 一千八百瓩
- 三月 三千五百瓩
- 四月 五千三百瓩
- 五月 五千四百瓩
- 六月 五千瓩

これにアウトサイダー各月平均一千瓩が市場に出荷されたが、勿論燒石に水である。斯くて後に詳論するが如く七月上旬出荷分よりカーバイド組合取扱品に限る、軍部主唱のもとに陸、海軍、商工省、組合の四者合議による應急的配給統制を實施、當面の品不足による配給混亂に整備の手を加へることとなつた。十四年度の生産界を混亂せしめ生産條件を一層惡化せしめたものに、電力不足がある。カーバイド工業成立の決定的條件として豊富低廉なる電力の供給が絶對的である。



此の工業に於ける電力は、石灰、無煙炭と共に三原料の一であり、然も主要なる生産原料である。然るに事變以來各種産業電氣需要量の増大と、供給電力の不足は、必然的に低廉なる不定時電力に依存してゐる此の工業を危殆に類せしめ、八九、十、十一月と月を經過する毎に生産高は減少し、遂に日本窒素朝鮮工場カーバイドを八百越、一千五百越と二回に亘り内地に移入することによつて、僅に一時を糊塗するの憂ふべき状態に立至つた

公道價格の制定

カーバイド販賣價格には從來組合の協定價格が採用され  
最高 A級 三圓十錢  
最低 O級 二圓七五錢  
(何れも内地レール渡、一罐二・五匁)  
であるのが、品不足と共に市場は價格の暴騰を來し、一罐七、八圓、甚だしきは十圓をすら上廻る場合も現出すると云ふ情勢に立至つたので商工省では、これに公道價格を制定する方針を決定、中央物價委員會化學工業專門委員會にカーバイド部會を新設、左の諸氏を四月一日附を

以て委員に任命した。

- △陸軍主計大佐井上義作△海軍主計大佐森島種雄△鐵道省經理局第二課長野中春三△電氣化學工業事務近藤鎮次△日本理化學工業事務高橋直行△日本合成工業常務村崎茂三郎△日鐵取締役長崎榮十郎△漁業組合聯合會常務理事岡尊信

然して四月廿七日物價委員會は次の如き答申案を採擇、政府に答申した。

カーバイド最高販賣價格 (單位二・五匁入一罐)

銘	柄	製造業者又は其の代理店の販賣價格	卸	賣	小	賣
カーバイド組合S印級	(ガス發生量二八〇立以上)	三圓三五錢	三圓五〇錢	三圓九五錢		
A印	(二五〇立以上)	三圓二〇錢	三圓三五錢	三圓八〇錢		
B印	(二二〇立以上)	三圓一〇錢	三圓二五錢	三圓七〇錢		
C印	(一九〇立以上)	三圓	三圓一五錢	三圓六〇錢		
小塊		二圓九〇錢	三圓〇五錢	三圓五〇錢		

二、卸賣業者が直接大口需要家に貨車積一車單位にて販賣する場合の價格は卸賣價格と同値とす。

三、卸賣業者が小賣業者の希望に依り倉庫渡にする場合には二〇錢以内にて於て諸掛實費を卸賣價格に加算する

ことを得るものとす。

- (備考)一、ガス發生量は攝氏一五度、氣壓七六〇耗に於ける一匁のカーバイドより發生するガス量にして製造業者の保證するものとす。
- 二、製造業者又は其の代理店の販賣價格は卸賣業者の指定する省線又は之に直通する會社線驛着の價格(本州及九州以外の場合は到着港に於ける沖渡價格とす)
- 三、卸賣價格は小賣業者の指定する省線又は之に直通する會社線驛着の價格(本州及九州以外の場合は到着港に於ける沖渡價格)とす。
- 四、小賣價格は販賣者の店頭又は保管倉庫渡の價格とす。
- 五、北海道又は樺太向の場合は一〇錢以内を、沖繩、壹岐又は對馬向の場合は五錢以内を、四國向の場合はカーバイド組合指定港に限り實費を運賃諸掛として本販賣價格に加算することを得るものとす。

政府は、物價委員會の答申を無條件採用、五月一日より實施する旨官報を以て告示した。

化學工業品物價專門委員會答申

カーバイドは熔接用、燈火用、其の他合成化學工業原料として必須の物資なる處、各方面に於ける需要の激増及供給の減少のため、價格騰貴の傾向に在るを以て至急其の抑制策を講じ價格の適正を期する要あり、之がためには別紙の通り最高販賣價格を定むると共に製造業者をして工業組合等を組織せしめ、其の生産を確保し配給を圓滑ならしむるを緊要と認む。

是れより先き、カーバイド組合では政府に對し、各級一罐當り一圓方の値上げ申請を爲し、折柄の需給逼迫を好條件として、只管商工省當局の裁斷を注視中の處、公道價格は組合側の期待を外に、十錢乃至二十五錢の値上に止まつた。

工業組合の設立

我國カーバイド製造業者全二十四社の内五社を除く十九社は昭和六年六月一日カーバイド組合を組織し、製造、出荷、製品規格、價格等の統制を行つて來た。左に組合規約を抜萃揭示しよう。

- 第一條 當組合はカーバイド工業の安定を圖り且其圓滿なる發達を期する爲製品の需給調節、規格統一並に共同販賣を爲すを以て目的とす
- 第八條 組合員は當組合の存續期間中販賣を目的にせるカーバイド製造設備の増設又は新設を爲すことを得ず但理事會の承認を経たる場合は此限にあらず
- 第九條 組合員は第一條の目的を達成せんが爲め毎年度各組合員の製造基本比率を協定し此比率に依り販賣數

量を割當つるものとす、但二千越以下製造の組合員及比率に依る割當が二千越以下となる組合員に對しては二千越迄を保證割當つるものとす

第貳拾壹條 組合員は當組合を経由せずして單獨に自他製品の販賣をなすことを得ず、但理事會の承認を経たるもの限り本條を適用せざることを得

第貳拾貳條 當組合の製品の販賣價格は理事會に於て協議決定す

この規約が雄辯に物語る如くカーバイド組合設立事情は、當時生産過剩に悩んでゐた業界の安定、即ち強力なるカルテル化が目的であつた。事變發生以來重工業の發展は急速にカーバイド消費量の増大を來し、カーバイド組合の存在は、今や此の工業にとつて一の柱格となつて來た。

斯る組合の存在、即ち生産制限と需要増大との矛盾對立が最も尖鋭なる形となつて現はれたのが昭和十四年工業組合への改組直前に於ける本工業界の狀態であつた。

日本カーバイド工業組合は昭和十四年



九月、舊カーバイド組合メンバーを主體とし、それへ新に日本窒素を加へ合計十八社を以て成立した。工業組合の設立は直接的には、物價委員會の答申中に「工業組合を設立せしめ、其の生産を確保し配給を円滑ならしむるを緊要と認む」とあるに基くが、それが遠因、經濟的根拠は前に述べた如き、カルテルと其後に増大した需要との矛盾に胚胎し早晩カルテルは崩壊、再組織は必至であつたのである。新工業組合は、嘗て八幡製鐵所時代理事官に在職したことのある森谷菊次郎氏を理事長に、三井物産肥料部の河久保子朗氏を専務理事、兼書記長に、それぞれ、招聘陣容を整へた。工組は向ふ一ケ年の事業計畫として年六萬噸、月五千噸の市販カーバイド製産量を計上した。當時の生産事情にあつては、これが最大限であつたのである。

**應急的配給統制の實施**

公定價格の制定は、意外にも市場廻りを減少せしめ随つて配給の不圓滑を來し、さらぬだに逼迫する需給關係を益々不安ならしめるに至つたが、突如七月上

旬賣出(三千噸)より應急的配給統制を實施することになつた。これは軍部方面の要請に基くものであつて、軍需品製造の確保を主眼とし、陸、海軍、商工省、カーバイド組合の四者により豫め毎月のカーバイド組合賣出數量を業種別に割當て、その割當に應じ配給を行はんとするものである。勿論これは何等法的根拠に基くものではなく、あく迄も前記四者の紳士協約による自治的配給統制ではあるが、恰も法的根拠に基く配給統制の如く實施せられ來た。七月以降毎月の配給總數量、各業種別配給數量、配給方法等は次の如くであつた。

**七月月上旬配給量三千噸(七月七日)**

- 内 譯
  - 一、漁業向燈火用三百噸(内二百噸は全漁聯、百噸は従前の小賣店を通じ漁村に配給)
  - 二、鑛山向三百噸(内二百噸鑛山配給統制協議會聯合會、百噸は従前の小賣店を通じ鑛山へ配給)
  - 三、軍需工業向二千四百噸(陸海軍の證明により配給)
- ▲七月下旬配給量二千噸(七月廿一日)

- 内 譯
  - 一、鑛山向二百噸(石炭聯合會、鑛山配給統制協議會聯合會により配給)
  - 二、漁業向二百噸(全漁聯)
  - 三、一般民需四百噸(輸出入産業、生擴十五品目該當産業に優先配給)
  - 四、軍需工業千二百噸(陸海軍の證明書により配給)

七月下旬賣出に於て、上旬賣出の場合除外された一般民需向が四百噸割當てられた。然し配給は従來の販賣店が任意に割當該當産業經營者へ配給することになつてゐるので、果して當局の計畫通り配給されたか否かは甚だ疑問である。

**八月月上旬配給量(五百噸)**

- この數字は想定であつて、此の回に限りに都合により詳細な表は差控へることになつてゐる。
- ▲八月下旬配給量四千噸(八月廿六日)
- 内 譯
  - 一、漁業向三百五十噸(全漁聯)
  - 二、鑛山向二百五十噸(鑛山配給協議會聯合會)
  - 三、炭山向三百五十噸(石炭礦業聯合會)

會)

- 四、鐵道省百噸
- 五、一般民需熔接向二百五十噸(府縣廳)
- 六、軍需工業一千九百八十噸(軍部)
- 七、冬季湯水期準備八百三十噸
- ▲九月配給量四千二百噸
  - 詳細不明
  - ▲十月配給量四千八百噸、内地製品三千三百噸、朝鮮製品一千五百噸(日産)
- 配給内譯
  - 一、鐵道省二百二十噸、二、漁村向三百三十噸(全漁聯)、三、一般民需四百〇六噸(各府縣廳)、四、造船向五噸(造船聯合會)、五、選信省五噸(發電所建設用)、六、南洋向三噸(南洋廳)、七、樺太向十三噸(樺太廳)、八、日鐵向百五十噸、九、石炭、鑛山七百八十噸(石炭礦業聯合會、鑛山配給協議會聯合會)、十、石油製造業十五噸(石油業物資統制會)、十一、軍需工業二千八百七十三噸(軍部)
  - ▲十一月配給なし
  - ▲十二月軍需工業方面に二千噸程度の配給を行つた、

一般民需は各府縣廳に於て各種工組に配給切符を交付これによつて配給を行つた。

**配給統制規則の制定**

以上の如く七月以來應急的配給統制を施行する一方本格的統制の準備を進めてゐた商工省は、遂に十二月十八日臨時措置法に基く「カーバイド配給統制規則」を制定公布、一部は即日施行することとなつた。左に商工省發表の統制規則要綱を掲出する。

**カーバイド配給統制規則の施行に就て**

カーバイドは鑛工業、漁業等に必要不可欠の資材なるのみならず各種有機合成化學工業及石灰窒素肥料の主原料なるが時局を反映して其の需要激増せるに對し其の供給は電力の不足、原材料不圓滑となり爲に需給關係の逼迫は各種重要産業に深刻なる影響を及ぼすに至りたり、殊に目下湯水期に際し電力の供給益々困難となれるを以て出來得

る限り生産の減少を防止すると共に配給の適正を圖り且將來の増産を期する爲商工省に於ては今般昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等に関する臨時措置に關する法律)第二條第三條の規定に依りカーバイド配給統制規則を制定し來る十二月十八日より施行することとせり。商工大臣はカーバイドの生産の確保を圖る爲必要に應じ製造業者に對し製造すべきカーバイドの數量を指定する外配給の適正を期する爲共販機關たる日本カーバイド工業組合をして共同販賣を勵行せしめ一元的配給を爲すと共に需要者に對する配給に付ては原則として陸海軍、地方廳、統制團體に於て發行する割當證明書と引換に之を行はしむるものとし共販の勵行に付ては本年十二月二十六日より、割當證明書に依る配給に付ては明年一月十六日より夫々實施することとせり。時恰も湯水期に直面せる爲此の際カーバイドの急速なる増産を期待することは困難なるも本省令の運用に依り其の需給關係は漸次緩和せらるる見込なり尙石灰窒素の原料たるカーバイドは本



省令より除外せられ居るが石灰窒素用カーバイドと夫れ以外のカーバイドとの數量に關しては農林省と協議の上決定する豫定なり因に同規則の要綱左の如し

カーバイド配給統制規則要綱

- 一、カーバイド(肥料製造業者が肥料製造用原料として自ら使用する爲製造するものを除く以下同じ)の製造を爲す者は商工大臣の定むる數量のカーバイドを製造することを要すること
- 二、カーバイドの製造を爲す者カーバイドの製造に用ふる電氣爐又は變壓器を他の用途に轉用し、讓渡し、貸與し又は其の使用を廢止せんとするときは商工大臣の許可を受くることを要すること
- 三、カーバイドの製造を爲す者にして其の製造に係るカーバイドを自家消費する者は商工大臣の定むる用途別自家消費許容量數を超えて自家消費するを得ざること
- 四、カーバイドを製造、輸入又は移入

したる者は其の製造、輸入又は移入に係るカーバイドを特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合を除き日本カーバイド工業組合(共販機關)に委託して販賣する場合を除くの外同組合以外の者に販賣するを得ざること

- 五、カーバイドの輸入又は移入を爲したる者は商工大臣の許可を受けたる場合を除き之を自家消費するを得ざること
- 六、地方長官又は統制團體はカーバイドの需要者に對し商工大臣の定むる數量の限度内に於て割當を爲しカーバイド割當證明書を發行するを要するものとし同軍需に付ては軍に於て右と同様割當證明書を發行すること
- 七、商工大臣必要ありと認むるときはカーバイドを製造する者又は日本カーバイド工業組合に對し供給先、供給數量供給時期を指示してカーバイドの供給を命ずることあるべきこと

日本カーバイド工業組合加盟社

(昭和十四年十二月現在)

- 揖斐川電氣(本社、東京市麴町區丸の内一ノ六)、新潟電化(新潟市大川前五番町八四三、日本カーバイド工業(東京市麴町區丸の内一ノ一)、中越電氣工業(富山縣中新川郡滑川町吾妻町)、中央電氣工業(東京市京橋區京橋三ノ二)、日産化學工業(東京市芝區田村町一)、大北工業(石川縣野々市町)、大同化學工業(福井縣武生町北府村)、電氣化學工業(東京市麴町區有樂町一ノ一〇)、北海電化工業(同上)、九州電氣工業(大分縣速見郡日出町)、信越窒素肥料(東京市麴町區丸の内一)、盛岡電化工業所(盛岡市馬町一一一)、昭和電工(東京市京橋區寶町一ノ七)、鐵興社(東京市京橋區京橋三ノ四)、大日本セルロイド(堺市七道西町)、日本曹達(東京市麴町區大手町二)、日本窒素肥料(大阪府北區宗是町一)

カーバイド製造會社の多角經營

今日の化學工業界に於て多角經營に染手しない製造會社は一社も存在しないと云つても過言ではない。カーバイド製造會社は、嚴密に之を選択すると、カーバイド製造が主であるか、將又從であるか甚だ判別に苦しむ場合が往々ある。否殆どである。此處では代表的な多角經營と見られるもの二三を參考迄に列挙するに止める。

- ▲カーバイドに直接關係あるもの
  - 一、石灰窒素肥料||電氣化學、北海電化、大同化學、信越窒素、日本カーバイド、昭和電工、揖斐川電氣(七社の内生産量の最も大なるものは、電化と昭和である)
  - 二、硫安(石灰窒素法)||電氣化學
  - 三、アセチレン誘導工業||イ)合成醋酸(日室、大日本セル)、(ロ)無水醋酸(日室、大日本セル)、(ハ)アセトン、ブタノール(日室)、(ニ)醋酸纖維素(日室、大日本セル、鐵興社)、(ホ)醋酸エチール(日室)、(ヘ)ピュールアセテート其他(日室)、(ト)合成ベンゾール(日本カーバイド)
- ▲電氣爐を轉用せしもの
  - (イ)合金鐵||新潟電化(マンガン、シリコン)、日本曹達(マンガン、シリコン、ダングステン、モリブデン、ワナヂウム、クロム、ニッケル、燐

皮革工業

- 鐵)、昭和電工(マンガン、シリコン、ダングステン、モリブデン、クロム)、北海電化(マンガン、シリコン)、中央電氣(マンガン、シリコン)、鐵興社(マンガン、シリコン、燐鐵)、盛岡電化(マンガン、シリコン)、大北工業(シリコン)、大同化學(マンガン、シリコン)、揖斐川電氣(シリコン)、中越電氣(シリコン)
- (ロ)非鐵金屬||昭和電工
- (ハ)特殊鋼||日本曹達
- (ニ)銑鐵||昭和電工

概況 戦時下凡ゆる物資に統制が強行されんとする際、皮革程使用、配給、價格にわたつて、殆ど完璧に近いまでの統制が施行されてゐる工業部門は尠いと云はれてゐる。原皮の輸、移入これが配給、價格、革の配給、價格、使用制限、は何れも所謂皮革非常管理の三省令(配給統制規則、使用制限規則、製品販賣價格取締規則)によつて、法的に統制され、

それが運用に於ても殆ど遺憾なき状態である。

原皮

牛、馬、羊、豚等四種動物の皮を、第一次配給統制規則では、統制皮と指定してゐたが、昭和十四年八月一日規則の改正に當り、これ等の動物(更に黄牛、水牛、騾、驢、綿羊、山羊等六動物の皮を追加して原皮の統制を強化した。即ち牛、黄牛、水牛、馬、騾、驢、豚、綿羊、山羊の皮が同規則第一條によつて統制の對象となるべく規定されるに至つた。

原皮は、これを輸入、移入、國產物と三種別に區分されてゐて何れも寛荷、配給機關が商工大臣によつて指定され、指定以外の者は、これに従事出来ないことになつてゐる。

輸入原皮

日本原皮輸入組合(昭和十三年五月三日設立認可)及び其の所屬組合員が皮革配給統制規則第五條に依る輸入業者として、昭和十三年八月一日、商工大臣によつて指定された。關西二十九名、關東九十七名の組合員を以て構成されてゐて、組合で外國原皮の共同輸入をなしてゐる。輸入先は北米、南米、佛國、



▼ニラ、濠洲、獨逸等より、主としてロ  
ーラスキン、エプロン、レザー、ベルト、ビ  
ツカー、バツキング等の工業用革原皮を  
輸入してゐるが、今秋歐洲動亂以來、獨  
濠洲等よりの輸入は絶無となり、専ら北  
南、米に依存し、伊太利物も僅少ながら  
入荷してゐる。圓ブロッツ、主として蒙  
疆、北支の原皮も、本年度物動計畫に於  
て或る一定數量が内地に輸入されること  
になつてゐたが、現地出先官憲と商工當  
局との計畫樹立に當て連絡不十分なた  
め、豫定數量の輸入を見ず、僅に十月に  
這入つて、約一萬枚の内地搬送が具體化  
されたのみである。北、南米物も十月二  
十六日より施行された爲替リソクノ變更  
一ポンドよりドルにより、對米二十七  
ドルであつたものが二十三ドル十六分の  
七と低落したので、當然原皮輸入爲替資  
金にも影響を與へ、年初計畫の輸入數量  
は或程度減額を豫想するに至つた。  
尙商工省では輸入組合を會社に改組を  
企圖、其の旨組合に通過する所あつたの  
で昭和十五年初頭には日本原皮輸入會社  
の創立も實現する筈である。

三年十二月一日、移入業者として商工大  
臣より指定された。臺灣、朝鮮、樺太の  
原皮移入を一手に取扱ふことになつてゐ  
るが、北支、蒙疆等圓ブロッツの原皮と  
同様、移入原皮も本年度物動計畫樹立に  
當り或一定數量が内地に搬送されること  
になつてゐながら、計畫樹立に當り、現  
内地當局の連絡不充分のため、計畫完遂  
は實現せず僅に十二月に這入つて多少の  
移入を見たに止まつてゐる。

の株式會社に改組方を目論見み其の旨兩  
組合に嚴命する處あつた。依つて先づ大  
阪原皮商業組合が大阪原皮株式會社と更  
生、北海道酪農が保證責任北海道酪農販  
賣利用組合聯合會と改組、共に昭和十四  
年六月一日より販賣業者と指定改正、こ  
れに少し遅れて東京原皮商業組合も東京  
原皮株式會社と改組、八月二十一日販賣  
業者と指定改正、更に當局では内地原皮  
の蒐集、配給を一元的に統制、皮革統制  
の完壁を期するため、兩原皮會社に合併  
を指令、目下兩會社間にて鋭意準備中な  
ので、十五年新春には實現するものと期  
待されてゐる。

移入原皮

原皮移入株式會社が昭和十

内地原皮 皮革配給統制規則第四條第

原皮配給統制

酪農聯(略稱)が蒐荷

軍需に割當られた原皮に就ては暫く  
措き専ら民需用原皮に關してのみ記述す  
ることとする。昭和十三年八月一日初め  
て制定施行された皮革配給統制規則の規  
定によれば、販賣業者、輸入業者、移入  
業者は製革業者以外の者に原皮の販賣を  
禁ぜられ又原則として製革業者も亦右三  
者以外の者から原皮の購入を禁止されて  
ゐたが十四年八月一日規則改正により製  
革工業組合も亦原皮を前記三者より購買  
し、その原皮を所屬組合員(製革業者)  
に再賣し得ることになつた。これは當時  
斯る傾向のあつた工業組合の共同購入と  
共同販賣(後述する製品の共販販賣)に  
法的根據を與へたものとして注目に値す  
る改正である。

意に、任意の原皮を、任意な數量だけ購  
入し、任意に鞣製し任意に販賣し得るか  
と云へば、この點も嚴重に統制されて勝  
手な加工も禁じられてゐる。  
商工大臣によつて指定された統制團體  
は、製革業者に對し原皮鞣製の用途別割  
當數量を決定し、製革業者は絶対に、そ  
れに従はなければならぬ。斯くすること  
によつて革の使用制限強行が萬全なも  
のになるのである。

革の定義の沿革、勿論これは斷る  
までもなく動物學的な又は物理的  
な定義ではなく専ら取締の對象として便  
宜上法的に規定されたものたること原皮  
の場合と同様である。

輸入原皮 は、輸入の際既に、軍需  
と民需とに分けて購入し、又、移入原皮  
も、現地で民需用として移出を許可した  
もののみが移入されることになつてゐる  
ので、何れも内地で軍需、民需と割當る  
ことなく、總て民需として一本に配給さ  
れる。

用途別割當は十三年十二月一日の改正  
配給統制規則にて初めて規定されたもの  
であるが、參考迄に當時臨時物資調整局  
次長のこれに關する通牒を左に掲げる。  
「現行規則に於ては製革業者の買受けた  
る原皮の鞣製方法に關する規定を缺け  
る處、僅少なる資源を有効に利用する  
爲には用途別に割當て鞣製せしむるの  
要あるを以て商工大臣の指定したる統  
制團體(日本皮革工業組合聯合會)に於  
て其の統制を行はしむることとせり」  
然らば原皮鞣成の用途別割當とは如何  
なる事を意味するか、これの理解には先  
づ皮革使用制限規則の説明を必要とす  
る。よつて理解の便宜上、皮革の使用制

限に就て詳述し然る後これと密接不可分  
の關係にある原皮の用途別割當を説明す  
ることとする。

用途別割當 製革工組、或は  
製革業者は、任

先づ昭和十三年八月一日施行された皮  
革配給統制規則第一條は、「革とは牛、馬  
羊、豚、鯨、鯨の皮を鞣成したるものを  
謂ふ」と規定し、皮革使用制限規則も此れ  
等六種類の革を取締の對象としてゐた。  
然るに十四年八月一日より改正施行され  
た兩規則では、此れ等六種類へ更に水牛  
(これは舊規則では牛の中に一括されて  
ゐた) 驢、驢、鹿、獐、犬を加へ羊を、  
綿羊と、山羊の二種類に分類してゐる。  
此處で特に注意すべきは、水産皮革の鯨  
と鯨は別として、鹿、獐、犬は革として  
は統制を受けてゐるが、原皮としては今  
の處統制規則を適用されてゐない點であ  
る。然しそれは兎に角法的に見た革の定  
義(規定)は必要に應じて擴大され得るも  
のであるから、今日以上十三種に限定さ

三

用途別割當



れてゐても、これを以て一定不動と考へる譯にはいかない。

**革の使用制限** (軍及び第三國向輸出注文は例外) 一、靴、二、馬具、三、自轉車又は自動車用サドル、四、調帶、五、パツキング、六、運動用具、七、革砥等の物品又は其の材料は牛(黄牛を含む)水牛の革を以て製造を禁止されてゐる。これは使用制限規則第一條によつて規定されてゐるので、これ等の七品目を一條品又は略して一條と稱してゐる。

一、靴を除く履物類、二、靴、トランク、ランドセル、リュックサック、圖囊、其の他の携帯用具、三、マント、外套、上着、ズボン、其の他の衣類、四、帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆、其の他の衣類附屬品、五、ハンドバック、墓口、紙入、煙草入、名刺入、筆入、其の他の袋物、六、眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃サック、運動具入其の他の容器、七、水筒紐、時計腕革、其の他の縛革、八、首輪、引紐、鞍其の他の家畜用具(但し馬具を除く)、九、

椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團、其の他の家具什器、十、書籍及帳簿、アルバム、其の他の文房具、十一、張革、吊革其の他の車輛用品、等は製品、材料共に牛、水牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊、豚、鹿、獐、犬、鯨、鯨等の革を以て製造を、同規則第二條によつて禁止されてゐる。よつてこれ等を二條品、又は二條とも稱すること、一條の場合と同様である。

斯く見て來ると、我々の常識の範圍内にある民需用皮革製品は全面的に製造を禁止されてゐることになる。然し左記方面への使用は禁止されてゐない。即ち、エプロンレザー、ローラースキン、延展革、展棉革、ハイドラフトレザー、ラビングレザー、コーミングレザー、其の他綿、毛、絹、人絹、人絹紡績レザー、シート、及び紡績機械用革(ビツカー、パツファー)等は使用制限規則の適用を受けてゐない。此れ等は一般民需用(繊維工業用)革ではあるが、まだ完全な代用品が市場に出てゐないので、革のこれ等方面への使用を禁止すると繊維工業は或意味に於て、作業の繼續が不可能に陥る

危険性があるので當局は使用を禁止しなかつたものと思はれる。猶又一條に於て禁止されては居るものの、實際上使用を商工大臣によつて、特別に許可されてゐるものに(牛、水牛)

一、修繕用靴底革(半張)、二、馬具、三、パツキング(工業用)、四、調帶(工業用)、五、運動用具等がある。

昭和十四年四月二十八日附臨時物資調整局長通牒はこれを次の如く具體的に例示してゐる。

第一、皮革使用制限規則施行に關する事項

一、修繕は第一、二條の製造に含まざること

二、第一條、二條の許可は左に依り之を取扱ふこと

(イ)軍裝品の製造にして部隊長の證明又は召集令狀の如き之に準ずべき證明方法ある場合、軍人軍屬に非ざるも戦地に於て勤務する者の使用する物品の製造にして所屬長の證明ある場合

(ロ)開港に入港する外國船舶の乗組員に販賣する等外國人の使用に供

せらるるものなること明なる物品を製造する場合

三、官公衛の註文に係る靴の製造にして眞に己むを得ざる場合

四、左の物品を製造する場合

(イ)馬具の内 手綱、頭絡具、鞍革、托革類及革條類

(ロ)調帶の内 紡織業、銑鐵、合金鐵、鋼及び特殊鋼の製鍊業及其の材料品製造業、電纜製造業、金屬工作機械製造業、工具及刀具製造業、機關車及客貨車製造業、自動車製造業、航空機製造業、鐵製船舶製造業並に製粉業に使用するもの

(ハ)パツキングの内 水壓機、油壓機、空氣制動機並に氣體及液體壓縮機に使用するもの

(ニ)運動用具の内 劍術、銃劍術用具及各種運動用ボール

(ホ)航空用衣類、帽子及手袋並に電氣熔接其の他危険なる作業に使用する手袋

五、前四號に該當せざる場合と雖も革の品質が第一條二條に掲ぐる物品又は其の材料に使用するに非ざれば利

用の途なきものとして特定の用途を指定し、日本皮革統制株式會社又は日本羊革統制株式會社より配給せられたる革を其の用途に使用する場合

六、屑革(縁頭革を除く)を使用する場合

七、鞍革にして靴甲革其の他第一條に掲ぐる物品又は其の材料の製造に適應せざるものを第二條に掲ぐる物品又は其の材料の製造に使用する場合

八、其の他特に必要と認むる場合

之を要するに、當局の方針は革の使用を一應使用制限規則にて全面的に禁止して置き、然る後一條品の大半に製造許可の特例を開き、二條品は大體に於て特例の許可をしない、と云ふにあるらしい。

然も商工當局に於ては、一條品の製造を許可する場合にても、特に工業用革即ち調帶、パツキングに重點を置き、原皮の鞣成を極力此の方向に副はしむるべく皮革工聯に嚴命、原皮の品質及び鞣成技術の未熟等のため、前記二方面の使用に非適當な革が製成した場合にのみ他の一條品製造に流用を許可した。斯くて原皮の用途別割當の必要性が強張されることに

なる此の目的は、

一、原皮の經濟的處理

二、原皮の合同的處理

これを更に具體的に記述すると、

一、エプロンレザー、ローラースキン、ビツカー、パツファー、ハイドラフトレザー等繊維工業用革

二、調帶、パツキング等工業用革

等の用途別に原皮を割當鞣成原皮の品質が前記二方面の使用に適合しない場合のみ、一條品中の他の品目即ち修繕用靴半張、馬具、運動用具向に鞣成を許可、而して用途別割當に於て鞣成した革が製革技術の未熟等のため、所期用途の使用に絶へない場合、これを他の一條品に使用を許可すること前述の如くである。

**價格** 皮革の價格は配給統制規則第九條の規定により原皮、革の二つ共公定價格が設定されてゐる。

**原皮價格** 事變勃發後、特殊需要騰を見たが、更に昭和十三年八月一日よりの使用制限に伴ひ値上りの傾向にあつたので商工省に於ては、同年七月二十日の價格を、同年八月一日以降同月末日迄



の價格と指定、同年九月一日以降は、次の如く價格を公定告示した。

内地産原皮

牛鹽生皮

- イ、牝大牛皮（一枚七貫五百匁以上のもの）貫、四圓七五錢、牡輕牛皮（一枚五貫以上七貫二百匁未満のもの）貫、四圓六〇錢
- ロ、牝大牛皮（一枚四貫八百匁以上のもの）枚、三三圓七五錢
- ハ、牝輕牛皮（一枚四貫以上四貫八百匁未満のもの）枚、三〇圓三五錢
- ニ、中牛皮、牡（一枚二貫以上五貫未満のもの）牝（一枚二貫以上四貫未満のもの）貫、三圓八五錢
- ホ、小牛皮、牡牝共（一枚二貫未満のもの）七圓一五錢

牛生皮

- イ、牝大牛皮（一枚九貫以上のもの）貫、三圓五五錢
- ロ、牡輕牛皮（一枚六貫二百匁以上九貫未満のもの）貫、三圓四五錢
- ハ、牝大牛皮（一枚六貫以上のもの）

外地産原皮

- イ、大牛皮（一枚二十五斤以上のもの）斤、一圓二十錢
- ロ、中牛皮（一枚十五斤以上二十五斤未満のもの）斤、一圓十錢
- ハ、小牛皮（一枚十五斤未満のもの）斤、一圓

朝鮮産牛鹽干皮

- イ、大黃牛皮（一枚六貫六百匁以上のもの）貫、三圓六十錢
- ロ、中黃牛皮（一枚六貫六百匁未満のもの）貫、三圓三〇錢（以下略）

臺灣産黃牛鹽生皮

- イ、大黃牛皮（一枚六貫六百匁以上のもの）貫、三圓六十錢
- ロ、中黃牛皮（一枚六貫六百匁未満のもの）貫、三圓三〇錢（以下略）

（三）輸入原皮

（本船渡賃段に百分の四の手数料及運費、保険料等の諸経費を加算したる額）以上の價格は事變前市價の約三割五分高、當時の最高價に比し約五割方の下値と云はれてゐる。

革價格

革の價格も、原皮と同様商工大臣によつて販賣價格を指定されたが、其の期間は多少これと相違してゐた。即ち昭和十三年八月一日より同年十一月末日迄は、同年七月二十日に於ける價格を以て公定價格と指定、昭和十三年十二月一日以降は次の如く決定告示された。

牛皮革百斤二一〇圓、ベルトングレザ一馬靴甲革百斤八五錢、豚靴甲革百斤六五錢、馬靴甲革百斤七五錢、ローライスキヤン二圓、エプロンレザ一坪二圓四十錢、（但特殊の加工を施したるものは加工の程度に應じ右價格を越ゆることを得）十四年八月一日より施行の改正配給統制規則並に使用制限規則は、従來統制圖外にあつた、犬、鹿、獐、驢、驘の革にも統制を加ふることとなつたので此れ等の革及び公定價格の設定がなかつた層革等

にも公定價格を八月一日より設定することとなり、次の如く改正公布を見た。尙此の新價格は、犬、鹿革に於て従前市價より約二分の一安、層革は二分の一以上安、既統制革は最低二分、最高二割安となつてゐる。

- 牛ベルトングレザ一坪百斤三二〇圓、水牛ベルトングレザ一坪百斤二五〇圓、牛ローライスキヤン一坪二圓一錢、牛エプロンレザ一坪二圓五〇錢、牛底革（一俵百九十斤以上のもの）百斤二一〇圓、水牛クローム製底革、百斤一四五圓、牛クローム製甲革（色、黒共）カーフ（一斤百七十坪未満のもの）坪一圓、大判（一打三百坪以上のもの）坪八五錢、馬（驢、驘を含む）統制革坪六五錢、キツド（綿羊革を含む）色、黒共坪一圓一五錢、豚製底革百斤一五〇圓、獐革製坪三五錢、クローム製（色、黒共）坪四〇錢、犬クローム製甲革（色、黒共）坪九五錢、層革一號、一貫一二圓、二號、一貫十圓、（以下略）改正價格は、舊價格に比較して一割乃至一割方の値下げとなつてゐる。

革の配給経路

- 一、エプロンレザ、ローライスキヤン、延展革、展棉革、ハイドラフトレザ、ラビングレザ、コーミングレザ、其の他綿、毛絹、人絹、人織紡績レザシート用革、等は製革工業組合若くは製革業者より、直接の需要者又は特定の販賣業者に、二、軍需其の他特定の用途に供するため特定の者に革の供給を必要とする場合、製革工組又は製革業者より、直接に
- 三、前記以外の革は（イ）山羊、綿羊、鹿革、大濫製革等の洋革は、製革工組、若しくは製革業者より日本羊革統制株式會社に販賣、（ロ）羊革以外の革は、日本羊革統制株式會社に製革工組又は製革業者より販賣

而して此の會社に工組、製革業者が革を販賣する場合は、豫め毎月の革の種類別及取引先別販賣數量を定め商工大臣の承認を受ける必要があり、之を變更するとき亦同様である。

- （一）ベルト、バックキング等の工業用革、日本工業用皮革製品工業組合聯合會所屬工組一組合員
- （二）ピツカー、バツプアー、日本ピツカー工業組合一組合員
- （三）層革、層革工業組合一組合員
- （四）白鞣革、商業組合聯合會一所屬組一組合員
- （五）運動用具革、運動用皮革工業組合一組合員
- （六）馬具用革、靴用革等前五〇號以外の革、統制會社所屬の配給店一靴工業組合聯合會一工組一組合員、配給店一馬具工業組合一組合員

而して四回配給即ち八月份賣出より従來の配給店の實績主義を靴用半張に限り統制會社が配給切符を發行し、各府縣の消費率に應じ、これを地方長官に交付、長官は管轄工組に再轉付せしめ工組はこれを組合員に實績に應じ再分割交付することに改正、六回配給、即ち十月賣出分より、靴、馬具、運動用具、革は各府縣の消費實績により或一定數量を該當府縣に割當て、各府縣では管轄工組に割當、工組は所定の配給店を通じて割當數量の



共同購入を行ふことになつた。革の配給は斯くの如く全面的に統制が完備、殆ど餘す處がない有様である。参考迄に皮革統制會社の本年度各月別賣出金額を左に摘記する。

第一回賣出(五月)	百 萬 圓
第二回賣出(六月)	百 萬 圓
第三回賣出(七月)	百二十萬圓
第四回賣出(八月)	百五十萬圓
第五回賣出(九月)	百三十萬圓
第六回賣出(十月)	百〇五萬圓
第七回賣出(十一月)	百十萬圓
第八回賣出(十二月)	百二十萬圓

### 皮革工業概観

原皮の需給量 内地、輪、移入原皮の數量は、物動計畫並に軍需に關する事項を含むので、關係者以外の者には判明しないし、發表の自由も許されてゐない。で、原皮需給の方面から見た本年度皮革工業の盛衰を記述出來ないのは甚だ残念だが、時局柄又已むを得ない。参考迄に掲出し得る最近の統計を次に示す。  
△内地産原皮(昭和九年、一、四三三枚、十年一、五一四枚、十一年一、

### 七六〇枚

△輸入原皮(牛、水牛皮)(大藏省貿易年報)昭和十二年、六一七、一二〇百斤、三九、七八八、一二八圓、重なる輸入地(斤)支那三九、八九一、シヤム一八、二〇〇、アメリカ一九、〇三二、アルゼンチン一一三、七〇七、オースタリア四一、八八五、昭和十三年(全一ヶ年に非ず)四五五、四六四、四二五、一三九、〇五四圓

然し大體に於て十四年度は絶對量に於て十三年度より多少供給量の増加を見た模様であるが、一般民需用は、其の割に増加せず、寧ろ減少を見た

### 工聯の活動

十四年度に於ける本工業の特徵は、原皮の用途別割當と日本皮革工業組合聯合會のそれに伴ふ活動である。用途別割當に就いては先に記述せる處であるから、此處では再度繰り返すの煩をさけるが、兎に角必要が生んだ企圖とは云へ原皮鞣成工業上の畫期的計畫であつて、我國將來の鞣成技術の向上に益する處多からざるものがあり、その成果は刮目に値する。蓋し統制經濟が實

した功績の一と云へるであらう。

工聯(日本皮革工業組合聯合會の略稱)は商工大臣により配給統制規則による統制團體と指定され、所屬工業組合、及單獨加入の八社に原皮の用途別割當を行ふことになり、従つて各製革業者の所有する技術の再檢討再訓練が痛感されるに至つた。因て工聯では、

- 一、技術の登録制を採用、即ち各工組の技術を嚴重に審査の上、これを登録、原皮の割當を合理化す、
- 二、各種製革の規格を制定、皮革品位檢定委員を選任して組合員の製品を檢定し、技術の向上を計る、

等の基本方針を決定すると共に

- 一、工業用革の製革技術向上のため技師の派遣、講習會の開催、共同施設の指導等を行ふ
- 二、格付の決定に當り處罰方法を探ると共に獎勵表彰を行ふ
- 三、豚皮其の他輸出向製革を獎勵

本年度工聯活動の重點は技術の向上に集中されたと云ひ得るであらう。  
**製品の傾向** 屢述の如く、商工省では工業用革(ベルト、パツキング、紡績

等)の製造に重點を置き、牛、水牛皮を専ら此の用途に割當て、唯僅にこれ等原皮の一部を靴底用革として割當てるに過ぎなかつた。各製革業者は工聯、工組の指導によつて、自己の製革技術を此れ等工業用革の製造に適せしめる様努力すると共に、従來市場に現はれなかつた豚、馬皮による靴用革、靴底革等新製品の製造に着手、これ等用途の牛革不足を多少なり共補ふに至つた。

### 製革工業の一般狀勢

商工省の發表によると昭和十三年十二月末現在に於ける我國製革製造場は七百、職工數五千九百〇一人であつて、十五工業組合、八會社に組織され何れも工聯に加入してゐるが、これを設備、作業別を以て分類すると概して十五工業組合所屬組合員は手工業に屬し、八會社は大資本を以て經營され優秀なる設備を整へ近代的企业形態を有するものである。隨つて統制の影響も、前者と後者では多少其の趣を異にしてゐる。

先づ前者は一般民需用製革の減少と、工業用革製造の重點主義のため、中小企

業形態特有の技術、設備上の必然的劣悪條件に制約され相當打撃があつたものと見られるが、一面、軍需品の受註も相當あつた模様なので、これを平均すればたいた打撃はなかつたものと觀察するのが妥當か、尙技術、設備等の立遅れを清算するため、當局の指導のもとに、共同施設、共同作業場の建設を計畫、或は既に、三河島工組、江東工組の如く完成せる所もあつて、漸次作業状態を改變せしめんとする傾向にあるのは、注目すべき現象である。

後者は、原皮の取得が工聯の配給割當に依存することとなりたるため従來の如く、豊富なる資本により所期量を自由に購入し得た特權を失つたこと、一般民需用革の使用制限等のため、これ亦相當の打撃は免れなかつた。然し軍の管理工場又は利用工場に指定されてゐる關係上軍需品の製造によつて、民需品の製造による打撃を或程度カバーし得たものと見られてゐる。

### 工聯所屬組合

和歌山製革工業組合、兵庫縣川西皮革

- 工業組合、兵庫縣高木皮革工業組合
- 江東皮革工業組合(東京)、三河島製革工業組合(東京)、大阪皮革工業組合、上鈴製革工業組合(兵庫)、松原皮革工業組合(京都)、大阪鹿皮工業組合、警田皮革工業組合(兵庫)、神奈川縣製革工業組合、名古屋皮革工業組合、北攝皮革工業組合(兵庫)、三重縣製革工業組合、日本皮革株式會社(東京)、明治製革株式會社(東京)、秋元皮革株式會社(東京)、田中製革所(東京)、大阪調帶株式會社、新田調帶製造所(大阪)、山陽皮革株式會社(兵庫)、朝鮮皮革株式會社(京城)



# セメント工業

**概況** 我國内地セメントの設備能力は現在年産一千二百萬噸と稱せられてゐるが、大正十三年以來嘗て全能力を動員した例はなく、逆に相當の生産統制、操業短縮を實行して來た。即ち過去七ヶ年に於ける減産率は左の如くである。

年度	最高	最低
昭和七年	五七、五	五〇
同八年	五五	四〇
同九年	五七	五二
同十年	五七	五三
同十一年	六三	五五
同十二年	六五	五六
同十三年	六九	五九

尚ほ次表はこれが歴年度の生産高である。(單位應)

年度	生産高	輸出高	制限率
昭和七年	三、七三、三八二	三、七三、三八二	三、七三、三八二
同八年	四、七二、八三四	四、七二、八三四	四、七二、八三四
同九年	四、八三、一六五	四、八三、一六五	四、八三、一六五
同十年	四、九〇、九四八	四、九〇、九四八	四、九〇、九四八
同十一年	四、三九、一八八	四、三九、一八八	四、三九、一八八
同十二年	四、六六、四七八	四、六六、四七八	四、六六、四七八
同十三年	四、三六、〇二六	四、三六、〇二六	四、三六、〇二六

業者に其の旨徳適する處があつた。朝鮮に於けるセメント製造工場五、年生産力百廿萬噸、推定需要二百五十萬噸、滿洲國八工場、百十萬噸、需要三百萬噸乃至四百萬噸、北支は事變前八大工場の生産額七十萬噸、需要も亦七、八十萬噸であつたが、最近の需要は、港灣、鐵道の改修建設により百萬噸を突破、將來開發計畫の進展と共に莫大なる需要が推定されてゐる。斯る外地現地及び將來の需給状態に想到するとき、當局の内地遊床設備外地移轉企圖は蓋し一應機宜を得たものと云ふことが出来る。

聯合會に於ても設備を移轉した業者には、操短率を緩和する等の優遇方法を決定、當局の方針に順應の態勢を採つたが、外地に於ける建設、生産、兩資材の入手不安は、業者の積極的移轉工作を阻害し、此の問題は單なる當局の提唱に止まり、具體的實現は見なかつた。

**需給關係** 十三年度セメント界は鐵材の使用制限等の影響を受け、近年にない高度の操短を實行(最高六九、最低五九)せざるを得ない状態にあり、頗る業界は不安視されてゐるが、十四年度に這入る

や、俄然需要は激増傾向を示し、ために聯合會では十三年十二月の理事會で決定した五割九分の操短率を三月六割六分に緩和した。然し依然としてセメント不足

昭和十四年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
生産高	三九、五六七	三二、七八八	三〇、五八一	三六、四三三	三五、四九九	三九、一五九	三五、五二二	三六、二二九	三五、七〇一	三、二八、五八五
	三二、九四五	三〇、八二二	二八、四三三	三五、四九九	三六、四三三	三九、一五九	三五、五二二	三六、二二九	三五、七〇一	三、二八、五八五
クリンカー	三九、五六七	三二、七八八	三〇、五八一	三六、四三三	三五、四九九	三九、一五九	三五、五二二	三六、二二九	三五、七〇一	三、二八、五八五
	三二、九四五	三〇、八二二	二八、四三三	三五、四九九	三六、四三三	三九、一五九	三五、五二二	三六、二二九	三五、七〇一	三、二八、五八五
出荷高	三六、一六四	三三、二三五	三〇、三四五	三六、四三三	三五、四九九	三九、一五九	三五、五二二	三六、二二九	三五、七〇一	三、二八、五八五
	三二、九四五	三〇、八二二	二八、四三三	三五、四九九	三六、四三三	三九、一五九	三五、五二二	三六、二二九	三五、七〇一	三、二八、五八五
輸出高	二四、〇〇〇	二二、六八〇	二〇、三五五	二六、四三三	二五、四九九	二九、一五九	二五、五二二	二六、二二九	二五、七〇一	二、〇一、二三三
	二二、九四五	二〇、八二二	一八、四三三	二五、四九九	二六、四三三	二九、一五九	二五、五二二	二六、二二九	二五、七〇一	二、〇一、二三三
制限率	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇
	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇	六九、〇

十四年度に這入つて三回に亘る操短率の緩和も、決して市場のセメント需給逼迫を解消し得るには至らなかつた。斯の如き需要増大の原因としては

一、特殊需要二、建築、土木等生産擴充産業三、發電所建設等

諸部門の使用量激増を擧げることが出来る

の聲が絶へないので更に六月は六割二分五厘に再緩和、七月以降は六割に迄繰り下げた。詳細は次表の示す如くである。

然しセメント需給逼迫の原因を前述の方面の需要増大のみ歸するは正鵠を得た觀察とは云ひ得ないからがある。

**生産關係** 前掲の表にても明らかな如く、操短率の緩和を見た各月當りの生産出荷高は必ずしも上昇線をたどらず、シグザの経過を示してゐる。此處に需給

逼迫の秘密が藏されてゐる。即ち生産材、就中春以來の石炭入手不調滑は、多少の例外はあるとしても、全般的にこれを見る時、著しく生産の減退を餘儀なくせしめ、公稱操短率と實際操短率との間に相當の開きがあつた。絶對的の生産高が生産資材關係に制約されて、需要増大にも拘らず、生産制限率一杯に生産されなかつたことが全般的セメント饑餓の原因であり、これに加ふるに、輸送力の不足、工場の偏在、現行仕切價格決定方法の不備等が相關聯して更に地方的需給不均衡を惹起した。

十月一日より實施された改正石炭販賣取締規則による十月以降十五年三月に至るセメント業界への供給石炭量は、平均五割餘減と査定され、査定石炭量を以て操業を持続するとすれば實際的操短率は七割三分、即ち操業二割七分といふセメント界未曾有の生産制限となり、昭和十四年春以來激増傾向にある需要、それに對する前述の如き供給不足が更に石炭問題のため悪化、セメント需給界の前途は暗澹たるものとなるに至つた。昭和十四年十、十一月の生産数字は早くもその影



響を物語つてゐる。

昭和十四年	生産高	總出荷高
十一月	三三、〇六六	三三五、四八〇
十月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
九月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
八月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
七月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
六月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
五月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
四月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
三月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
二月	三二、〇六六	三三六、三〇〇
一月	三二、〇六六	三三六、三〇〇

### 統制

昭和十四年春以來セメント需給逼迫の聲が漸く大となり、商工當局へこれが入手方旋幹の陳情頻りに及んで、當局では、その實情と原因の調査に乗り出し需給逼迫を窮明した結果

- 一、特殊方面、生協方面の需用旺盛なること、
- 二、關西、九州方面、即ち工場所在地に近い地方は比較的逼迫の事實は少いが、關東、東北地方の如きセメント工場が少ない地方は特に需給逼迫甚しい

これが原因として

- 一、工場の偏在
- 二、聯合會現行工場積出は切方法の缺

陷

三、輸送の不円滑  
 等諸事情の真相が判明するに隨ひ、これが對策も漸く考究されるに至り、一、工場の偏在、二、生産と需要の不均衡に付ては、根本的な問題であつて直ちに是正される性質のものではないので、さし當り出荷方法の不合理即ち地方偏在傾向の是正を考慮、出荷のプールの計算に就て、他の商品——肥料等の制度を参考に秘に計畫する處があつた様に觀取された。

當時、十月一日より施行される改正石炭販賣取締規則の運用に於て燃料局はセメント業を平和産業なりとの見地から石炭の割當を極度に制限するとの見透が確定され、事實全設備の二割五分と云ふ低操業に甘んじなければならぬ程、石炭配當量が減額され、需給の將來は益々逼迫するものと思推されるに及んで、商工省化學局では去る十月全業者にセメント配給統制の見地より、共販會社の設立方を嚮導する一方「セメント配給統制規則」の作成を準備するに至つた。

所ではないが、事実は、業者の意同如何に拘らず當局の指示する所定の方向に推移するものと觀察されるのでセメント聯合會加盟各社、アウトサイダーたるセメント懇話會メンバー小野田セメント、電氣化學、東北セメント及び富山セメント、富國セメント、徳山曹達、東洋セメントの各無所屬會社等全業界を打つて一丸としたセメント協議會を結成、共販會社設立案を協議することになつた。

十二月九日、資本金五百萬圓四分一拂込のセメント共販會社設立を臨時資金調整法に基き認可申請する迄に漕ぎつけるには協議會内部、當局對協議會の間に、相當波瀾に富んだ経緯があつた模様である、然し兎に角、共販會社の設立は確定的となり、當局の「セメント配給統制規則」公布によるセメント法的配給統制も決定され、十五年初春よりの實施は確實視される情勢にあるが今の處、それが内容は判明してゐない。

### 價格

セメントの價格は、重要産業統制法第

二條の規定による全業者の第三回價格協定により十三基準地別沖渡最高販賣價格が昭和十三年五月一日以降實施され今日に及び、一袋(五十斤入)最高、小樽、函館、基隆、高雄一圓〇六錢、最低、大阪、神戸九七錢となつてゐるが、勿論これは最終小賣價格ではない。この基準地價格に諸掛、特約店、問屋、小賣店の口銭、手数料が加つて最終販賣價格が算定され随つて小賣價格は全國同一ではない。一例を取れば東京小賣價格(店頭渡)一圓四十五錢、大阪一圓二十五錢、北海道省線レール渡一圓四十八錢となつてゐる。然し昨今では需給逼迫と共に闇相場が横行一袋四、五圓で賣買されてゐるとも云はれてゐる。メーカーは共販會社設立を嚮導されるに及んで、當局に對し現在價格の引上承認方を要求し來つたが、容易に當局の容るる所とならず、遂にセメントにも公定價格制を採用することに方針を決定、十二月十二日中央物價委員會化學工業品物價専門委員會内にセメント部會を設置、左の諸氏を専門委員に任命するに及んだ。

化學工業

己(陸軍省經理局建築課長)(兼)、森島種雄(海軍經理局第三課長、福本柳一(内務省土木局道路課長)(兼)、野中春三(鐵道省經理局第二課長)、金子喜代太(淺野セメント専務)、河内通祐(小野田セメント取締)、岩崎清一郎(磐城セメント常務)、白杵善三郎(大阪窯業専務)、大友幸男(秩父セメント社長)、武富英一(土建理事)、塚本長三郎(日本セメント全組長)、玉置幸太郎(大阪セメント販組理事)

### 同業團體

三、最低價格の制定(一年後撤廢)  
 第二次聯合會  
 昭和四年十二月第一次聯合會期間満了に付更に五ヶ年延長、第三次聯合會  
 昭和九年十一月、第二次聯合會期限満了と共に各社セメント販賣協會、販賣統制會を合併して成立、小野田、大分、常陸、電化の四社は此の時盟外社となる後常陸は加盟、今日に及ぶ加盟社數十九社

### 機能

- 一、全國を十區域に分ち支部を置く
- 二、全國を十一に出荷區域に分ち出荷比率を含む
- 三、生産制限を行ふ
- 四、價格協定を行ふ、三、四に就ては全業者に適用、二、はセメント懇話會との間に協定

四五



ト、電氣化學の三社にて昭和十一年結成、聯合會との團體出荷協定を、更に三社別に割當てる。

△日本ポルトランド、セメント同業會は初め全製造會社の技術者を以て、技術の向上を目的として成立したものであるが、聯合會と異り全業者を網羅してゐるので商工當局により、鐵鋼配給統制團體に指定されてゐる。

合併 十三年以來懸念の淺野と日本の合併が十四年十月一日實現、富國と富山の合併は十二月一日、岐阜セメントは滿洲輕金屬に買収され、全設備を滿洲に移轉、廢業と決る。

# 豊田紡織株式會社

名古屋市西區米田町

# 株式會社 豊田自動織機製作所

愛知縣碧海郡刈谷町









城京・鮮朝

社會式株脂油鮮朝

同	監	同	同	同	同	同	取	取
中	查	飯	久	村	巢	安	締	締
谷	役	山	保	山	籠	久	役	役
繁	長	太	田	威	種	津	馬	松
三	崎	平	四	士	一	庄	上	本
	茂		郎	吉		右	福	伊
						衛	壽	織
						門		

廣……二〇



株式會社

朝鮮殖産銀行

年賦定期貸付  
普通銀行業務

日本銀行代理店  
日本勸業銀行代理店  
朝鮮貯蓄銀行代理店

京城府南大門通り二丁目百四十番地ノ一

頭取 林 繁 藏  
副頭取 渡 邊 彌 幸

資本金六千萬圓

全鮮各地に支店派出所  
六十七ヶ所並に内地大  
阪に支店あり

廣……二一





# 朝鮮運送株式會社

**役員**

取締役社長 村上 義一  
 副社長 河合治三郎  
 專務取締役 荻原 三郎  
 常務取締役 增田 平八  
 取締役 永井 寬龍  
 同 吉田秀次郎  
 同 廣瀨 博  
 同 韓相龍  
 監査役 本岡卯之吉  
 同 福島 敏行  
 同 橫瀨 守雄  
 同 立石 幹

**營業所**

本駐在員 京城府古市町十二番地  
 出張所 關・大阪  
 支店 釜山・馬山・大邱・大田・清州・仁川・京城・開城・海州港・平壤・鎮南浦・新義州・群山・全州・光州・麗水・木浦・元山・咸興・城津・江界  
 營業所 草梁・釜山鎮・舊馬山・北馬山・東村・尙州・醴泉・榮州・西大田・錫山・論山・清安・陰城・大召院・堤川・禮山・利川・慶州・慶梁津・上仁川・朱安・龍山・西水庫・往十里・東京城・土城・海州・東海州・西平里院・載寧・新換浦・馬洞・大同江・船橋里・西平壤・新安州・安州・東廣梁・西廣梁・貴城・龍岡溫項・廣川・滿浦鎮・中江鎮・舊裡里・金堤・江景・長天・美坪・葛麻・文坪・西咸興・下碣・端川・古城・遮湖・吉州・合水・嶺下・生長・鳳頭里・大五川・渭淵・惠山鎮・島內・上黃土・山羊臺・西頭・延岩・屈松・三社・天水・下黃土・楡坪洞・茂山・東草・注文津  
 支店・出張所・營業所々々在地外の朝鮮國有鐵道線各驛  
 代理店 營業所 取引店  
 私鐵線主要驛並主要都邑

## 營業科目

乘合自動車車體  
 貨物自動車車體  
 特殊自動車車體  
 自動車部分品  
 工作機械  
 機械工具  
 鑄山諸機械  
 土木諸機械  
 一般機械  
 鑄造製品  
 火造鍛工品  
 鐵道用品  
 各種轉轍器及轍叉

## 製作修理

# 朝鮮運送株式會社

朝鮮釜山府釜田里三五九番地

電話 一八三七番  
一八四七番

振替口座釜山一〇三九番



朝鮮平壤府船橋里

### 西鮮合同電氣株式會社

同	監	同	同	同	同	取	同	同	同	同	同	常	取	
查	役					締						務	締	
						役						役	長	
鈴	稻	樋	津	上	福	松	倉	邦	永	龜	神	金	難	今
木	葉	口	守	內	島	井	知	答	木	山	保	波	彌	井
善	之	虎	豐	彥	英	次	鐵	規	茂	猛	信	正	彌	賴
種	之	種	之	種	之	種	之	種	之	種	之	種	之	次
一	助	三	治	策	朔	郎	吉	雄	一	治	吉	浩	一	郎

### 朝鮮無煙炭株式會社

朝鮮平壤

廣……二五

### 鐵道用機械並車輛



### 鑛山·土木·電氣用諸機械

增產工場  
 富平工場  
 京城工場  
 營業所  
 東京營業所  
 大阪營業所

本社 京城府漢江通三番地

### 弘中商互株式會社

廣……二四